

平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業
報告書

平成 31（2019）年 3 月

株式会社ウエルビー

目 次

第1章 はじめに	1
第1節 調査研究の目的	1
第2節 調査研究の方法	1
1 自治体アンケート調査	1
2 事業所アンケート調査	2
3 ヒアリング調査	2
4 検討委員会での検討・協議	2
第3節 調査研究で設定した論点	4
第4節 実地指導制度の概要	5
1 実地指導とは	5
2 介護保険の実地指導ならではの困難さ	6
3 実地指導をとりまく背景	9
4 実地指導の実施経過（東京都の例）	12
第2章 調査結果	14
第1節 論点1「実地指導の目的や理念」について	14
1 実地指導の望ましい方向（自治体アンケート問22）	14
2 自治体側の実地指導の効果の実感（自治体アンケート問13）	15
3 事業所側の実地指導の効果の実感（事業所アンケート問8）	19
4 自治体側の「双方向性」の確保の実感（自治体アンケート問18）	20
5 事業所側の「双方向性」の確保の実感（事業所アンケート問9）	22
第2節 論点2「項目の厳選」について	23
1 国による自己点検シートでの事項例示に対する意向（自治体アンケート問15（12））	23
2 国による最新のマニュアルの作成に対する意向（自治体アンケート問15（13））	24
3 他監査受審事業所での確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問15（11））	24
4 第三者評価受審事業所での確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問15（9））	25
5 グループホームの確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問15（10））	25
第3節 論点3「頻度と年次計画」について	26
1 国によるサービス別のインターバルの提示に対する意向（自治体アンケート問15（3））	26
2 株式会社等の優先実施に対する意向（自治体アンケート問15（1））	27
3 2回無指摘事業所での確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問15（8））	27
4 予備調査によるスクリーニングに対する意向（自治体アンケート問15（2））	28
第4節 論点4「集団指導の工夫」について	29
1 集団指導の参加率（自治体アンケート問19（1）（2））	29
2 欠席事業所へのフォローの状況（自治体アンケート問19（3））	30
3 回数・開催場所等を増やす工夫の状況（自治体アンケート問20（1））	30
4 多くの職員の参加の奨励の状況（自治体アンケート問20（2））	31
5 指摘事例の丁寧な解説の状況（自治体アンケート問20（3））	31

6	法制度留意点の丁寧な解説の状況（自治体アンケート問 20（4））	32
第 5 節	論点 5 「他制度との関連の整理」について	33
1	他制度の概要	33
2	同一法人の同一日実施の調整に対する意向（自治体アンケート問 15（6））	36
3	立地を重視した訪問計画に対する意向（自治体アンケート問 15（7））	36
第 6 節	論点 6 「事務受託法人の活用」について	37
1	事務受託法人の状況	37
2	事務受託法人の活用の状況（自治体アンケート問 2・3）	38
3	担当職員の 2 割増員に対する意向（自治体アンケート問 15（4））	39
4	事務受託法人への委託に対する意向（自治体アンケート問 15（5））	39
第 7 節	論点 7 「実施体制の構築」について	40
1	対象事業所数の多寡	40
2	実地指導に従事する職員数の状況（自治体アンケート問 2・3）	43
3	所管部署の自治体内の位置の状況（自治体アンケート問 1）	44
4	兼務の状況（自治体アンケート問 4・5）	45
5	1 自治体の年間平均実施件数等の状況（自治体アンケート問 6）	48
6	実地指導の実施率	52
7	職員 1 人当たりの平均実施件数（自治体アンケート問 2・6）	53
第 8 節	その他の調査事項	54
1	通所介護 1 回分の所要時間（自治体アンケート問 7）	54
2	実地指導業務の所要時間（事業所アンケート問 6）	55
3	事業所の認識不足が多い加算（自治体アンケート問 9（1））	56
4	サービスの充実という意義が実感できる加算（自治体アンケート問 9（2））	58
5	評価・称賛してほしい加算（事業所アンケート問 10（1））	60
6	算定方法や解釈を教わりたい加算（事業所アンケート問 10（2））	61
7	事業所職員の他法指導監査の担当の状況（事業所アンケート問 7）	62
8	自治体による工夫に対する有益感（事業所アンケート問 13）	63
第 3 章	調査結果を受けた提案	64
第 1 節	論点 1 「実地指導の目的や理念」について	64
1	論点 1 をめぐる背景	64
2	論点 1 の方向案	64
第 2 節	論点 2 「項目の厳選」について	66
1	論点 2 をめぐる背景	66
2	論点 2 の方向案	66
第 3 節	論点 3 「頻度と年次計画」について	67
1	論点 3 をめぐる背景	67
2	論点 3 の方向案	67
第 4 節	論点 4 「集団指導の工夫」について	68

1 論点4をめぐる背景	68
2 論点4の方向案	68
第5節 論点5「他制度との関連の整理」について	69
1 論点5をめぐる背景	69
2 論点5の方向案	69
第6節 論点6「事務受託法人の活用」について	70
1 論点6をめぐる背景	70
2 論点6の方向案	70
第7節 論点7「実施体制の構築」について	71
1 論点7をめぐる背景	71
2 論点7の方向案	71
第4章 おわりに	72
参考資料	73
1 自治体アンケート票	73
2 事業所アンケート票	85
3 自治体アンケートの自由回答の要旨	93
問8の1 時間短縮・頻度増の工夫の現状	93
問8の2 時間短縮・頻度増の工夫の意向	97
問10 事業所の認識不足が多く実地指導上労力を要している加算とその理由	99
問11 取得確認を通じサービスの充実という意義が実感できる加算とその理由	108
問12 加算の取得確認のために工夫していること	112
問12の2 加算の取得確認のために工夫したいこと	114
問14 実地指導の効果が高まらない理由	116
問16 事務受託法人の活用促進方策	120
問17 他機関評価の活用方策	122
問21 実地指導の効果を高めるために工夫していること・工夫したいこと	124
問23 巻末自由意見	126
4 事業所アンケートの自由回答の要旨	129
問11 取得を評価・称賛してほしい加算とその理由	129
問12 実地指導の際に算定方法や解釈を教わりたい加算とその理由	130
巻末設問1 集団指導についての意見や感想	131
巻末設問2 実地指導についての意見や感想	132
巻末設問3 その他の意見や感想	134
5 ヒアリング結果の概要	135
(1) 自治体	135
① 栃木県	135
② 東京都	135

③ 静岡県	136
④ 岡山県	137
⑤ 岡山県備中県民局	137
⑥ 鹿児島県	138
⑦ 大阪市	138
⑧ 豊田市	139
⑨ 倉敷市	139
⑩ 佐世保市	140
⑪ 那覇市	140
⑫ 南河内広域事務室	141
(2) 事務受託法人	142
① 公益財団法人東京都福祉保健財団	142
② 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	142
③ 一般社団法人福祉評価推進事業団	143
④ 一般財団法人大阪府地域福祉推進財団	143
⑤ NPO法人介護と福祉の調査機関おきなわ	144
(3) 介護保険サービス事業所・介護保険施設	145
① 社会福祉法人栄和会	145
② QLCプロデュース株式会社	145
③ 社会医療法人愛仁会	146
④ 医療法人明輝会	146
6 検討委員会会議録	147
第1回検討委員会	147
第2回検討委員会	157
第3回検討委員会	168

第1章 はじめに

第1節 調査研究の目的

高齢者の増加に伴って介護保険サービス事業所・介護保険施設（以下、「介護サービス事業所等」と言う。）も増加を続ける中で、指定取消や効力停止等の処分を受ける「介護サービス事業所等」は、平成26年度が215事業所、平成27年度が227事業所、そして平成28年度が244事業所と増加傾向にある。利用者が安心・安全かつ質の高い介護サービスを利用できるよう、事業所の適正な運営を確保していくことの重要性がますます高まっている。

実地指導の実施状況を見ると、実施率が高い自治体がある一方で、低調な自治体もあり、実施率の底上げは重要な課題である。

しかし、事業所の指導監督を担う各自治体は、事業所の適正な運営を確保するため定期的に実地指導を実施しているが、財政等の諸事情から担当職員の増加を見込むことは困難である。十分な実施体制が確保できない状況下、限られた人員で効率的に実施する方法が求められている。

「実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業」は、こうした課題を受け、平成29年度の「効果的・効率的な実地指導の方法等に関する調査研究事業」において把握した、自治体が実地指導に費やす事務量の傾向等も踏まえ、効率的な実地指導に関する定量的なデータとあわせて、効果的な実地指導について定性的な考え方を検討・整理することを目的に実施するものである。

第2節 調査研究の方法

本調査研究は、以下の方法で実施した。

1 自治体アンケート調査

実地指導の現状やその効率的な手法に関する意向等を把握するため、都道府県、政令指定都市、中核市のすべてと、それ以外の一般市208団体（概ね人口10万人以上の市）を対象に、平成30年11～12月に電子メールでの配布・回収によりアンケート調査を実施した。都道府県、政令指定都市、中核市については全自治体から、一般市からも約4分の3の自治体から回答を得た。

自治体アンケートの回収率

区分	配布数	回収数	回収率
都道府県	47	47	100.0%
政令指定都市	20	20	100.0%
中核市	54	54	100.0%
一般市	208	154	74.0%
計	329	275	83.6%

2 事業所アンケート調査

自治体側の実地指導効率化に関する「介護サービス事業所等」の意向等を把握するため、400 事業所を対象に平成 30 年 11～12 月に郵送法によりアンケート調査を実施した。また、株式会社ウェルビーのホームページにも調査票をアップロードし、任意に回答いただけることを、業界団体に周知いただいた。こちらは、政策形成に関する建設的なご意見をいただく趣旨から記名式で実施したこともあり、自治体アンケートと異なり、回収率は低かった。しかし、回答いただいた 76 団体からは、政策形成の参考になる有益な意見がいただけた。

事業所アンケートの回収率

配布数	回収数	回収率
400	76	19.0%

3 ヒアリング調査

実地指導の手法に創意・工夫がみられる先進自治体、実地指導を通じたサービスの質の向上等に意欲的に取り組む先進事業所、自治体業務の軽減等のため実地指導を受託する事務受託法人に訪問ヒアリング調査を実施し、それぞれの組織の現状や課題、意向を把握・整理した。

ヒアリング調査に協力いただいた団体の一覧

	区分	調査対象
1	都道府県	栃木県・東京都・静岡県・岡山県・岡山県備中県民局・鹿児島県
2	政令指定都市	大阪市
3	中核市	豊田市・倉敷市・佐世保市・那覇市
4	その他の自治体	南河内広域事務室
5	事務受託法人	公益財団法人東京都福祉保健財団・公益社団法人かながわ福祉サービス振興会・一般社団法人福祉評価推進事業団・一般財団法人大阪府地域福祉推進財団・NPO 法人介護と福祉の調査機関おきなわ
6	介護保険サービス事業所等	社会福祉法人栄和会・Q L C プロデュース株式会社・社会医療法人愛仁会・医療法人明輝会

4 検討委員会での検討・協議

「実地指導効率性の向上に資する手法等に関する調査研究検討委員会」を設置して、計 3 回の会議を開催し、検討・協議を行った。

検討委員会の開催経過

	開催日時	議 題
第 1 回	平成 30 年 10 月 30 日 10 時～12 時	(1) 実地指導の効率性の向上をめぐる現状と課題について (2) 自治体・事業所アンケート案について (3) 論点（案）について
第 2 回	平成 30 年 12 月 27 日 13 時 30 分～15 時 30 分	(1) 実地指導の効率性の向上に関する論点整理について (2) 意見交換
第 3 回	平成 31 年 3 月 14 日 11 時～13 時	(1) 報告書案について (2) 意見交換 (3) 今後について

検討委員会の委員の一覧

〔検討委員会委員〕

委員氏名	所 属	選出区分
鏡 諭◎	淑徳大学コミュニティ政策学部 教授	有識者
石黒 秀喜○	特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク 事務局長代理	
郡山 洋孝	栃木県保健福祉部高齢対策課 事業者指導班介護保険チーム 課長補佐	自治体 代表
吉永 公知	東京都福祉保健局指導監査部指導第一課在宅サービス検査管理担当 課長代理	
稲葉 裕一	静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課 介護指導第1班 主幹	
河島 恵利香	豊田市福祉部総務監査課 主事	
塩谷 朋子	大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課 指定・指導グループ 担当係長	
福永 和志	鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課（介護保険室） 指導監査員	事業所 代表
瀬戸 雅嗣	社会福祉法人栄和会 総合施設長	
川口 大輔	Q L C プロデュース株式会社 執行役員	
坪 茂典	社会医療法人愛仁会・社会福祉法人愛和会 本部統括部長	
新地 一浩	医療法人明輝会 統括管理部長	

※敬称略。所属団体の位置により北から順に表記。◎は委員長、○は副委員長。

〔オブザーバー〕

氏名	所 属	備考
山本 亨	厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 室長	
塩野 勝明	厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 課長補佐	
岩本 博	厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 介護サービス業務 監視専門官・特別介護保険指導官・特別介護サービス指導官	
吉川 晃	厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室 特別介護サービス指導官	
徳久 知之	厚生労働省老健局総務課 介護保険指導室	
佐藤 里衣	厚生労働省老健局総務課 課長補佐（併任：認知症施策推進室）	
梅村 剛史	豊田市福祉部総務監査課 主査	
加納 昌明	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 企画戦略課長	平成 30 年度「実地指導における 文書削減に関する調査研究事業」 担当
進藤 由美	国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 企画戦略局リサーチコーディネーター （併任：企画経営部 認知症医療推進係長・企画戦略係長）	
渡邊 知世	株式会社 N T T データ経営研究所 先端技術戦略センター 産業戦略グループ コンサルタント	平成 30 年度「介護サービス事業 者による介護報酬請求及び指定 申請に関する帳票等の削減に向 けた調査研究事業」担当
阿部 崇	合同会社 H A M 人・社会研究所 代表社員	平成 29 年度「効果的・効率的な 実地指導の方法等に関する調査 研究事業」担当

〔事務局〕

氏名	所 属	備考
青木 正人	株式会社ウエルビー 代表取締役	
亀井 恵美子	株式会社ウエルビー 取締役	
今中 英二	株式会社ウエルビー	
佐藤 春子	株式会社ウエルビー	
楠元 睦巳	株式会社ウエルビー	
矢吹 彰	株式会社ウエルビー	
山下 隆	株式会社ウエルビー	

第3節 調査研究で設定した論点

調査研究においては、以下の7つの論点を設定し、実地指導の効率化に資する手法等を研究した。

調査研究で設定した7つの論点

番号	項目	内容
論点1	目的や理念	実地指導の効率化を図るため、目的や理念、重視すべき事項についてどのように考えるか。
論点2	項目の厳選	実地指導の項目を一部省略できる一定のルールを定め、効率化を図る等についてどのように考えるか。また、その場合どのような事項が考えられるか。
論点3	頻度と年次計画	実地指導を行う適切な頻度についてどのように考えるか。実地指導の頻度を緩和する事業所を定めることについてどのように考えるか。実地指導の計画を定める際、優先して実施すべき事業所を定めることについてどのように考えるか。
論点4	集団指導の工夫	集団指導の手法・内容を工夫することにより実地指導を効率化することはできないか。
論点5	他制度との関連の整理	障害者総合支援法、老人福祉法等の他法に基づく指導等との合同実施、地理的に近接した事業に対する連続実施、遠隔地に所在する事業所に対する指導事例の共有などにより効率化をより図れないか。
論点6	事務受託法人の活用	事務受託法人の活用を推進する方策について考えられることはないか。
論点7	実施体制の構築	効率的な実地指導を推進するため、地方自治体の体制をどのように考えるか。

第4節 実地指導制度の概要

介護保険の実地指導制度の概要を整理すると以下の通りである。

1 実地指導とは

「介護サービス事業所等」に対する指導監査のうち、指導は、事業所の育成・支援を目的に実施するサービス内容及び介護報酬の請求に関する行政指導で、集団指導と実地指導がある。

指導の権限は、介護保険法第23条の「市町村による保険給付に関する文書の提出」に基づき市町村に、同法第24条の「大臣又は知事による帳簿書類の提示を命じた際の質問」に基づき都道府県に、それぞれあるが、平成12年度の介護保険制度創設当初は、都道府県がもっぱら指導監査を行う形でスタートし、平成18年度の地域密着型サービス創設時に、地域密着型サービスの指導監査を市町村が担うこととなった。また、平成24年度から、政令指定都市、中核市に都道府県の介護保険法第24条の事務が移譲されている。

実地指導は、老健局長通知である「介護保険施設等指導指針」（最新のものは平成18年10月改正）、「介護保険施設等実地指導マニュアル」（同平成22年3月改訂）、「介護保険施設等実地指導マニュアル別冊」（同平成28年3月改訂。「各種加算等自己点検シート」「各種加算・減算適用要件等一覧」を網羅的に搭載）などをふまえ、各自治体が指導要綱等を策定して、必要に応じて独自のマニュアル等を作成し、対象の選定、対象事業所との調整などの事前準備、当日の訪問調査、事後の改善指導といった流れで実施している。

指導に関する介護保険法の規定

介護保険法

（文書の提出等）

第二十三条 市町村は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス（中略）を担当する者（中略）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

（帳簿書類の提示等）

第二十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護給付等（中略）に関して必要があると認めるときは、居宅サービス等を行った者（中略）に対し、その行った居宅サービス等に関し、報告若しくは当該居宅サービス等の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、介護給付等を受けた被保険者（中略）に対し、当該介護給付等に係る居宅サービス等（中略）の内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

（3 以下略）

2 介護保険の実地指導ならではの困難さ

介護保険分野はサービス種別や事業所数が非常に多く、公費支出に伴う要請から介護現場で記録すべき書類の分量が多い。また、「介護サービス事業所等」の運営に際しては、厚生労働省では、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」をはじめとする基準省令を定めるとともに、それらの解釈通知、Q&Aなどを発出して情報提供に努めており、指導監査は、これらの遵守状況を確認し、不正をチェックし、必要な行政処分を行う役割を担ってきたが、これらの法令がたびたび改正されることもあって、その正しい理解のために、事業所、自治体ともに、多大な労力を割いている実態がある。

実地指導においては、平成12年当初の「介護保険施設等指導指針」に、「主眼事項及び着眼点」として、サービス種別ごとに「人員、設備及び運営」のチェックシートを位置づけていたが、平成18年の「指導と監査の区分の明確化」と「市町村への指定居宅サービス等の事業所への立入調査権限付加」を柱とした介護保険制度改正時に、制度の柔軟な運営を図るため、これを廃止し、高齢者虐待防止等の政策上の重要課題に対する運営上の指導に留意して実施することをめざした「介護保険施設等実地指導マニュアル」が策定された。しかし、自治体の多くは「人員、設備及び運営」の指導は欠かせないと考えており、鹿児島県のように、当初の「主眼事項及び着眼点」を改良して現在も使用している例がみられる。

また、平成18年の改正時には、取り組み実績が過小であった「書面指導」が廃止されるとともに、施設2年に1回、居宅3年に1回という指導頻度の規定も廃止され、頻度については、同時期に制度化された事業所指定更新との兼ね合いから、6年に1回を目安に実施するよう、全国介護保険主管課長会議等で自治体に依頼されてきた状況がある。

〔参考〕鹿児島県の実地指導で現在も使用している「主眼事項及び着眼点」（抜粋）

介護老人福祉施設

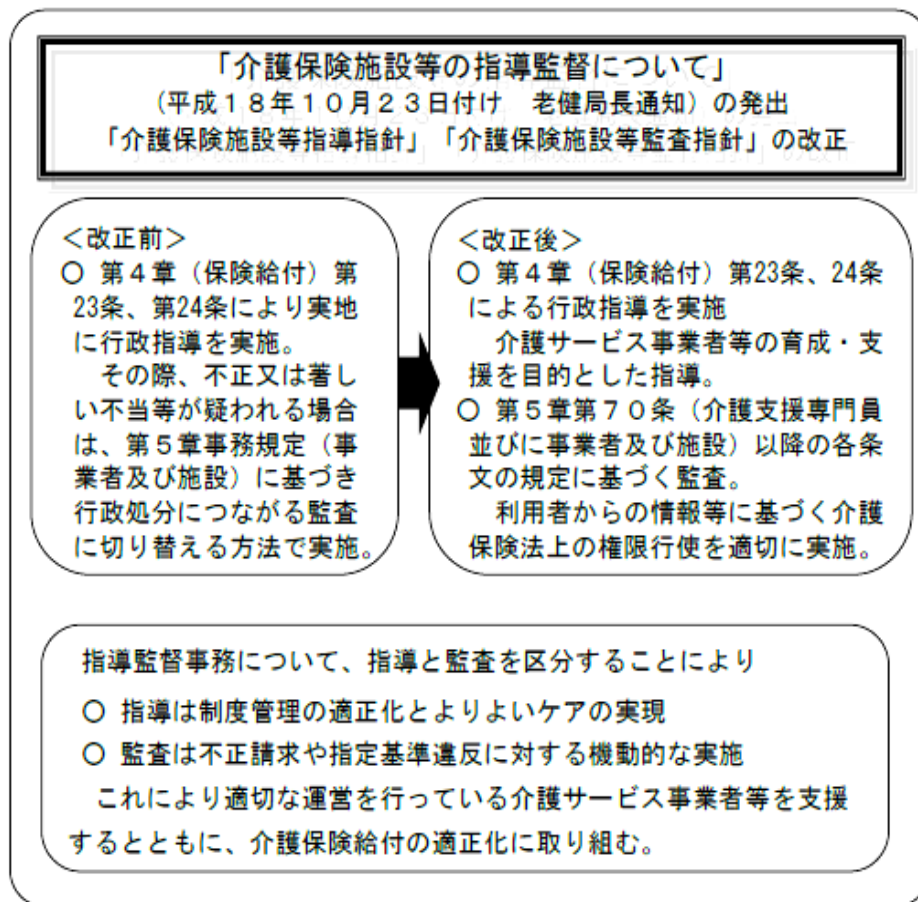
主眼事項及び着眼点（指定介護老人福祉施設）

主 眼 事 項	着 眼 点	自己評価
第1 基本方針	(1) 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとなっているか。	適 ・ 否
	(2) 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めているか。	適 ・ 否
	(3) 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適 ・ 否
第2 人員に関する基準	介護保険法第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は次のとおりとなっているか。	適 ・ 否

資料：鹿児島県ホームページ

〔参考〕平成18年制度改正「指導と監査の区分の明確化」に関する説明資料

⑤ 指導と監査の明確な区分



資料：「介護保険施設等実地指導マニュアル（改訂版）」（平成22年3月）

〔参考〕政策上の重要課題に留意した実地指導を求めた課長会議資料（抜粋）

- ② 「指導」においては、介護サービス事業者等の育成・支援を念頭において、介護サービス事業者等に対する実地指導として、市町村においては法第23条「文書の提出等」、国及び都道府県においては法第24条「帳簿書類の提示等」の規定によるものとして、次の点に留意しつつ、実施するものとする。
- ・政策上の重要課題である、「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」、「褥瘡予防」、「感染症対策」等に基づく運営上の指導
 - ・不正の防止のため、報酬請求上において特に加算、減算について重点的に指導。

資料：平成18年8月1～2日「全国介護保険指導監査担当課長会議資料」

〔参考〕「介護保険施設等実地指導マニュアル」の構成

介護保険施設等実地指導マニュアル		
<目次>		
はじめに		
第1 指導監督の仕組み		1
第2 指導マニュアル		21
総論		23
運営指導マニュアル		33
1 運営指導の概要		35
2 運営指導Ⅰ (利用者の生活実態の確認)		39
3 運営指導Ⅱ (サービスの質に関する確認)		49
報酬請求指導マニュアル		103
○ 報酬請求指導マニュアル		105
第3 参考資料		113
1 ケアマネジメント導入の趣旨		115
2 高齢者虐待防止法の施行		119
3 身体拘束廃止の推進		131
4 認知症ケアの基本		145

運営指導と
報酬請求指導
に区分してい
る

〔参考〕「主眼事項及び着眼点」の廃止に関する説明資料

(2) 「主眼事項・着眼点」の廃止

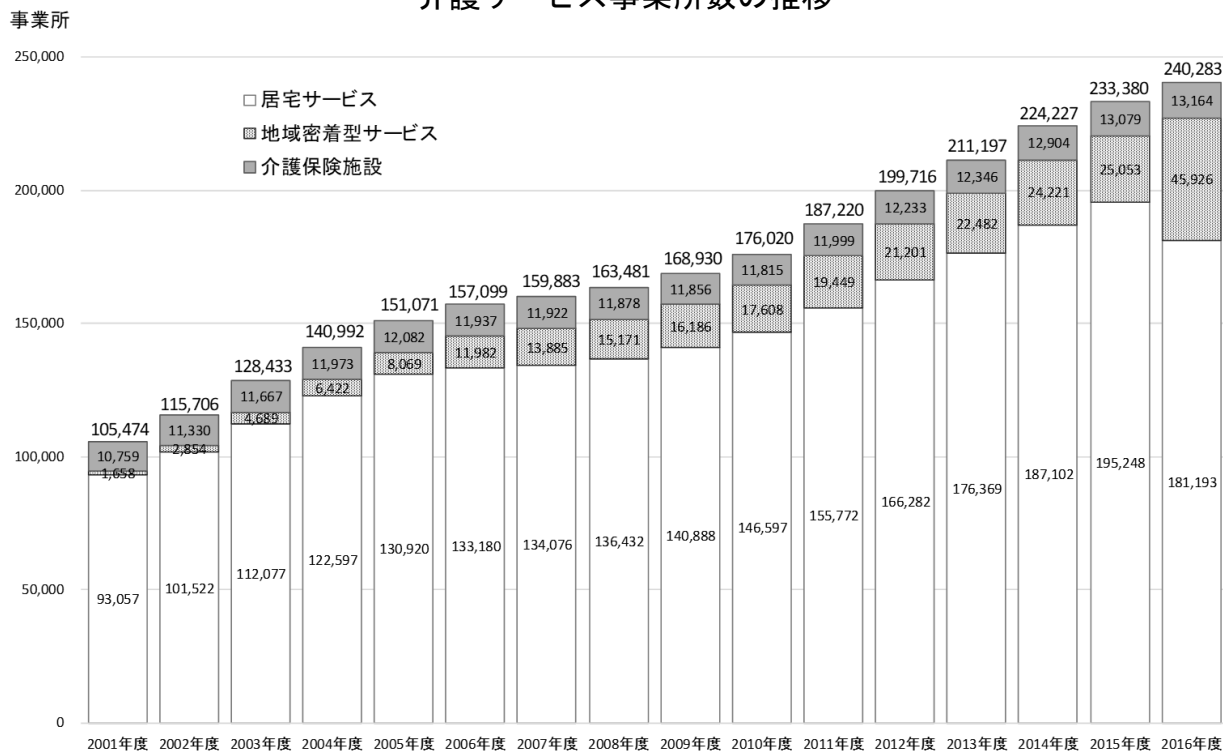
従来、指導指針の中で「主眼事項・着眼点」をお示ししてきたが、項目に沿ったチェックと指摘型の指導となって形骸化し、本来の指導目的に則したものでないとの指摘がなされていること、今回の介護保険法の改正による指導監督事務が明確化されたこと等を踏まえ、今後、従来のような「主眼事項・着眼点」については示さないこととしたのでご了承願いたい。

資料：平成18年8月1～2日「全国介護保険指導監査担当課長会議資料」

3 実地指導をとりまく背景

「介護サービス事業所等」の数は右肩上がりが増え、平成 28 年度で約 24 万事業所と平成 12 年度の 2 倍以上、平成 18 年度の実地指導制度の改正時と比較しても約 1.5 倍となっており、全事業所を対象に網羅的に実地指導を行うことの困難さが増していると言える。また、深刻化を増す介護人材不足もサービスの質を保つ障害となっている。

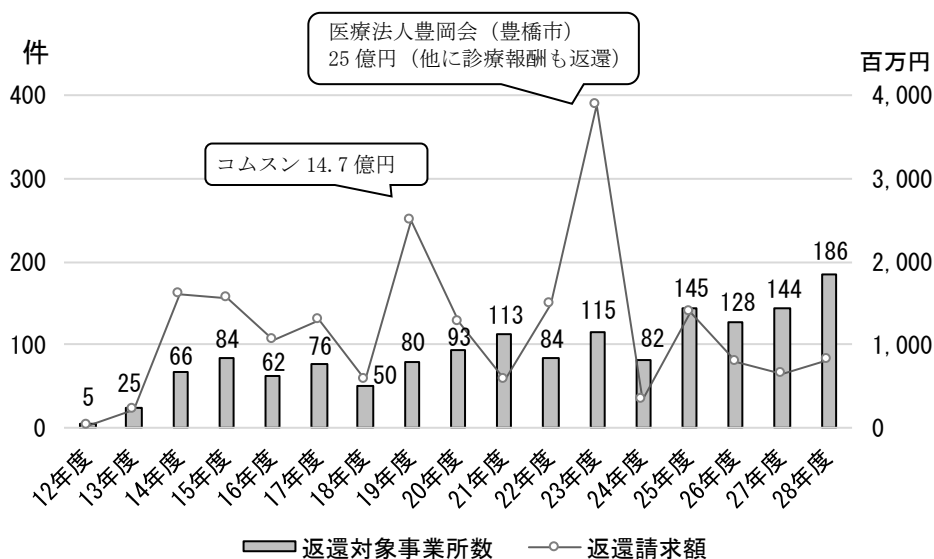
介護サービス事業所数の推移



資料：平成 29 年版厚生労働白書資料編「介護サービス請求事業所数」（原典は「介護給付費等実態調査」。各年度末時点（4 月請求分で集計）。2006 年度以前の「地域密着型サービス」は認知症対応型共同生活介護。介護予防サービス事業所は、予防のみで事業所を開設することは考えられないので 1 件とカウントしていない。また、介護予防支援事業所は含まない。）

行政処分による介護報酬返還件数（返還対象事業所数）は増加傾向にあり、返還請求額は年度によりばらつきがあるが、毎年 10 億円前後はある。

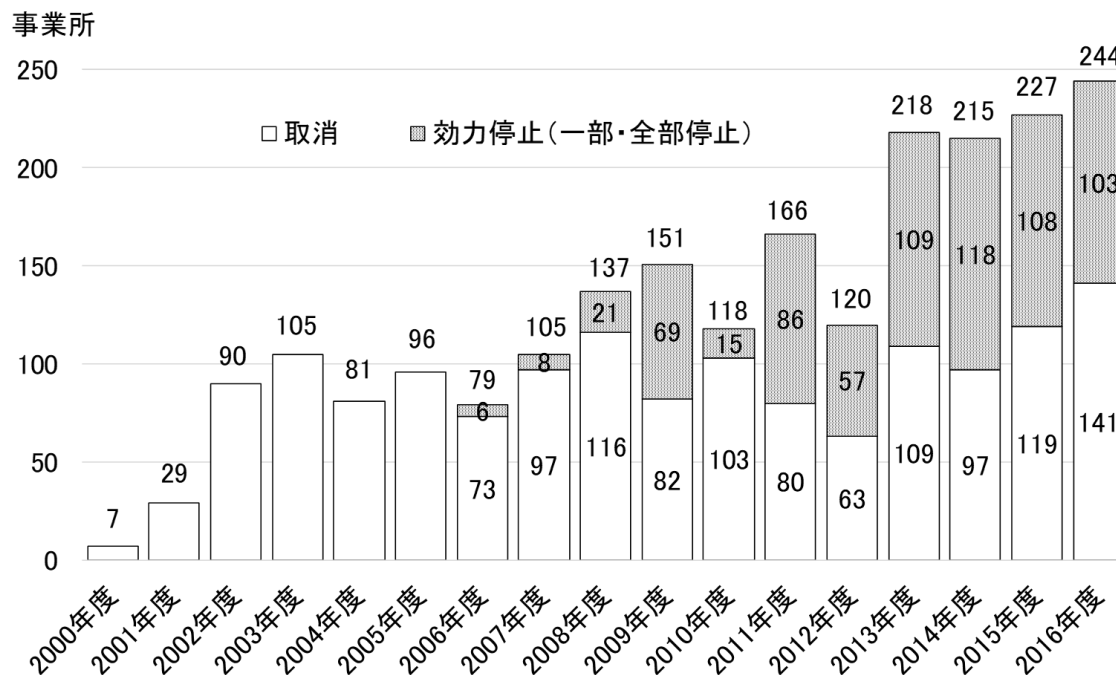
介護報酬返還対象事業所数・返還請求額の推移



※平成 30 年 3 月 6 日「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」参考資料をもとに作成。
※行政処分とは、指定取消、聴聞通知後廃止、指定の効力の一部又は全部停止。

指定取消・効力停止処分を受ける事業所数は増加傾向にある。訪問介護事業所の指定取消等が圧倒的に多い。

全国の指定取消・効力停止処分の件数の推移



※効力停止処分は2006年度から実施された。

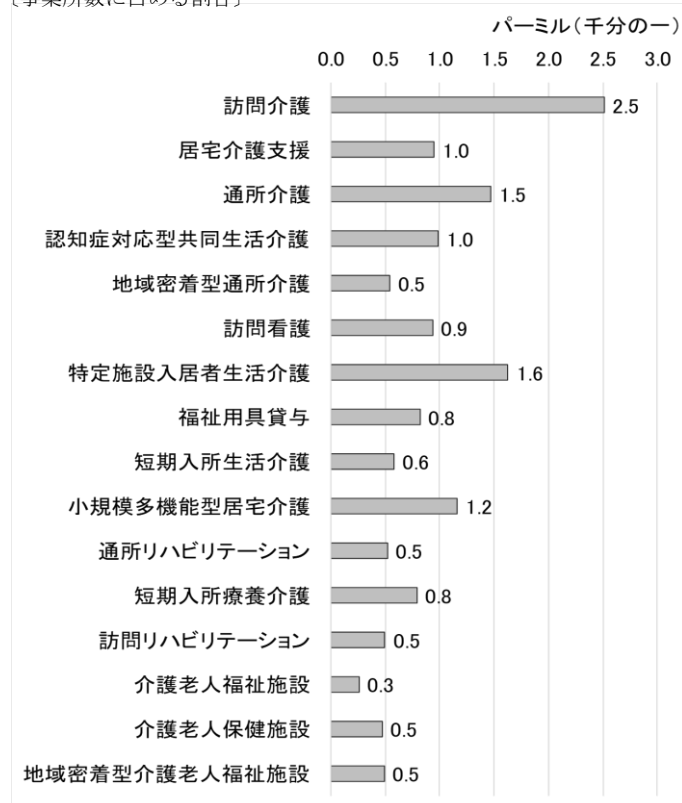
※指定取消の件数には 聴聞通知後廃止（聴聞通知後に廃止届が提出された事業所）を含む。

2016年度（平成28年度）の全国の指定取消・効力停止処分の件数（サービス別）

〔件数〕



〔事業所数に占める割合〕



資料：厚生労働省老健局総務課「介護サービス事業所に対する指導・監査結果の状況及び介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出・確認検査の状況」と厚生労働白書資料編「介護サービス請求事業所数」をもとに作成。介護予防・日常生活支援総合事業と指定福祉用具販売は事業所数不明のため割合は非掲載。

厚生労働省の業務取得データによると、平成 28 年度の実地指導の年間実施率（実施事業所数／対象事業所数）は約 17％で、居宅サービス及び居宅介護支援の実施率が総じて低い。自治体別では、3 割を超える自治体から 1 割に満たない自治体まで差があり、これは必ずしも自治体規模には比例してはいない。

平成 28 年度の都道府県・政令指定都市・中核市の実地指導実施率のサービス別の平均

介護サービスの種類	実施率（％）
居宅サービス（予防含む）	15.8％
居宅介護支援（予防含む）	16.2％
介護保険施設	31.6％
地域密着型サービス（予防含む）	20.8％
合計	16.9％

資料：厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

4 実地指導の実施経過（東京都の例）

東京都福祉保健局では、高齢、障害、保育、医療など各福祉保健分野の実地検査（介護保険法の実地指導や、その他の法律による実地指導、立入検査）を行っており、毎年発行される「東京都指導検査報告書」でその概要を把握することができる。

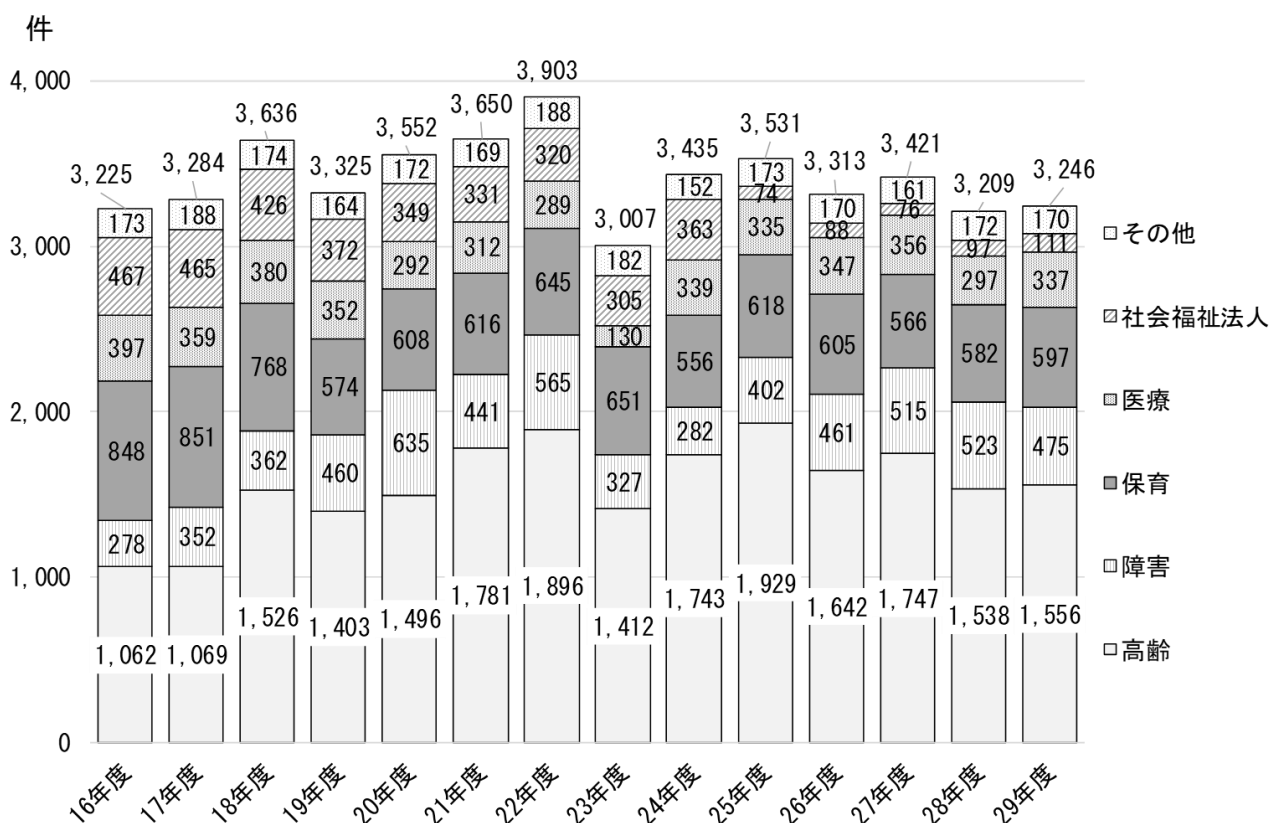
これによると、東京都福祉保健局で実施する実地検査は、平成 16～29 年度にかけて、年間 3,000～4,000 件で推移している。

そのうち高齢分野の構成比は、平成 16 年度当初は 3 割程度であったが、近年は 5 割程度を占める。

高齢分野の内訳は、平成 29 年度では、福祉系居宅介護サービスが約半数で、医療系居宅サービスとあわせ居宅サービスが 7 割となっており、3 割が介護老人福祉施設や有料老人ホーム等の施設系である。有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の実施件数が増えているのが近年の特徴となっている。

各分野とも、事業所数の増加に応じた実施件数の増加はみられないが、指導水準を保つよう、中核市である八王子市への権限移譲をはじめ、事務受託法人の活用促進等を通じて、区市町村との役割分担の強化が図られてきた経緯がある。

東京都福祉保健局が実施する実地検査の件数の推移

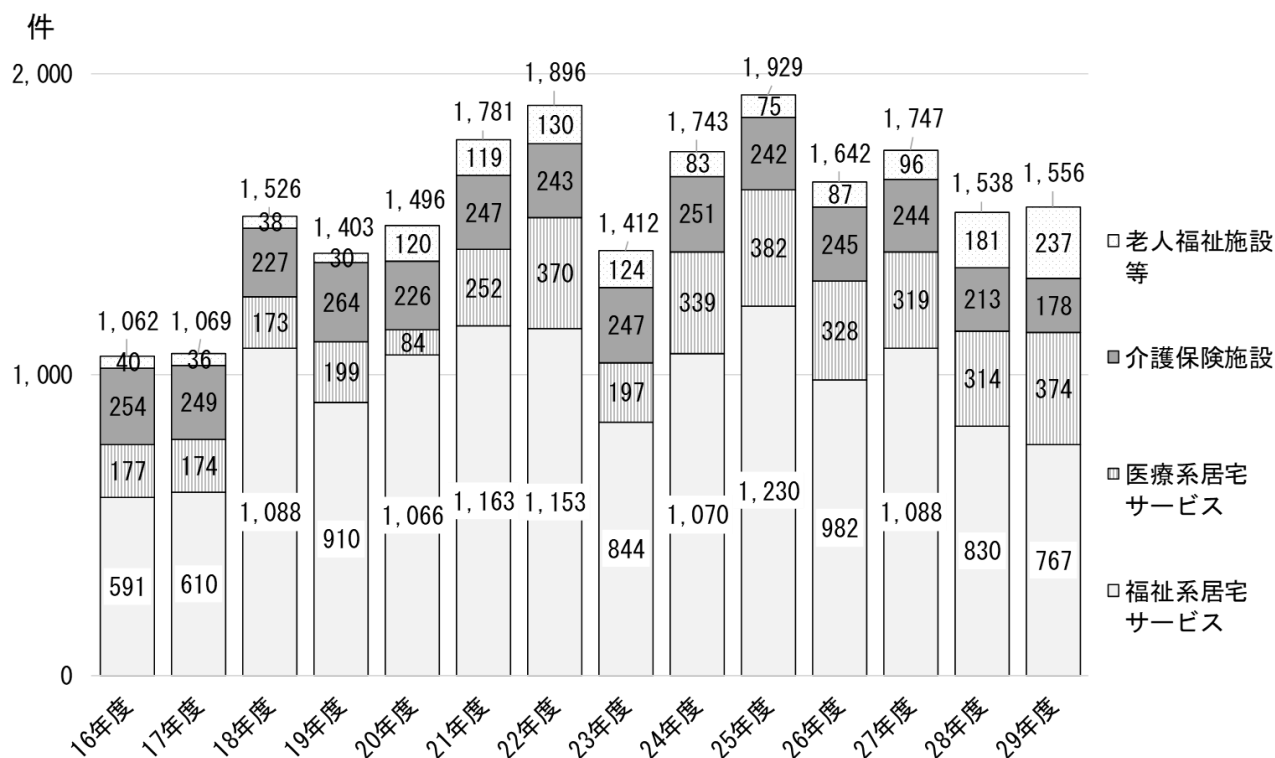


※介護保険法、障害者総合支援法等による実地指導と、老人福祉法、社会福祉法等による一般監査（立入検査）の件数である。

※「その他」には、児童養護施設や、生活保護者の宿泊所等が該当する。

資料：東京都指導検査報告書

東京都福祉保健局が実施する高齢分野の実地検査の件数の推移



		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
福祉系居宅サービス	訪問介護	114	23	67	223	71	110	58	62
	訪問入浴介護	6	2	2	0	4	4	2	0
	通所介護	335	314	413	452	357	381	274	162
	短期入所生活介護	413	380	431	409	403	424	356	270
	特定施設入居者生活介護	182	108	111	48	74	84	112	236
	福祉用具貸与	22	6	10	16	16	20	8	8
	特定福祉用具販売	22	6	8	14	16	20	8	8
	居宅介護支援	59	5	28	68	41	45	12	21
	福祉系居宅サービス合計	1,153	844	1,070	1,230	982	1,088	830	767
医療系居宅サービス	訪問看護	214	179	164	162	131	146	150	154
	通所リハビリテーション	94	18	87	110	98	85	82	108
	訪問リハビリテーション	0	0	28	30	28	24	26	28
	短期入所療養介護	62	0	60	80	71	64	56	84
	医療系居宅サービス合計	370	197	339	382	328	319	314	374
介護保険施設	介護老人福祉施設	212	205	220	202	209	212	184	136
	介護老人保健施設	31	42	30	40	36	32	28	42
	介護療養型医療施設	0	0	1	0	0	0	1	0
	介護保険施設合計	243	247	251	242	245	244	213	178
老人福祉施設等	有料老人ホーム	94	84	54	26	37	45	124	135
	軽費老人ホーム・ケアハウス	21	26	16	38	31	27	37	42
	養護老人ホーム	15	14	13	11	11	12	12	12
	サービス付き高齢者向け住宅	0	0	0	0	8	12	8	48
	老人福祉施設合計	130	124	83	75	87	96	181	237
合計		1,896	1,412	1,743	1,929	1,642	1,747	1,538	1,556

※介護療養型医療施設は、上表の件数のほか、医療分野の実地検査での実施分がある。

資料：東京都指導検査報告書

第2章 調査結果

第2章では、本調査研究のために設定した7つの論点ごとに、アンケート調査等で得られたデータを整理・分析する。

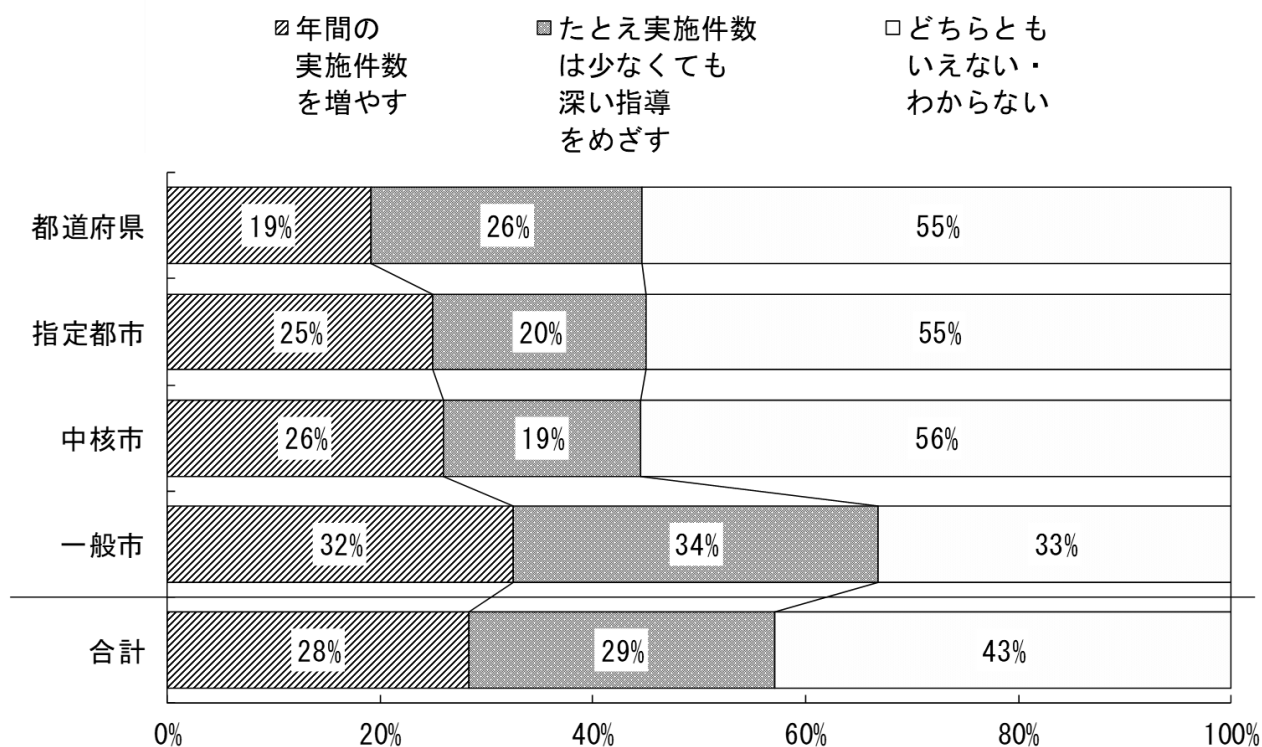
第1節 論点1「実地指導の目的や理念」について

「実地指導の効率化を図るため、目的や理念、重視すべき事項についてどのように考えるか」という論点に対し、関連するアンケート調査等の結果は以下の通りである。

1 実地指導の望ましい方向（自治体アンケート問22）

自治体アンケートの問22では、「内容を簡素化して年間の実施件数を増やすこと」と、「たとえ実施件数は少なくても深い指導をめざすこと」とでは、どちらが望ましいと思うか、いわば「量か質か」の二択で、実地指導制度全体の方向性をたずねた。

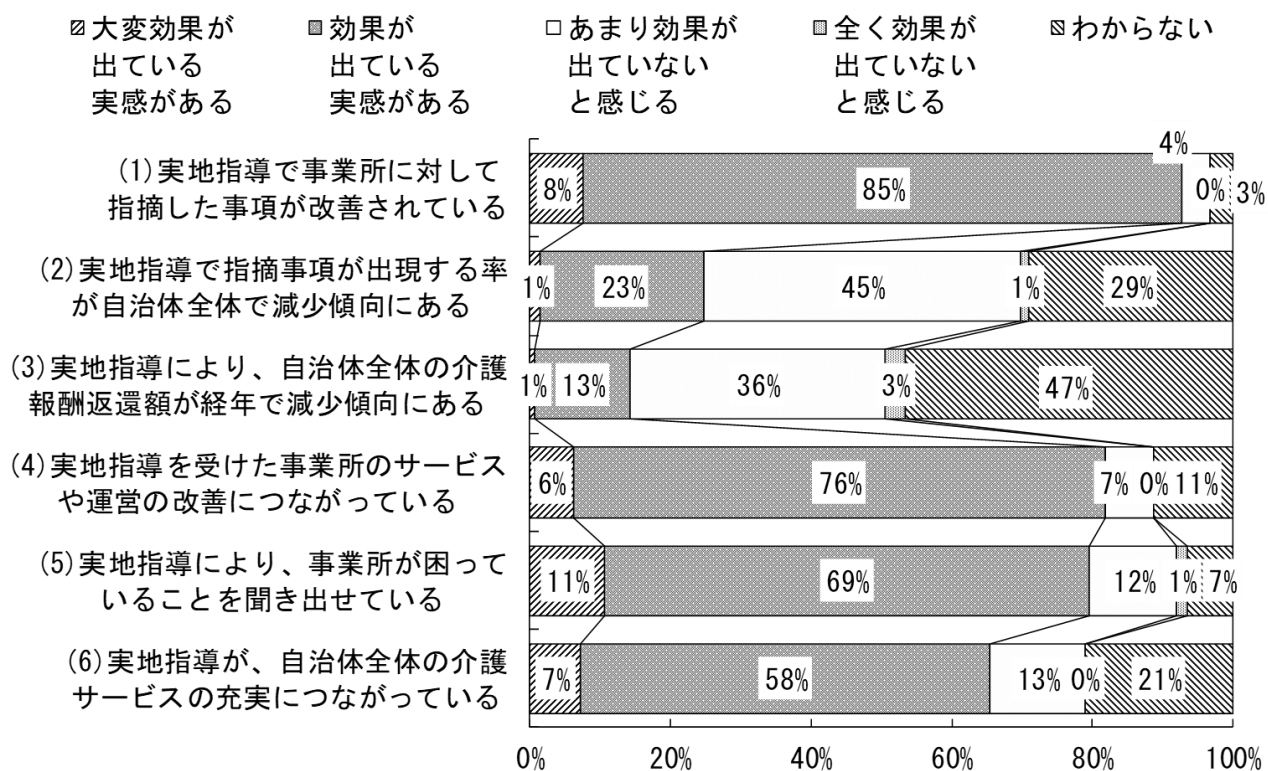
その結果、「量か質か」については意見が二分した。政令指定都市、中核市では「量」が要請されていると感じている自治体がやや多かった。「どちらともいえない・わからない」自治体も多い状況となっている。



2 自治体側の実地指導の効果の実感（自治体アンケート問 13）

自治体アンケートの問 13 では、実地指導の効果について、「実地指導で事業所に対して指摘した事項が改善されている」（問 13（1））など、6 項目について、「大変効果が出ている実感がある」「効果が出ている実感がある」「あまり効果が出ていないと感じる」「全く効果が出ていないと感じる」の 4 段階評定尺度で実感をたずねた。

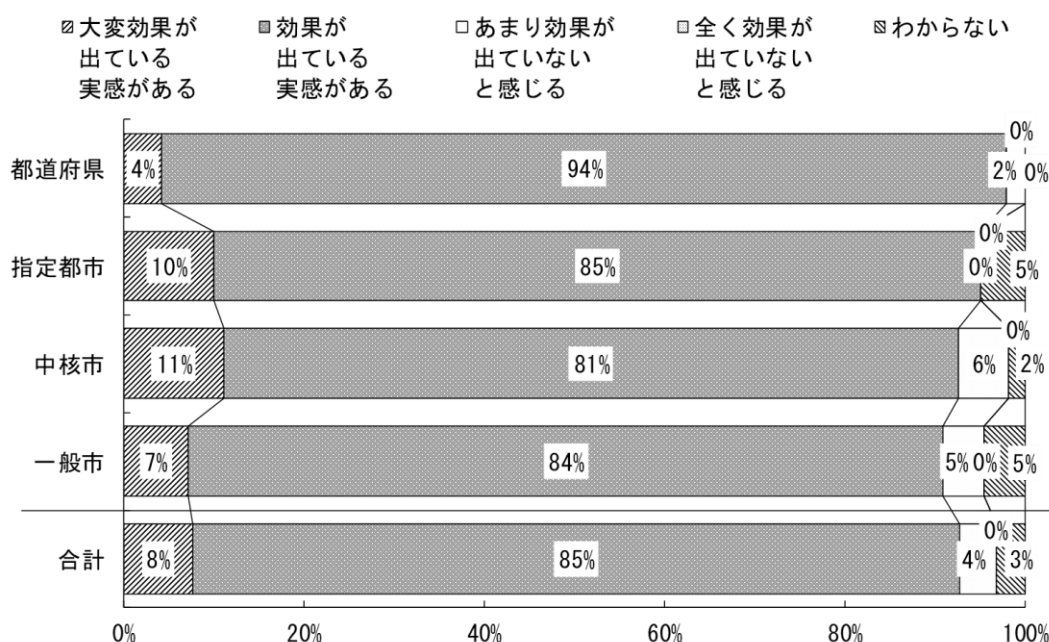
この結果によると、指摘事項の改善、サービス改善・充実の効果は概ね実感されている。一方、指摘事項の出現率の減少や、報酬返還額の減少にはつながっていないと多くの自治体で感じている。



各設問項目について、都道府県、政令指定都市、中核市、一般市の4区分で、実地指導の効果の実感に関する傾向の違いを把握した結果は以下の通りである。

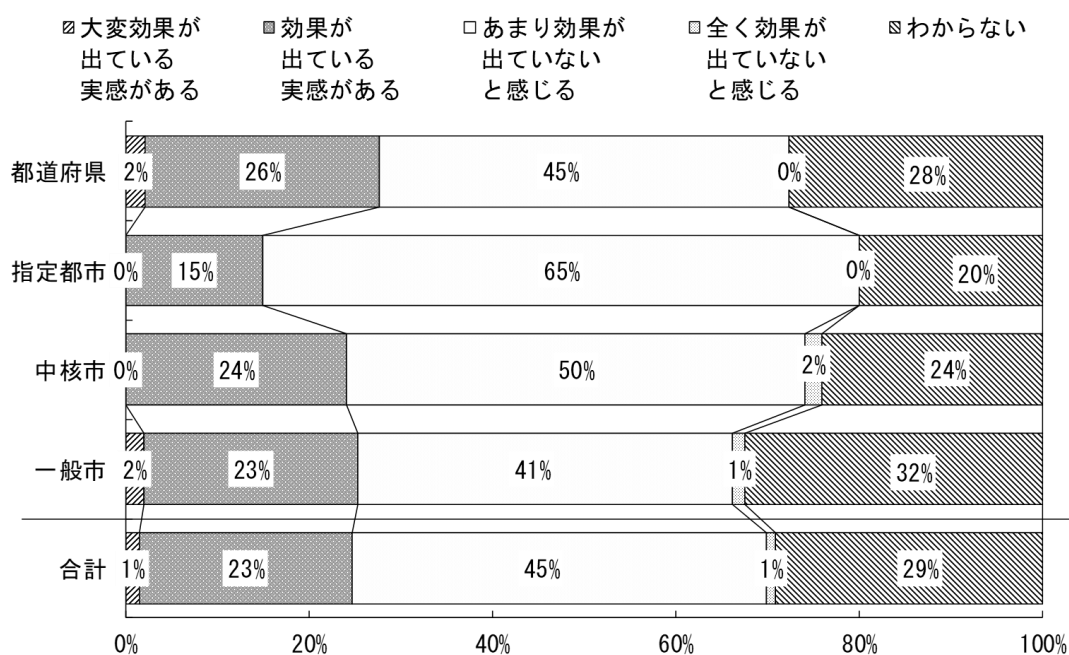
(1) 実地指導で事業所に対して指摘した事項が改善されていると感じるか

都道府県、政令指定都市、中核市、一般市のいずれにおいても、指摘事項の出現率の減少効果が実感できている割合が高い。

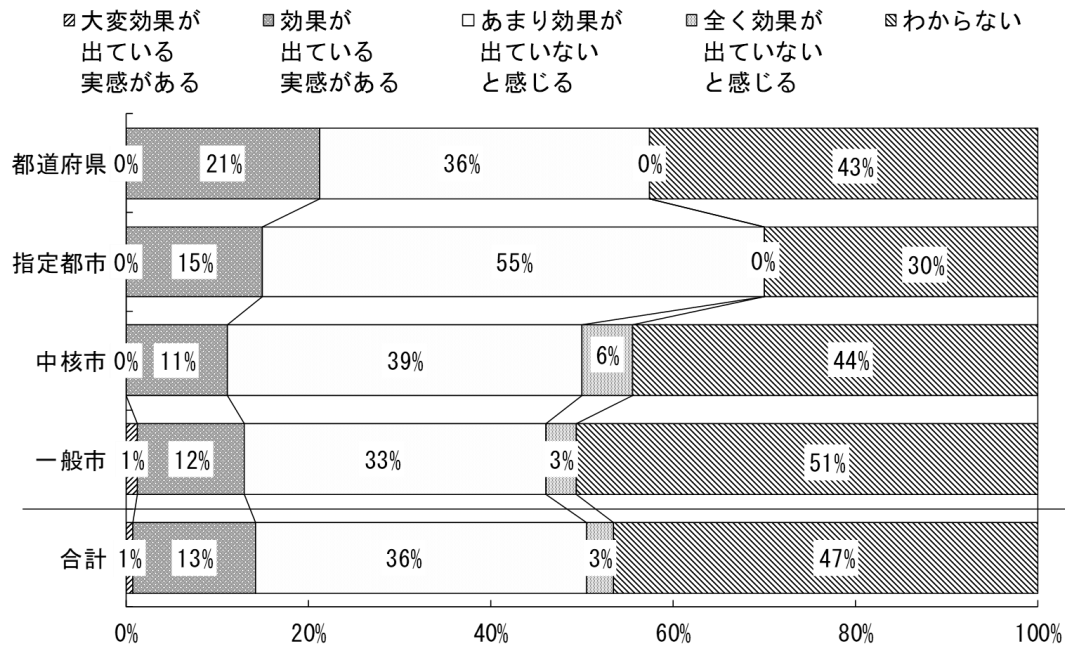


(2) 実地指導で指摘事項が出現する率が自治体全体で減少傾向にあると感じるか

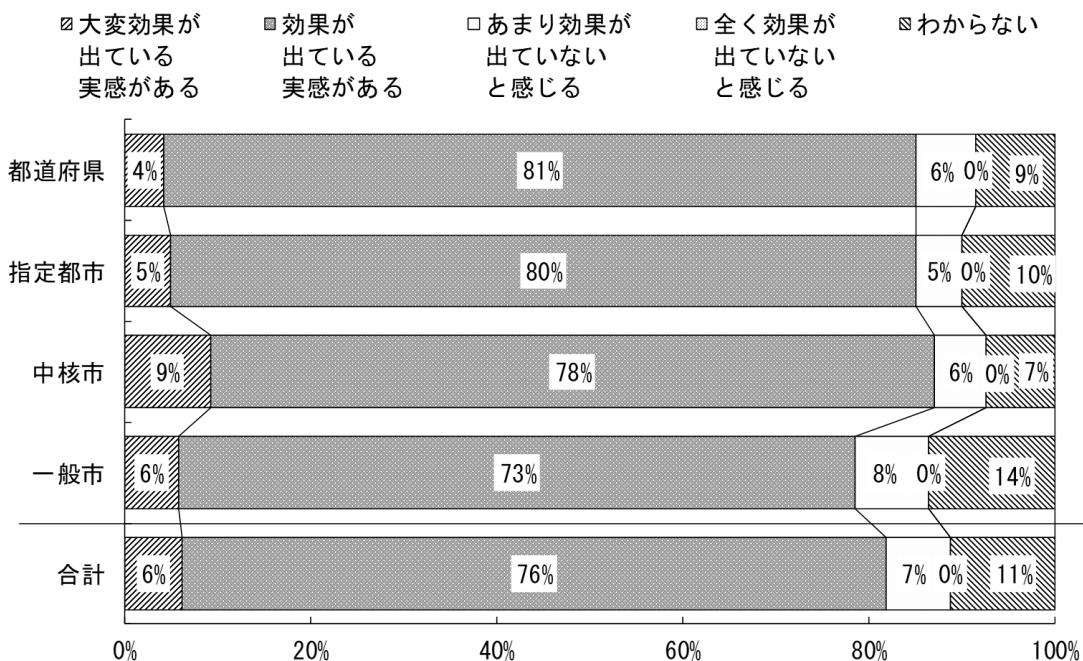
政令指定都市において、指摘事項の出現率の減少効果が実感できていない割合が高い。対象事業所数の多さなど、政令指定都市であることに起因する要因によると推察される。



(3) 実地指導により、自治体全体の介護報酬返還額が経年で減少傾向にあると感じるか
政令指定都市において、経年での報酬返還額の減少効果が実感できていない割合が高い。

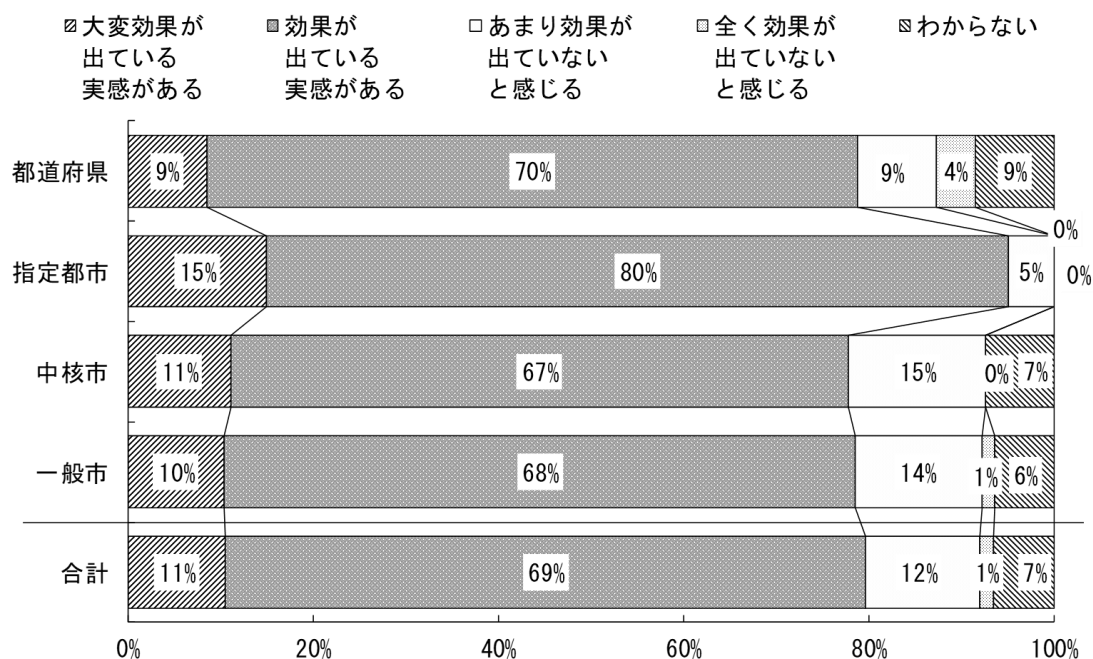


(4) 実地指導を受けた事業所のサービスや運営の改善につながっていると感じるか
都道府県、政令指定都市、中核市、一般市のいずれにおいても、事業所のサービスや運営の改善は強く実感されている。



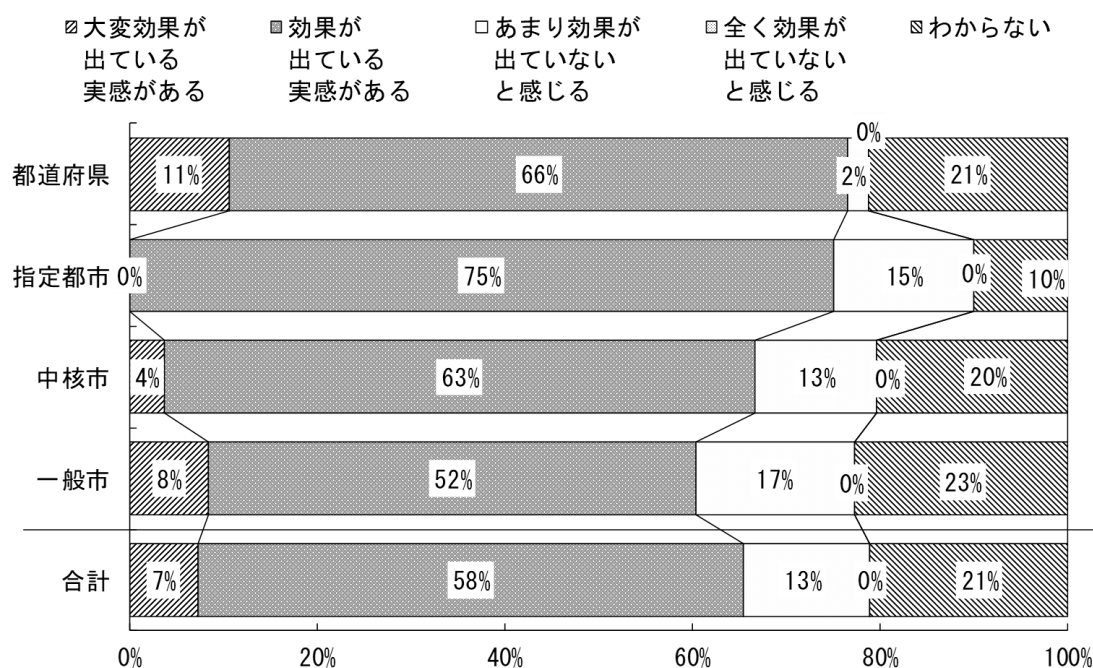
(5) 実地指導により、事業所が困っていることを聞き出せていると感じるか

都道府県、政令指定都市、中核市、一般市のいずれにおいても、事業所が困っていることを聞き出せていると実感されている。



(6) 実地指導が、自治体全体の介護サービスの充実につながっていると感じるか

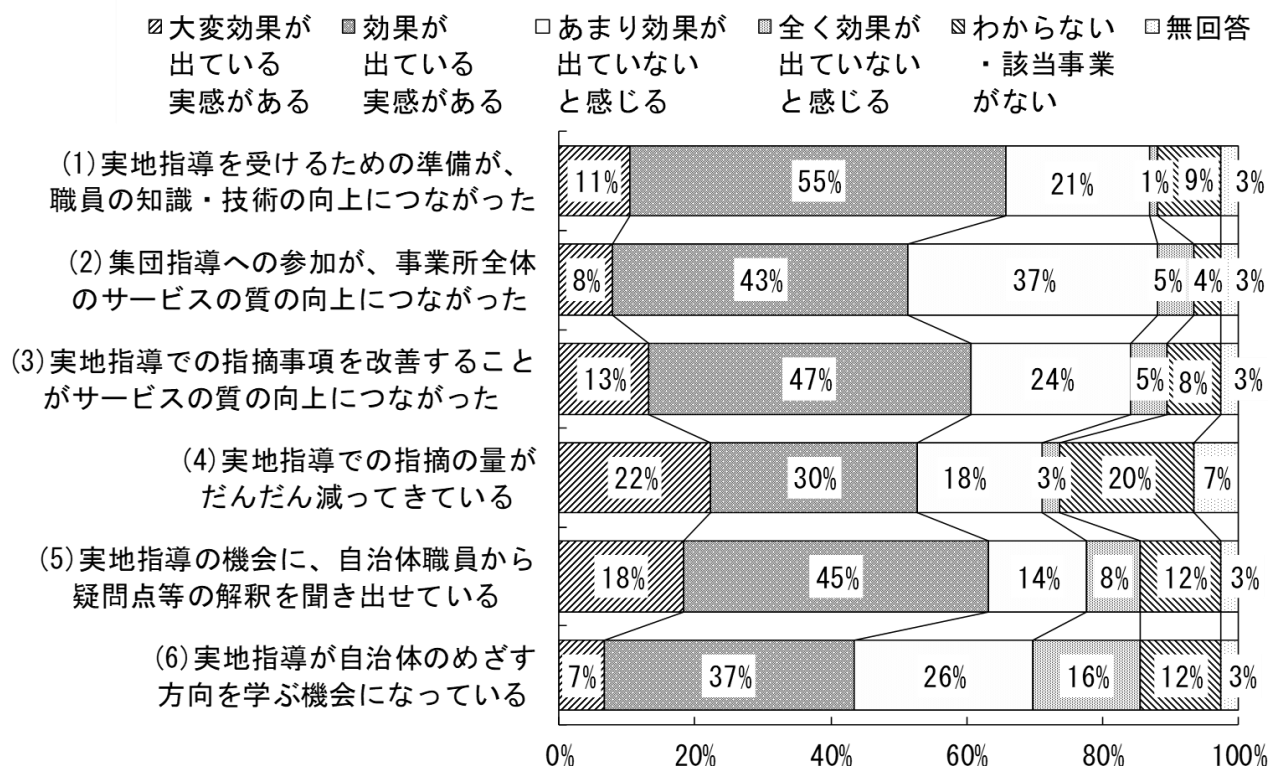
都道府県、政令指定都市、中核市、一般市のいずれにおいても、自治体全体の介護サービスの充実につながっていると実感されている。また、都道府県では、「つながっていない」と感じている割合が他より低い。介護保険の充実という目的に対する実地指導の重要性をより実感しているといえる。



3 事業所側の実地指導の効果の実感（事業所アンケート問8）

事業所アンケートにおいても、類似の設問として、「近年受けた実地指導の効果の実感」に関する設問を設けた（問8）。

この結果、実地指導の効果の実感があるという回答が多くみられた。特に、指摘の量の減少、疑問点等の解釈を聞き出すこと、の2点は、大変効果があるという回答の割合が高い。

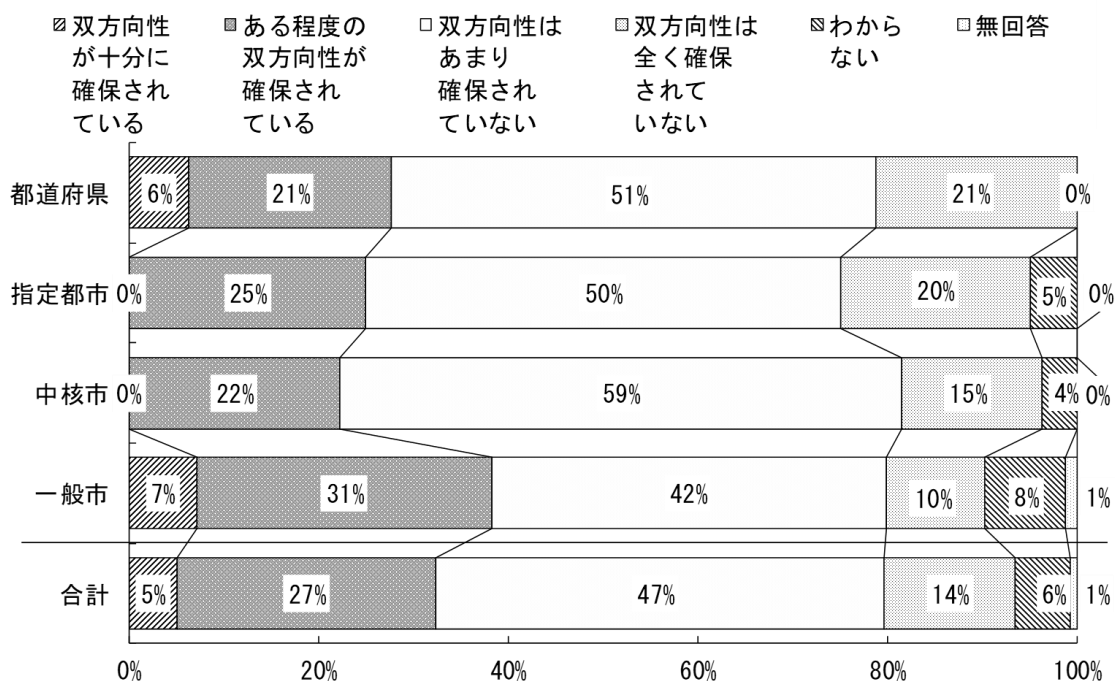


4 自治体側の「双方向性」の確保の実感（自治体アンケート問 18）

自治体アンケートの問 18 では、実地指導や集団指導の場で「双方向性」が確保されていると実感できるかについてたずねた。

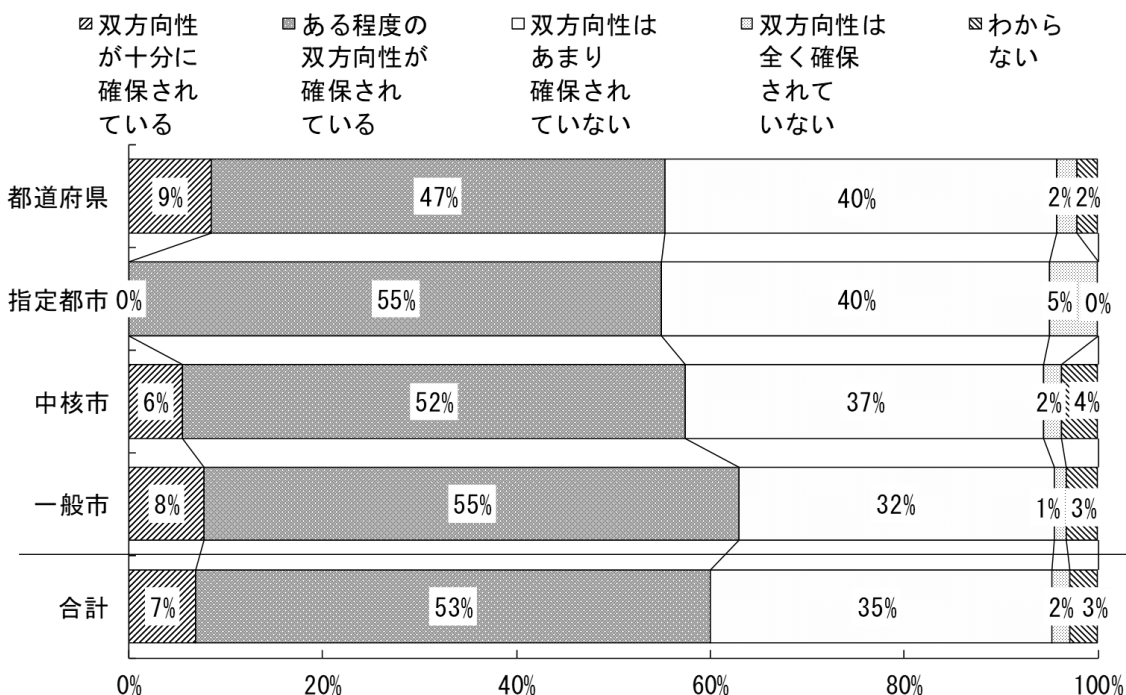
(1) 集団指導の場で

「指導時の双方向性」は、集団指導では確保されていないという回答が多い。



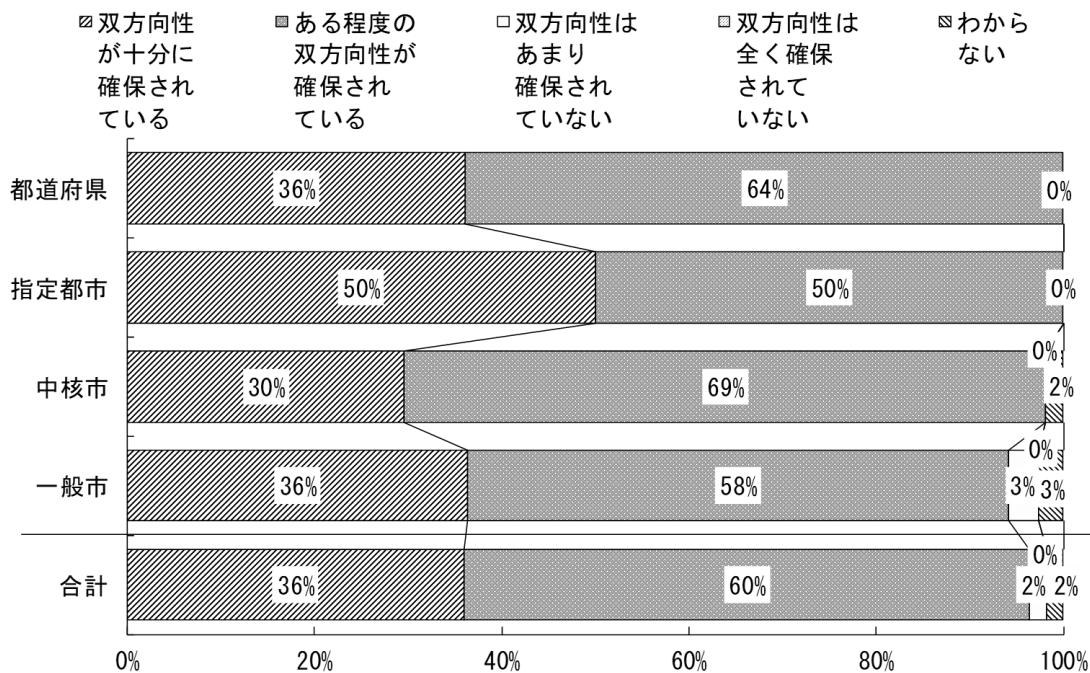
(2) 実地指導日までの事業所とのやりとりの機会で

「双方向性」は、実地指導日までの事業所とのやりとりの機会ではある程度確保されているという回答が多い。



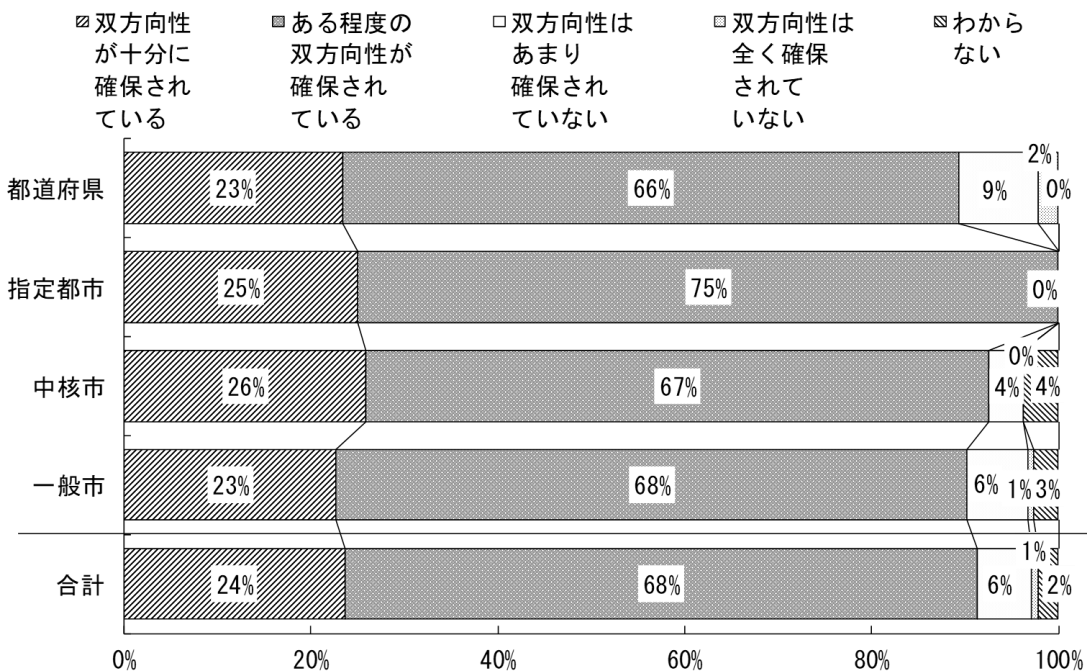
(3) 実地指導日のやりとりの際に

実地指導日の「双方向性」は、確保されているという回答が圧倒的に多い。



(4) 実地指導日後の改善指導等のやりとりの際に

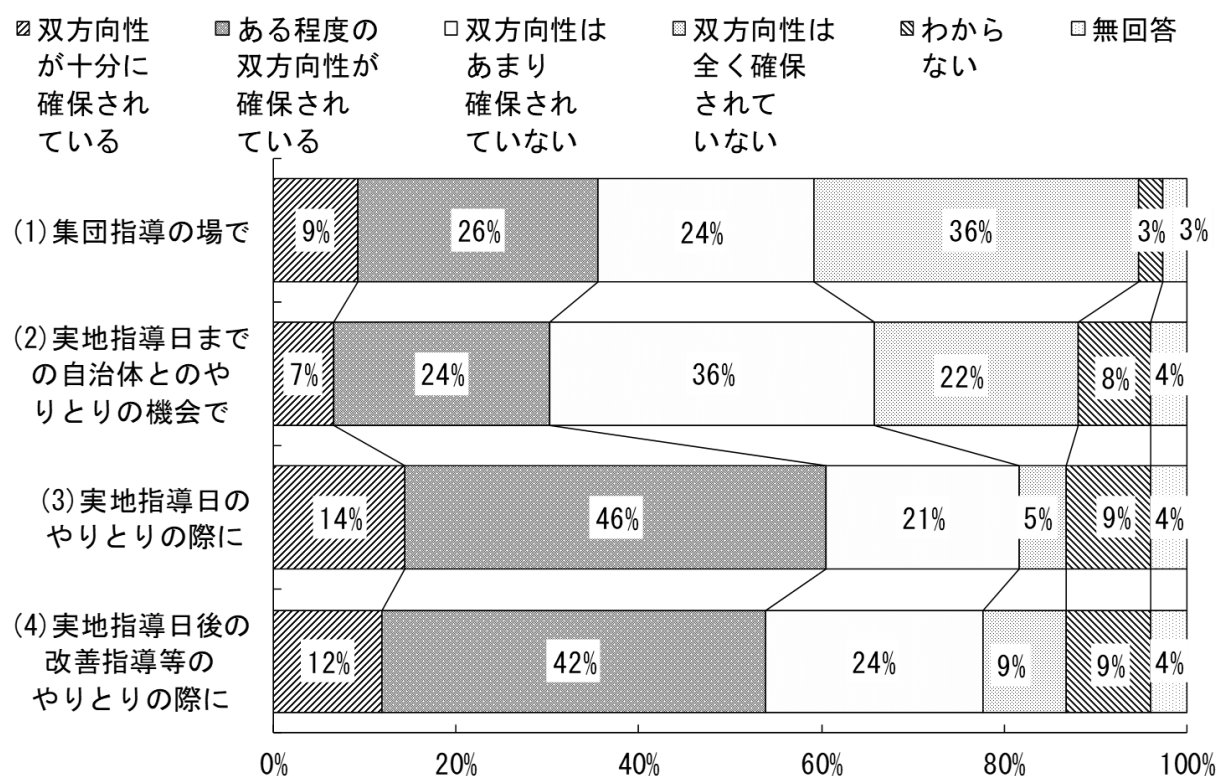
実地指導日後の改善指導等のやりとりの際にも、「双方向性」は、確保されているという回答が圧倒的に多い。



5 事業所側の「双方向性」の確保の実感（事業所アンケート問9）

事業所アンケートの問9では、事業所側において、実地指導や集団指導の場で「双方向性」が確保されていると実感できるかについてたずねた。

「指導時の双方向性」は、「(3)実地指導日のやりとりの際に」や「(4)実地指導日後の改善指導等のやりとりの際に」は確保されているという回答が多いものの、「(1)集団指導の場で」や「(2)実地指導日までの自治体とのやりとりの機会」は確保されていないという回答が多くなっている。



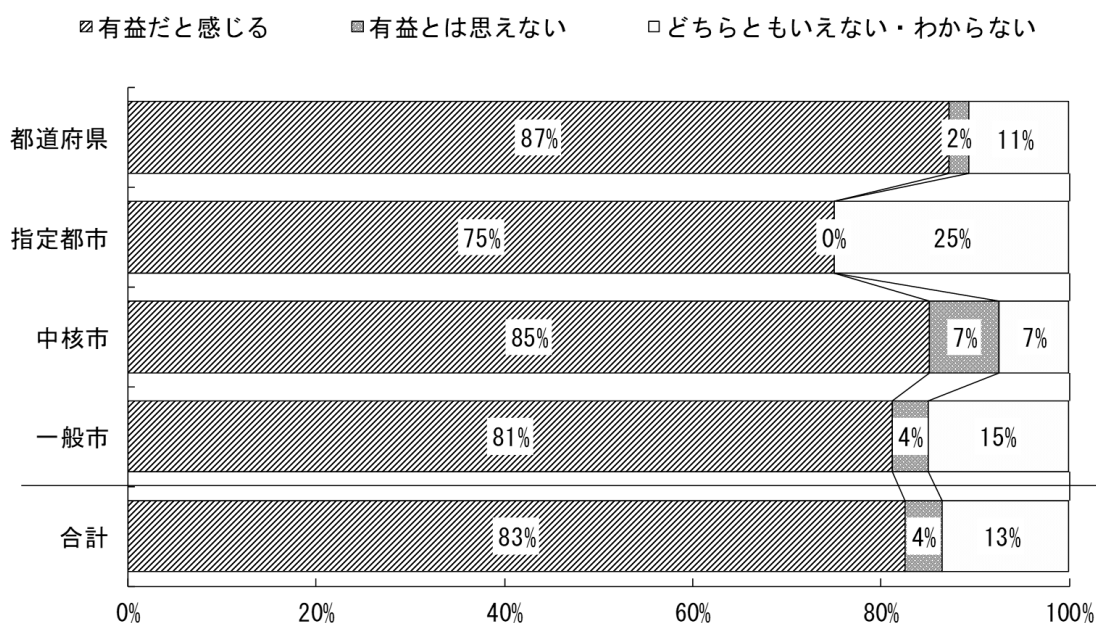
第2節 論点2「項目の厳選」について

「実地指導の項目を一部省略できる一定のルールを定め、効率化を図る等についてどのように考えるか、また、その場合どのような事項が考えられるか」という論点に対し、関連するアンケート調査等の結果は以下の通りである。

1 国による自己点検シートでの事項例示に対する意向（自治体アンケート問15（12））

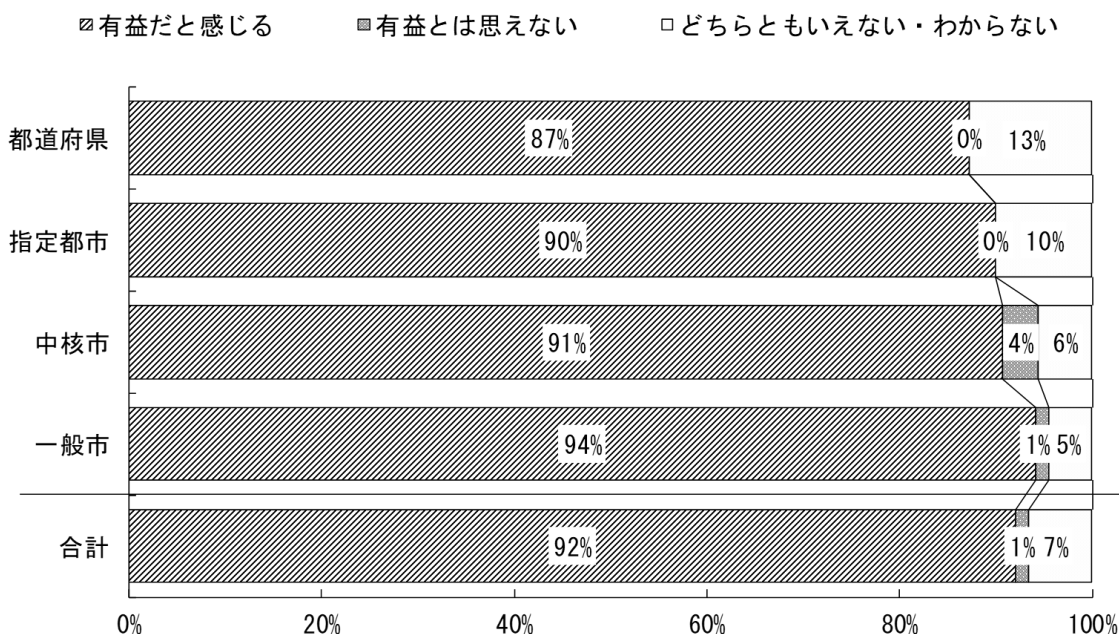
自治体アンケートでは、「実地指導効率化に向けた工夫の有益感」（問15）として、工夫の例を13項目上げ、それが有益と思うかどうかをたずねた。

このうち、「国が示す自己点検シートのうち、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを特出し例示する」（問15（12））については、自治体からは、強く望まれていることが分かった。



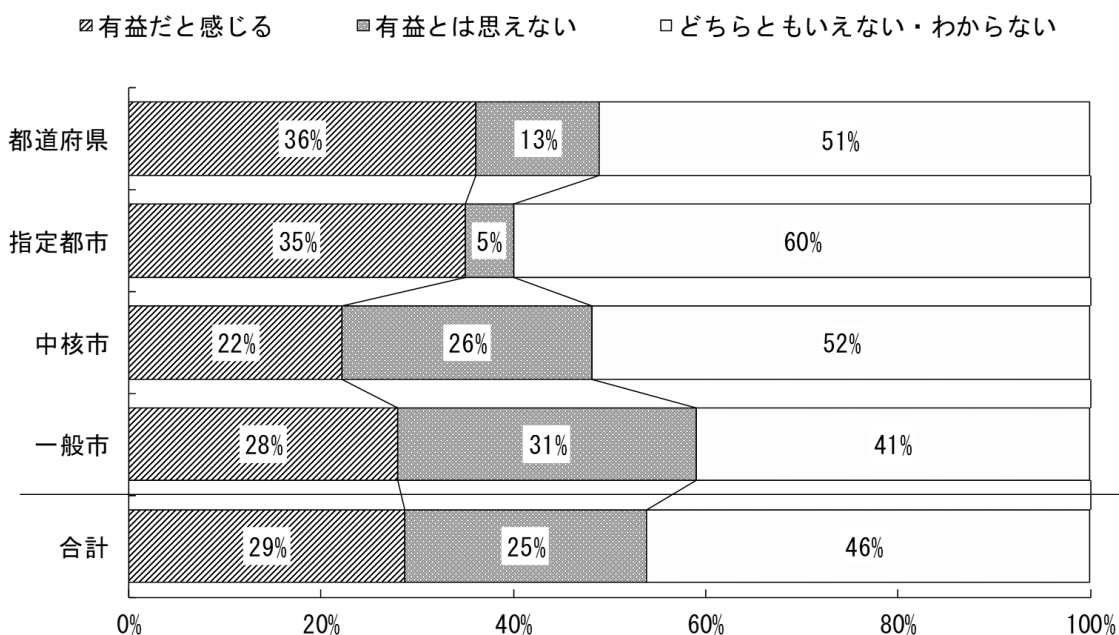
2 国による最新のマニュアルの作成に対する意向(自治体アンケート問 15 (13))

「平成 30 年 3 月に国が示した『居宅介護支援実地指導マニュアル』と同様に、他のサービスについても最新のわかりやすいマニュアルを策定する」(問 15 (13)) についても、強く望まれていることが分かった。



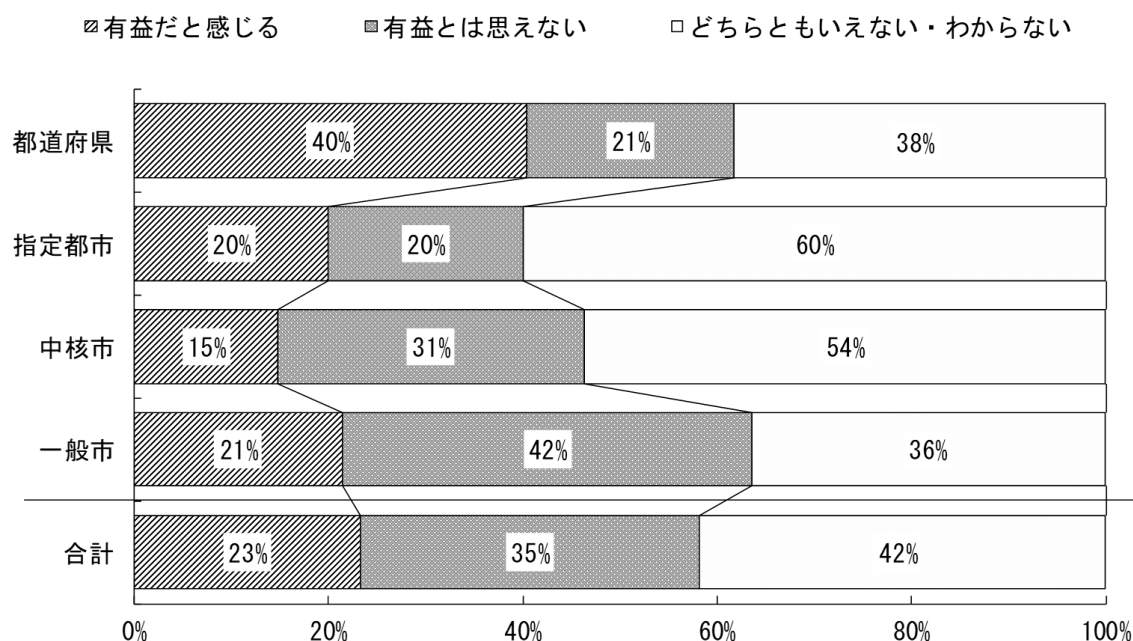
3 他監査受審事業所での確認内容の簡素化に対する意向(自治体アンケート問 15 (11))

「監査法人を活用した外部監査や、I S O 認証内部監査などを受審している事業所は、確認内容を簡素化できる制度とする」(問 15 (11)) については、3～4 割の自治体が有益だと感じている。都道府県、政令指定都市で有益と感じている割合がやや高い。



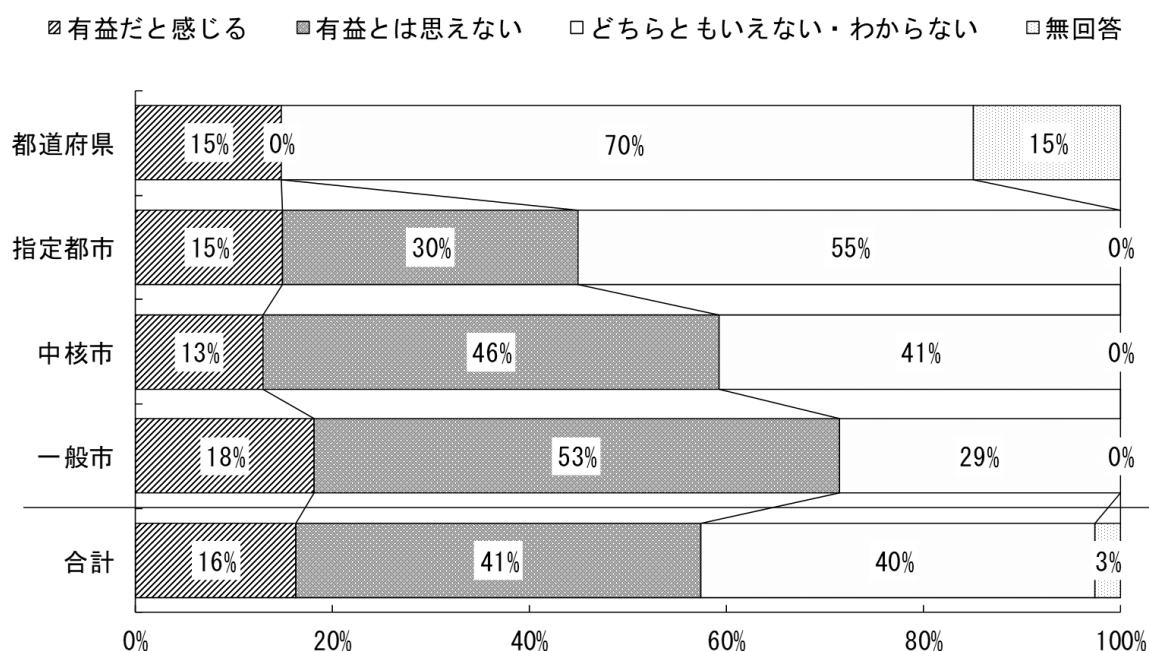
4 第三者評価受審事業所での確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問 15（9））

「福祉サービス第三者評価を受審している事業所は、確認内容を簡素化する」（問 15（9））については、賛否ある。中核市、一般市では、否定的な見解が多い。「どちらともいえない・わからない」も多い。



5 グループホームの確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問 15（10））

「グループホームは定期的な外部評価が義務化されているため、確認内容を簡素化する」（問 15（10））については、有益ではないという意見が多い。

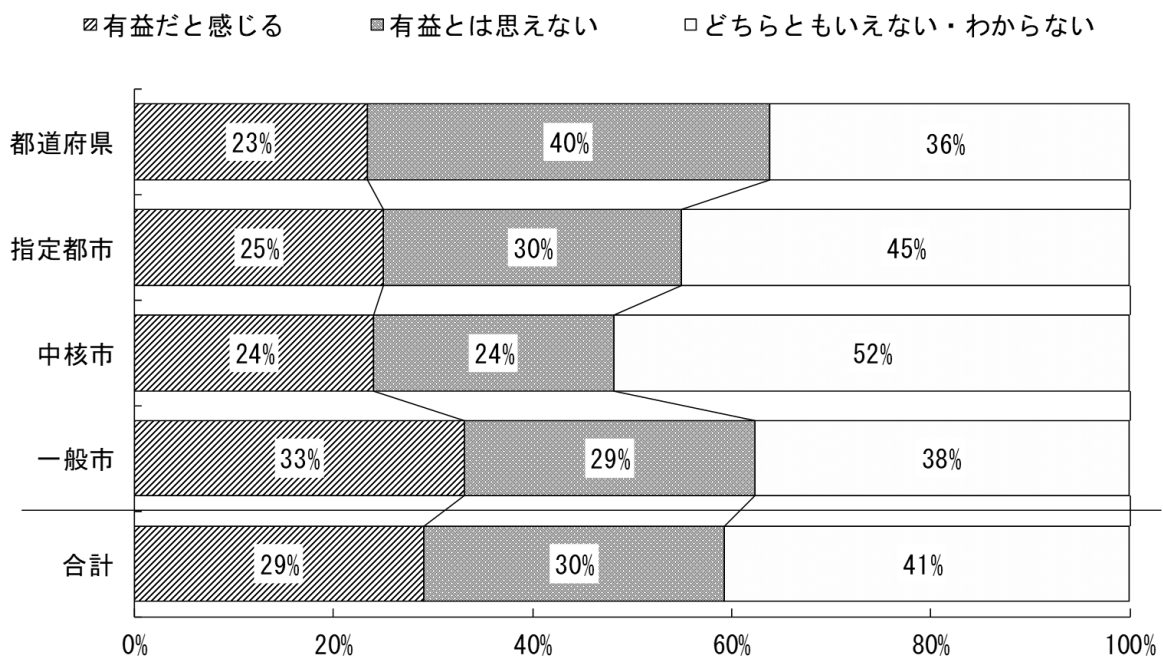


第3節 論点3「頻度と年次計画」について

「実地指導を行う適切な頻度についてどのように考えるか」、「実地指導の頻度を緩和する事業所を定めることについてどのように考えるか」、「実地指導の計画を定める際、優先して実施すべき事業所を定めることについてどのように考えるか」という論点に対し、関連するアンケート調査等の結果は以下の通りである。

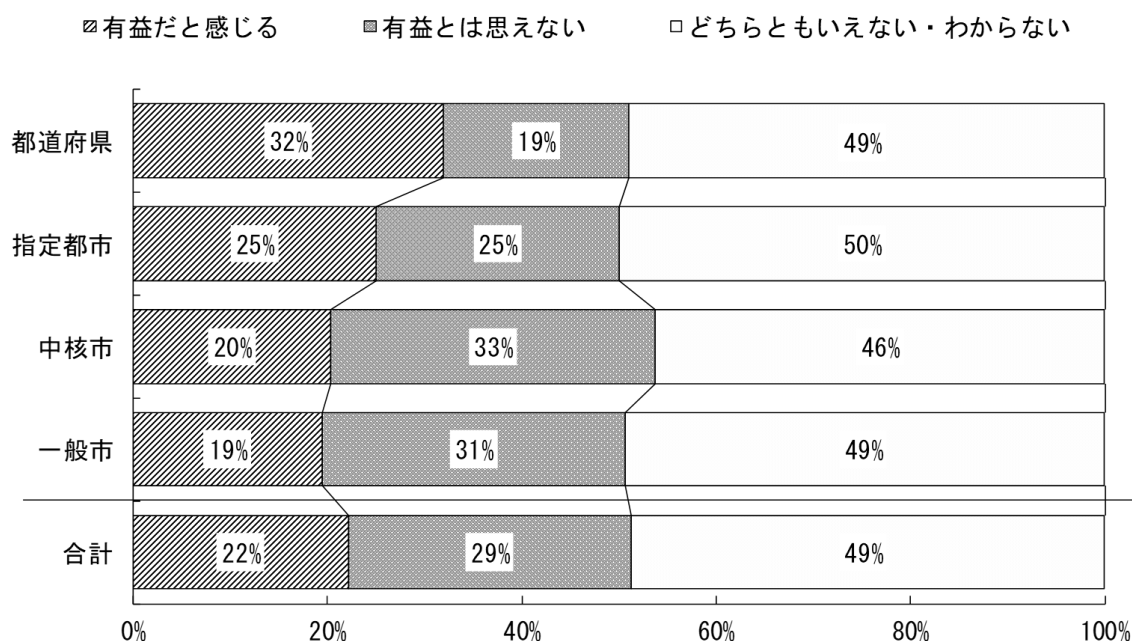
1 国によるサービス別のインターバルの提示に対する意向（自治体アンケート問15（3））

「実地指導効率化に向けた工夫の有益感」（問15）のうち、「国が望ましいと考える実地指導のインターバル（次回までの期間）をサービスごとに提示する」（問15（3））については、意見が二分している。



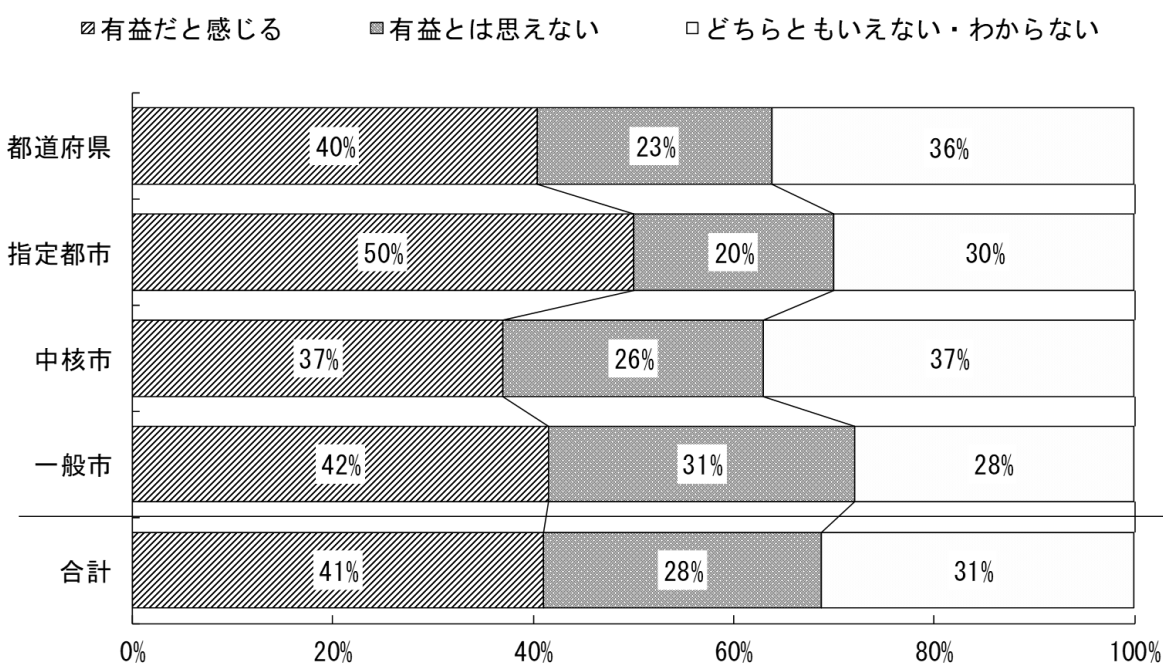
2 株式会社等の優先実施に対する意向（自治体アンケート問 15（1））

「株式会社やNPO法人など、福祉関係他法の指導監督制度がない事業所を優先して実地指導する」（問 15（1））については、意見が二分している。「どちらともいえない・わからない」も多い。自治体区分でも傾向の違いがみられる。



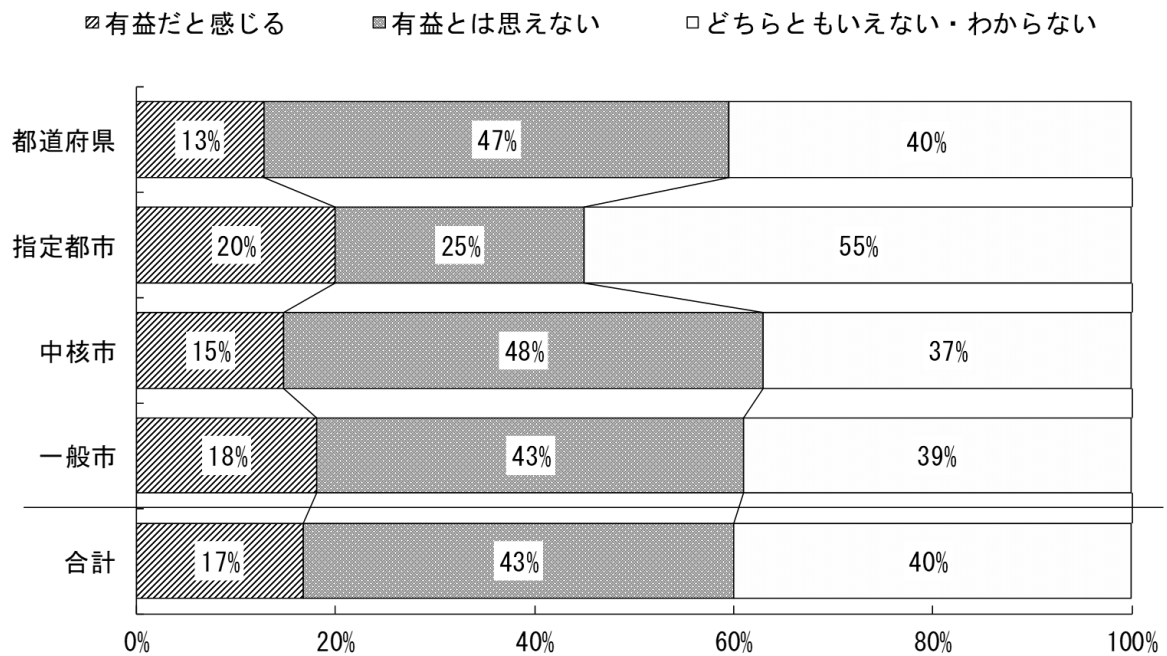
3 2回無指摘事業所の確認内容の簡素化に対する意向（自治体アンケート問 15（8））

「過去2回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化する」（問 15（8））については、有益と感じる自治体が比較的多い。



4 予備調査によるスクリーニングに対する意向（自治体アンケート問 15（2））

「簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニングを行う」（問 15（2））については、否定的な意見が多い。



第4節 論点4「集団指導の工夫」について

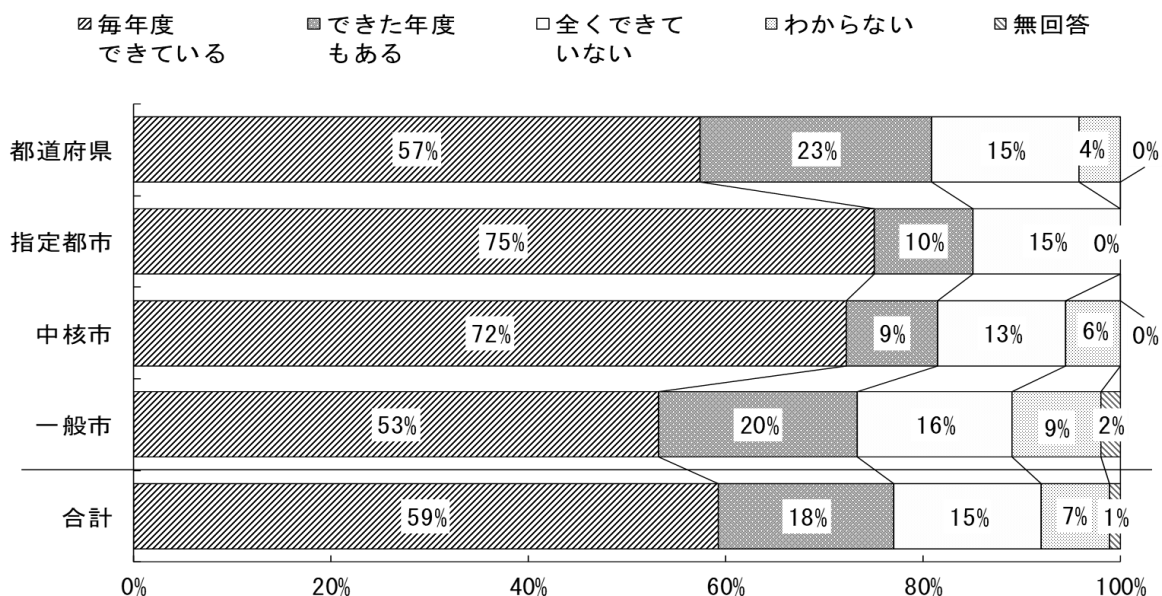
「集団指導の手法・内容を工夫することにより実地指導を効率化することはできないか」という論点に対し、関連するアンケート調査等の結果は以下の通りである。

1 集団指導の参加率（自治体アンケート問19（1）（2））

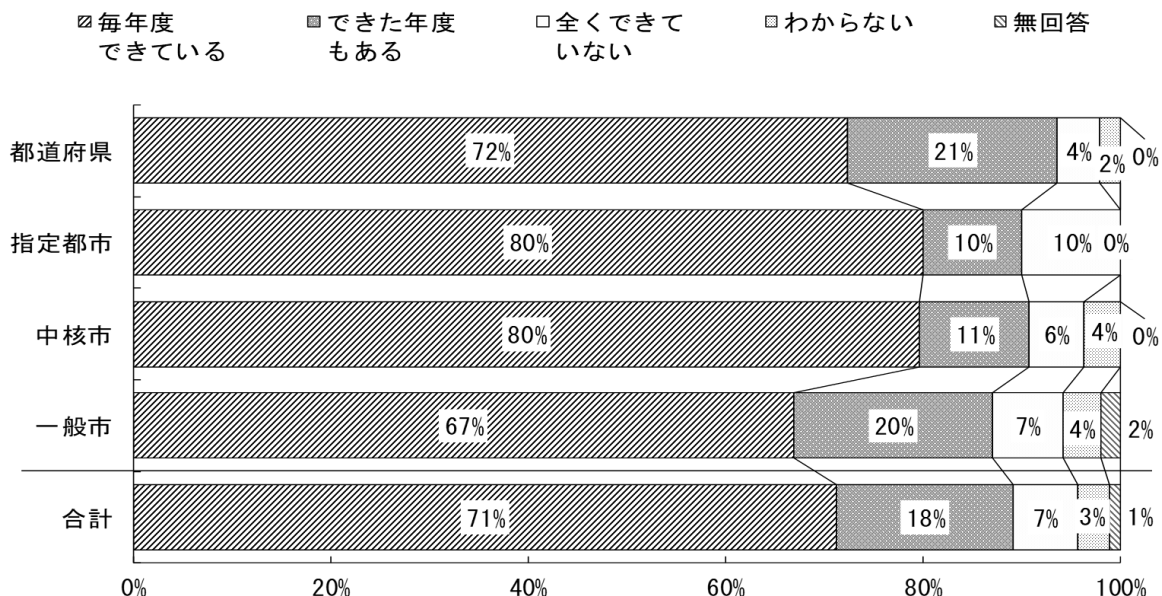
自治体アンケート問19では、集団指導の参加状況について、「管内の全事業所から8割程度参加いただいている」かどうかについて、「毎年できている」「できた年度もある」「全くできていない」「わからない」の4択で回答いただいた（問19（1））。

また、全自治体が集団指導を毎年度、全事業所を対象に実施しているとは限らないため、「対象とした事業所からは8割程度参加いただいている」（問19（2））という設問も別に設定した。

問19（1）によると、集団指導に管内の8割の事業所が毎年参加できている自治体は6割で、指定都市は参加率が高い状況がみられる。

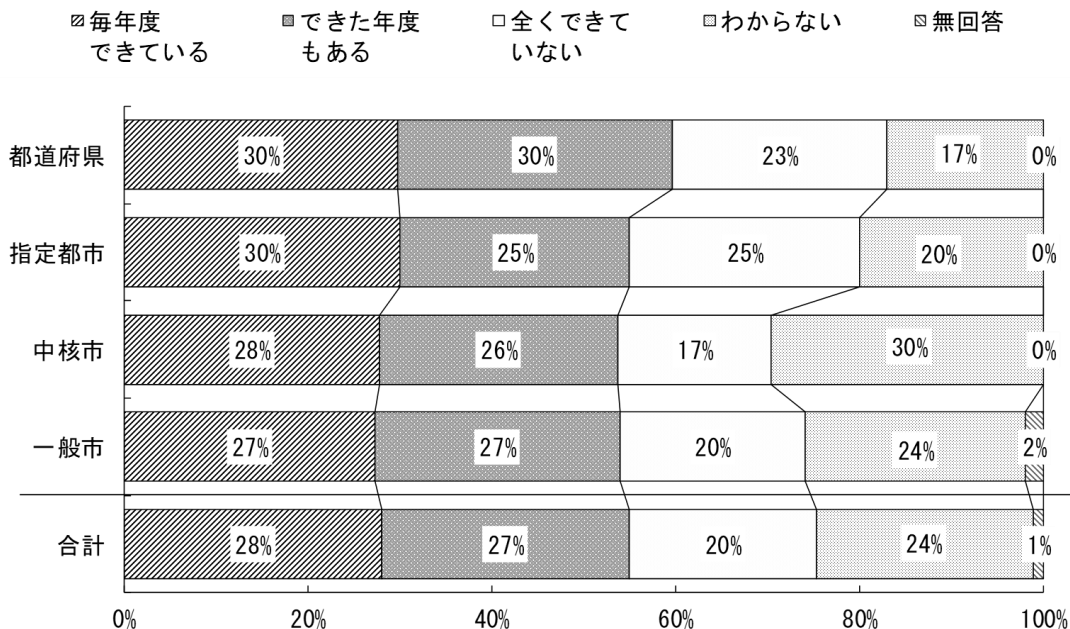


問19（2）によると、集団指導の対象とした事業所の8割が毎年参加できている自治体は7割であった。



2 欠席事業所へのフォローの状況（自治体アンケート問 19（3））

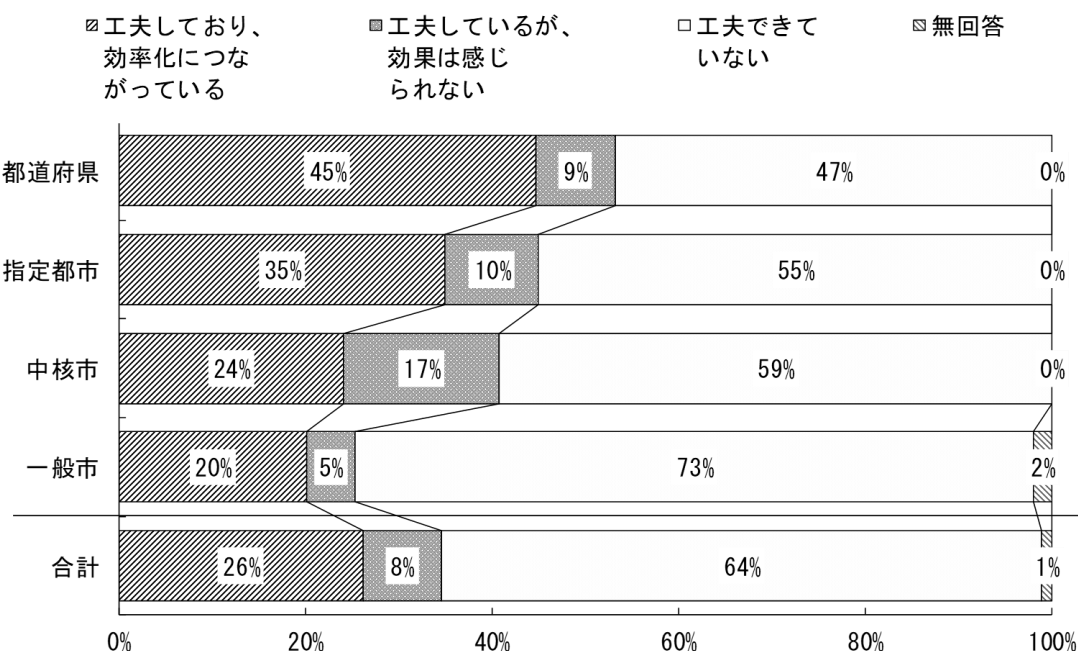
自治体アンケート問 19 では、集団指導の「欠席事業所にはきめ細かいフォローを行っている」かについても、「毎年できている」「できた年度もある」「全くできていない」「わからない」の 4 択で回答いただいた（問 19（3））。できている自治体とできていない自治体に二分されている。



3 回数・開催場所等を増やす工夫の状況（自治体アンケート問 20（1））

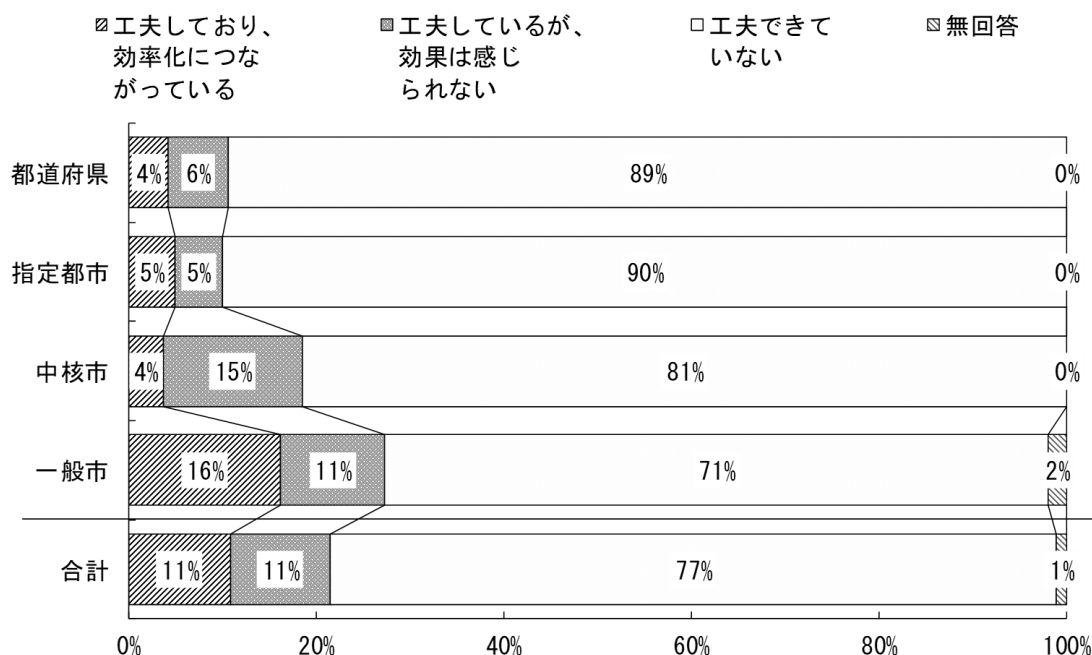
自治体アンケート問 20 では、集団指導の工夫に関して、「集団指導の回数・開催場所等を増やし、参加率が上がるよう工夫している」（問 20（1））かなど、4 項目について、「工夫しており、効率化につながっている」「工夫しているが、効果は感じられない」「工夫できていない」の 3 択で回答いただいた。

集団指導の回数・開催場所等を増やし、参加率が上がるよう工夫している自治体は約 3 割であった。



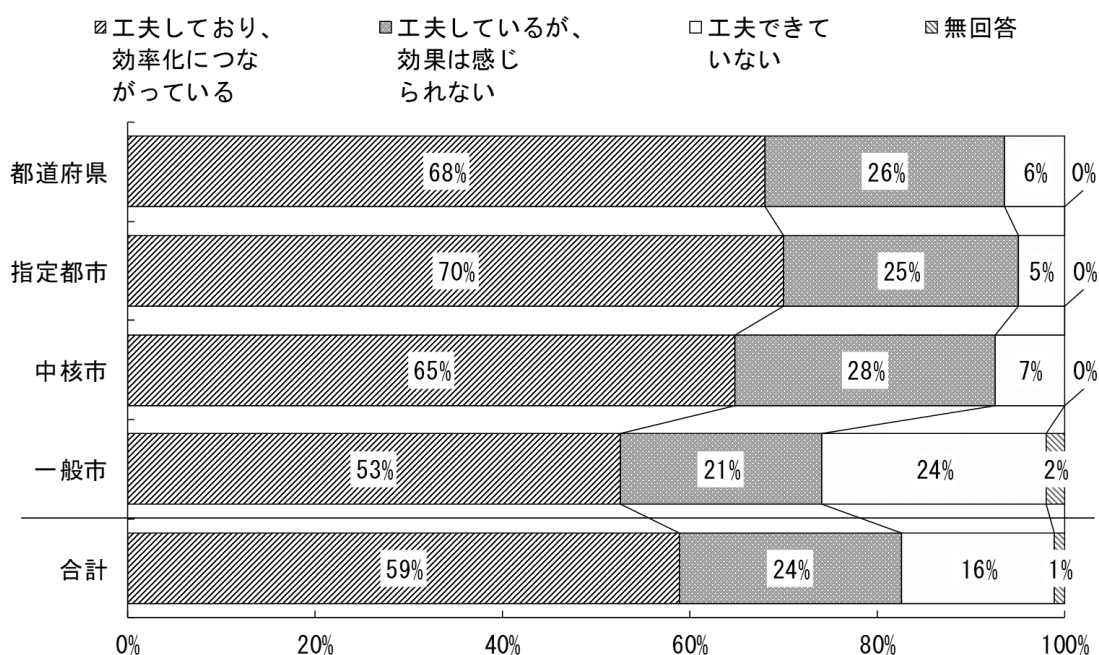
4 多くの職員の参加の奨励の状況（自治体アンケート問 20（2））

「集団指導に、1つの事業所から多くの職員が参加することを奨励している」（問 20（2））については、奨励している自治体は2割と少なく、工夫している自治体の多くも、効果には否定的な状況となっている。



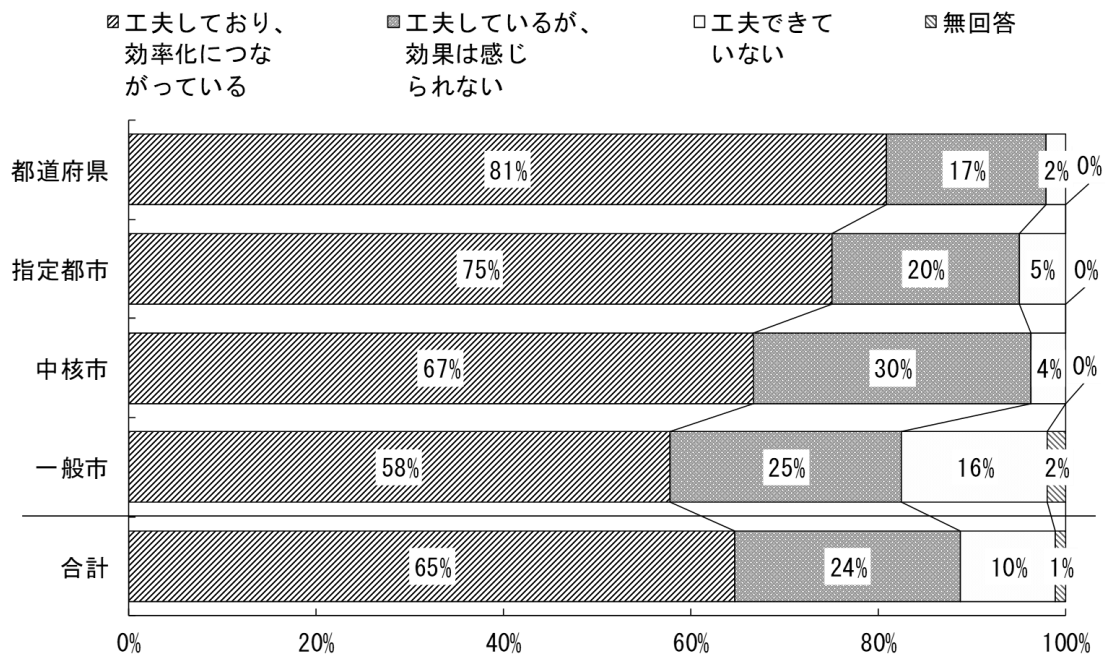
5 指摘事例の丁寧な解説の状況（自治体アンケート問 20（3））

「集団指導で、近年の实地指導での指摘事例の丁寧な解説に努めている」（問 20（3））については、8割の自治体が、集団指導で、近年の实地指導での指摘事例の丁寧な解説に努め、その大半は、实地指導の効率化につながっていると回答している。



6 法制度留意点の丁寧な解説の状況（自治体アンケート問 20（4））

「集団指導で、法制度改正による留意点の丁寧な解説に努めている」（問 20（4））については、9 割の自治体が、集団指導で、法制度改正による留意点の丁寧な解説に努め、その大半は、実地指導の効率化につながっていると回答している。



第5節 論点5「他制度との関連の整理」について

「障害者総合支援法、老人福祉法等の他法に基づく指導等との合同実施、地理的に近接した事業に対する連続実施、遠隔地に所在する事業所に対する指導事例の共有などにより効率化をより図れないか」という論点に対し、他制度を整理・比較するとともに、アンケート調査の関連設問の結果等を整理した。

1 他制度の概要

介護保険法に基づく介護保険サービス事業所・介護保険施設の一部は、老人福祉法に基づく老人福祉施設や、社会福祉法に基づく社会福祉施設の性格を有しており、これらに基づく指導監査が実施されている。

老人福祉法の指導監査は「老人福祉施設指導監査」と「有料老人ホーム指導検査」の2本立ての制度となっており、軽費老人ホームは老人福祉法に指導監査の根拠規定がないので、社会福祉法で運用されている。このほか、訪問介護事業所が障害者総合支援法の居宅介護事業所等と重複して指定されていたり、訪問看護事業所が保険診療も適用されたりといったことがある。

それぞれの制度が、歴史的沿革から実施主体や指導の周期が異なっており、少なからず事業所側の事務負担を招いている。

介護保険の実地指導と類似する制度の種類

対象	項目	実施主体	指導の周期
高齢	①介護保険法の実地指導	都道府県等	6年に1回目安
	②老人福祉法の一般監査	都道府県	原則年1回
障害	③障害者総合支援法、児童福祉法の実地指導	都道府県等	施設は2年に1回 在宅は3年に1回
子ども	④児童福祉法等の一般監査	都道府県等	原則年1回
	⑤子ども・子育て支援法の実地指導	市区町村	規定なし
医療	⑥保険診療の個別指導、適時調査	地方厚生局及び都道府県	個別指導は規定なし 適時調査は年1回
法人組織	⑦医療法人の立入検査	都道府県等	病院は年1回 診療所は規定なし
	⑧社会福祉法人の一般監査	都道府県等	3年に1回

※株式会社ウエルビー調べ。

指導監査の各制度の整理・比較

対象	項目	実施主体	指定（・認可・許可）権者	指導の指針等	実地指導類似制度の状況	指導の周期	介護保険実地指導との対象の重複
高齢	介護保険法による指導監査	都道府県・政令指定都市・中核市（地域密着型サービス、居宅介護支援は市区町村）	指導監査実施主体と同一	介護保険施設等指導指針 介護保険施設等監査指針	実地指導は事業者育成の観点から制度化され重視されている	6年に1回目安	－
	老人福祉法による指導監査	都道府県	指導監査実施主体と同一	老人福祉施設指導監査指針（平成12年から改定なし）	「一般監査」（介護保険の実地指導に相当）と「特別監査」	一般監査は原則年1回と指針に規定	特養と特定施設の養護は介護保険法と重複
				有料老人ホームの設置運営標準指導指針			介護保険法と重複
障害	障害者総合支援法、児童福祉法による指導監査	障害者総合支援法では、市区町村となっているが実際は指定権限を持つ都道府県が実施している現状	都道府県（特定相談支援、障害児相談支援は市区町村）	指定障害福祉サービス事業者等指導指針 指定障害福祉サービス事業者等監査指針 障害者支援施設等指導監査指針	集団指導・実地指導の外形は介護に類似。法11条「特別調査」が規定されている	施設は2年に1回、在宅は3年に1回と指針で規定	居宅介護は介護保険の訪問介護と重複
子ども	児童福祉法・学校教育法・認定こども園法による施設監査	都道府県・政令市・中核市（幼稚園型認定こども園、新制度に移行していない幼稚園は都道府県のみ）	保育所は市区町村。幼稚園・認定こども園は都道府県	児童福祉行政指導監査実施要綱 「幼保連携型認定こども園に対する指導監査について」	「一般監査」（介護保険の実地指導に相当）と「特別監査」	原則年1回以上（児童福祉法施行令）	－
	子ども・子育て支援法による確認指導監査	市区町村		「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」	集団指導・実地指導の外形が介護に類似	規定なし	介護保険の共生型サービスへの障害児の通所で重複
医療	健康保険法等による保険診療の指導監査（保険医療機関等の指導監査等）	地方厚生（支）局及び都道府県	厚生労働省	「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」（指導大綱・監査要綱） 適時調査実施要領	指導大綱による「個別指導」等のほか課長通知による「適時調査」がある	個別指導は規定なし。適時調査は年1回と規定	訪問看護は介護保険法と重複
法人組織	医療法による医療法人の指導監督	認可所管庁	都道府県（県をまたがるものは国、診療所は保健所設置市も）	医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱	「立入検査」が介護保険の実地指導に相当	病院は年1回。診療所は規定なし	医療法人立の介護事業所は重複
	社会福祉法による社会福祉法人の指導監査	認可所管庁	都道府県（一部国。1市区町村内のは市区町村）	社会福祉法人指導監査実施要綱	「一般監査」（介護保険の実地指導に相当）と「特別監査」	一般監査は3年に1回と実施要綱に規定	社会福祉法人立の介護事業所は重複

※株式会社ウエルビー調べ。

なお、論点3とも関連するが、社会福祉法人の指導監督では、専門家の活用により、監査周期の延長や監査事項の省略ができる制度がある。

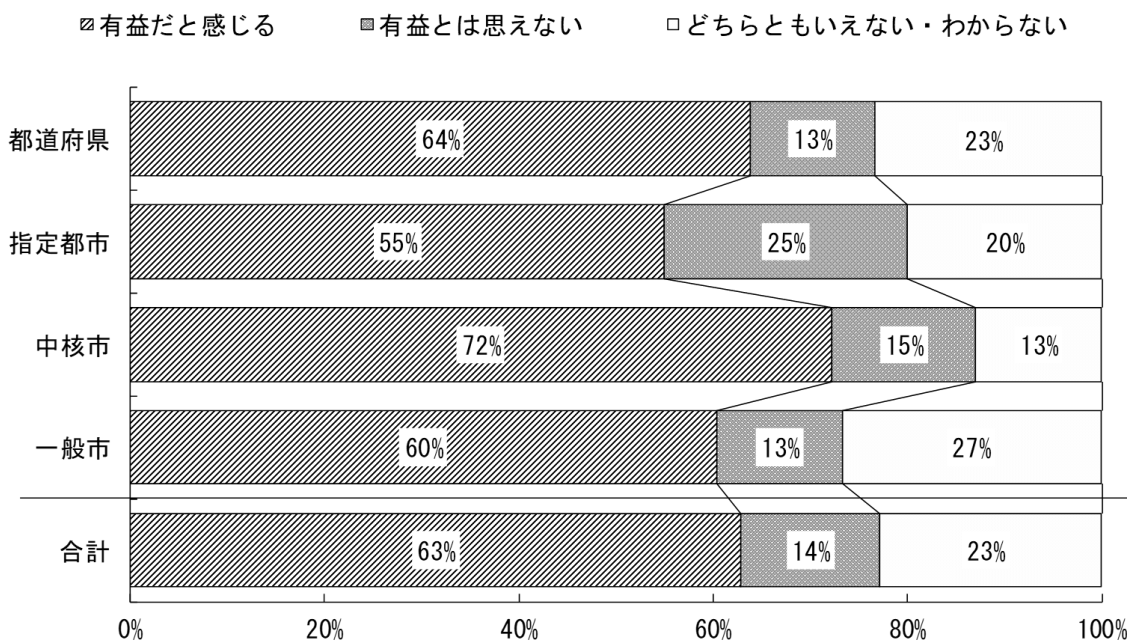
〔参考〕社会福祉法人の指導監督における周期延長や事項省略の制度の概要

法人類型	会計監査、専門家の活用の場合の指導監督上の取扱い	活用できる書類
① 会計監査人設置義務法人 ②-1 会計監査人による監査（定款規定） ②-2 会計監査人による監査に準ずる監査（定款規定しない）	監査周期を3年に1回から5年に1回に延長	・「会計監査報告」（「独立監査人の監査報告書」） ・「監査実施概要及び監査結果の説明書」 ※「社会福祉法人の計算書類に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」（平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会実務指針第40号）
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
③ 財務会計に関する内部統制の向上に対する支援	監査周期を3年に1回から4年に1回に延長	「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務実施報告書」 ※「会計監査人非設置の社会福祉法人における財務会計に関する内部統制の向上に対する支援業務」（平成29年4月27日 日本公認会計士協会非営利法人委員会研究報告第32号）
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	
④ 財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援	監査周期を3年に1回から4年に1回に延長	「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援実施報告書」 ※平成29年4月27日 日本税理士会連合会
	「会計管理」に関する監査事項の省略	
	「組織運営」に関する監査事項の効率的な実施	—

資料：厚生労働省社会・援護局福祉基盤課「平成29年度社会福祉法人指導監督ブロック別担当者研修会」資料

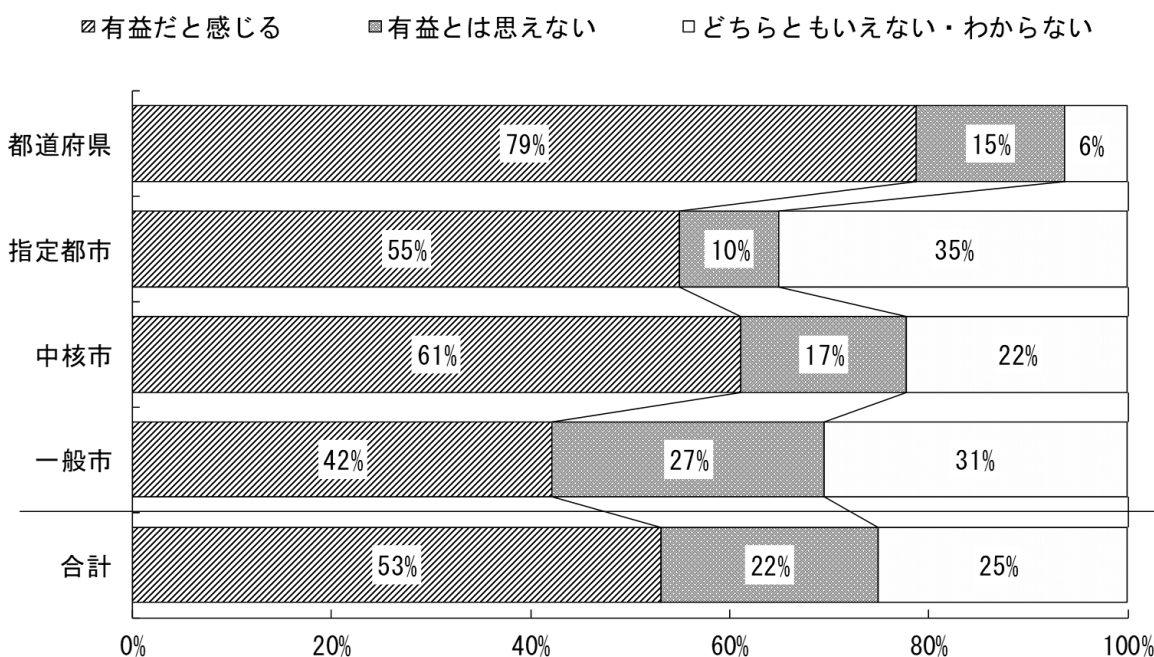
2 同一法人の同一日実施の調整に対する意向(自治体アンケート問 15(6))

自治体アンケートの「実地指導効率化に向けた工夫の有益感」(問 15)のうち、「同一法人の複数サービスの実地指導は、自治体側の担当職員が異なっても同一日実施を調整する」(問 15 (6))については、肯定的な意見が多い。



3 立地を重視した訪問計画に対する意向 (自治体アンケート問 15 (7))

「1回の出張で訪問する事業所数を増やせるよう、立地を重視した訪問計画を立てる」(問 15 (7))については、肯定的な意見が多い。特に、都道府県では約8割が有益と感じている。



第6節 論点6「事務受託法人の活用」について

「事務受託法人の活用を推進する方策について考えられることはないか」という論点に対し、ヒアリング調査等を通じて事務受託法人の現状を整理・比較するとともに、アンケート調査の関連設問の結果等を整理した。

1 事務受託法人の状況

自治体アンケート、ヒアリング調査の結果によると、平成30年度に現に実地指導を実施している実態のある事務受託法人は、表の5団体である。いずれも要介護認定調査や介護支援専門員実務研修など、介護保険関連業務の受託実績が豊富な法人であり、自治体側からのニーズに応えることを目的に、この業務に参入した経緯は共通している。

ヒアリング調査等によると、自治体職員と役割分担して合同で実施する東京方式、特定のサービスのみを受託している神奈川・愛知・大阪方式、計画・加算等の指導を含め網羅的・包括的に受託している沖縄方式に大別される。

神奈川・愛知は担当職員数が20人以上と多いが、現員数の多寡に関わらず、いずれの団体も、自治体からの増員ニーズに対応するための人材確保・育成が課題となっている。

また、自治体職員との合同方式である東京以外は、事務受託法人の職員のみによる訪問調査で、不適切な運営が疑われる事業所を訪問するケースもありうる。ヒアリング調査では、各事務受託法人ともに、委託元自治体に詳細を報告し、委託元自治体が改めて監査等を行うという流れで共通していた。その際の事務量や心理的な負担も、事務受託法人側の課題となっているという声があった。

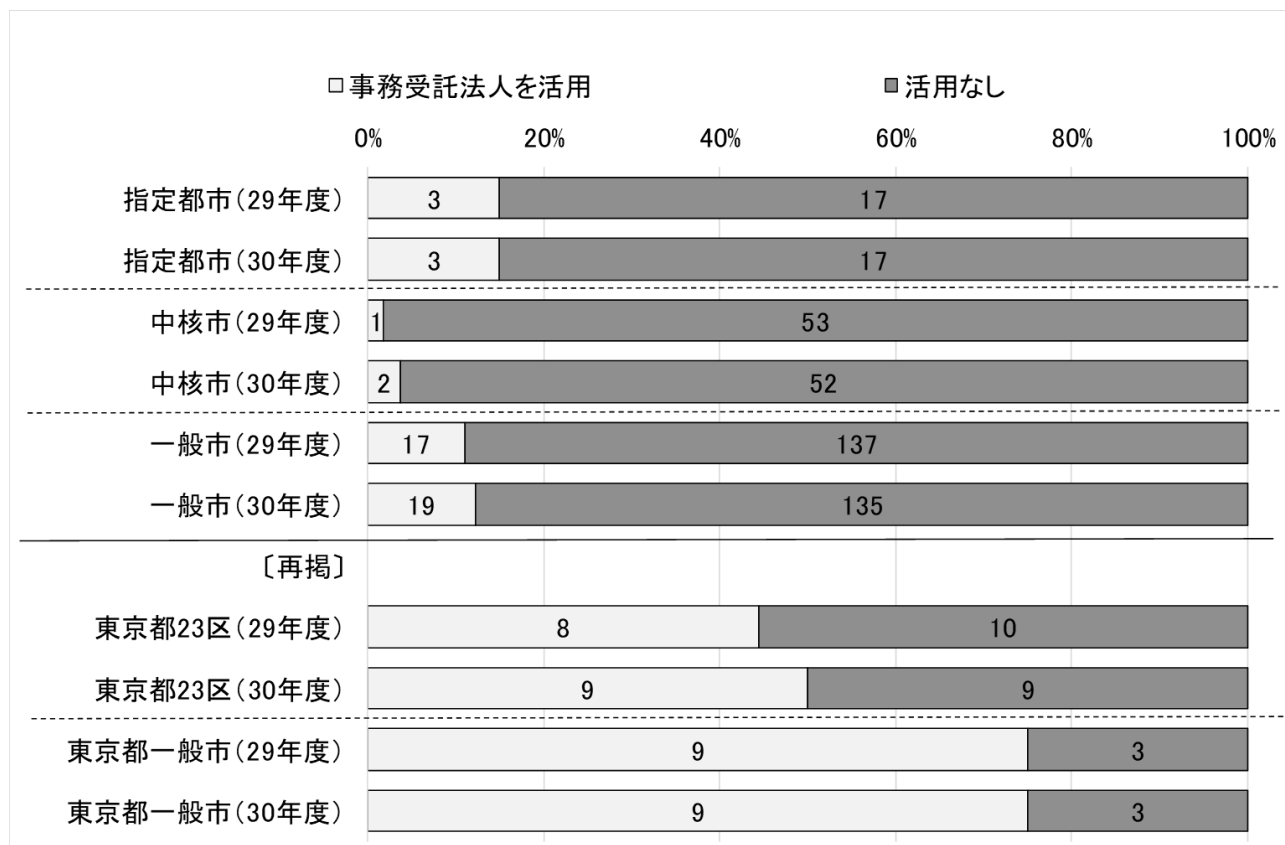
事務受託法人の比較（ヒアリング調査等に基づく）

名称	受託自治体	開始年	担当者数	特長
公益財団法人東京都福祉保健財団「事業者指導・支援センター」	東京都内の区市の約7割、町村の一部	21年度	7人 (事務含め9人)	◆自治体職員と合同で行い役割分担している（サービス項目の確認を委託）。このため、不適切な運営が疑われる事業所を単独で訪問することはない。 ◆居宅介護支援、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、グループホーム、特別養護老人ホームなど、多くのサービスで受託実績あり。
公益社団法人かながわ福祉サービス振興会	横浜市（27年度～）、大和市・南足柄市・海老名市・綾瀬市（30年度～）	27年度	27人	◆初年度の5人の指導担当者に100時間以上の独自研修を実施。 ◆詳細な指導員用マニュアルに沿って実施。 ◆横浜市からは、訪問介護、通所介護、特定施設を受託。30年度は600件。
一般社団法人福祉評価推進事業団	名古屋市（29年度～）・豊田市（30年度～）	29年度	20人	◆法人の職員2名と外部評価機関の登録職員18名。 ◆名古屋市職員が200時間程度の講習を実施し、ノウハウを習得。
一般財団法人大阪府地域福祉推進財団	大阪市	29年度	6人	◆訪問介護について受託。 ◆一部、実地指導経験のある元自治体職員を採用。 ◆大阪市職員が行う実地指導に同行し、ノウハウを習得。
NPO法人介護と福祉の調査機関おきなわ	那覇市（26年度～）・浦添市（29年度～）	26年度	8人	◆詳細な指導員用マニュアルに沿って実施。 ◆計画・加算等の指導も行っている。 ◆那覇市から30年度は70件受託。 ◆沖縄県から有料老人ホームの立入検査業務も受託。

※株式会社ウエルビー調べ。このほか、ワムネットで三重県、愛媛県に登録機関があることが確認されるが、自治体アンケートから、平成30年度の受託の実態を確認できなかった。

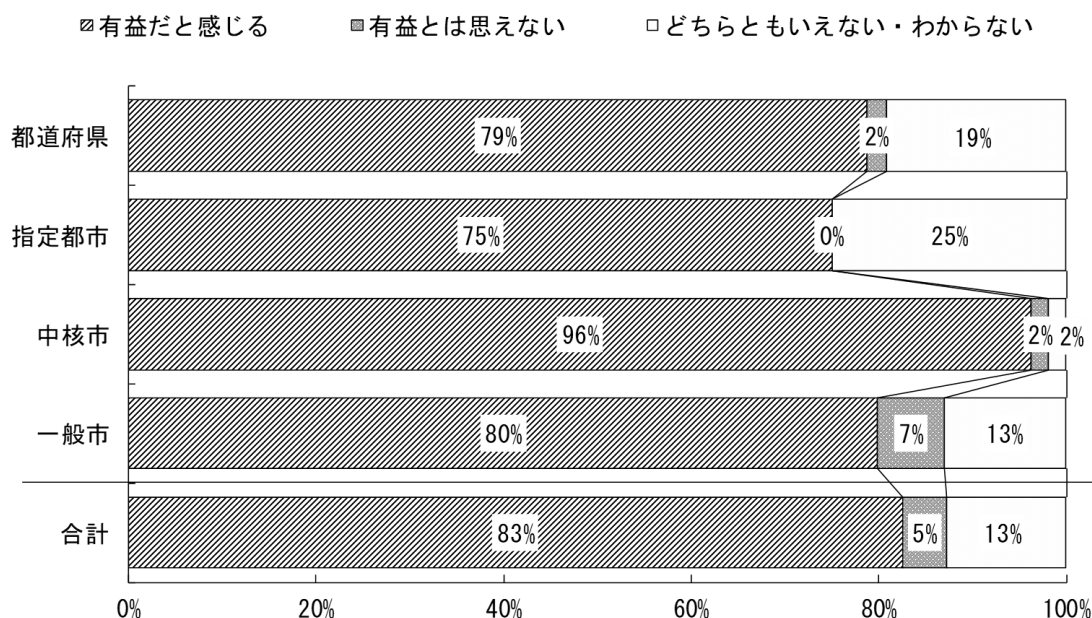
2 事務受託法人の活用の状況（自治体アンケート問2・3）

自治体アンケート問2・3によると、平成30年度の事務受託法人活用自治体は、政令指定都市が3（横浜市、名古屋市、大阪市）、中核市が2（豊田市、那覇市）、一般市が19（都下18市と沖縄県浦添市）であった。



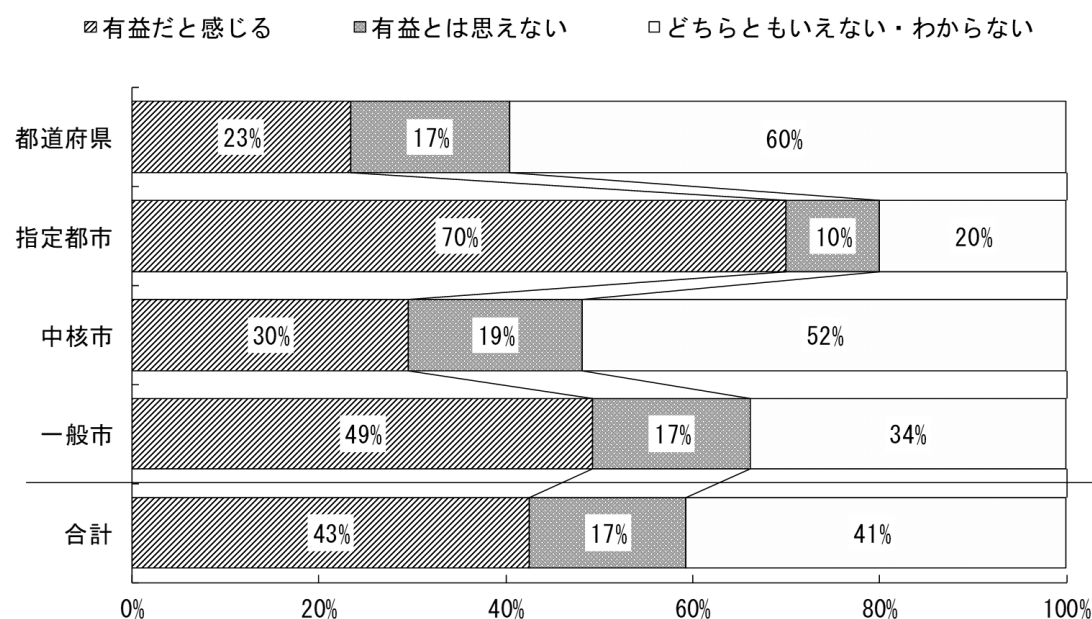
3 担当職員の2割増員に対する意向（自治体アンケート問 15（4））

自治体アンケートの「実地指導効率化に向けた工夫の有益感」（問 15）のうち、「実地指導担当職員を現在から2割程度増員する」（問 15（4））については、8割の自治体が、有益と回答しており、体制強化に強いニーズがあると言える。



4 事務受託法人への委託に対する意向（自治体アンケート問 15（5））

「事務受託法人に実地指導業務の一部を委託する」（問 15（5））については、政令指定都市の多くが有益と感じており、大都市部でその活用が有意義であると推察される。



第 7 節 論点 7 「実施体制の構築」について

「効率的な実地指導を推進するため、地方自治体の体制をどのように考えるか」という論点に対し、関連する統計データを整理するとともに、アンケート調査の関連設問の結果等を整理した。

1 対象事業所数の多寡

実地指導は、事業所に実際に訪問して行う指導であることから、対象事業所数の多寡によって、自治体の事務負担も大きく異なる。

そこで、対象事業所数の多寡のイメージを、自治体人口を比較することでつかむこととする。

自治体人口を用いるのは、事業所数は、サービス種別や他制度との関係などで、単純な比較が難しいためである。

現在、介護保険の実地指導は、基本的に、都道府県が、地域密着型サービスを除く事業所を、政令指定都市・中核市が、すべての介護保険施設・介護サービス事業所を、市区町村が、地域密着型サービス事業所を、それぞれ実施するという役割分担となっている。都道府県内に政令指定都市・中核市が実地指導を行う対象があれば、都道府県は原則として実施対象から除外する。

そのため、都道府県の人口から当該都道府県内の政令指定都市・中核市の人口を差し引いたものを都道府県の対象人口とし、政令指定都市や中核市の人口と比較する。

平成 27 年国勢調査人口による対象人口の一覧表を以下に示す。

最大は、東京都の約 1,300 万人で、最小は、鳥取市の約 19 万人である。対象人口に 50 倍以上の差があることから、当然、対象事業所数も大きく異なり、一口に実地指導と言っても、全く異なる実施体制や手法が求められることは、容易に想像される。

対象人口 200 万人以上の自治体は、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県の 11 都道府県と横浜市、名古屋市、大阪市の 3 政令指定都市で、あわせて 14 自治体ある。これらの自治体では、対象事業所数が多く、実地指導の実施率を向上させることに他自治体以上に困難が伴うと想定される。こうしたことから、一部の都道府県には、事務処理特例条例を制定して一般市町村に実地指導の権限を移譲する例（茨城県、大阪府等）や、保険者として市町村が地域密着型サービス以外の事業所の実地指導を行いやすいよう支援する例（東京都等）、都道府県と市町村が共同で実地指導を行う例（神奈川県、兵庫県等）といった工夫が行われている。

都道府県人口から政令指定都市・中核市の人口を差し引いた「対象人口」の一覧

対象人口の一覧(平成27年国勢調査による)

(万人)

名称	対象人口	名称	人口	名称	人口	名称	人口	名称	人口	名称	人口	名称	人口	名称	人口
北海道	282	札幌市	195	函館市	27	旭川市	34								
青森県	79	青森市	29	八戸市	23										
岩手県	98	盛岡市	30												
宮城県	125	仙台市	108												
秋田県	71	秋田市	32												
山形県	112														
福島県	93	福島市	29	郡山市	34	いわき市	35								
茨城県	292														
栃木県	146	宇都宮市	52												
群馬県	127	前橋市	34	高崎市	37										
埼玉県	474	さいたま市	126	川越市	35	川口市	58	越谷市	34						
千葉県	421	千葉市	97	船橋市	62	柏市	41								
東京都	1,294	八王子市	58												
神奈川県	280	横浜市	372	川崎市	148	相模原市	72	横須賀市	41						
新潟県	149	新潟市	81												
富山県	65	富山市	42												
石川県	69	金沢市	47												
福井県	79														
山梨県	83														
長野県	172	長野市	38												
岐阜県	163	岐阜市	41												
静岡県	220	静岡市	70	浜松市	80										
愛知県	401	名古屋	230	豊橋市	37	豊田市	42	岡崎市	38						
三重県	182														
滋賀県	107	大津市	34												
京都府	114	京都市	148												
大阪府	339	大阪市	269	堺市	84	豊中市	40	高槻市	35	枚方市	40	八尾市	27	東大阪市	50
兵庫県	223	神戸市	154	姫路市	54	尼崎市	45	明石市	29	西宮市	49				
奈良県	100	奈良市	36												
和歌山県	60	和歌山市	36												
鳥取県	38	鳥取市	19												
島根県	49	松江市	21												
岡山県	72	岡山市	72	倉敷市	48										
広島県	96	広島市	119	呉市	23	福山市	46								
山口県	114	下関市	27												
徳島県	76														
香川県	56	高松市	42												
愛媛県	87	松山市	51												
高知県	39	高知市	34												
福岡県	230	北九州市	96	福岡市	154	久留米市	30								
佐賀県	83														
長崎県	69	長崎市	43	佐世保市	26										
熊本県	105	熊本市	74												
大分県	69	大分市	48												
宮崎県	70	宮崎市	40												
鹿児島県	105	鹿児島市	60												
沖縄県	111	那覇市	32												

斜字は政令指定都市

太字は人口200万人以上(14自治体)

※なお、事務処理特例条例により、一般市町村である北海道芽室町等、茨城県つくば市・常総市・笠間市、埼玉県和光市、愛知県東三河地区、大阪府下の大半の市町村、岡山県新見市、広島県三次市が中核市と同等の事務を実施していることが本調査で把握できたが、都道府県の人口からこれらの人口は差し引いていない。

〔参考〕事務処理特例条例による移譲市町村について

大阪府では、平成 23 年より、事務処理特例条例により、介護保険法の指導監査の事務移譲を進めており、本調査の基準時点である平成 29 年度に、大阪府が地域密着型サービス以外の介護保険サービスの実地指導を所管している市町村は、守口市、門真市、四條畷市、摂津市、大東市、交野市、藤井寺市、羽曳野市、島本町の 8 市 1 町のみである。



平成 29 年度時点の事務処理特例条例による移譲の状況

圏域	政令指定都市・中核市	移譲済市町村	未移譲市町村
大阪市	大阪市		
三島	高槻市	吹田市、茨木市、摂津市	島本町
豊能	豊中市	池田市、箕面市、豊能町、能勢町	
泉北	堺市	泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町	
泉南		岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町	
南河内		富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村	羽曳野市、藤井寺市
中河内	東大阪市	八尾市、柏原市	
北河内	枚方市	寝屋川市	守口市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

また、本調査の基準時点である平成 29 年度に、大阪府以外では、北海道（芽室町ほか）、茨城県（笠間市ほか）、埼玉県（和光市）、岡山県（新見市）、広島県（三次市）が事務処理特例条例による事務移譲を行っているが、茨城県のように、介護保険施設について引き続き都道府県が権限を有している例もある。

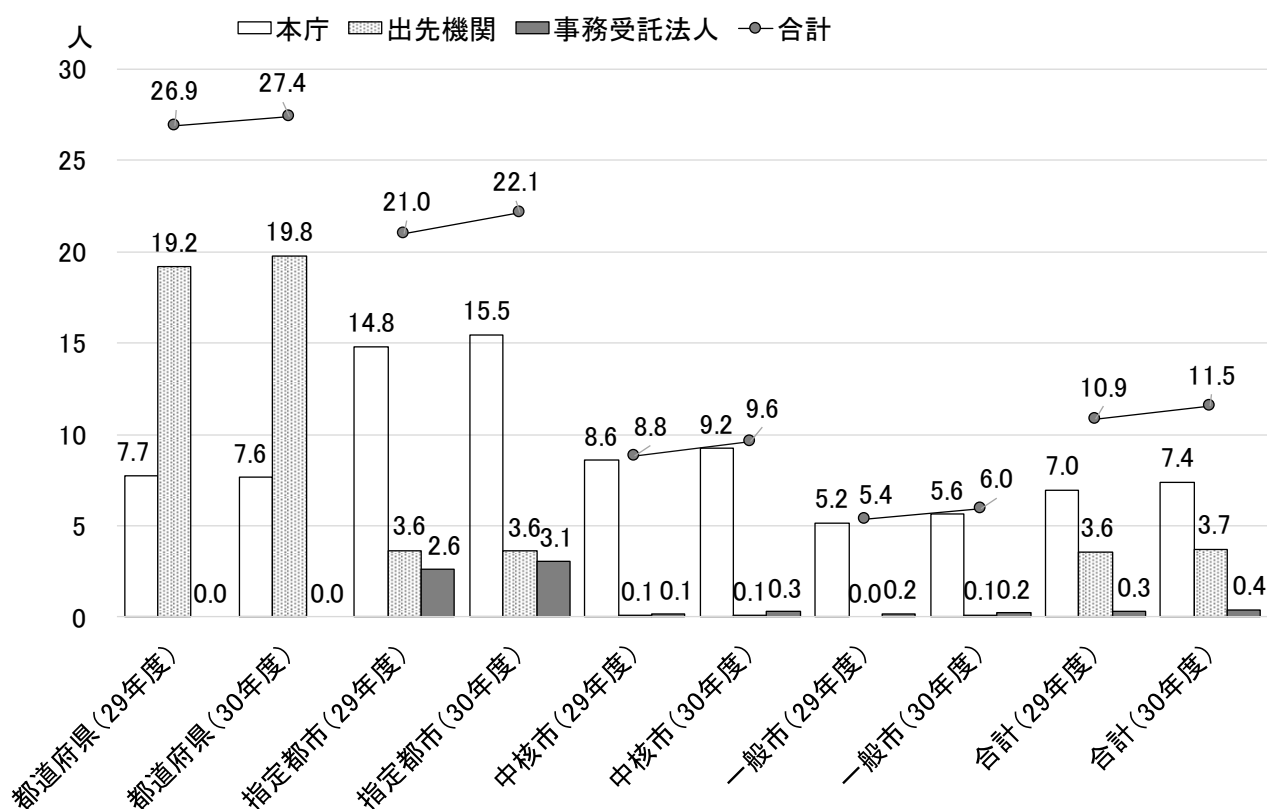
2 実地指導に従事する職員数の状況（自治体アンケート問2・3）

自治体アンケートの問2・3では、平成29、30年度の実地指導に従事する職員数を、本庁、出先機関、事務受託法人の区分ごとにたずねている。これによると、平成30年度の実地指導に従事する職員数の平均は、都道府県で27人、政令指定都市で22人、中核市で10人、一般市で6人であった。

平成29年度と比較すると、平成30年度は全体で約6%、従事職員数が増加していた。

また、都道府県は出先機関での実施が中心（本庁のみでの実施は17都道府県のみ）であった。

1 自治体当たりの実地指導に従事する職員数



問3で回答された平成30年度の職員数を単純に合計すると、3,167人となる。これは、都道府県、政令指定都市、中核市の全部と、アンケートに回答のあった人口概ね10万人以上の約4分の3の市の職員数の合計である。このことから、アンケート未回答の自治体分を概算で加算すると、わが国全体、約1,800の自治体の実地指導従事職員数は5,000人～6,000人程度と推計される。

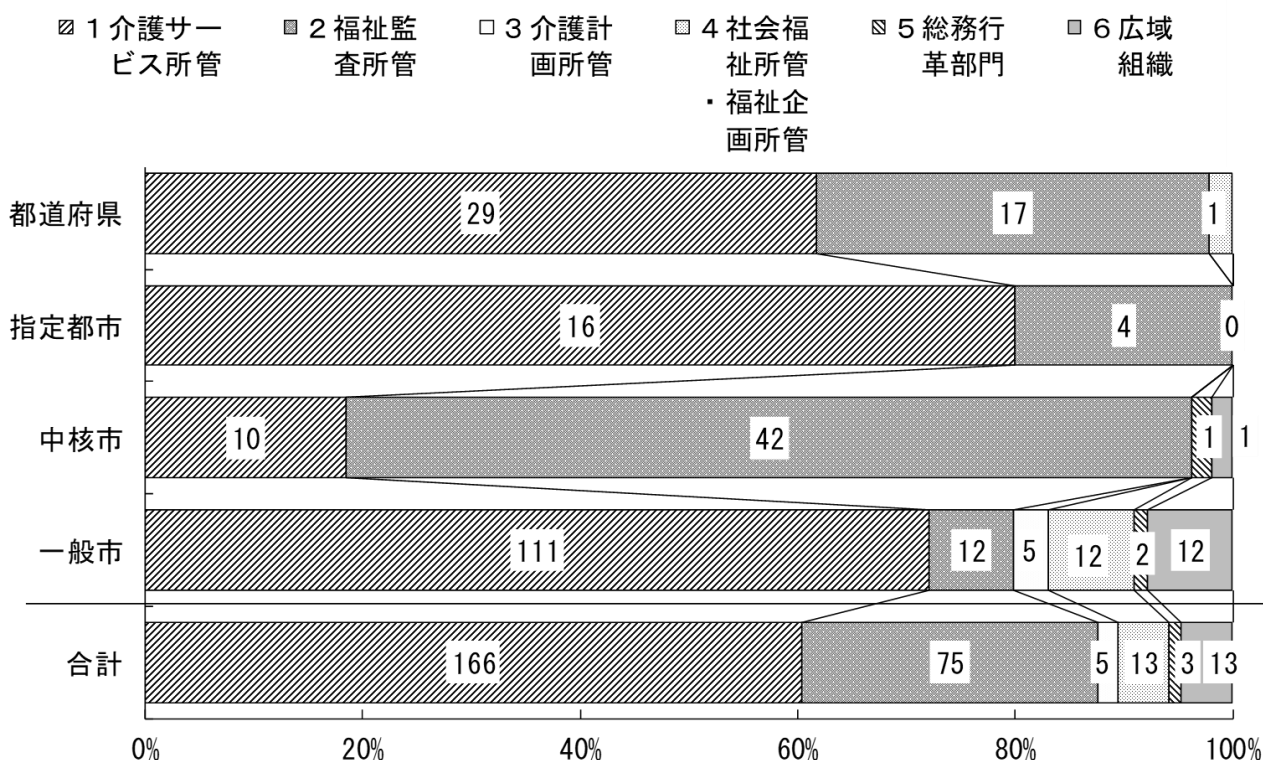
実地指導に従事する職員数の合計（平成30年度）

	本庁	出先機関	事務受託法人	合計
47都道府県	359	930	0	1,289
20政令指定都市	309	72	61	442
54中核市	498	6	15	519
一般市154団体	866	18	33	917
合計	2,032	1,026	109	3,167

※事務受託法人の職員は、複数自治体を担当する可能性があるため、延べ人数としてカウントする必要がある。

3 所管部署の自治体内の位置の状況（自治体アンケート問1）

自治体アンケート問1では、所管部署名を回答いただいた。これを高齢者介護部門の中にあるか、福祉全体の指導監査の部門の中にあるかをみたところ、中核市では、福祉全体の指導監査の部門の中にある自治体が多かった。そのほか、介護保険事業計画策定部署や、社会福祉所管・福祉企画所管、総務行革部門などで実施している自治体もみられた。広域組織で実施している自治体は中核市で1（豊橋市）、一般市（大阪府下の市が多い）で12であった。



〔参考〕指定・許可・認可・報酬請求事務、指導監査事務の権限の区分のイメージ

※高齢者、障害者など、分野で体制を分けると、指定事務や報酬請求事務などとの連携が図りやすい。
 ※指導監査のみを分野横断的に実施する体制とすると、他分野進出事業所に効率的に指導監査が行える。

分野別方式の実施体制

指導監査特化型の実施体制

	高齢者		障害者		子ども		社会福祉		医療	
	指定・許可・認可・報酬請求	指導監査	指定・許可・認可・報酬請求	指導監査	指定・許可・認可・報酬請求	指導監査	指定・許可・認可・報酬請求	指導監査	指定・許可・認可・報酬請求	指導監査
都道府県	○	○	○	○	△	△	△	△	×	○
政令指定都市	○	○	○	○	△	△	△	△	×	△
中核市	○	○	○	○	△	△	△	△	×	△
一般市区町村	△	△	△	○	△	△	△	△	×	×

※ ○は中核的な権限を有する。△は一部のみ権限を有する。

※株式会社ウエルビー調べ。

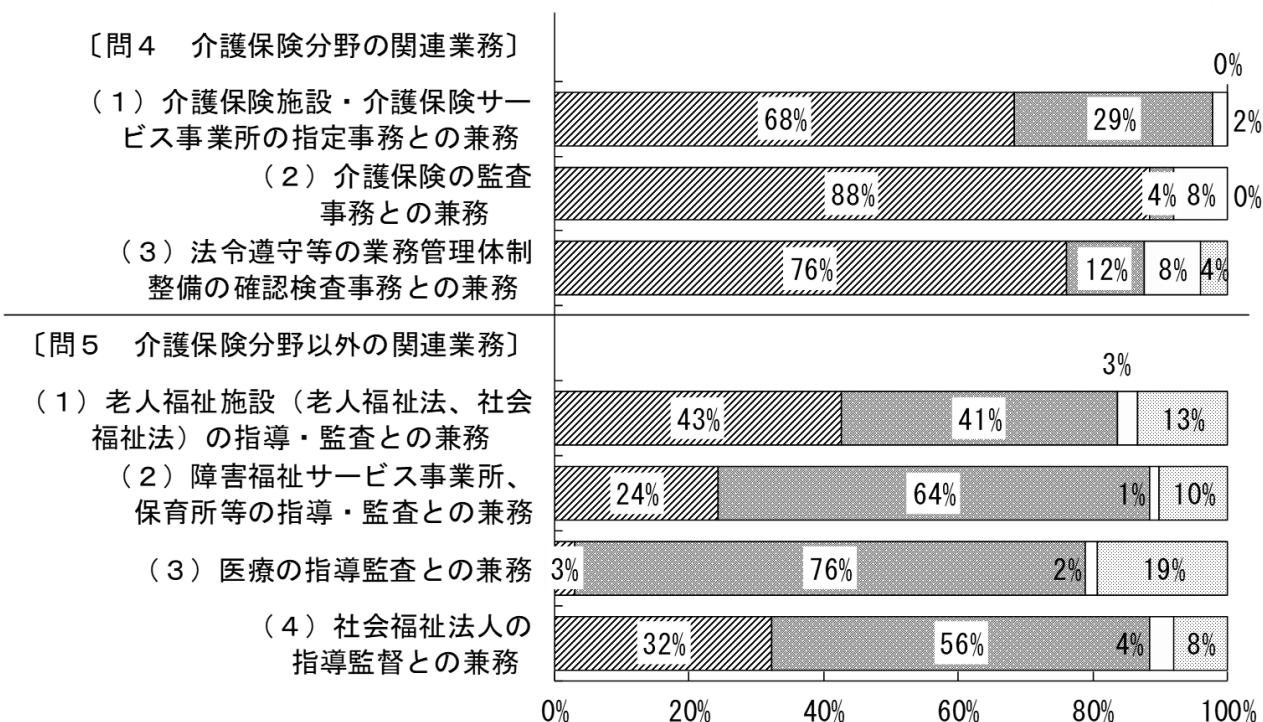
4 兼務の状況（自治体アンケート問4・5）

自治体アンケートの問4・5では、介護保険施設・介護保険サービス事業所の指定事務など、他の事務と実地指導との兼務の状況をたずねている。

その結果、実地指導担当部署は、監査事務や、法令遵守等の業務管理体制整備の確認検査事務とは、ほとんどの自治体が兼務をしていることが分かった。また、老人福祉施設の指導監査との兼務は、半々の状況である。

兼務の状況〔全自治体〕

■あり ■なし □明確な人数がわからない ■事務権限対象外または該当事業所なし

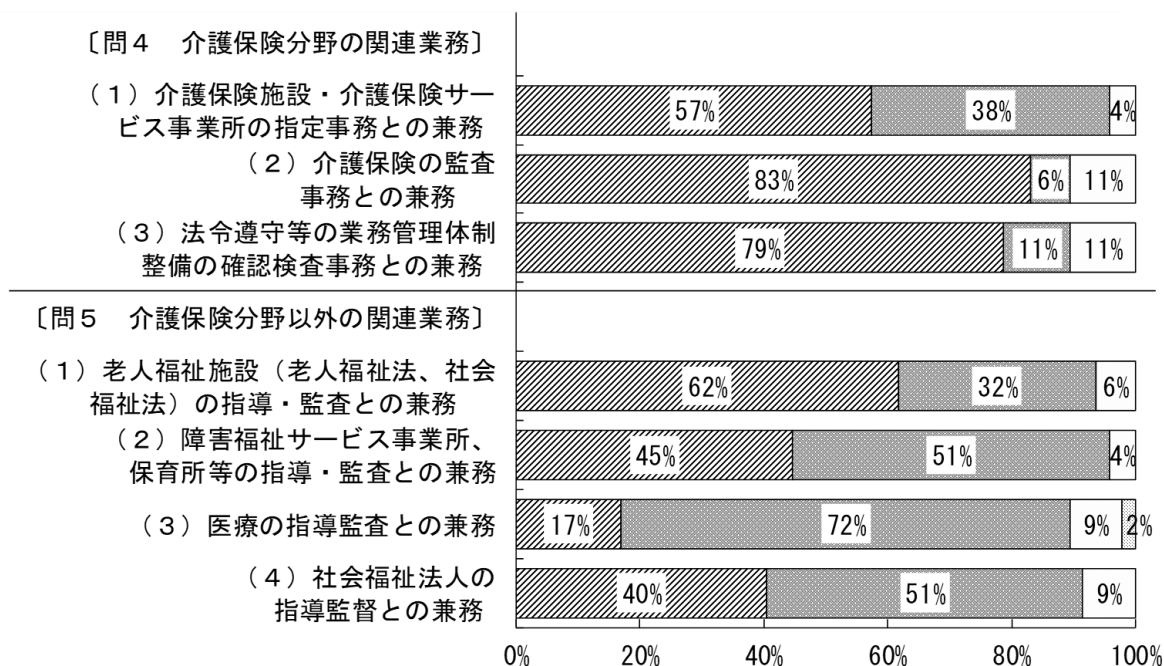


自治体区分別にみると、それぞれの区分ごとに、有する権限や所管部署の自治体内での位置により、兼務の状況に傾向の違いがあることが分かる。

例えば、一般市では、介護事業所の指定事務との兼務の割合が8割以上と際立っているが、都道府県でも6割あり、政令指定都市や中核市より高い割合となっている。このことは、事務量が増える弊害が発生しやすい一方、類似事務の効率化の面では好都合であると考えられる。

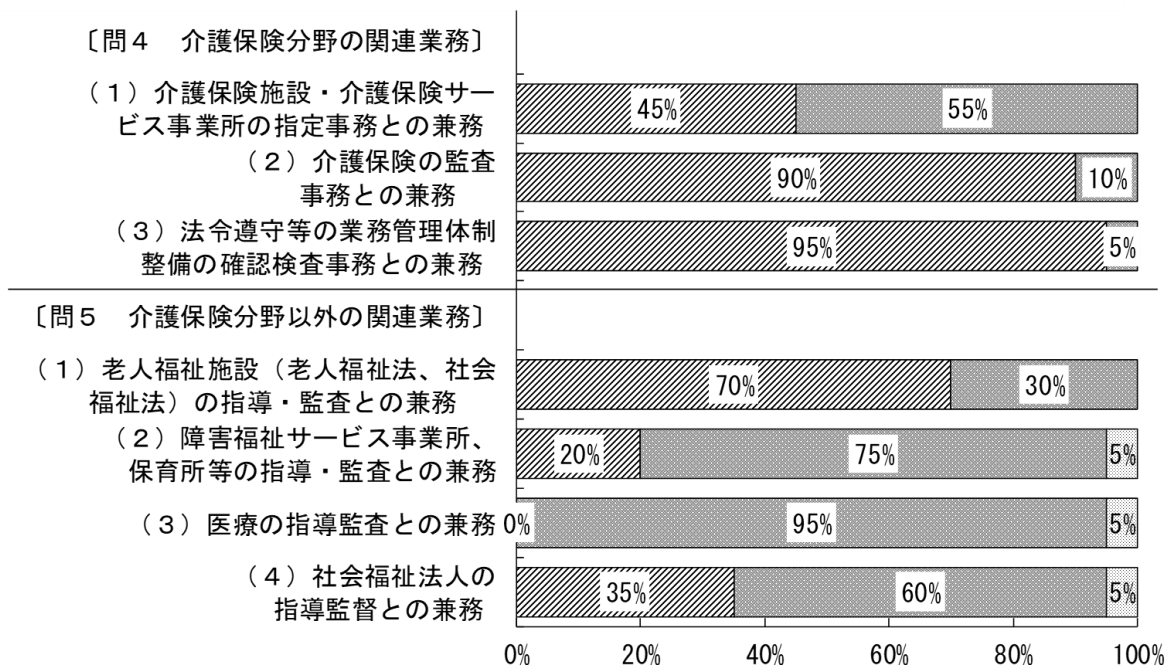
兼務の状況〔都道府県分〕

■あり ■なし □明確な人数がわからない ■事務権限対象外または該当事業所なし



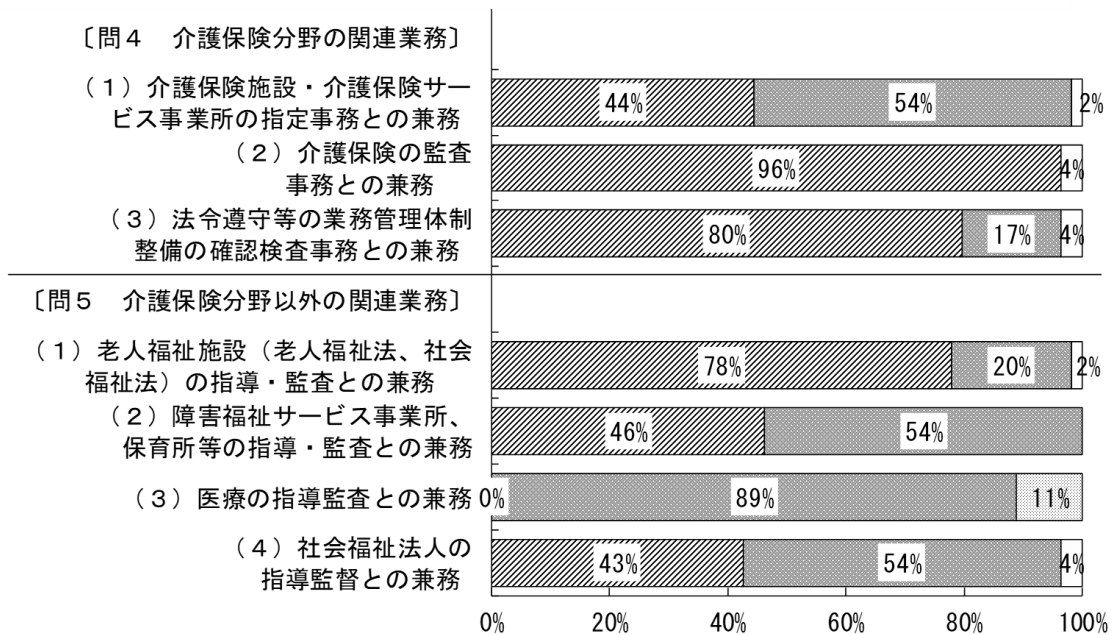
兼務の状況〔政令指定都市分〕

■あり ■なし □明確な人数がわからない ■事務権限対象外または該当事業所なし



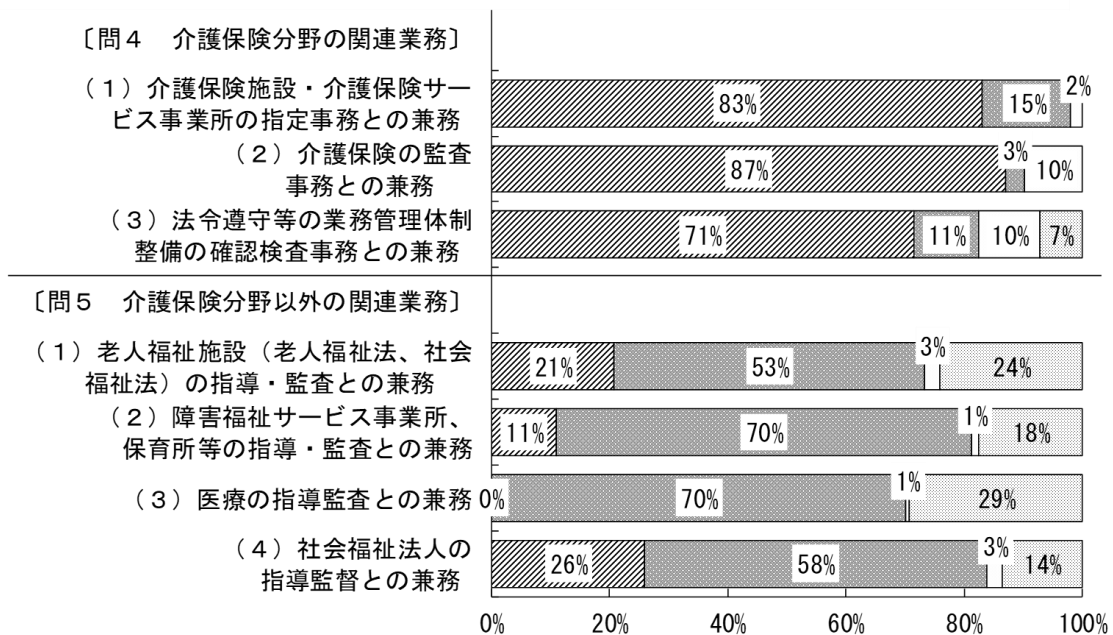
兼務の状況〔中核市分〕

■あり ■なし □明確な人数がわからない ■事務権限対象外または該当事業所なし



兼務の状況〔一般市分〕

■あり ■なし □明確な人数がわからない ■事務権限対象外または該当事業所なし

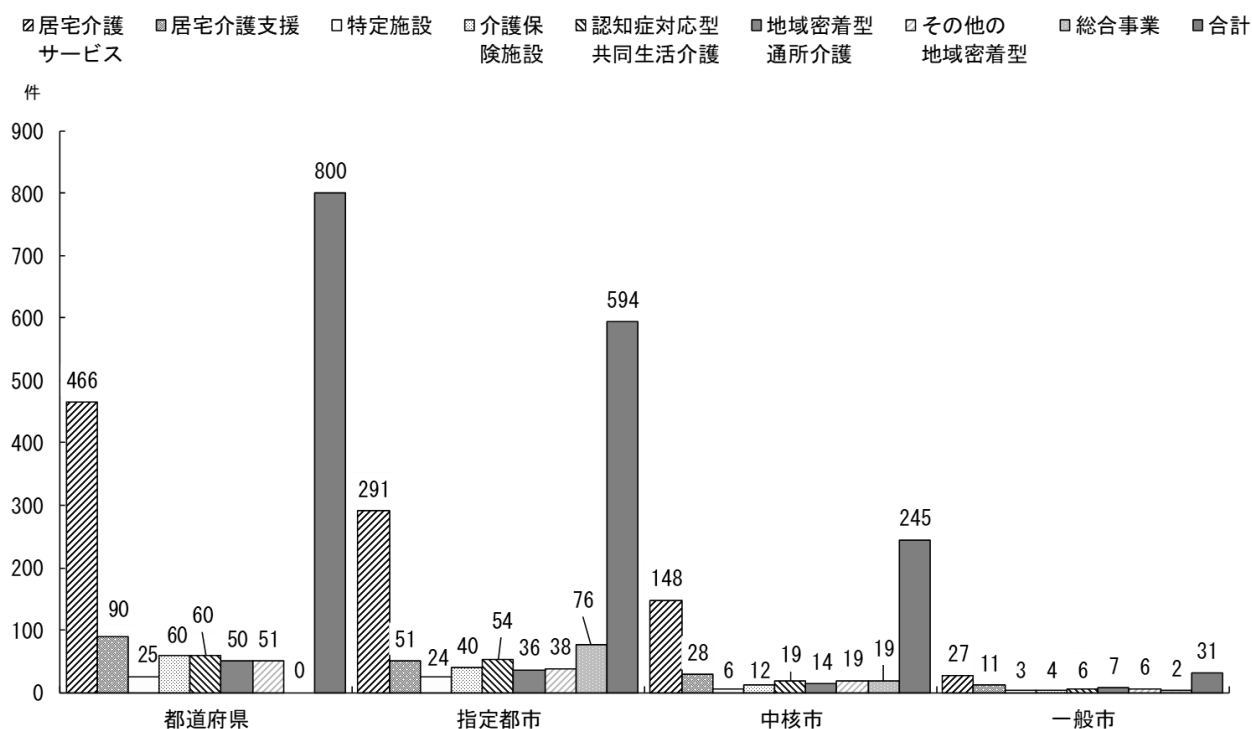


5 1 自治体の年間平均実施件数等の状況（自治体アンケート問6）

自治体アンケート問6では、平成29年度におけるサービス区分ごとの「実地指導の対象件数」（問6（1））、「実地指導実施件数」（問6（2））、「実地指導の結果、過誤調整を行った件数」（問6（3））、「監査に変更した件数」（問6（4））、行政処分に至った件数（問6（5））をたずねている。

「実地指導実施件数」を「実地指導の対象件数」で除した「1自治体の年間平均実施件数」の平均は、都道府県が約800件、指定都市が約600件、中核市が約250件、一般市が約30件であった。サービス区分別では、居宅介護サービスが過半を占める。

1 自治体の年間平均実施件数（問6（2）÷問6（1））

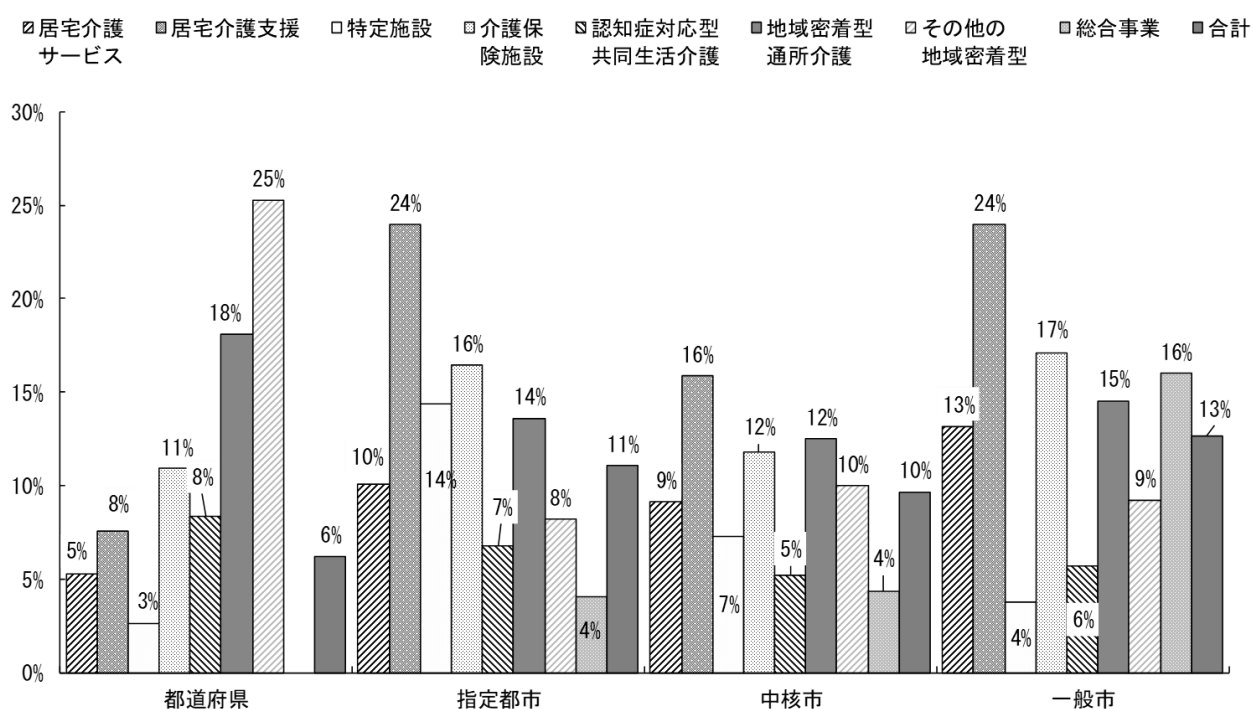


※介護予防サービス事業所も1件とカウントしている。

「実地指導の結果、過誤調整を行った件数」(問6(3))を、「実地指導実施件数」(問6(2))で除した「実地指導の結果、過誤調整を行った割合」は、全サービスの平均で8%であった。

自治体区分ごと、サービス種別ごとに差があり、都道府県の「その他の地域密着型サービス」、「地域密着型通所介護」、政令指定都市、中核市、一般市の「居宅介護支援」などは、過誤調整を行った割合が2割前後と高くなっている。都道府県の「その他の地域密着型サービス」、「地域密着型通所介護」が高いのは、市町村が実施すべき対象事業所のうち、不適切な運営が疑われるところを対象に都道府県も実施したケースがあったためと推測される。このように、「実地指導の結果、過誤調整を行った割合」は、当該年度に訪問を計画する対象事業所の選定方法によって上下すると考えられる。

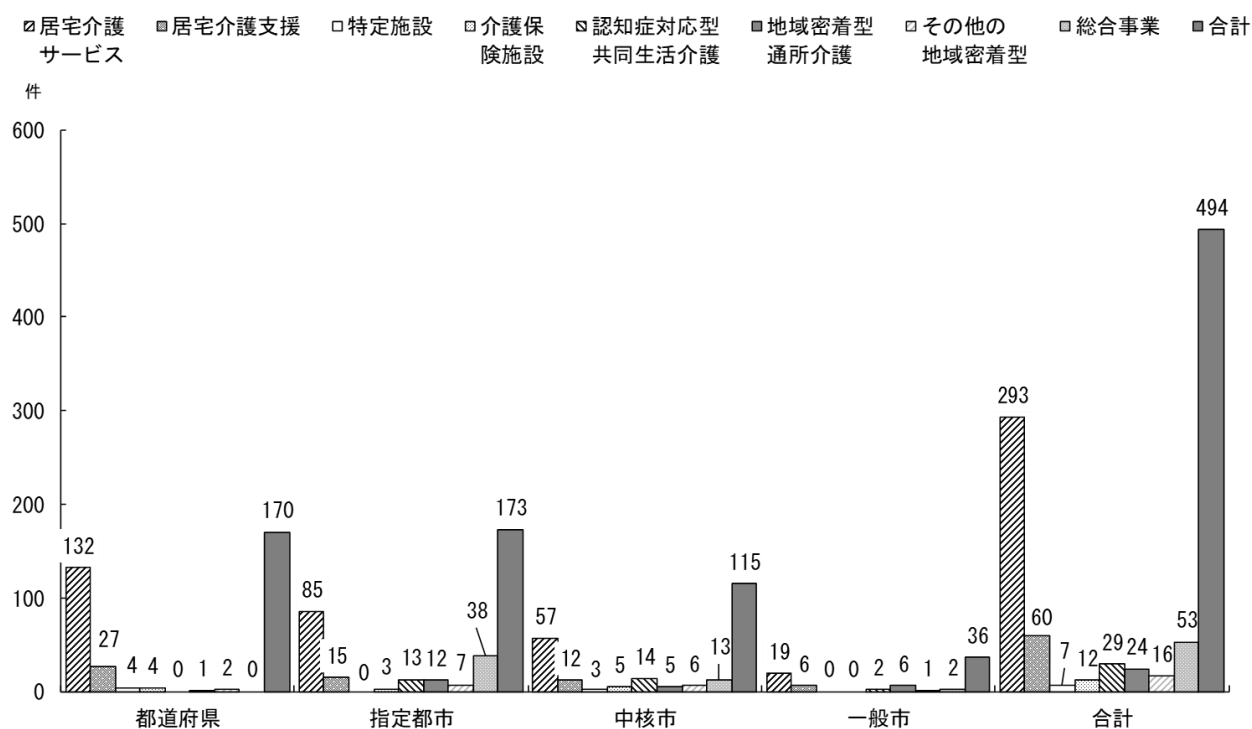
実地指導の結果、過誤調整を行った割合（問6(3)÷問6(2)）



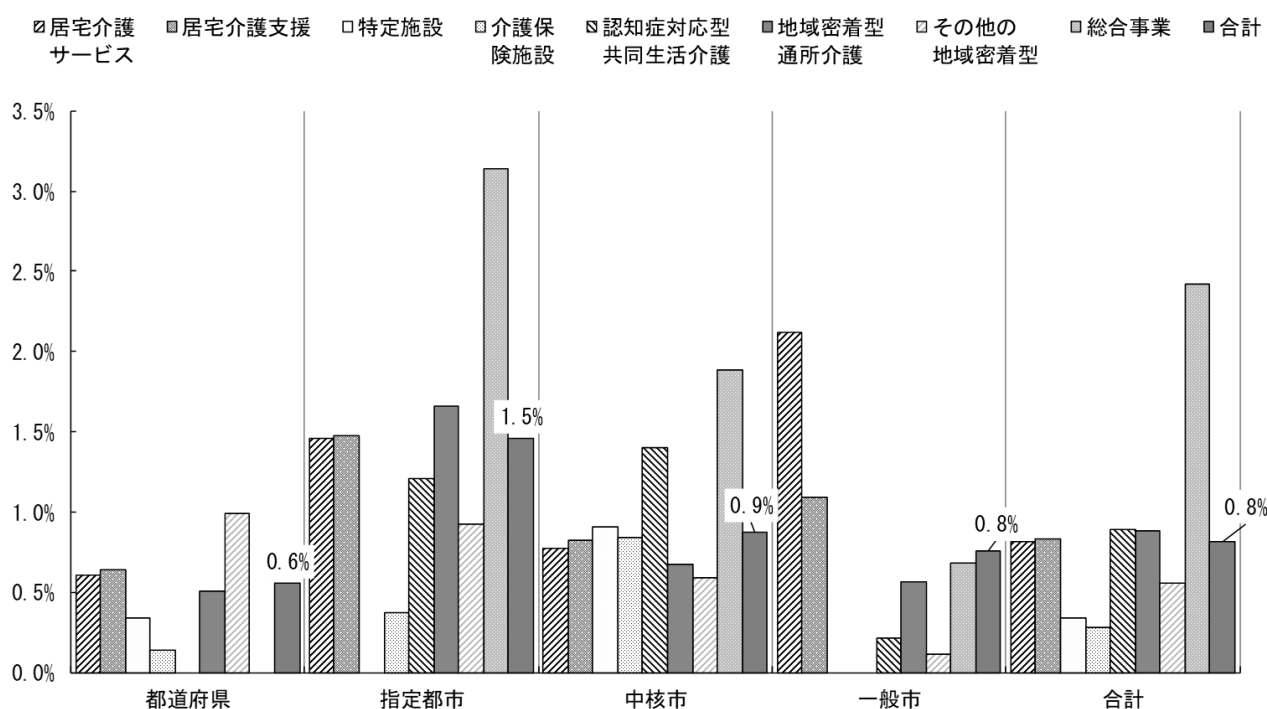
「監査に変更した件数」(問6(4))は約500件で、「実地指導実施件数」(問6(2))で除した「監査に変更した割合」は、1%程度であった。

「監査に変更した割合」をサービス種別ごとにみると、介護予防・日常生活支援総合事業が高い傾向がみられる。

監査に変更した件数(問6(4))

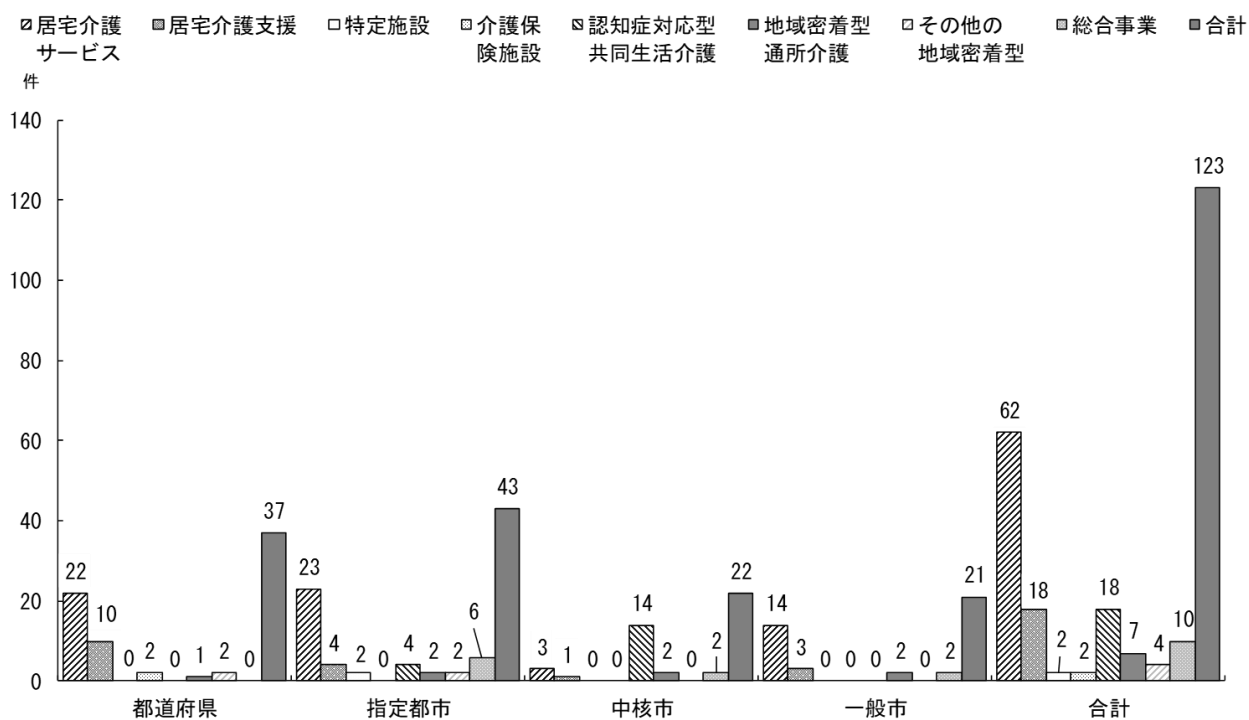


監査に変更した割合(問6(4)÷問6(2))



「行政処分に至った件数」(問6 (5))は、120件あまりであった。厚生労働省に平成29年度に自治体から報告があった行政処分件数は約250件であるが、本アンケート結果は、実地指導から監査に移行し、行政処分に至った件数をたずねたものであり、その内数となる。

行政処分に至った件数 (問6 (5))



6 実地指導の実施率

「平成 29 年度に実地指導を行った件数」（問 6（2））を「対象（所管）事業所数」（問 6（1））で除することにより、実地指導の実施率が算出できる。

アンケートでは、「対象（所管）事業所数」（問 6（1））は、「みなし事業所」の扱いが回答自治体でばらつきがみられたため、問 6（1）の回答結果を用いるのではなく、平成 29 年介護サービス施設・事業所調査結果による施設・事業所数を用いる。同調査結果のうち、都道府県の対象（所管）事業所数は、当該都道府県内にある施設・事業所数から政令指定都市、中核市にある施設・事業所数を差し引いた分となる。

これによると、中核市以上の自治体の実地指導の実施率の平均は、介護保険施設が 31.3%、居宅サービスが 15.2%、地域密着サービスが 23.8%で、あわせて 16.4%であった。

自治体区分ごとでは、都道府県が 16.4%、政令指定都市が 13.6%、中核市が 20.4%と、中核市がやや高く、政令指定都市がやや低くなっている。

実地指導の実施率の平均（理論値）

(1) 対象（所管）事業所数	合計	1 介護保険施設	2 居宅サービス	3 地域密着型サービス
都道府県	187,922	9,439	176,898	0
政令指定都市	78,738	2,237	63,236	13,265
中核市	59,396	1,731	46,613	11,052
合計	326,056	13,407	286,747	24,317
(2) 実地指導を行った件数	合計	1 介護保険施設	2 居宅サービス	3 地域密着型サービス
都道府県	30,727	2,809	27,277	641
政令指定都市	10,670	801	7,315	2,554
中核市	12,110	587	8,919	2,604
合計	53,507	4,197	43,511	5,799
(3) 実地指導実施率	合計	1 介護保険施設	2 居宅サービス	3 地域密着型サービス
都道府県	16.4%	29.8%	15.4%	—
政令指定都市	13.6%	35.8%	11.6%	19.3%
中核市	20.4%	33.9%	19.1%	23.6%
合計	16.4%	31.3%	15.2%	23.8%

※一部の都道府県では、地域密着型サービス事業所にも実地指導を行っているが、実施率等を算定する上では、地域密着型サービス事業所数は、都道府県の対象（所管）事業所数には含めない。

※事務処理特例条例による茨城県笠間市、つくば市、常総市、埼玉県和光市、大阪府下の 31 市町村への移譲事業所数をそれぞれの府県の対象（所管）事業所数から差し引いている。北海道の自治体と岡山県新見市、広島県三次市は、本調査の中で詳細が把握できなかったため、差し引いていない。

7 職員 1 人当たりの平均実施件数（自治体アンケート問 2・6）

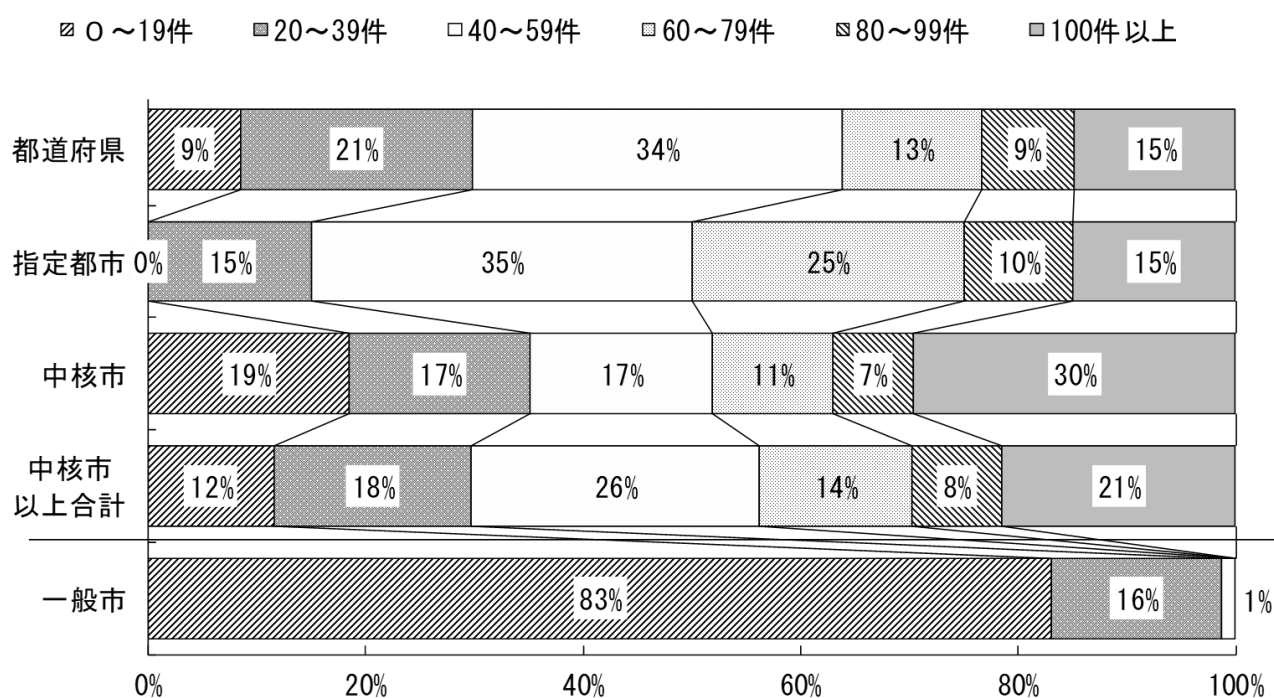
自治体アンケートの「問 6 自治体の実地指導実施件数」を「問 2 職員数」で除して、1 回の平均訪問人数を 2 人と仮定することで、平成 29 年度の職員 1 人当たりの実地指導の平均実施件数の概算値を算出することができる。

職員 1 人当たりの実地指導の平均実施件数の概算値は、都道府県が 49 件、政令指定都市が 51 件、中核市が 53 件、一般市が 10 件、平均 39 件であった。

なお、職員数には、出先機関や事務受託法人の職員数を含んでおり、常勤・非常勤など勤務形態を詳細にたずねたわけではないのであくまで参考値である。また、介護予防・日常生活支援総合事業の実地指導の実施件数は含んでいない。

職員 1 人当たりの実地指導の実施件数の分布をみると、100 件以上は都道府県、政令指定都市の 15%、中核市の 30%で、一般市では 8 割以上が 20 件未満であった。

職員 1 人当たりの実地指導の実施件数（概算値）の分布（平成 29 年度）



第 8 節 その他の調査事項

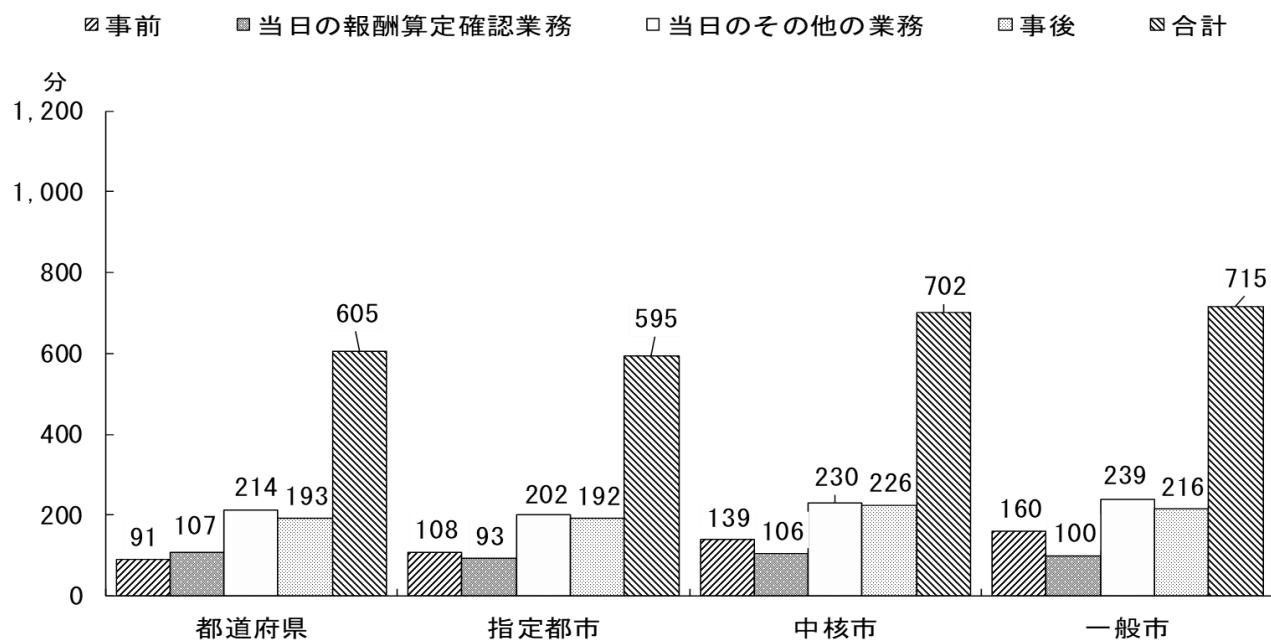
7つの論点以外のアンケート調査の結果は以下の通りである。

1 通所介護 1 回分の所要時間（自治体アンケート問 7）

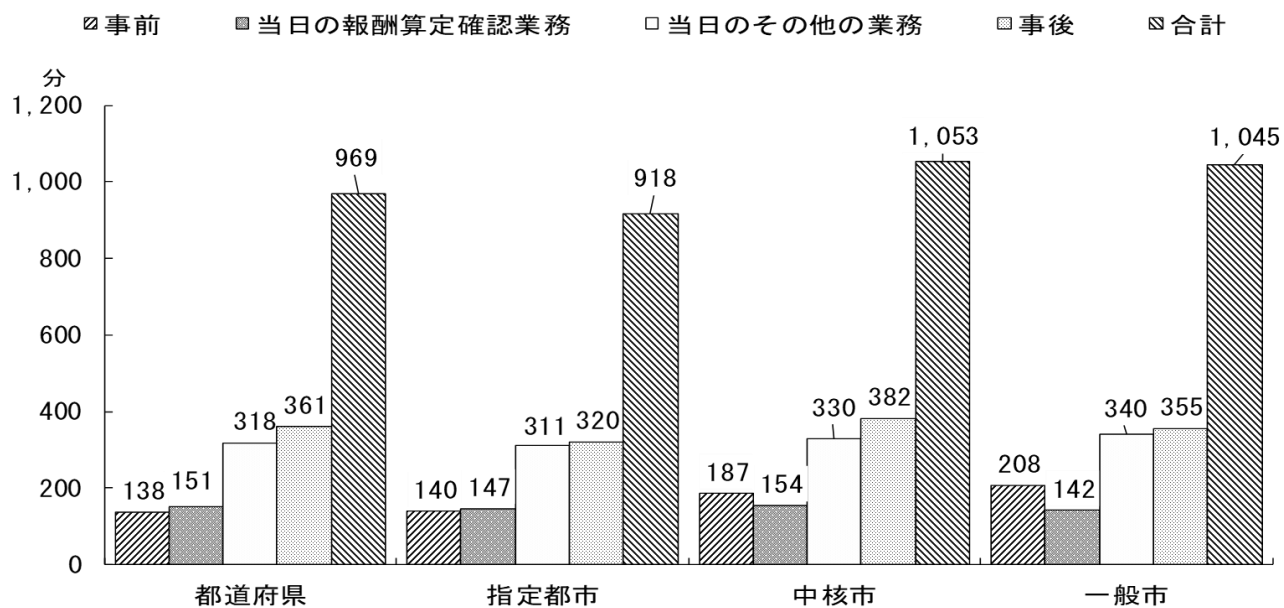
自治体アンケートの問 7 では、「通所介護（一般市は地域密着型通所介護）の 1 回分の所要時間」（関わった職員全員の延べ合計時間）を、「典型的なケース」と、「問題のある事業所等で指導に時間のかかるケース」に分けて、それぞれ業務区分ごとにたずねている。これによると、通所介護（地域密着型通所介護）の 1 回の所要時間の平均は、典型的なケースで、延 600～700 分、時間のかかるケースで 900～1,100 分）であった。

通所介護 1 回分の所要時間の平均

〔典型的なケース〕



〔指導に時間のかかるケース〕



2 実地指導業務の所要時間（事業所アンケート問6）

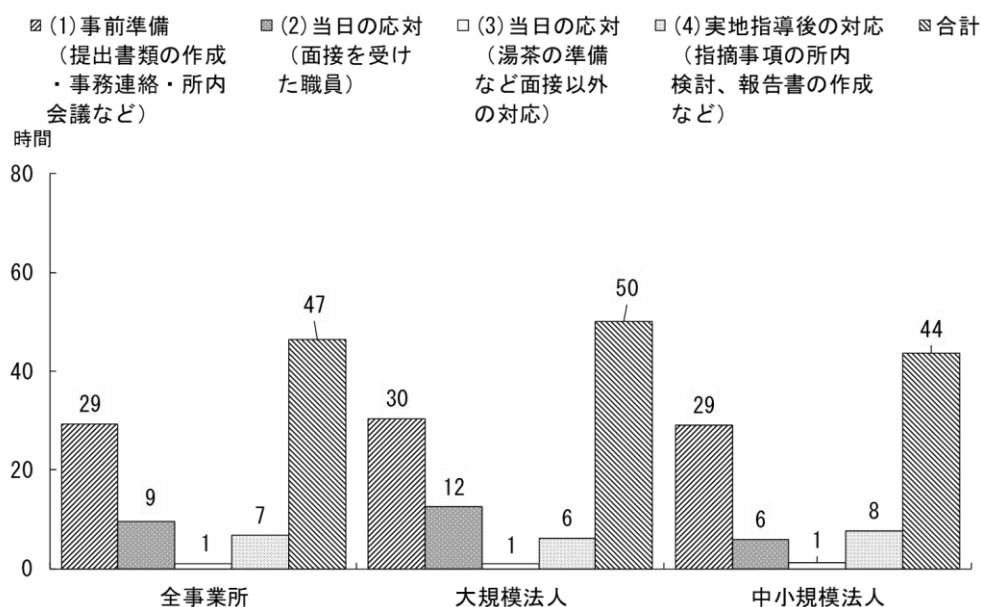
事業所アンケートの問6では、事業所が所属する法人自身が実地指導を受けた時に、職員が携わった延べ時間を前回・前々回の実地指導について、時系列区分でたずねている。

これによると、もれなく回答があった50法人の前回の平均所要時間は延べ47時間で、介護職員100人以上の大規模な28法人は50時間、介護職員100人未満の中小の22法人は44時間であった。

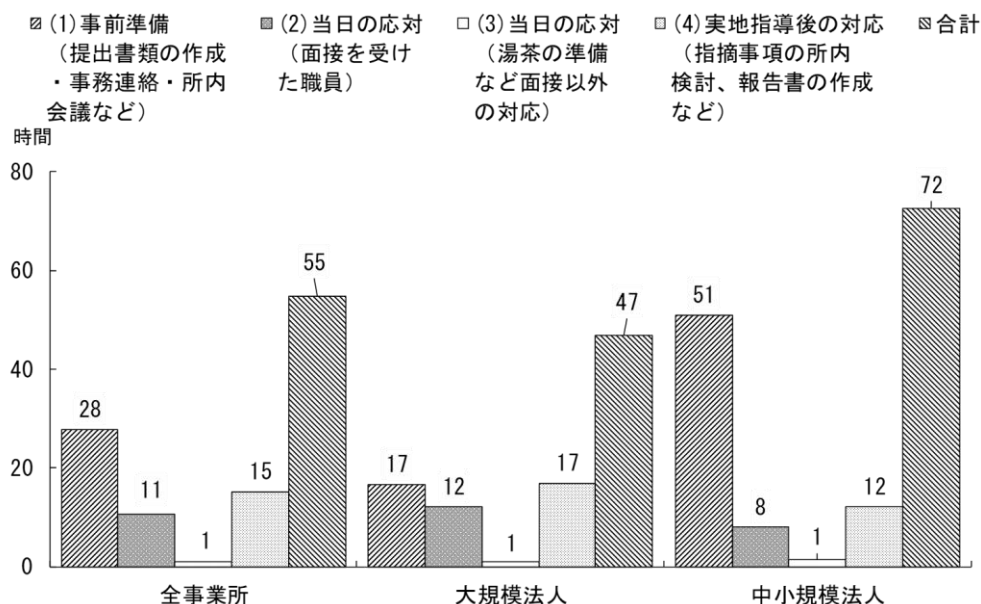
前々回分は、回答41法人の平均所要時間は延べ55時間で、大規模な27法人は47時間、中小の14法人は72時間であった。個々のケースの個別事情があるため、断定はできないが、中小規模の法人の平均所要時間が前々回に比べ、前回は短くなっており、前々回の経験が生かされ効率化、所要時間の短縮が図られたところも多いと推察される。

事業所での実地指導業務に対する所要時間の平均

〔前回受けた実地指導〕



〔前々回に受けた実地指導〕

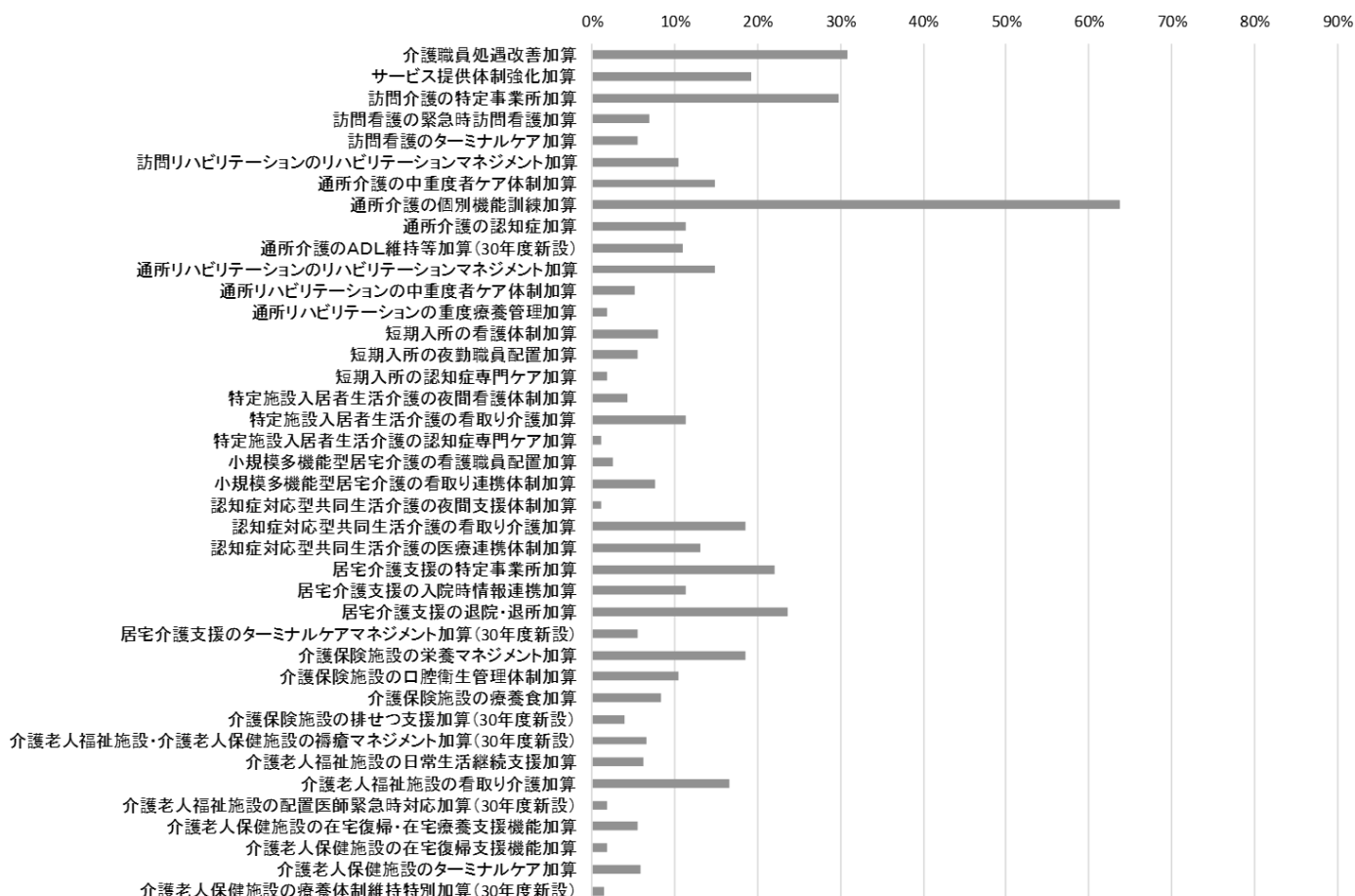


3 事業所の認識不足が多い加算（自治体アンケート問9（1））

自治体アンケートの問9（1）では、介護保険全サービスの主要な加算を選択肢として挙げ、「事業所の認識不足が多い加算」だと思うものはどれかをたずねている。

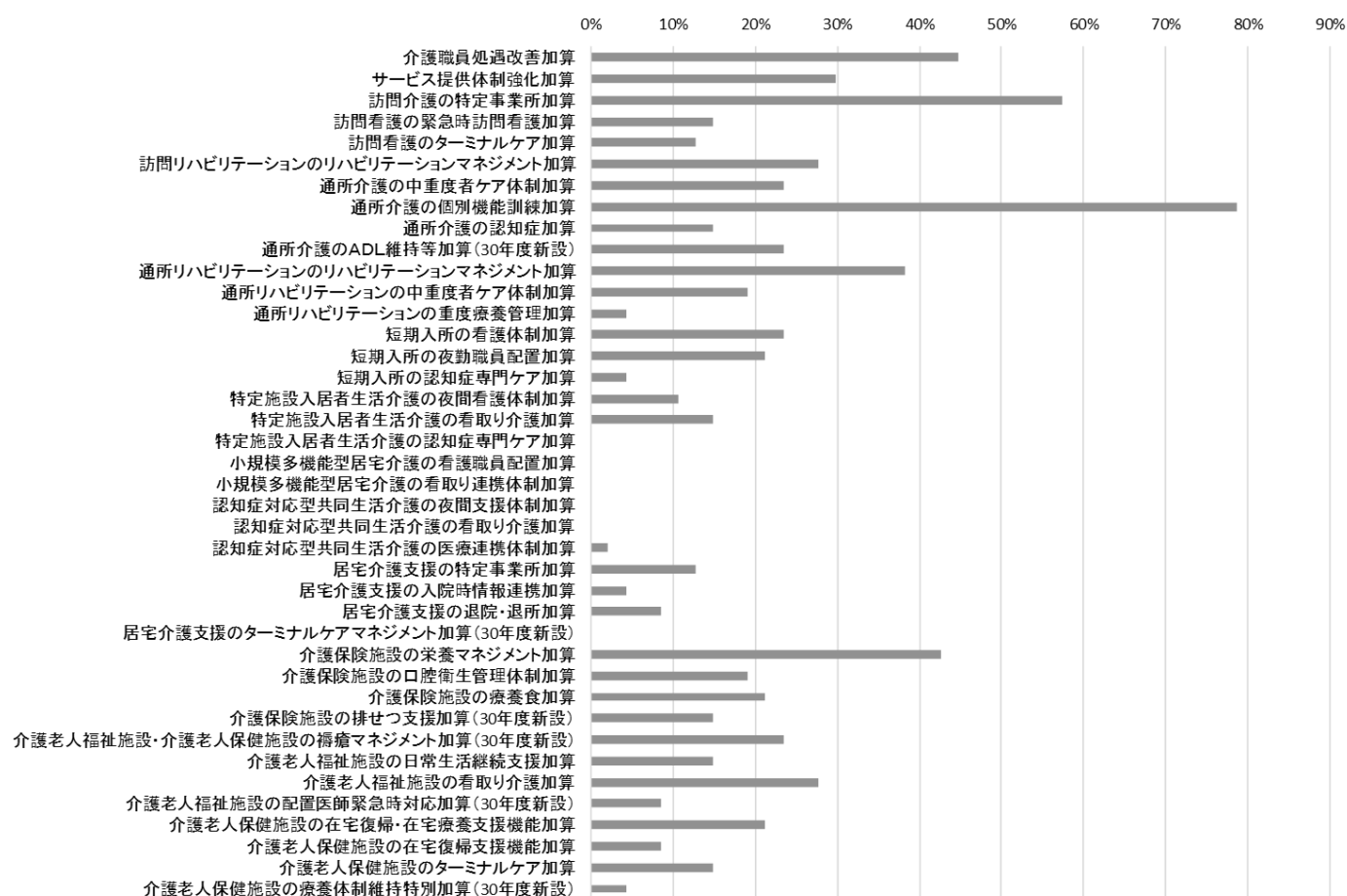
これによると、通所介護の個別機能訓練加算は、6割の自治体が、事業所の認識不足が多いと感じている。次いで、介護職員処遇改善加算、訪問介護の特定事業所加算、訪問看護の緊急時訪問看護加算、訪問看護のターミナルケア加算、訪問リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算、通所介護の中重度者ケア体制加算、通所介護の認知症加算、通所介護のADL維持等加算（30年度新設）、通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算、通所リハビリテーションの中重度者ケア体制加算、通所リハビリテーションの重度療養管理加算、短期入所の看護体制加算、短期入所の夜勤職員配置加算、短期入所の認知症専門ケア加算、特定施設入居者生活介護の夜間看護体制加算、特定施設入居者生活介護の看取り介護加算、特定施設入居者生活介護の認知症専門ケア加算、小規模多機能型居宅介護の看護職員配置加算、小規模多機能型居宅介護の看取り連携体制加算、認知症対応型共同生活介護の夜間支援体制加算、認知症対応型共同生活介護の看取り介護加算、認知症対応型共同生活介護の医療連携体制加算、居宅介護支援の特定事業所加算、居宅介護支援の入院時情報連携加算、居宅介護支援の退院・退所加算、居宅介護支援のターミナルケアマネジメント加算（30年度新設）、介護保険施設の栄養マネジメント加算、介護保険施設の口腔衛生管理体制加算、介護保険施設の療養食加算、介護保険施設の排せつ支援加算（30年度新設）、介護老人福祉施設・介護老人保健施設の褥瘡マネジメント加算（30年度新設）、介護老人福祉施設の日常生活継続支援加算、介護老人福祉施設の看取り介護加算、介護老人福祉施設の配置医師緊急時対応加算（30年度新設）、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能加算、介護老人保健施設の在宅復帰支援機能加算、介護老人保健施設のターミナルケア加算、介護老人保健施設の療養体制維持特別加算（30年度新設）

事業所の認識不足が多い加算〔全自治体〕



都道府県では、実地指導の実務経験が長いためか、市町村より、事業所の認識不足が多いと感じている割合が多く、加算で高くなっている。

事業所の認識不足が多い加算〔都道府県分〕

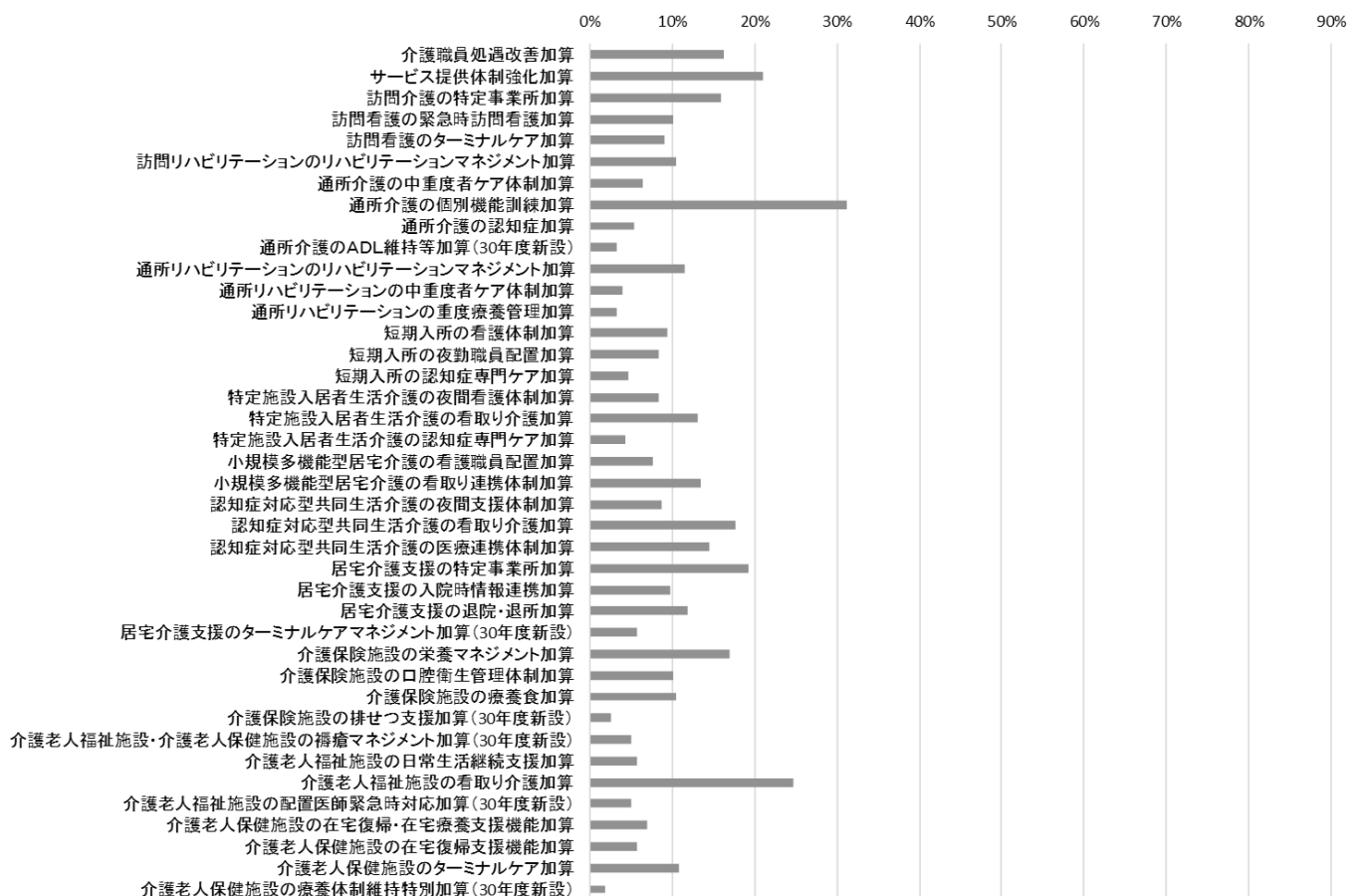


4 サービスの充実という意義が実感できる加算（自治体アンケート問9（2））

自治体アンケートの問9（2）では、介護保険全サービスの主要な加算を選択肢として挙げ、「サービスの充実という意義が実感できる加算」だと思うものはどれかをたずねている。

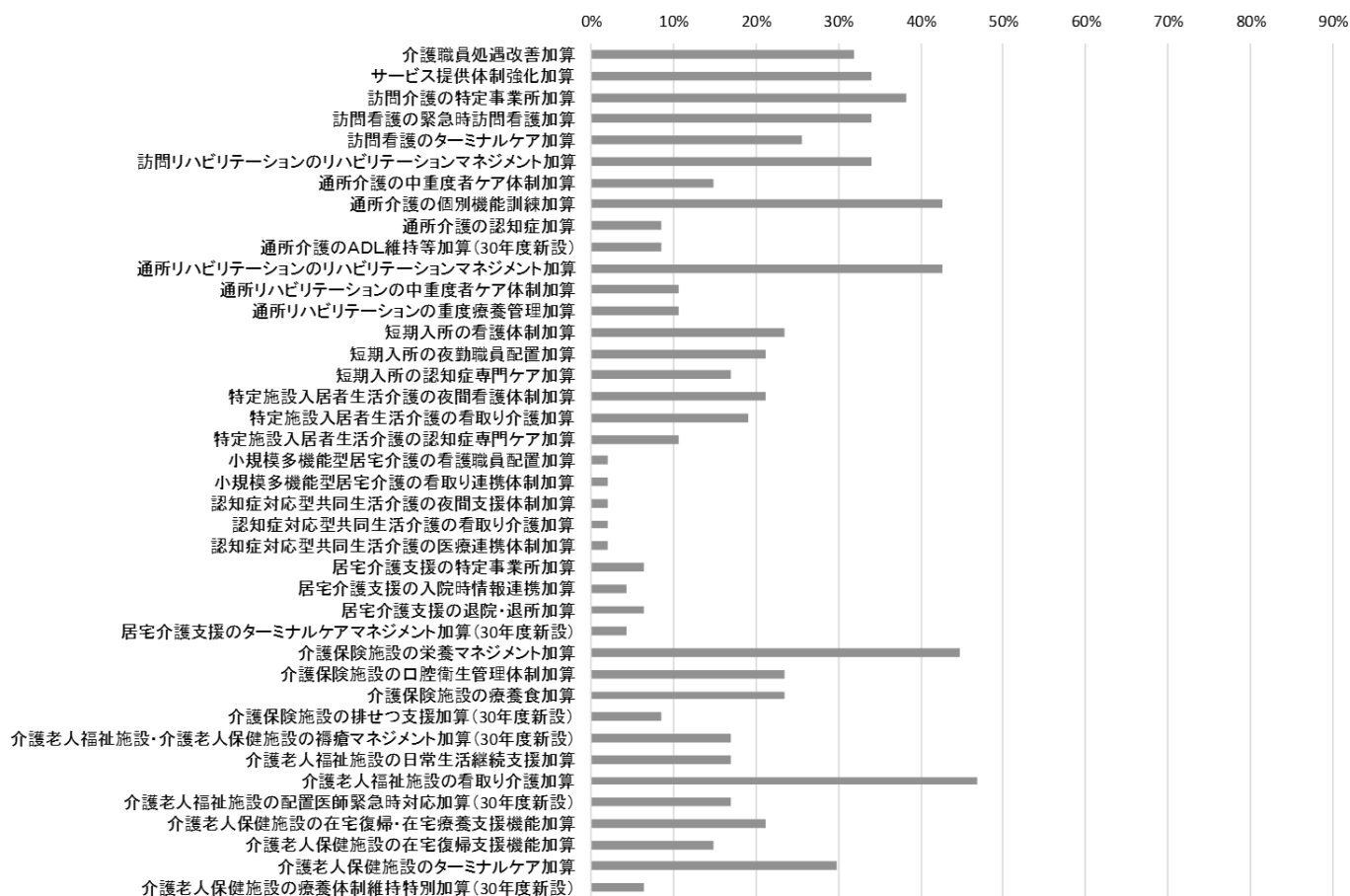
これによると、サービスの充実という意義が実感できる割合は、最も多い通所介護の個別機能訓練加算でも3割程度と総じて高くない。次いで、サービス提供体制強化加算や、介護老人福祉施設の看取り介護加算となっている。

サービスの充実という意義が実感できる加算〔全自治体〕



都道府県は、市区町村より、サービスの充実という意義が実感できる割合も、高い傾向がみられる。また、サービス提供体制強化加算、通所リハビリテーションのリハビリテーションマネジメント加算など、体制強化やマネジメントを評価する加算が、特に高い傾向がみられる。

サービスの充実という意義が実感できる加算〔都道府県分〕

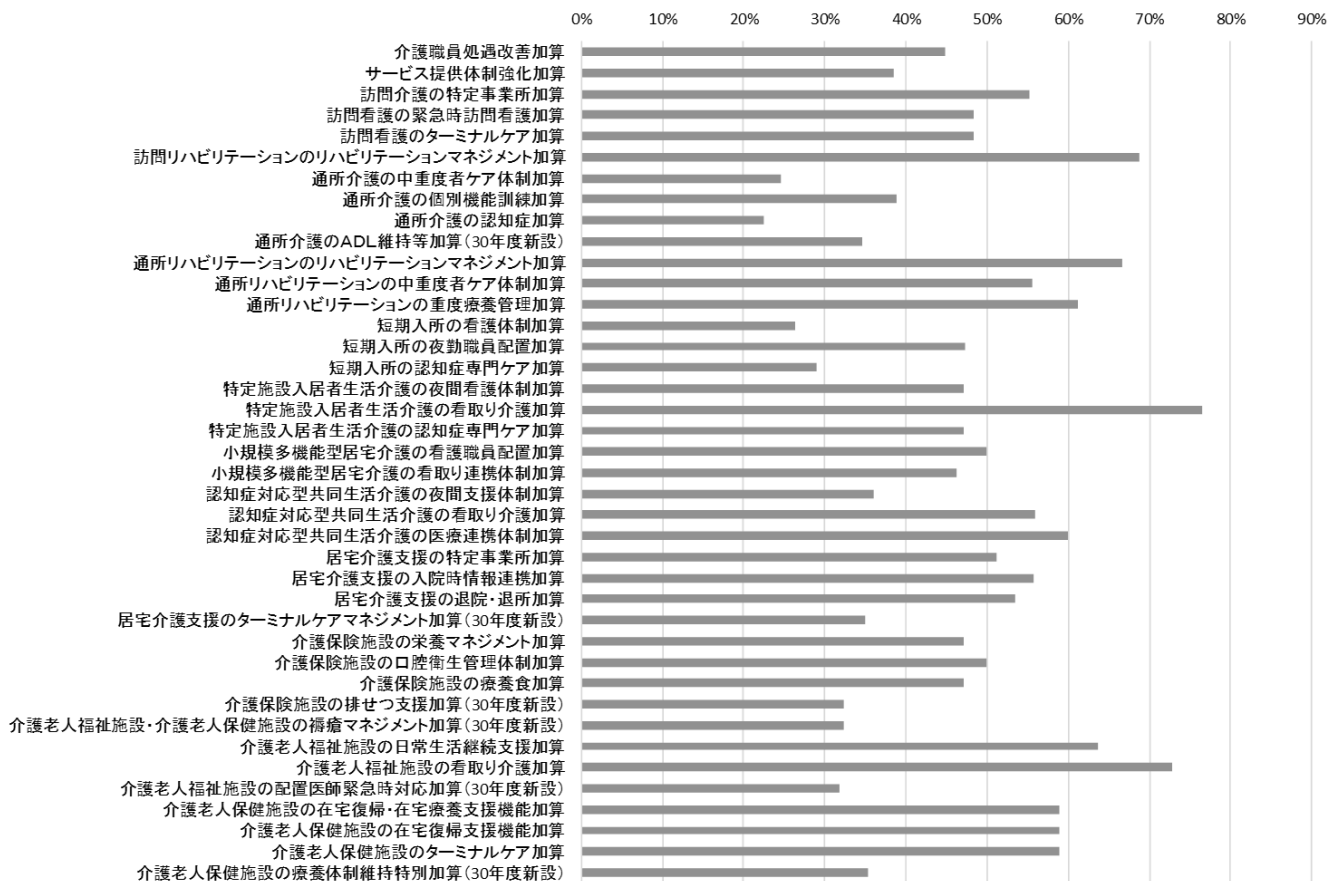


5 評価・称賛してほしい加算（事業所アンケート問 10（1））

事業所アンケートの問 10（1）では、介護保険全サービスの主要な加算を選択肢として挙げ、「取得していること、取得することをめざしていることを評価・称賛してほしい加算」をたずねている。

これによると、対象事業所が評価・称賛してほしい加算は、「特定施設入居者生活介護の看取り介護加算」や「介護老人福祉施設の看取り介護加算」が7割を超えるなど、多くの加算で高い割合となっている。

評価・称賛してほしい加算



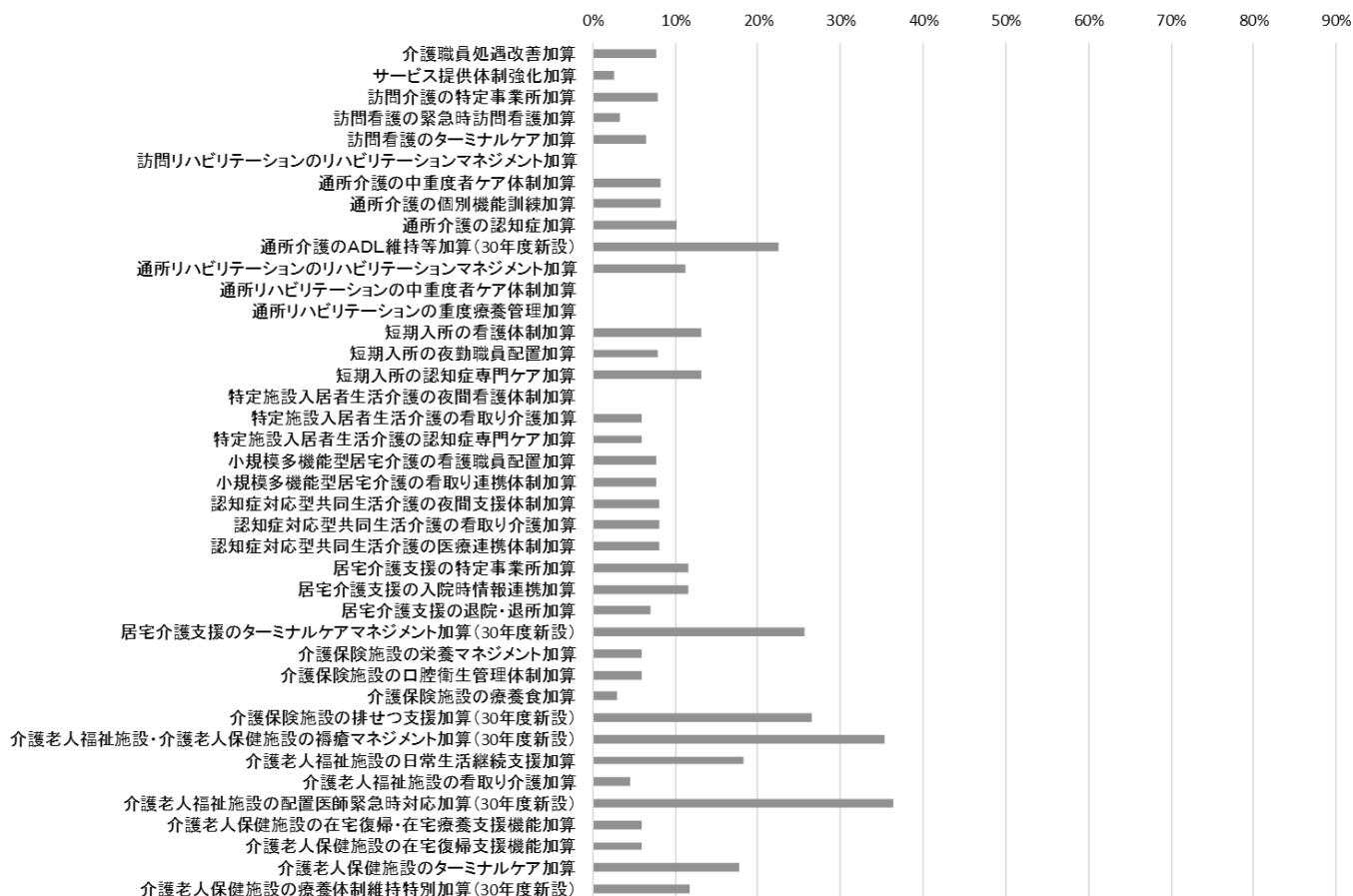
※当該サービスの実施事業所を分母としている。

6 算定方法や解釈を教わりたい加算（事業所アンケート問 10（2））

事業所アンケートの問 10（2）では、介護保険全サービスの主要な加算を選択肢として挙げ、「算定の難易度が高く、実地指導の機会に算定方法や解釈を教わりたい加算」をたずねている。

これによると、対象事業所が算定方法や解釈を教わりたい加算は、「介護老人福祉施設・介護老人保健施設の褥瘡マネジメント加算」、「介護老人福祉施設の配置医師緊急時対応加算」で3割を超えており、平成30年度に新設された加算で高い傾向がみられる。

算定方法や解釈を教わりたい加算

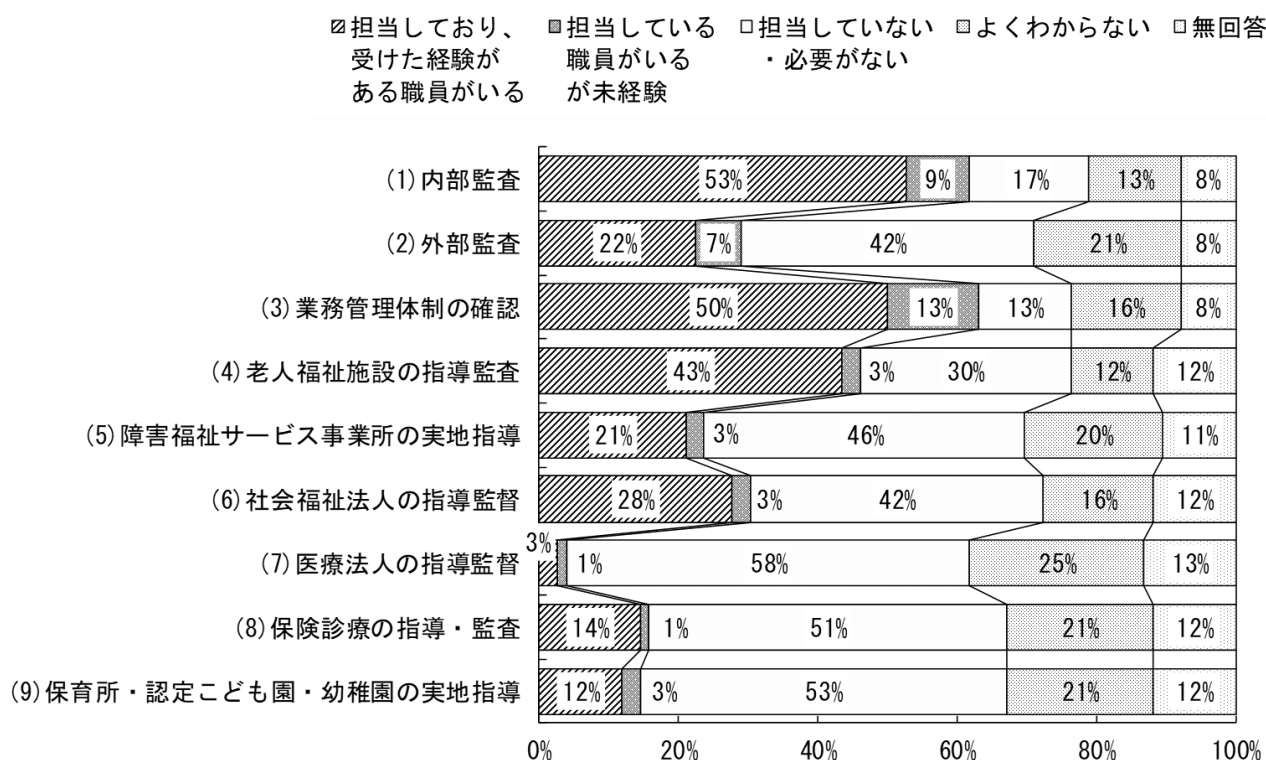


※当該サービスの実施事業所を分母としている。

7 事業所職員の他法指導監査の担当の状況（事業所アンケート問7）

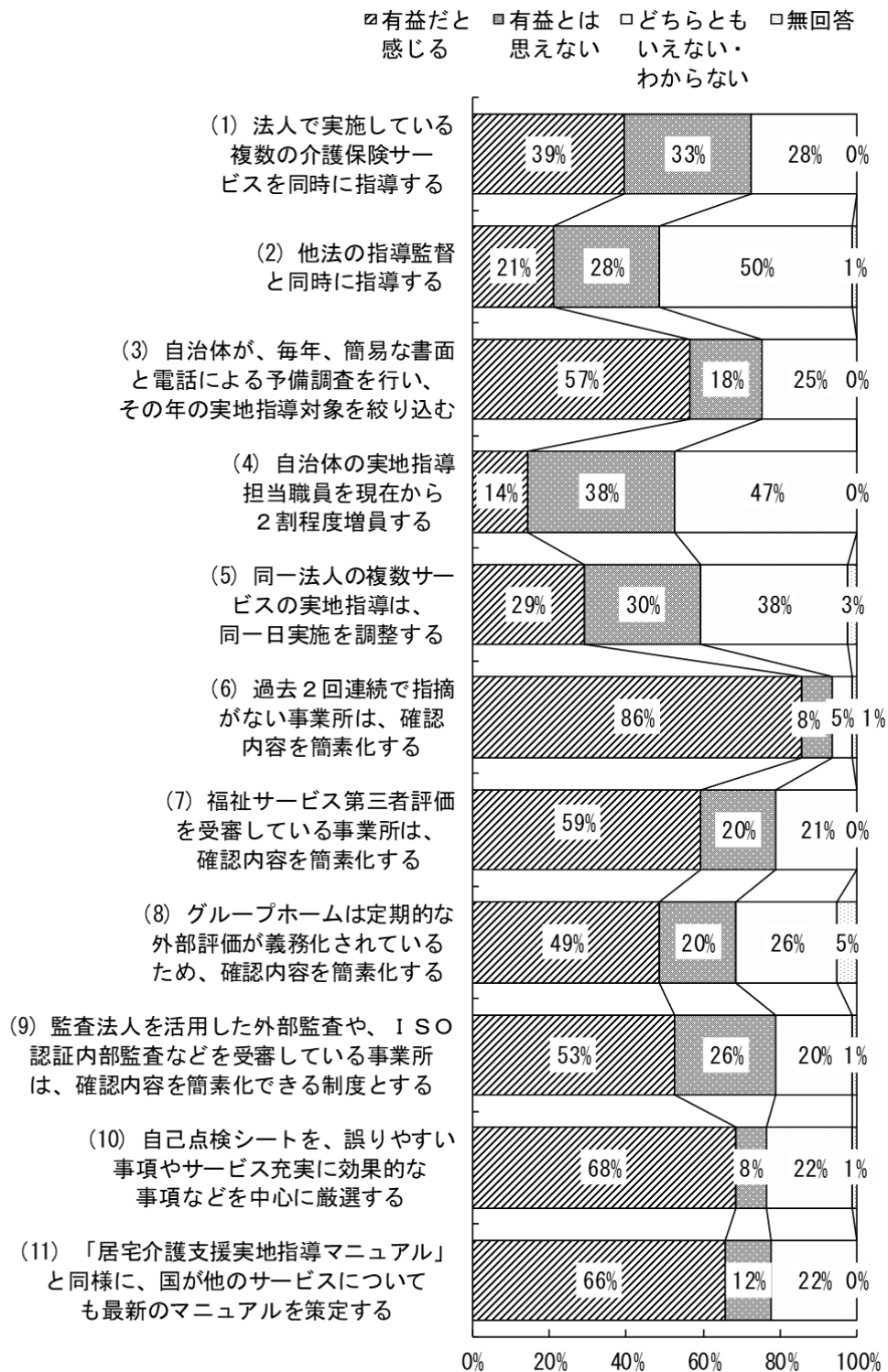
事業所アンケートの問7では、法人内で実地指導を受けた経験のある職員の他法指導監査の担当の状況をたずねている。

これによると、「(1)内部監査」や「(3)業務管理体制の確認」は6割以上の実地指導経験職員が担当しており、兼務の実態が読み取れる。また、実地指導経験職員で「(2)外部監査」も経験した職員がいる法人は、2割強である。「(7)医療法人の指導監督」、「(8)保険診療の指導・監査」といった医療分野の指導監査は、実地指導経験職員のうち、担当している職員は1割前後と少ない。



8 自治体による工夫に対する有益感（事業所アンケート問 13）

事業所アンケートの問 13 では、自治体による実地指導の実施手法に関する様々な工夫がなされた場合の有益感をたずねている。これによると、「(6) 過去 2 回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化する」、「(10) 自己点検シートを、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを中心に厳選する」、「(11) 居宅介護支援実地指導マニュアルと同様に、国が他のサービスについても最新のマニュアルを策定する」といった工夫に対し、有益だと感じる割合が高い。



第3章 調査結果を受けた提案

第3章では、第2章での分析結果を受け、7つの論点ごとに、実施すべき施策の方向性を提案する。

第1節 論点1「実地指導の目的や理念」について

1 論点1をめぐる背景

「論点1 実地指導の効率化を図るため、目的や理念、重視すべき事項についてどのように考えるか」を検討するために、アンケートでは、実地指導の効果の実感についてたずねた。これによると、自治体側からは、指摘事項の改善、サービス改善・充実に関する効果が実感されている旨の回答が得られ、事業所側からも、指摘の量の減少、疑問点等の解釈を聞き出すことに関する効果が実感されている旨の回答が得られた。実地指導は、受けた事業所にとっては、法令に沿った事業所運営に具体的に多大な効果が得られていることがわかる。さらに、「自治体全体のサービスの充実」といった介護保険制度全体の強化につながる効果もある程度実感されている。

その一方、指摘事項の出現率の減少や、報酬返還額の減少にはつながっていないと多くの自治体で感じており、実施率を上げて網羅性、定期性を高めるなど、これらの改善につながる方法の検討が期待される場所である。

アンケートの自由意見やヒアリングでは、「監査ではないのに事業所が身構えたり、目先だけの対策に終始してしまうことが、事業所育成という目的に対してマイナスに作用している」といった声が聞かれたため、実地指導の本質的な目的や理念を自治体、事業所の双方が十分に理解・納得できるような工夫をしていくことも重要である。

このほか、アンケートでは、集団指導や実地指導の双方向性についてたずねたが、双方向性があることが事業所運営の改善につながっているという評価が高いため、双方向性についても、一層重視していく必要がある。

また、こうした目的や理念に沿った実地指導制度としていくためには、平成12年に設定され、平成18年に改定された「重視すべき事項」についてもあわせて検討していく必要がある。

2 論点1の方向案

アンケート等による自治体や事業所の現状や課題、意向をふまえ、論点1に対し、以下の方向案を提案する。

◆介護サービスの質の向上のためという目的の明示

集団指導や実地指導が介護サービスの質の向上のために実施するものであることを、介護保険施設等指導指針等により具体的に明示する。

また、指導結果を受け、PDCAサイクルのもと、改善に努めるという事業所自身の実地指導受審の意義も明示する。事業所自身の改善の取組には、指導・改善結果の全国的なデータベースの構築・体系化とわかりやすい情報提供が極めて有効であるため、その実現に向けた研究を進める。

◆社会背景や、網羅的、定期的、双方向的といった理念の明示

事業所数が増加し、自治体・事業所の事務負担軽減のため、実地指導の簡素化が必要になっているという社会背景や、全所への定期的・双方向的な指導が重要であるといった理念を、介護保険施設等指導指針等に明示する。

◆重視すべき事項の再検討

現行の介護保険施設等実地指導マニュアル・同別冊は、運営指導では、身体拘束・虐待という人権尊重義務違反の防止を重視し、報酬請求指導は全サービス網羅的にチェックを求めるつくりとなっているが、介護人材不足、処分事例の増加などの情勢を受け、人員基準充足の確認など、重視すべき事項について継続的に検討していくこととする。

第2節 論点2「項目の厳選」について

1 論点2をめぐる背景

「論点2 実地指導の項目を一部省略できる一定のルールを定め、効率化を図る等についてどのように考えるか。また、その場合どのような事項が考えられるか」を検討するために、アンケートでは、「国による自己点検シートでの事項例示」や、「国による最新のマニュアルの作成」、「他監査受審事業所での確認内容の簡素化」、「第三者評価受審事業所での確認内容の簡素化」、「グループホームの確認内容の簡素化」についてたずねた。

これによると、自治体側、事業所側の双方から、「国による自己点検シートでの事項例示」、「国による最新のマニュアルの作成」について、高いニーズがあった。自己点検シートや指導マニュアルなどの個別事項については、本調査研究事業の対象範囲を超えるが、こうしたニーズと調和した方向を検討していく必要がある。

また、「他監査受審事業所での確認内容の簡素化」、「第三者評価受審事業所での確認内容の簡素化」、「グループホームの確認内容の簡素化」に対する自治体の意見が賛否が分かれた。他の類似制度の調査項目は、活用できるに越したことはないが、アンケートで設問化したこれらの他制度は、報酬請求チェックを行っておらず、全面的には置き換えられないという意見が多くみられた。一方、「他監査受審事業所での確認内容の簡素化」については都道府県と政令指定都市で、「第三者評価受審事業所での確認内容の簡素化」については都道府県で賛同する意見も多く、自治体区分によって柔軟に採り入れられる制度の検討なども一考と思われる。

2 論点2の方向案

アンケート等による自治体や事業所の現状や課題、意向をふまえ、論点2に対し、以下の方向案を提案する。

◆標準的確認項目の選定・運用

自治体・事業所双方の実地指導の省力化につながるよう、この項目を確認しないと実地指導が成立しないという事項に絞った標準的確認項目を国が選定・提示する。

さらに、標準的確認項目による実地指導内容の平準化につながるよう、ICTを活用した事業所の自己チェックツール、自治体の確認ツールの開発に関する研究を進める。

◆類似制度活用等による項目の簡素化の検討

法令上の最低基準など、この項目を遵守しないと明白な不正であるという基本的事項の遵守確認は、事業者の責務であるという当然の原則のもと、実地指導の調査項目から省略することも可とする柔軟な制度運用を促す。

また、外部監査等の受審事業所の指導項目を実地指導時に簡素化できる制度については賛否あり、短期的な実現は難しいと考えられるため、継続的に検討していく。

第3節 論点3「頻度と年次計画」について

1 論点3をめぐる背景

「論点3 実地指導を行う適切な頻度についてどのように考えるか。実地指導の頻度を緩和する事業所を定めることについてどのように考えるか。実地指導の計画を定める際、優先して実施すべき事業所を定めることについてどのように考えるか」を検討するために、自治体アンケートでは、「国によるサービス別のインターバルの提示」、「株式会社やNPO法人など、福祉関係他法の指導監督制度がない事業所の優先実施」、「過去2回連続で指摘がない事業所の確認内容を簡素化」、「簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニング」の有益感を、事業所アンケートでは、「過去2回連続で指摘がない事業所の確認内容を簡素化」、「簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニング」の有益感をたずねた。

これによると、自治体、事業所双方から、「過去2回連続で指摘がない事業所の確認内容を簡素化」に対し、有益という意見が比較的多くみられた。こうした「優良事業所」の頻度緩和や内容の簡素化の検討が求められていると言える。

また、事業所からは「簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニング」についても有益という意見が比較的多くみられ、自治体アンケートの「国によるサービス別のインターバルの提示」、「株式会社やNPO法人など、福祉関係他法の指導監督制度がない事業所の優先実施」、「簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニング」は賛否分かれた。

2 論点3の方向案

アンケート等による自治体や事業所の現状や課題、意向をふまえ、論点3に対し、以下の方向案を提案する。

◆優良事業所の頻度緩和や内容の簡素化

一定の基準で優良事業所を選定し、頻度緩和や内容の簡素化を実施する。そのために、「優良事業所」の基準となる指標を検討していく。

頻度緩和については、国においては、指定更新期間に最低1回（6年に1回）は実地指導を実施するよう自治体へ助言しているが、行政処分案件が他サービスより多い訪問介護事業所、居宅介護支援事業所への指導の網羅性を担保することも勘案し、サービス類型毎に周期を分けることも検討する。行政以外の機関（事務受託法人除く）が評価・認証等を行った結果を参考として、自治体の実施頻度を伸ばすことを是とする制度の導入についても、検討する。

年次実施計画については、新規開設事業所、苦情等があった事業所、前回実地指導で過誤調整があった事業所など、指導を優先する事業所を自治体がそれぞれ独自に選定しているところであるが、優先選定基準の目安についても、参考となる基準を例示する。

第4節 論点4「集団指導の工夫」について

1 論点4をめぐる背景

「論点4 集団指導の手法・内容を工夫することにより実地指導を効率化することはできないか」を検討するために、自治体アンケートでは、当該自治体が実施する「集団指導の参加状況」や「欠席事業所へのフォローの状況」、「回数・開催場所等を増やす工夫の状況」、「多くの職員の参加の奨励の状況」、「指摘事例の丁寧な解説の状況」、「法制度留意点の丁寧な解説の状況」を把握した。また、事業所アンケートでは自由記入方式で集団指導について意見を求めた。

その結果、多くの自治体から、「指摘事例の丁寧な解説の状況」、「法制度留意点の丁寧な解説の状況」について、「工夫しており、効率化につながっている」という回答が得られたものの、事業所アンケートやヒアリング、本調査研究事業の検討委員会では、実施内容や工夫が十分でないといった意見が頻出した。

また、論点1の関連アンケート項目の結果からも明らかな通り、集団指導時の「双方向性」が十分でないことのほか、そもそも集団指導を実施できていない自治体もある状況が明らかとなった。

2 論点4の方向案

アンケート等による自治体や事業所の現状や課題、意向をふまえ、論点4に対し、以下の方向案を提案する。

◆集団指導の充実促進

集団指導については、実地指導で指摘の多い事項等のわかりやすい説明、欠席事業所へのフォローなど、内容、手法の両面での一層の工夫を促す。その際、国は、先進的な取組や共通的集団指導事項等を紹介することを推進し、都道府県は、市区町村への技術的な支援を強化するとともに、市区町村間の合同実施が有効と考えられる場合には、その支援に努める。これらを通じて、集団指導が、参加する事業所職員にとって、人権擁護や一連のケアマネジメントプロセスなど介護保険の理念の根幹を再認識でき、正しい報酬算定基準など法令解釈の理解が進む有意義な機会となるよう努める。

集団指導の充実に伴い、実地指導の内容を簡素化できる項目がある場合にはできるだけ集団指導化していく。

第5節 論点5「他制度との関連の整理」について

1 論点5をめぐる背景

「論点5 障害者総合支援法、老人福祉法等の他法に基づく指導等との合同実施、地理的に近接した事業に対する連続実施、遠隔地に所在する事業所に対する指導事例の共有などにより効率化をより図れないか」を検討するために、他制度を整理・比較するとともに、自治体アンケートでは「同一法人の複数の介護保険サービスの同一日実施の調整」、「立地を重視した訪問計画」の有益感を、事業所アンケートでは「同一法人の複数の介護保険サービスの同一日実施」、「他法の指導監督との同時実施」の有益感を、それぞれ尋ねた。

アンケートによると、こうした重複を避ける工夫は有益と言う意見が多数であったが、一方で、ヒアリングや本調査研究事業の検討委員会等を通じて、大掛かりな訪問になることに伴う事業所側の混乱を避けることを求める意見もあった。「他法の指導監督との同時実施」は事業所アンケートでは肯定的な意見は2割程度にとどまっていた。

また、他制度との整理・比較では、各制度の実施主体や指導周期が不統一であり、そのことにより、都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村のそれぞれで、他制度を含む指導監査制度の習熟度も様々であることが分かった。

2 論点5の方向案

アンケート等による自治体や事業所の現状や課題、意向をふまえ、論点5に対し、以下の方向案を提案する。

◆1 法人複数事業所の同時実施の一層の推奨

他法に基づく指導等との合同実施は、自治体側、事業所側の個々の状況があり、強く推奨することは難しいが、少なくとも、法人単位に地理的に近接する複数事業所・複数サービスを同時実施することは、一層推奨するべきと思われる。

◆立地に配慮した訪問の推奨

立地に配慮した訪問は、効率化の有効な手段であるため、一層の工夫を推奨するべきである。

◆自治体の規模・区分に応じた効率的な実施手法の整理

自治体規模や、都道府県、指定都市、中核市、一般市区町村といった自治体区分に応じて、介護保険実地指導の対象サービス種や、他制度の指導監査権限の範囲が様々であり、それらをふまえた効率化の手法を整理・情報共有する。

第 6 節 論点 6 「事務受託法人の活用」について

1 論点 6 をめぐる背景

「論点 6 事務受託法人の活用を推進する方策について考えられることはないか」を検討するために、事務受託法人の現状を整理・比較するとともに、アンケート調査の関連設問の結果等を整理した。

これによると、ヒアリング調査からは、現在、自治体から委託を受けている事務受託法人は東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、沖縄県にあり、それぞれ特長があるが、自治体からのニーズに対応するための指導員の確保・育成が最大の課題となっていることが分かった。また、自治体アンケート調査からは、実地指導を担当する自治体職員を増員する必要性を感じる一方、行財政改革の社会的要請から増員は容易ではないという認識が明らかになった。また、事務受託法人への委託は、政令指定都市を中心に、大都市において、有益感を感じている自治体が多いことが明らかになった。

一方で、自治体アンケートの自由意見では、委託できる事務受託法人が地域にそもそも存在しない、行政処分など行政しかできないこととの業務の切り分けが難しい、委託したいが委託費に対する理解が得にくい、といった課題が指摘された。

2 論点 6 の方向案

アンケート等による自治体や事務受託法人等の現状や課題、意向をふまえ、論点 6 に対し、以下の方向案を提案する。

◆大都市部での事務受託法人活用の推奨

特に大都市部において、事務受託法人の活用について、法人の特性などに関する具体的事例の紹介をはじめ、法人にできること・行政しかできないことの権限ラインの情報提供などを通じて、活用を誘導する取組を進める。

第 7 節 論点 7 「実施体制の構築」について

1 論点 7 をめぐる背景

「論点 7 効率的な実地指導を推進するため、地方自治体の体制をどのように考えるか」を検討するために、対象人口の多寡や事務処理特例条例による都道府県からの事務移譲の現状を整理・比較するとともに、アンケート調査の関連設問の結果等を整理した。

これによると、実地指導を行う自治体の規模には大きな格差があり、実地指導に従事する職員数、兼務の状況等も様々であることが分かった。

職員 1 人当たりの平均実施件数も、自治体規模に比例するわけではなく、自治体それぞれの手法や意識に委ねられ、結果として、1 自治体の年間平均実施件数に差が生じており、そのことは、事業所にとって、指導効果を得られる地域格差が存在することを意味している。また、実地指導の結果、過誤調整を行った件数や、監査に変更した件数はわずかであり、そのことは、現行の実地指導制度の不正是正機能が十分とは言えない可能性があることを意味しており、そうした機能を発揮させるためにも、自治体の実施体制の強化が期待されることが明らかになった。

2 論点 7 の方向案

アンケート等による自治体等の現状や課題、意向をふまえ、論点 7 に対し、以下の方向案を提案する。

◆専門職員の活用促進

よりサービスの改善・充実に資する実地指導となるよう、実地指導での介護支援専門員等の専門職の活用を一層促進する。

自治体の組織定員要求に向けて、指導監査専任職員の配置が有効との情報提供を行う。

◆情報共有の促進

専任職員（常勤）一人当たりの平均担当事業所数や、1 事業所当たりの平均指導実施時間等の情報提供により、自治体ごとの効率化に向けた工夫を促す。

自治体内部の指導情報の共有、指導結果の公表を一層促進する。

◆研修の充実促進

自治体職員が実地指導の制度や実務について知識や技術、マナー等を習得できるよう、自治体内部での研修手法や活用ツール等に関する好事例の情報提供を行う。

また、介護事業所の職員が、基準省令や加算等報酬請求等に関する学習を進められるよう、公的部門のみならず、民間の協力も得ながら、地域で学びあい、教えあえる研修の仕組みづくりについて、研究を進める。

第4章 おわりに

本調査研究は、「介護サービス事業所等」の数が増加を続ける中で、自治体、事業者にとって多大な事務負担となっている実地指導の効率化を図る手法等について検討したものである。

実地指導は、自治体が事業者の日々の事業運営の状況を現場で確認する行為であり、事業所の育成・支援を主な目的としているが、不適切な運営を抑制・是正する役割もあるため、事業者が目先だけの取り繕い、いわば「実地指導対策」に終始したり、自治体職員が不必要な指導を行ったりといった悪いイメージも払しょくできていない。

本調査研究では、自治体、事業所にアンケート調査等を行い、実地指導に関する現状や意識、意向をたずね、7つの論点に沿って整理した。

その結果、「論点1 目的や理念」では、自治体、事業所の双方ともに、実地指導が個別の指摘事項の改善等を通じて、事業所運営の改善につながっていると感じており、実地指導に前向きに取り組むことの効果が改めて認識された。

また、「論点2 項目の厳選」、「論点3 頻度と年次計画」、「論点4 集団指導の工夫」、「論点5 他制度との関連の整理」、「論点6 事務受託法人の活用」では、実地指導の効率化のための自治体による様々な創意・工夫の現状が把握されるとともに、効率化に向けた制度改善施策の例が整理された。

「論点7 実施体制の構築」では、自治体の実地指導担当部署の職員配置や職員1人当たりの実施件数といった実態が整理されるとともに、自治体間の多寡も浮き彫りになった。

それぞれの論点に対する方向案を第3章において提案したが、これらが有機的に展開され、自治体、事業者の双方にとって有益な実地指導制度の効率化がなされることで、介護保険制度の一層の充実が図られることに期待したい。

7つの論点の方向案

番号	項目	方向案
論点1	目的や理念	◇介護サービスの質の向上のためという目的の明示 ◇社会背景や、網羅的、定期的、双方向的といった理念の明示 ◇重視すべき事項の再検討
論点2	項目の厳選	◇標準的確認項目の選定・運用 ◇類似制度活用等による項目の簡素化の検討
論点3	頻度と年次計画	◇優良事業所の頻度緩和や内容の簡素化
論点4	集団指導の工夫	◇集団指導の充実促進
論点5	他制度との関連の整理	◇1法人複数事業所の同時実施の一層の推奨 ◇立地に配慮した訪問の推奨 ◇自治体の規模・区分に応じた効率的な実施手法の整理
論点6	事務受託法人の活用	◇大都市部での事務受託法人活用の推奨
論点7	実施体制の構築	◇専門職員の活用促進 ◇情報共有の促進 ◇研修の充実促進

参考資料

1 自治体アンケート票

平成 30 年 10 月 31 日

地方自治体介護保険実地指導所管部署 ご担当者様各位

介護保険実地指導の効率化に関する自治体アンケート調査 ご協力をお願い（依頼）

平素より、弊社業務に関して格別のご高配を賜り、お礼申し上げます。

この度、弊社では、平成 30 年度 厚生労働省老健局 老人保健健康増進等事業において、介護保険サービス事業所の実地指導の効率性の向上に資する方法等に関して、地方自治体の皆様にアンケート調査を実施することとなりました。

本調査は、都道府県、政令指定都市、中核市のすべてと、それ以外の市町村 200 団体の実地指導を対象に、昨年度実施された同種のアンケート結果をふまえ、実地指導の制度の改善につながる方法を検討するための資料とするために実施するものです。

ご多用のところ大変恐縮ではございますが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査は、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室の協力と助言等の下で実施しておりますこと、並びに、介護報酬請求の文書削減等に関して別の老健事業によるアンケート調査等が並行して行われていることを申し添えます。

〔ご回答にあたって〕

- 1 介護保険施設・サービス事業所の実地指導を担当されている方がご記入下さい。
- 2 サービス種類によって担当部署が異なる場合は、回答をお取りまとめの上、自治体として集約してご提出願います。
- 3 選択肢のあてはまる番号を選んで、回答欄に番号をご記入ください。また、自由記入欄にもご記入ください。
- 4 回答〆切は 平成 30 年 11 月 22 日（木）とさせていただきます。
- 5 回答済ファイルを添付したファイルを下記の実施主体まで電子メールで送信して下さい。また、ご質問等がある場合も、下記にお問い合わせ下さい。

老健事業実施主体：株式会社ウエルビー（担当：青木・亀井・今中）

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 9-18-104

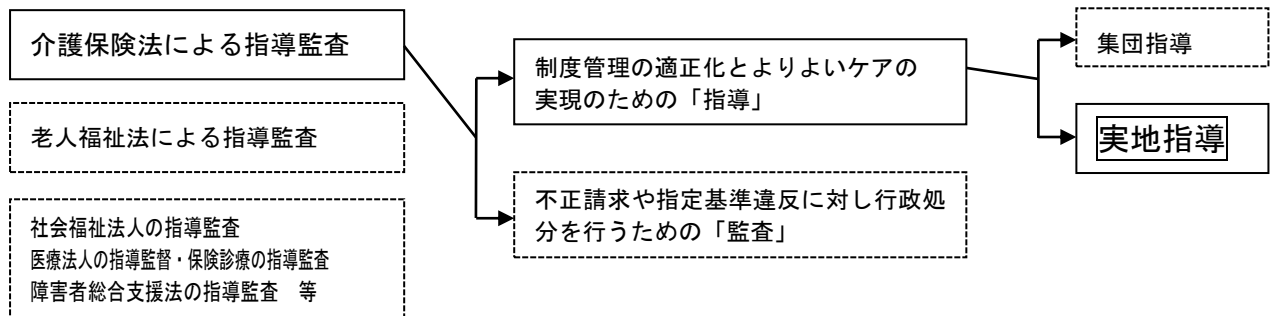
Email info@well-be.net

電話 03-5428-5785 FAX 03-5428-5786

介護保険実地指導に関する自治体アンケート 調査票

※本調査での対象とする「実地指導」は、介護保険法に基づく「実地指導」で、厚生労働省老健局通知「介護保険施設等の指導監督について」および「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、地方自治体において、介護保険施設、介護保険サービス事業所に対して実施されているものです。事業所の適正な運営とサービスの質の充実によるよりよいケアの実現をめざすものです。

介護保険の実地指導の位置づけ



〔実地指導の人員体制〕

問 1 貴自治体名・担当部署名をお答えください。

都道府県・市区町村名称	部課係等名称
-------------	--------

問 2 29 年度に介護保険の実地指導を行っていた職員数をお答えください。出先機関等の人数の詳細など、内訳が不明確な場合は、合計欄に概数をご記入ください(以下同じ)。

本庁での職員数	出先機関での職員数	事務受託法人の職員数	合計
人	人	人	人

問 3 30 年度に介護保険の実地指導を行う（予定も含む）職員数をお答えください。

本庁での職員数	出先機関での職員数	事務受託法人の職員数	合計
人	人	人	人

問 4 問 3（30 年度）の職員のうち、介護保険の事業所指定や監査、業務管理体制の確認との兼務の有無と、兼務している職員数をそれぞれお答えください。

(1) 介護保険施設・介護保険サービス事業所の指定事務との兼務	1 あり () 人 3 明確な人数がわからない	2 なし	番号回答欄
(2) 介護保険の監査事務との兼務	1 あり () 人 3 明確な人数がわからない	2 なし	番号回答欄
(3) 法令遵守等の業務管理体制整備の確認検査事務との兼務	1 あり () 人 3 明確な人数がわからない 4 事務権限の対象外または該当事業所がない	2 なし	番号回答欄

問5 問3（30年度）の職員のうち、障害者総合支援法など他法による指導監査との兼務の有無と、兼務職員数をお答えください。

(1) 老人福祉施設（老人福祉法、社会福祉法）の指導・監査との兼務 ※特養、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	1 あり（ ）人 3 明確な人数がわからない 4 事務権限の対象外または該当事業所がない	2 なし	番号回答欄
(2) 障害福祉サービス事業所、特定教育・保育施設（保育所等）、その他児童福祉施設の指導・監査との兼務	1 あり（ ）人 3 明確な人数がわからない 4 事務権限の対象外または該当事業所がない	2 なし	番号回答欄
(3) 医療の指導監査との兼務 ※医療法、健康保険法、国民健康保険法等	1 あり（ ）人 3 明確な人数がわからない 4 事務権限の対象外または該当事業所がない	2 なし	番号回答欄
(4) 社会福祉法人の指導監督との兼務	1 あり（ ）人 3 明確な人数がわからない 4 事務権限の対象外または該当事業所がない	2 なし	番号回答欄

〔実地指導の実施状況〕

問6 29年度の実地指導の対象事業所数と、実際に実地指導を行った件数をお答えください。事業所単位となるので、(1)～(5)ともに介護予防事業所も1件と数えてください。

貴団体の区分	サービス区分	(1)対象 (所管) 事業所数	(2)実地 指導を 行った 件数	(3)過誤 調整を 行った 件数	(4)監査 に変更 した 件数	(5)行政 処分に 至った 件数
都道府県 ・政令市 ・中核市 ・移譲を受けている一般市区町村	指定居宅サービス事業所・指定介護予防事業所 [指定訪問介護事業所 指定介護予防訪問介護事業所 指定訪問入浴介護事業所 指定介護予防訪問入浴介護事業所 指定訪問看護事業所 指定介護予防訪問看護事業所 指定訪問リハビリテーション事業所 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 指定居宅療養管理指導事業所 指定介護予防居宅療養管理指導事業所 指定通所介護事業所 指定介護予防通所介護事業所 指定通所リハビリテーション事業所 指定介護予防通所リハビリテーション事業所 指定短期入所生活介護事業所 指定介護予防短期入所生活介護事業所 指定短期入所療養介護事業所 指定介護予防短期入所療養介護事業所 指定福祉用具貸与事業所 指定介護予防福祉用具貸与事業所 指定特定福祉用具販売事業所 指定特定介護予防福祉用具販売事業所]	件	件	件	件	件
	指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所	件	件	件	件	件
	指定特定施設入居者生活介護事業所 ・指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所	件	件	件	件	件
	指定介護老人福祉施設	件	件	件	件	件
	介護老人保健施設	件	件	件	件	件
	指定介護療養型医療施設	件	件	件	件	件
すべての 市区町村	指定認知症対応型共同生活介護事業所 ・指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	件	件	件	件	件
	指定地域密着型通所介護事業所	件	件	件	件	件
	それ以外の指定地域密着型サービス事業所 ・指定地域密着型介護予防サービス事業所 [定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 指定夜間対応型訪問介護事業所 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所 指定認知症対応型通所介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 指定小規模多機能型居宅介護事業所 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業所 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所]	件	件	件	件	件
	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所（訪問）	件	件	件	件	件
	介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所（通所）	件	件	件	件	件
	合計（サービス別の詳細等が不明な場合も、合計が分かれば記入して下さい）	件	件	件	件	件

問7 昨年度に実施したアンケートでは、実地指導1件当たりの所要時間を業務項目ごとにお聞きし、「典型的なケース」と「(問題のある事業所等で)指導に時間がかかるケース」では、所要時間が大きく異なるというご意見をいただきました。そこで、単独の通所介護事業所1件のおおよその所要時間を10分単位で、「典型的なケース」と「指導に時間がかかるケース」にわけて回答してください。

実地指導に関わった全員の業務時間を合計してください。通所介護事業所が実地指導の対象外である市区町村は、地域密着型通所介護事業所の所要時間を回答してください。なお、昨年度回答の平均値を右端欄に示します。

業務項目	典型的な ケースの 所要時間	指導に時間 がかかる ケースの 所要時間	〔昨年度調査による平均時間〕 上段：通所介護 下段：地域密着型通所介護
(1) 事前提出書類の確認 (指導日程の調整、指導通知の作成・送付、自己点検シートのチェック、国保連請求システムの確認など)	分	分	82 分 (154 分)
(2) 前回指導内容の確認	分	分	24 分 (34 分)
(3) 施設・事業所見学	分	分	46 分 (61 分)
(4) 人員基準の当日確認 (勤務実態の整合の確認など)	分	分	68 分 (115 分)
(5) 運営基準の当日確認 (通所介護計画・サービス提供記録の状況確認、虐待防止・事故対応等の確認など)	分	分	151 分 (170 分)
(6) 報酬算定の当日確認 (事業所規模・サービス提供時間等による基本報酬算定区分要件の適合、各種加算取得要件の適合の確認など)	分	分	132 分 (172 分)
(7) 講評	分	分	30 分 (38 分)
(8) 結果の整理	分	分	99 分 (145 分)
(9) 通知書等の作成・送付	分	分	72 分 (105 分)
(10) 改善状況報告書の受理・確認、報酬返還指導	分	分	昨年度 未調査

※昨年度実施のアンケートは、「介護保険サービス事業所等への実地指導の実態等に関するアンケート調査」で、回答数は都道府県・政令指定都市・中核市が合わせて96自治体(回収率83.5%)、人口10万人以上の一般市町村が156自治体(回収率72.6%)でした。

問8 実地指導1件当たりの所要時間の短縮及び実施頻度を高めるため、工夫していること、工夫したいことがありましたら、自由にご記入ください。

〔工夫していること〕

〔工夫したいこと〕

〔加算の確認について〕

問 9 加算の適合確認・過誤請求指導は実地指導上多くの時間を要しており効率化が求められますが、一方で加算確認を通じて、加算制度本来の目的であるサービスの充実が図られるような指導を行うことも重要です。

以下にあげる加算のうち、「過誤など事業所の認識不足が多く実地指導上労力を要していると思われるもの」はどれですか。また、「実地指導で取得を確認することを通じて、サービスの充実という加算の意義が実感できるもの」はどれですか。貴団体の主観で結構ですので、あてはまるものをすべて選んでください。

	サービス区分	加算名	事業所の 認識不足 が多い加 算 0をつけて下さい ↓	サービ スの充実 という意 義が実 感でき る加算 0をつけて下さい ↓
1	—	・介護職員処遇改善加算		
2		・サービス提供体制強化加算 (訪問介護・居宅介護支援以外の全サービスにある)		
3	訪問介護	・特定事業所加算		
4	訪問看護	・緊急時訪問看護加算 ・ターミナルケア加算		
5	訪問リハビリテーション	・リハビリテーションマネジメント加算		
6	通所介護 ・認知症対応型通所介護	・中重度者ケア体制加算 ・個別機能訓練加算 ・認知症加算 ・ADL維持等加算 (30 年度新設)		
7	通所リハビリテーション	・リハビリテーションマネジメント加算 ・中重度者ケア体制加算 ・重度療養管理加算		
8	短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	・看護体制加算 ・夜勤職員配置加算 ・認知症専門ケア加算		
9	特定施設入居者生活介護 (地域密着含む)	・夜間看護体制加算 ・看取り介護加算 ・認知症専門ケア加算		
10	小規模多機能型居宅介護	・看護職員配置加算 ・看取り連携体制加算		
11	認知症対応型共同生活介護	・夜間支援体制加算 ・看取り介護加算 ・医療連携体制加算		
12	指定居宅介護支援	・特定事業所加算 ・入院時情報連携加算 ・退院・退所加算 ・ターミナルケアマネジメント加算 (30 年度新設)		
13	介護保険施設 (地域密着含む。介護療養型医療施設・介護医療院含む)	・栄養マネジメント加算 ・口腔衛生管理体制加算 ・療養食加算 ・排せつ支援加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人福祉施設 (地域密着含む) ・介護老人保健施設	・褥瘡マネジメント加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人福祉施設 (地域密着含む)	・日常生活継続支援加算 ・看取り介護加算 ・配置医師緊急時対応加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人保健施設	・在宅復帰・在宅療養支援機能加算		
		・在宅復帰支援機能加算		
		・ターミナルケア加算 ・療養体制維持特別加算 (30 年度新設)		

問 10 問 9 で掲げた加算やそれ以外の加算も含め、「過誤など事業所の認識不足が多く実
地指導上労力を要している」典型的な理由があればご記入ください。

サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	認識不足の理由
サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	認識不足の理由
サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	認識不足の理由

問 11 問 9 で掲げた加算やそれ以外の加算も含め、「実地指導で取得を確認することを通
じて、サービスの充実という加算の意義が実感できる」代表的な理由をご記入くださ
い。

サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	取得状況の確認を通じて加算の意義が実感できる理由
サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	取得状況の確認を通じて加算の意義が実感できる理由
サービス名（または問 9 の 表のサービス番号）	加算名	取得状況の確認を通じて加算の意義が実感できる理由

問12 加算の取得状況の確認のため、工夫していること、工夫したいことがありましたら、自由にご記入ください。

〔工夫していること〕

〔工夫したいこと〕

〔実地指導の効果について〕

問 13 実地指導には、様々な効果があると考えられますが、その効果が実感できないこともあると考えられます。次の効果は、貴団体でどの程度効果が出ている実感がありますか。

設問項目	大変効果が 出ている 実感が ある	効果が 出ている 実感が ある	あまり効果 が出ていな いと感 じる	全く効果が 出ていない と感じる	わからない	回答欄 ↓
(1) 実地指導で事業所に対して指摘した事項が改善されている	1	2	3	4	5	
(2) 実地指導で指摘事項が出現する率が自治体全体で減少傾向にある	1	2	3	4	5	
(3) 実地指導により、自治体全体の介護報酬返還額が経年で減少傾向にある	1	2	3	4	5	
(4) 実地指導を受けた事業所のサービスや運営の改善につながっている	1	2	3	4	5	
(5) 実地指導により、事業所が困っていることを聞き出せている	1	2	3	4	5	
(6) 実地指導が、自治体全体の介護サービスの充実につながっている	1	2	3	4	5	

問 14 実地指導の効果の不明瞭さや効果が高まらない理由などについて、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

〔実地指導の効率化の工夫について〕

問 15 実地指導の効率化に向けて、以下のような工夫は貴団体にとって有益と感じますか。

テーマ	設問項目	有益だと 感じる	有益とは思えない	どちらとも わかっていない	回答欄 ↓
対象選定	(1) 株式会社やNPO法人など、福祉関係他法の指導監督制度がない事業所を優先して実地指導する	1	2	3	
	(2) 簡易な書面と電話による予備調査で実地指導対象を絞り込むスクリーニングを行う	1	2	3	
	(3) 国が望ましいと考える実地指導のインターバル（次回までの期間）をサービスごとに提示する 〔参考〕居宅は3年ごと、施設は2年ごとという規定は平成18年に廃止されており、現在は、指定更新が6年に1回であることから、実地指導も6年間に最低1回は行うことが制度の趣旨から望ましいと解釈・運用されています。	1	2	3	
実施体制	(4) 実地指導担当職員を現在から2割程度増員する 〔参考〕昨年度アンケートでは、都道府県・政令指定都市・中核市96自治体の平均職員数は17.8人、人口10万人以上の一般市町村156自治体の平均職員数は4.8人。	1	2	3	
	(5) 「事務受託法人」に実地指導業務の一部を委託する 〔参考〕介護保険法では、「指定都道府県事務受託法人」「指定市町村事務受託法人」に、実地指導業務の一部を委託できることとなっていますが、委託は一部の自治体にとどまっています。	1	2	3	
	(6) 同一法人の複数サービスの実地指導は、自治体側の担当職員が異なっても同一日実施を調整する	1	2	3	
	(7) 1回の出張で訪問する事業所数を増やせるよう、立地を重視した訪問計画を立てる	1	2	3	
実施内容	(8) 過去2回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(9) 福祉サービス第三者評価を受審している事業所は、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(10) グループホームは定期的な外部評価が義務化されているため、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(11) 監査法人を活用した外部監査や、ISO認証内部監査などを受審している事業所は、確認内容を簡素化できる制度とする	1	2	3	
	(12) 国が示す自己点検シートのうち、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを特出し例示する	1	2	3	
	(13) 平成30年3月に国が示した「居宅介護支援実地指導マニュアル」と同様に、他のサービスについても最新のわかりやすいマニュアルを策定する	1	2	3	

問 16 実地指導業務における事務受託法人制度の活用促進方策について、ご意見がありましたらご記入ください。

問 17 実地指導において、中立・公平性を担保できる他機関の評価結果の活用方策について、ご意見がありましたらご記入ください。

問 18 集団指導や実地指導では、事業所側の疑問点や悩みを情報共有し、改善につなげていくため、「双方向」のコミュニケーションが大切だと考えられます。貴団体では、指導の各場面で、この「双方向性」がどの程度確保されていると思いますか。

設問項目	十分に確保されている	双方向性が確保されている	ある程度の双方向性がある	確保されていない	双方向性はあまりない	全く確保されていない	わからない	回答欄 ↓
(1) 集団指導の場で	1	2	3	4	5			
(2) 実地指導日までの事業所とのやりとりの機会に	1	2	3	4	5			
(3) 実地指導日のやりとりの際に	1	2	3	4	5			
(4) 実地指導日後の改善指導等のやりとりの際に	1	2	3	4	5			

問 19 事業所への集団指導は、どのように実施されていますか。

設問項目	毎年できている	年度でもできる	全くできていない	わからない	回答欄 ↓
(1) 管内の全事業所から 8 割程度参加いただいている（※「8割」を国で求めているわけではありません）	1	2	3	4	
(2) 対象とした事業所からは 8 割程度参加いただいている	1	2	3	4	
(3) 欠席事業所にはきめ細かいフォローを行っている	1	2	3	4	

問 20 集団指導を充実することで、事業者の理解が進み、結果として実地指導の効率化につながると考えられます。貴団体では、集団指導の場で、以下のような工夫を行っていますか。また、それは実地指導の効率化につながっていると思いますか。

設問項目	に工夫しているが、効果化していない	はる工夫して、効果が大きい	工夫していない	回答欄 ↓
(1) 集団指導の回数・開催場所等を増やし、参加率が上がるよう工夫している	1	2	3	
(2) 集団指導に、1つの事業所から多くの職員が参加することを奨励している	1	2	3	
(3) 集団指導で、近年の実地指導での指摘事例の丁寧な解説に努めている	1	2	3	
(4) 集団指導で、法制度改正による留意点の丁寧な解説に努めている	1	2	3	

問 21 実地指導の効果を高めるために工夫していること、工夫したいことなどについて、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

〔実地指導全体の方向性〕

問 22 実地指導全体の方向性として、内容を簡素化して年間の実施件数を増やすことと、たとえ実施件数は少なくても深い指導をめざすこととでは、どちらが望ましいと思いますか。

1 年間の実施件数を増やす	回答欄
2 たとえ実施件数は少なくても深い指導をめざす	
3 どちらともいえない・わからない	

◇最後に、実地指導について、ご意見やご感想があれば、ご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

2 事業所アンケート票

平成 30 年 10 月 31 日

介護保険実地指導 ご担当者様各位

介護保険実地指導の効率化に関する事業所アンケート調査 ご協力のお願い（依頼）

平素より、弊社業務に関して格別のご高配を賜り、お礼申し上げます。

この度、弊社では、平成 30 年度 厚生労働省老健局 老人保健健康増進等事業において、介護保険の実地指導の効率性の向上に資する方法等に関して、介護保険サービス事業所の皆様にアンケート調査を実施することとなりました。

本調査は、介護保険の制度や事務手続の複雑化が進む中で、事業者の育成・支援という実地指導の目的をふまえ、実地指導の制度の改善につながる方法を検討するための資料とするために、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室の協力と助言等の下、実施するものです。

ご多用のところ大変恐縮ではございますが、ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

〔ご回答にあたって〕

- 1 介護保険の実地指導が行われる際、担当される方がご記入下さい。
- 2 本調査は、課題解決のための意見交換の 1 つという位置づけのもと、記名方式で実施しています。回答内容は匿名化して集計され、厚生労働省の検討会で活用されます。回答内容により、貴事業所に対し不利益な指導等がなされることは一切ございませんが、どうしても記名が難しい場合は、無記名で差し支えありません。
- 3 選択肢のあてはまる番号を選んで、回答欄に番号をご記入ください。また、自由記入欄にもご記入ください。
- 4 回答〆切は 平成 30 年 11 月 30 日（金）とさせていただきます。
- 5 鉛筆、ボールペン等でご記入の上、回答票を返信用封筒に入れ、配布・回収業務委託機関である株式会社日本医療企画まで郵送ください。
- 6 ご質問等がある場合は、株式会社ウエルビーにお問い合わせ下さい。

老健事業実施主体：株式会社ウエルビー（担当：青木・亀井・今中）

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 9-18-104

Email info@well-be.net

電話 03-5428-5785 FAX 03-5428-5786

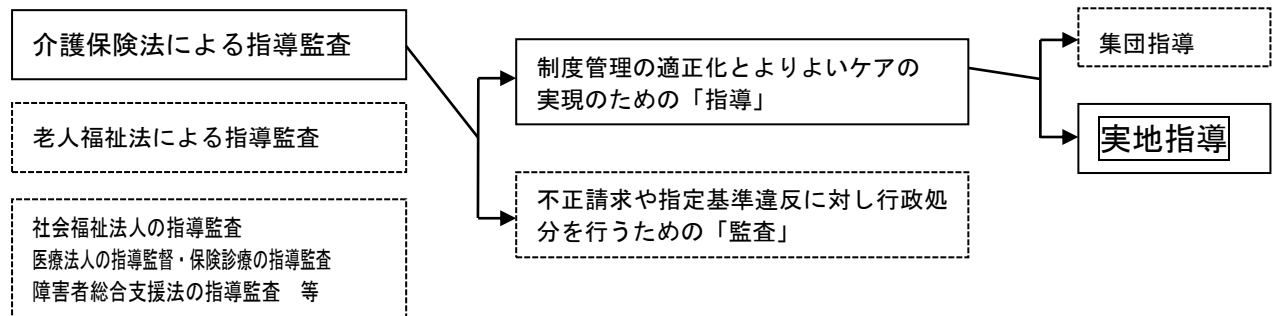
配布・回収業務委託機関：株式会社日本医療企画

〒101-0033 東京都千代田区神田岩本町 4-14 神田平成ビル

介護保険実地指導に関する事業所アンケート 調査票

※本調査での対象とする「実地指導」は、介護保険法に基づく「実地指導」で、厚生労働省老健局通知「介護保険施設等の指導監督について」および「介護保険施設等実地指導マニュアル」に基づき、地方自治体において、介護保険施設、介護保険サービス事業所に対して実施されているものです。事業所の適正な運営とサービスの質の充実によるよりよいケアの実現をめざすものです。

介護保険の実地指導の位置づけ



〔実地指導を受ける体制〕

問1 貴法人の法人区分と法人名をお答えください。

法人区分 1 社会福祉法人 2 医療法人 3 NPO法人 4 株式会社・有限会社・合同会社 5 その他（ ）	番号回答欄	法人名
---	-------	-----

問2 法人内の代表的な介護保険サービス事業所名とその所在地をお答えください。

事業所名	所在地 都・道・府・県 市・区・町・村
------	---------------------------

問3 直近の職員数をお答えください。内訳が不明確な場合は概数で結構です（以下同じ）。

法人全体の職員数	うち介護サービス従事者数
人	人

問4 提供している介護保険サービスの種類をすべてお答えください。

居宅・施設サービス等	1 訪問介護 2 訪問入浴介護 3 訪問看護 4 訪問リハビリテーション 5 居宅療養管理指導 6 通所介護 7 通所リハビリテーション 8 短期入所生活介護・短期入所療養介護 9 福祉用具貸与・特定福祉用具販売 10 特定施設入居者生活介護 11 介護老人福祉施設 12 介護老人保健施設 13 介護療養型医療施設 14 介護医療院 15 総合事業（訪問） 16 総合事業（通所）	番号回答欄
地域密着型サービス等	17 居宅介護支援・介護予防支援 18 認知症対応型共同生活介護 19 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 20 夜間対応型訪問介護 21 認知症対応型通所介護 22 地域密着型通所介護 23 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 24 地域密着型特定施設入居者生活介護 25 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	番号回答欄

〔実地指導を受けた経験〕

問5 介護保険の実地指導を受けた回数をお答えください。内訳が不明確な場合は概数で結構です。受けたことがない場合はゼロをご記入ください。

法人全体で受けた回数 ※複数事業所を1回の訪問で受けた分は1回と数えてください。	初めて受けた 年度	直近で受けた 年度	1事業所の受けた回数を1回と数えた場合の受けた延べ回数
回	年度	年度	回

問6 前回と前々回に受けた実地指導では、業務項目ごとに、どの位の時間を要しましたか。実地指導に関わった全員の業務時間を合計して10分単位で回答してください。内訳が不明確な場合は概数で結構です。

		前回	前々回
問6-1 サービス	その時に実地指導を受けたサービス種目をすべて、問4の番号で回答ください。 番号を記入 		
問6-2 要した時間	(1) 事前準備（提出書類の作成・事務連絡・所内会議など）	分	分
	(2) 当日の対応（面接を受けた職員）	分	分
	(3) 当日の対応（湯茶の準備など面接以外の対応）	分	分
	(4) 実地指導後の対応（指摘事項の所内検討、報告書の作成など）	分	分

問7 介護保険の実地指導を受けた経験がある職員は、法人内で、以下に掲げる他法による指導監査等も担当していますか。

設問項目	職経り担 員験、当 がが受し いてるた るお	未 経 験 担 当 し て い る 職 員 が	必 要 が な い 担 当 し て い な い	な い わ か ら く よ く	回答欄 ↓
(1) 内部監査	1	2	3	4	
(2) 監査法人等による外部監査	1	2	3	4	
(3) 業務管理体制の確認	1	2	3	4	
(4) 老人福祉施設の指導監査 (有料老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)	1	2	3	4	
(5) 障害福祉サービス事業所の実地指導	1	2	3	4	
(6) 社会福祉法人の指導監督	1	2	3	4	
(7) 医療法人の指導監督	1	2	3	4	
(8) 保険診療（診療報酬）の指導・監査	1	2	3	4	
(9) 保育所・認定こども園・幼稚園の実地指導	1	2	3	4	

〔集団指導や実地指導の効果〕

問 8 介護保険の集団指導や実地指導は、給付費の適正化だけでなく、指導を通じたサービスの質の向上を目的としています。貴法人では、近年受けた指導で、次のような効果が得られている実感がありますか。

設問項目	大変効果が 出ている 実感がある	効果が 出ている 実感がある	あまり効果 が出ていな いと感じる	全く効果が 出ていない と感じる	わからな い・該当 事象がない	回答欄 ↓
(1) 実地指導を受けるための準備が、職員の知識・技術の向上につながった	1	2	3	4	5	
(2) 集団指導への参加が、事業所全体のサービスの質の向上につながった	1	2	3	4	5	
(3) 実地指導での指摘事項を改善することが、サービスの質の向上につながった	1	2	3	4	5	
(4) 実地指導での指摘の量がだんだん減ってきている	1	2	3	4	5	
(5) 実地指導の機会に、自治体職員から疑問点等の解釈を聞き出せている	1	2	3	4	5	
(6) 実地指導が自治体のめざす方向を学ぶ機会になっている	1	2	3	4	5	

〔集団指導や実地指導の双方向性について〕

問 9 集団指導や実地指導では、事業所側の疑問点や悩みを情報共有し、改善につなげていくため、「双方向」のコミュニケーションが大切だと考えられます。貴事業所を所管する自治体の指導は、各場面でこの「双方向性」がどの程度確保されていると思いますか。

設問項目	双方向性 が十分に 確保され ている	ある程度 双方向性 が確保さ れている	双方向性 があまり 確保され ていない	双方向性 は全く確 保されて いない	わから ない	回答欄 ↓
(1) 集団指導の場で	1	2	3	4	5	
(2) 実地指導日までの自治体とのやりとりの機会	1	2	3	4	5	
(3) 実地指導日のやりとりの際に	1	2	3	4	5	
(4) 実地指導日後の改善指導等のやりとりの際に	1	2	3	4	5	

〔加算の確認について〕

問 10 加算の適合確認は、国民が負担する財源が適正に給付されていることを確認するとともに、加算取得によりサービスの充実を図ろうとする事業所の姿勢を評価・称賛する意義があると考えられます。

以下にあげる加算のうち、「取得していること、取得をめざしていることを評価・称賛してほしいもの」はどれですか。また、「算定の難易度が高く、実地指導の機会に算定方法や解釈を教わりたいもの」はどれですか。貴団体の主観で結構ですので、あてはまるものをすべて選んでください。

	サービス区分	加算名	評価・称賛してほしい加算 〇をつけて下さい ↓	算定方法や解釈を教わりたい加算 〇をつけて下さい ↓
1	—	・介護職員処遇改善加算		
2		・サービス提供体制強化加算 (訪問介護・居宅介護支援以外の全サービスにある)		
3	訪問介護	・特定事業所加算		
4	訪問看護	・緊急時訪問看護加算 ・ターミナルケア加算		
5	訪問リハビリテーション	・リハビリテーションマネジメント加算		
6	通所介護 ・認知症対応型通所介護	・中重度者ケア体制加算		
		・個別機能訓練加算		
		・認知症加算		
		・ADL維持等加算 (30 年度新設)		
7	通所リハビリテーション	・リハビリテーションマネジメント加算		
		・中重度者ケア体制加算		
		・重度療養管理加算		
8	短期入所生活介護 ・短期入所療養介護	・看護体制加算		
		・夜勤職員配置加算		
		・認知症専門ケア加算		
9	特定施設入居者生活介護 (地域密着含む)	・夜間看護体制加算		
		・看取り介護加算		
		・認知症専門ケア加算		
10	小規模多機能型居宅介護	・看護職員配置加算		
		・看取り連携体制加算		
11	認知症対応型共同生活介護	・夜間支援体制加算		
		・看取り介護加算		
		・医療連携体制加算		
12	指定居宅介護支援	・特定事業所加算		
		・入院時情報連携加算		
		・退院・退所加算		
		・ターミナルケアマネジメント加算 (30 年度新設)		
13	介護保険施設 (地域密着含む。介護療養型医療施設・介護医療院含む)	・栄養マネジメント加算		
		・口腔衛生管理体制加算		
		・療養食加算		
		・排泄支援加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人福祉施設 (地域密着含む) ・介護老人保健施設	・褥瘡マネジメント加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人福祉施設 (地域密着含む)	・日常生活継続支援加算		
		・看取り介護加算		
		・配置医師緊急時対応加算 (30 年度新設)		
	うち介護老人保健施設	・在宅復帰・在宅療養支援機能加算		
		・在宅復帰支援機能加算		
		・ターミナルケア加算 ・療養体制維持特別加算 (30 年度新設)		

問 11 問 10 で掲げた加算やそれ以外の加算も含め「取得していること、取得をめざしていることを評価・称賛してほしい」理由があれば、3つまでご記入ください。

サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	評価・称賛してほしい理由
サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	評価・称賛してほしい理由
サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	評価・称賛してほしい理由

問 12 問 10 で掲げた加算やそれ以外の加算も含め、「算定の難易度が高く、実地指導の機会に算定方法や解釈を教わりたい」具体的な内容を3つまでご記入ください。

サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	算定方法や解釈を教わりたい内容
サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	算定方法や解釈を教わりたい内容
サービス名（または問 10 の表のサービス番号）	加算名	算定方法や解釈を教わりたい内容

〔実地指導の効率化の工夫について〕

問 13 実地指導の効率化に向けて、国や自治体による以下のような工夫があれば、貴事業所にとって有益と感じますか。

テーマ	設問項目	有益だと 感じる	有益とは思えない	どちらとも いえない・ わからない	回答欄 ↓
対象選定	(1) 法人で実施している複数の介護保険サービスを同時に指導する	1	2	3	
	(2) 他法の指導監督と同時に指導する	1	2	3	
	(3) 自治体が、毎年、簡易な書面と電話による予備調査を行い、その年の実地指導対象を絞り込む	1	2	3	
実施体制	(4) 自治体の実地指導担当職員を現在から 2 割程度増員する 〔参考〕昨年度の自治体への調査では、都道府県・政令指定都市・中核市 96 自治体の平均職員数は 17.8 人、人口 10 万人以上の一般市町村 156 自治体の平均職員数は 4.8 人。	1	2	3	
	(5) 同一法人の複数サービスの実地指導は、同一日実施を調整する	1	2	3	
実施内容	(6) 過去 2 回連続で指摘がない事業所は、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(7) 福祉サービス第三者評価を受審している事業所は、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(8) グループホームは定期的な外部評価が義務化されているため、確認内容を簡素化する	1	2	3	
	(9) 監査法人を活用した外部監査や、ISO 認証内部監査などを受審している事業所は、確認内容を簡素化できる制度とする	1	2	3	
	(10) 自己点検シートを、誤りやすい事項やサービス充実に効果的な事項などを中心に厳選する	1	2	3	
	(11) 平成 30 年 3 月に国が示した「居宅介護支援実地指導マニュアル」と同様に、国が他のサービスについても最新のマニュアルを策定する	1	2	3	

◇最後に、集団指導や実地指導等について、ご意見やご感想があれば、ご記入ください。

〔集団指導について〕

〔実地指導について〕

〔その他〕

ご協力ありがとうございました。

3 自治体アンケートの自由回答の要旨

自治体アンケートの自由回答方式である問 8、問 10、問 11、問 12、問 14、問 16、問 17、問 21、問 23 の回答内容のうち、代表的な回答や先駆的な事例であり参考となる回答は、以下の通りである。

問 8 の 1 時間短縮・頻度増の工夫の現状

〔都道府県〕

- ◆ 実地指導の時間を「原則 2 時間」として延長しない。※特別な事情で終了しなかった場合は「中断」し、日を改めている。
- ◆ 提出期限を直前（6 日前）にすることで机上に保管する書類の量を削減し、心理的負担感を軽減している。
- ◆ 事務部門と技術部門で担当項目を分け、複数体制で確認を行っている。
- ◆ 事前に実地指導の実施を通知するとき、実地指導時に確認する書類等を例示している。
- ◆ 併設の事業所は同一の日に実施している。
- ◆ 加算を多く算定している利用者の記録を抽出し、加算算定の適否・運営基準の適否の両方を効率よく確認するようにしている。
- ◆ 指導内容のデータ蓄積を行い、同じ内容の指導についてはその都度文面を作成せずに済むようにしており、通知作成の効率化に努めている。
- ◆ 同一法人内の併設施設・事業所との合同実地指導に努めている。
- ◆ 過去の指導履歴を参考にして、重点指導事項を絞り込んでいる。
- ◆ ・事業者へ検査当日の準備書類を事前連絡し、検査当日の確認作業を円滑に行えるようにしている。・検査会場の中に、予め準備書類を運び入れてもらう。
- ◆ ・指導当日の円滑な進行のため、担当職員間の調整と情報共有を図るよう、前日以前に短時間の事前打合せを必ず実施している。・少なくとも 1 日 2 事業所（2 サービス以上）を実施できるようにしている。
- ◆ 内部のマニュアルを整備している。
- ◆ ・人員基準や加算の算定状況は、事前資料を基にあらかじめ把握しておき、当日は根拠となる資料を確認する。・訪問系や福祉用具の実地指導は、午前と午後に分け 1 日で行う。
- ◆ ・指導チェック表の作成。・当日確認事項の絞り込みと指導担当者間の共有。・当日の役割分担の具体化。
- ◆ 実地指導で疑義が生じた事案や質問などについては、改めて電話や来所してもらい検討している。
- ◆ ・居宅系サービスは半日（2 時間程度）、施設系サービスは 1 日（5 時間程度）での実施とし、全ての事業所について原則として 2 年に 1 回の頻度で行っている。・人員基準の確認については、事前提出資料（人員基準チェックリスト及び勤務表）により事前に確認していくことで当日の作業時間を短縮している。・サービスごとのチェックポ

イント（マニュアル）に基づく指導を行っている。・地域密着型サービス事業所及び居宅介護支援事業所もできるだけ合同で行うよう市町に呼びかけている。・指導事項（指摘、助言事項）を年度ごとにデータベース化している。

- ◆ 自主点検シート用に作成し、HPにアップしている。
- ◆ ・保険者である市町との合同指導を原則として実施している。役割分担は、県が、人員基準・設備運営基準を中心に確認、市町が介護報酬・加算取得状況を中心に確認。これにより、被保険者情報や請求状況などを有している市町が介護報酬関係を確認することで、より効率的に確認ができる。
- ◆ 県庁舎等に居宅サービス等を行う事業所に来てもらい、事前提出資料や関係書類をもとに、個別面談による指導を行っている。
- ◆ 事前提出資料として、直近3ヶ月の各利用者の介護報酬の請求実績を提出させることにより、1ヶ月当たりの利用回数が多い利用者や、複数の加算を算定している利用者、各月の利用回数等に変動が多い利用者等を事前に抽出しておく。
- ◆ ・実地指導結果をホームページで公表している。・指定更新申請に対する現地確認を実施する際に、併せて実地指導を実施。
- ◆ 管内の事業所への過去5年分の指摘事項を整理している。
- ◆ 指導対象のサービス種別を一定の時期にまとめて実施（例えば訪問介護を連続で実施するなど）することで、指導担当職員の指導への習熟度を高めている。
- ◆ 保険者に同行を依頼し、給付関係に関する指導については保険者に行ってもらう。
- ◆ 新規事業所に対して、指定後1年以内に必ず実地指導を行っている。
- ◆ 実施報告書の作成については、過去の指摘例、法令等をエクセル表で整理し、キーワード検索できるようにしている。

〔政令指定都市〕

- ▽ 確認した内容や指導した内容を記録し、円滑に指導結果の整理に繋げられるよう、独自の記録シートを用いている。
- ▽ ・障害者総合支援法の指定を受ける事業所が併設されている場合、同時に実地指導を実施し、同じ職員が両方のサービスを確認するようにしている。・老人福祉法、社会福祉法の指導監査と合同で実地指導を実施している。
- ▽ 講評時に事業所に渡す実地指導メモに、予め指摘項目を入力しておきチェック式にすることで、実地指導メモの作成にかかる時間を短縮している。
- ▽ 通所系事業所については、実地指導の計画の予定を立てる時に事前に加算等を確認して、加算が少ない事業所などは2人で対応、加算が多い事業所など確認事項が多い事業所は、3人～4人で対応している。

〔中核市〕

- 各事業所から年1回提出してもらう「現況報告書」を事前に把握している。
- 実地指導の開催通知に当日確認する書類を記載し、事業所で事前に書類の準備をしてもらっている。

- ・前年度実地指導の内容を事前に確認し、状況に応じて増員している。・同一敷地内、同一建物内に複数のサービスが存在する場合、同日に実施している。
- 運営基準自己点検シートの促しをする等をし、事業所へ日ごろから基準の理解を深めてもらっている。
- 介護職員処遇改善加算のように本部に書類があるようなものについては事業所に用意してもらえるように事前に伝える。
- 自主点検表を実地指導の通知に同封し、事前に提出してもらって確認している。自主点検表で「できていない」「該当なし」にチェックを入れている項目について重点的に聞き取りを行っている。
- 前回実地指導での指摘事項を優先的に確認している。
- 実地指導時の確認ポイント等を記載した「実地指導調書」を作成し、活用している。
- 事前にチェックリストでの状況把握、国保連のデータより算定実績の確認（2年間ほど）を行い、1時点ではなく期間での状況確認を行っている。また、担当者間での指導に差異が生じないように、各事業の実地指導開始前に勉強会として制度や加算概要、過去の指摘で誤解しやすい事項等を周知している。
- 平成30年度からの取組みとして、通常は一日かけて行う実地指導を、中核市に権限移譲後、本市での実地指導が2回目以降となる事業所に対しては、半日での実施とし、実施頻度を高めている。（ただし、利用者や利用者家族又は従業者等から複数の苦情・相談等が寄せられ、不適正な事業運営が疑われる事業所、また、提出された事故報告書から不適正な事業運営が疑われる事業所を除く。）
- ケアマネ1人につき1件、事前にケアプラン一式の提出を求め、当日指導することを整理している。（1つのケアプランを見るのに時間を要するため、時間を短縮しもなく指導できるように取り組んでいる。）
- 指定更新に係る現地確認と実地指導を同時に行っている。
- 実地指導にて確認すべき事項、視点、根拠等をサービス毎にまとめ、チェック方式化したマニュアルを作成している。・よくある指摘事項をリスト化し、通知書作成の改善指示事項のひな型を作成している。

〔一般市〕

- △ 県実地指導に同行してノウハウを取得。・近隣市町村との実地指導手法の情報交換。
- △ 居宅介護支援への実地指導とプラン点検は同時に行っている。
- △ 加算等自己点検シートに加えて、独自の自己点検シートを作成し、事業者に事前提出してもらっている。
- △ 今年度から、1回の訪問人数を減らし、件数を増やしている。
- △ サービス計画、居宅サービス計画等のチェックを効率的に行えるよう、対象事業所の利用者別の給付実績を抽出し、実地指導当日に確認する利用者をあらかじめ選定している。
- △ 指導結果の作成にあたっては、主な指摘事項についてのテンプレートを作成し、通知書作成にかかる時間を短縮できるようにしている。
- △ 当日書類の準備方法の指定（職員名簿順にあらかじめ整理してもらう等）。

- △ 実地指導を定期的に行うよう中長期計画を作成したことで、事業所選定に要する時間を削減することにつながることができ、実施頻度の向上につながった。・一般的な指導周期が仮に6年間だとすると、長期間の経過により、前回指導の内容を確認するだけでは不十分であり効果的・効率的でないため、前回指導の内容を個別に確認することをやめ、所要時間の短縮につなげている。・指導周期を6年よりも短くし、長期間空けることなく定期的に行うことで、1事業所の1回の指導にかかる時間を短くできるようにした。例えば指導周期を2年や3年に1回を基本とし、前回の指導が良好であった事業所は、指導周期を延長（例えば6年）するなどし、より法令遵守の指導が必要となる事業所に時間をかけられるようにしている。・結果通知は郵送ではなく、事業者に来庁いただいている。
- △ ①人員基準の確認で最も時間のかかるタイムカードと勤務表の突合作業を現場で行わずに済むよう、事前提出書類としてあらかじめ提出させ、事前に確認をすることで、現場での作業を減らしている。②いわゆる赤・青・緑本の情報が項目ごとに体系的に検索できる（株）第一法規の「介護保険さがせるネット」を導入し、現場において迅速かつ正確な判断ができるよう改善した。③ ②を現場で確認できるよう、平成31年度予算より通信費込のタブレット端末のレンタル契約を計上した。
- △ 加算の取得状況を、事前に給付実績から利用者別に表にして持参している。
- △ 事前提出書類を基準の確認をチェックするような記載する量が少ないものに変更し、事業所の負担を軽減。
- △ ・同じサービス種別の事業所を連続で実施（10月は通所、11月はGHなど）。・過去の指摘、助言事項をリスト化し、同様の指摘等を検索できるようにしている（結果通知作成時間の削減）。
- △ 平成30年度から結果の整理、講評について、過去の情報をデータベース化して活用している。
- △ 事前に年間計画を作成し、日程調整を先に行っておく。
- △ 事前提出書類に利用者（入所者・入居者）一覧表を求めており、その一覧表により介護給付費の明細書を確認し、当日、重点的に確認する対象をある程度決めている。
- △ 評価の高い事業所から実地指導に入ることで、それらの事業所のノウハウ等を他の事業所に共有できる体制も整えている。
- △ 本市では県との合同実地指導時に、地域密着型サービス、居宅介護支援事業所が併設されている事業所については同時に実地指導を行っています。
- △ 実地指導について、計画的に位置づける対象事業所を新規指定及び更新後2年以内の事業所とすることで、書類等の確認がスムーズに出来る。

問 8 の 2 時間短縮・頻度増の工夫の意向

〔都道府県〕

- ◆ 通知に「各担当者が確認する事項（基準、報酬請求、処遇（衛生、給食、リハ）など）」を明示するとともに、一連の流れ（挨拶→確認→講評調整→講評（文書指摘、口頭指導、助言の定義も明示）をフローチャートで明示してそれぞれがどの程度の時間がかかるかおよその目安を提示し、事業所に実地指導のイメージをつかみやすくしてもらう。
- ◆ チェックシートが基準条例に沿って記載されており使いにくいいため、聞き取りの順番に沿ったものにする。
- ◆ サービス別集団指導、業務管理体制についての集団指導、新規指定事業者のみ（3か月に1回）の集団指導など個別の状況にあわせた集団指導の実施。

〔政令指定都市〕

- ▽ ・実地指導後の事後処理（報告書作成、結果通知送付等）が負担となっているため、当日の確認⇒報告書作成⇒結果通知送付⇒改善確認といった一連の作業が効率的に行われるよう、各種様式や作業手順を変更することを検討している。・「ケアプランの一連のプロセス」を効率的かつ均質に確認・指導できるよう、確認・指導の視点を記したチェックシートを検討中。また、こう言った一連の流れが、網羅的に学べる研修会についても検討している。
- ▽ ・会計面など、外部委託により効率化が図られる可能性がある部分は、積極的に検討していきたい。・会計経理の監査において必ずヒアリングで確認する共通事項について、事前提出資料の記載項目に盛り込むことにより、ヒアリングに要する時間を短縮する（例：各種現金の照合頻度、ユニット費の有無など）。・特定施設入居者生活介護の実地指導は、老人福祉法に基づく実地指導も兼ねているため、老人福祉法にも実地指導を委託できる旨の規定があると、実施頻度を高められる可能性が広がる。
- ▽ ・書面審査の導入。

〔中核市〕

- 長期的（複数年度にまたがる）展望に基づき、各年度での重点項目を決めて、ポイントを定めて検査を行う。
- 実地指導の随員職員として専門職（管理栄養士）の配置を行いたい。
- 調書を見直して聞き取り項目を絞り込み、必要最小限の聞き取りにしたいと思っている。
- サービス種類によって、類似した指摘事項が多いことから、集団指導等の機会を利用して、多い指摘事項について事例を発表し、自主改善させることにより、実地指導時の効率を図る。
- 実地指導対象事業所の選定にあたっては、国保連合会の介護給付適正化システムにより、サービス提供の偏りや給付情報を分析できる帳票を活用して選定したい。
- あらかじめ指摘事項を網羅した復命書案を作成しておき、実地指導後に取捨選択する等結果通知の作成の効率化。

〔一般市〕

- △ 典型的なケースと指導に時間がかかるケースのそれぞれにおける初心者でもできる指導マニュアルの作成。
- △ 各種介護サービス事業者の指定権限等の権限移譲が近年頻繁に行われるため、種別ごとの実地指導ノウハウがないため、県や県内市町村との要領等の連携を行いたいと考える。
- △ 勤務表が指定基準（解釈通知）のとおりには作成されていない事業所が多く、人員基準の適合状況の確認に時間を要している（勤務表に職種や常勤・非常勤の別、勤務時間数が記載されていないケースや、給与計算の都合で暦月ごとに作成されていないケースが見られる。）。事業所には改善を指導しているが、一度システムで作成した勤務表をエクセル様式に入力し直す必要がある等、事業所の事務負担が大きく、改善が進んでいない。シフトを入力するだけで自動的に勤務時間数や常勤換算数が算出されるような、勤務表のエクセルシート様式を市で用意したいと考えているが、業務繁忙で実現していない。
- △ 各サービスごとのチェック項目のフォーマット化など、同じ作業が発生した際に2回目の事務を機械的にこなせるように部分的にルーティン化を図りたい。
- △ 市独自の実地指導マニュアルを作成し、人事異動等に伴う新規配属職員の理解を進めていきたい。
- △ 結果通知書作成時間を短縮するために過去のデータをもとに指摘事項文のフォーマットを数種類作成し、選択できるようにしたい。
- △ 指導の際に項目を絞ってメリハリつけて確認していきたい。→現状は、後日確認していない項目について指摘されることがないように広く内容を確認している。・指摘事項が少ない事業所について、実施頻度を緩和していきたい。
- △ ・事前提出書類の確認のうち、単純な突合作業等は臨時職員に任せ、最終確認・判断事項のみ正規職員が行うことで1件当たりの業務効率化を図りたい。・現在手書きで記入しそれをコピーして渡す運用をしている指導事項票について、今後はモバイル端末やモバイルプリンタ等を導入し、その場でデータを作成し印刷して渡す方法にしたい。理由は、より効率的な指導を行うためには、指導事項の傾向等を把握する必要があるが、現在の紙ベースの運用だとそれができないため。
- △ 口頭指導か文書指導になるかの判断で時間がかかる場合があるので、過去実施分の情報を蓄積し、客観的な判断の材料となる資料を作成する。

問 10 事業所の認識不足が多く実地指導上労力を要している加算とその理由

	サービス名	加算名	労力を要している理由
1	共通	介護職員処遇改善加算	・キャリアパス要件について正しく理解していない。・事業所の恣意的な解釈により、介護職以外の職員であっても対象としている場合がある。・「特別事情届出書」が存在するが、これは賃金水準を引き下げたうえで加算分の賃金改善はなおも実施する必要があるが、加算そのものを運転資金に充ててよいと曲解している例がみられた。・加算区分が低い場合には、理解が乏しい事業所にあっても取得可能であるため、適正に運用されていない。・制度が理解ができていない事業所において、経営が苦しいため資金の穴埋めに充てている事例があった。・保険者が事業所から計画や報告を受けているが内容について十分指導ができていない。
1	共通	介護職員処遇改善加算	・「加算相当額を人件費として支払えばいい」程度の理解をしている事業所が大半。・キャリアパス要件や職場環境要件を充足することで、職員の満足度を高め定着率を上げ、資質向上により安定した良質なサービス提供へつなげるといった、基本的理解がない事業所が多い。・国として、介護職員の処遇向上のため加算区分（Ⅰ）取得を推奨しているのであれば、基本報酬に組み込んだうえで人員基準をレベルアップし、充足できない事業所に「運営基準減算」で対応してはどうか。
2	介護保険施設等	サービス提供体制強化加算	・空床利用型の場合、本体併設の場合で、職員割合の算出方法の違うことがQ&Aにのみ記載されているためか、理解ができておらず、多くの事業所で本体と全て合算して算出している。
2	共通	サービス提供体制強化加算	・一度加算を算定すると、従業員の入れ替わりがあるにも関わらず、毎年度末に確認をしていない事業所がある。事業所側の事務手続きの認識不足。・事業所が職員の割合を算出してないため、割合を実地指導のときに計算することがあった。（計算を忘れていたとの理由が多い。）
2	共通	サービス提供体制強化加算	人員の〇%以上のところを常勤換算を用いた人数で計算されていない

	サービス名	加算名	労力を要している理由
2	共通	サービス提供体制強化加算	算出方法が常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）平均を用いることであることを認識していないことがある。
2	共通	サービス提供体制強化加算	当該加算の算定にあたっては、介護福祉士等の職員の割合が一定以上となっていることが要件となっているところ、前年度に引き続き当該加算を算定している事業所において、当該割合を把握していない。
2	共通	サービス提供体制強化加算	算定要件が理解できていない。（Ⅰ）の算定要件は、「介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合」であるが、管理者、生活相談員等を含めて計算している。
2	訪問看護	サービス提供体制強化加算	加算要件となっている「全ての看護師」の研修計画の作成や健康診断の実施について、特に非常勤の職員に漏れが生じやすい。
3	訪問介護	介護職員処遇改善加算	障害福祉サービスで福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合に実績が障害と案分されずに報告されているため実際の改善額がどちらの加算からでているのかわからない。有料老人ホーム併設で職員を兼務している場合も有料での勤務の給与も賃金に含まれていることが多い。
3	訪問介護	集合住宅減算	減算の趣旨（移動の手間が発生しないことに対しての減算であること）を理解していない。
3	訪問介護	初回加算	有料老人ホーム等併設の事業所において、サービス提供責任者が訪問した記録の漏れが多い（サービス提供責任者が訪問することの認識が低い）。
3	訪問介護	初回加算	算定月に新規に訪問介護計画書の作成が必要であることを理解していない。
3	訪問介護	早朝・夜間・深夜加算	加算対象時間帯に援助に入った実績のみをもって算定できるという認識誤り。（事業所の請求システムによっては自動的に当加算が入力されることが要因と思われる。）
3	訪問介護	特定事業所加算	・全ての訪問介護員に研修が必要であるが、その旨の記載はQ Aのみであり、事業所がその必要性の認識がない。 ・留意事項については、「文書等の確実な方法」が記録として残る必要があるが「等」を拡大解釈してしまいがちになるのか、口頭で済ませていることがある。 ・解釈通知が事業所によっては、理解がされていない。

	サービス名	加算名	労力を要している理由
3	訪問介護	特定事業所加算	要件である健康診断の受診について、労働法令上求められない非常勤職員について漏れがあることが多い。また、研修について職員の状況に応じて様々な研修受講が望ましいが、全職員が同じ研修を漫然と受けるなど制度趣旨に沿わない事業所もある。
4	訪問看護	ターミナルケア加算	利用者の状態は様々であり、緊急でターミナルケアを要したため計画の作成や記録をする時間的余裕がないケースや、どの段階からターミナルケアに入ったのか必ずしも明確でなく、計画や記録が曖昧なケースが見受けられる。
4	訪問看護	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護を行った場合は、早朝・夜間・深夜の加算は算定できないが、認識不足のため誤って算定している例がある。これは、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については早朝等加算を算定できるなど、制度が複雑なため。
5	訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	・算定要件が複雑化したことにより、確認作業に時間を要している。・「リハビリテーション」を「マネジメント」という認識が低く、何らかのリハビリテーションを提供するためだけで、利用者の自立支援に資するようなマネジメントが行われていない事例が少なくない。
6	通所介護、地域密着型通所介護	2時間以上3時間未満のサービス提供	本来アセスメントに基づいて行われるべき短時間利用について、当日の体調急変等で提供時間を短縮した場合に算定している。
6	通所介護	A D L維持等加算	告示上の要件自体はシンプルだが、個別の解釈通知や多くのQ & Aがあり、事業者が把握しきれていない。具体的事例を示したQ & Aが必要と考える。
6	介護予防通所介護	運動器機能向上加算	アセスメント、評価などの流れを理解していない。
6	通所介護	個別機能訓練加算	・人員基準や体制、計画（内容を含めて）を事業所が理解していない（以前の体制のままの認識でいる）。・加算ⅠとⅡの相違がわかりにくく複雑。別通知「～個別機能訓練加算に関する事務処理手順～」の内容を知らない事業所がある。・利用者の生活機能の維持・向上に資する機能訓練を行うべきところ、単に身体機能の回復に留まるような個別機能訓練計画を作成している場合がある。
6	通所介護	個別機能訓練加算	・（Ⅰ）と（Ⅱ）の趣旨の違いを正しく理解していない。・（Ⅰ）の算定に係る機能訓練指導員について

	サービス名	加算名	労力を要している理由
			「時間を通じて」や「専従」であるとの要件を十分に理解せず、介護職員兼務の機能訓練指導員を配置している場合が見受けられる。・（Ⅰ）を算定する場合、常勤専従の機能訓練指導員の配置が必要だが、非常勤の機能訓練指導員を配置すれば済むと言う誤った解釈をしている事業所が多い。
6	通所介護・地域密着型通所介護	個別機能訓練加算	・ 3月に1回の居宅訪問に行けていない。
6	通所介護・地域密着型通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）では、目的としている内容が違うが、（Ⅱ）の算定に際して、生活機能の維持・向上を図り、利用者が居宅において可能な限り自立して暮らし続けることを目的とした内容はなく、身体機能の向上を目指す内容となっていることが多い。
6	通所介護	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅱ）は、生活機能の維持・向上を図ることが目的であるが、同加算（Ⅰ）の身体機能の向上を目的とする訓練と同様の内容となっている例が散見される（例：加算Ⅰとの違いを理解していなかったり、目標は加算Ⅱに即し「トイレに行く」「風呂に一人で入る」等としていても、実施する訓練はそのための身体機能向上の訓練を行っており、結果的に加算Ⅰとの差別化が図られていない等。）。
6	通所介護、地域密着型通所介護	個別機能訓練加算（Ⅱ）	個別機能訓練加算（Ⅰ）と（Ⅱ）の差異について平成18年3月14日厚労省告示第126号等で明確化されている。具体的には、個別機能訓練加算（Ⅰ）は身体機能の向上を目指すことを中心に行われるもの、個別機能訓練加算（Ⅱ）は生活機能の維持・向上を図るための実践的な訓練を反復して行うものと位置づけられている。しかしながら、多くの事業所で常勤専従の機能訓練指導員の配置が出来れば個別機能訓練加算（Ⅰ）、配置が出来なければ個別機能訓練加算（Ⅱ）と誤解されている。実地指導では、個別機能訓練加算（Ⅱ）を算定しているものの、身体機能の向上を目指すことしか行っていない事例を確認することが頻発している。これらは、事業所への情報提供がいきわたっていないことが主な原因であるが名称にも問題があるように思う。同じ個別機能訓練加

	サービス名	加算名	労力を要している理由
			算という名称であり、類似する内容と誤解を受けやすいようにも思われる。
6	通所介護・地域密着型通所介護	口腔機能向上加算	加算の取得において、ケアマネジメントの一環であることが必要であるが、通所介護事業所が算定基準を理解しないまま勝手にアセスメントを実施し、担当ケアマネジャーに事後報告をするという事例が多い。
6	通所介護	送迎減算	・送迎を行わない場合に減算をしなくてはいけないという認識が低い事業所が見受けられた。
6	通所介護・通所リハビリテーション	中重度者ケア体制加算	・人員基準・利用者割合を満たしていればよいという認識の事業所が多い（中重度者ケアに関するプログラムが作成されてない。どういうプログラムを作成すればよいか理解していない。）。・加配の看護職員又は介護職員に、専従の看護職員を加えていたり、計算が誤っているケースが多い。
6	地域密着型通所介護	入浴介助加算	加算内容は認識しているが、入浴の記録をしている日誌や介護記録又はサービス利用票への記録がきちんとされていないため、各記録によって入浴回数がまちまちで、算定回数が間違っている。
6	通所介護	認知症加算	加算取得時には算定要件を確認するが、更新や区分変更で日常生活自立度が変更になる可能性があるにも関わらず、確認していない事業所が複数あった。
7	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	必要性があるかどうかより、要件を満たしているかどうかで加算の算定がなされていると感じる。要件が多く、漏れが起こりやすい。
7	通所リハビリテーション	リハビリテーション提供体制加算	人員配置要件が複雑。提供時間帯を通じてセラピストを配置していない日に算定している事例が発生している。
8	短期入所	看護体制加算（Ⅰ・Ⅱ）	指定基準等において、併設の短期入所生活介護事業所については、本体施設の従業者と併せて勤務表を作成するものとする。と定められている。一方で、看護体制加算（Ⅰ）と（Ⅱ）においては、本体施設における看護職員の配置とは別に、必要な看護職員の配置を行う必要がある。と定められている。この場合、指定基準等に従った本体施設の従業者と併せて作成した勤務表のみでは、併設の短期入所生活事業所としての看護職員の配置状況が分からない。指定基準等に従った本体施設の従業者と併せて作成した勤務表のみで、看護体制加算の充足

	サービス名	加算名	労力を要している理由
			状況が不明瞭な事例が頻発している。これらは、指定基準と加算算定要件との間での矛盾に近いような事例であり、それぞれの基準が一見不整合に思われる点も事業者の混乱を招く原因であると思われる。
8	短期入所	緊急短期入所受入加算	緊急性を認められる要件について認識が不十分で、ケアマネと連携ができていない。
8	短期入所	初期加算	併設短期入所生活介護を利用し、引き続き入所した者について、利用日数を控除せず初期加算を算定している。
8	短期入所	送迎加算	算定告示に「送迎を行うことが必要と認められる利用者」とあるが、記録については触れられていないので、事業所では利用者等に聞いただけで終わっており、必要な理由が記録として残っていない。
8	短期入所	夜勤職員配置加算	他の加算と比べて計算が複雑で、十分に理解しないまま算定している場合がある。
9	特定施設入居者生活介護等	サービス提供体制強化加算	職員の割合の算出にあたって常勤換算方法の間違いが多い
9	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	特定施設入居者生活介護の算定日が14日に満たないにもかかわらず算定しているものがあつた。また、医師が情報提供の内容を受領したことがわかるものを適切に保存していない事業所が複数あつた。
9	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	施設基準・二十四イの同意と利用者等告示・二十九ハの同意を混同している。基準や告示の記載方法がわかりづらい。
9	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算	看護職員が、機能訓練指導員を兼務（他に機能訓練指導員の配置はない）しており、看護業務も行っている為、常勤・専従の機能訓練指導員が配置されていない。
10	（看護）小規模多機能型居宅介護・定期巡回随時対応型訪問介護看護	サービス提供体制強化加算	他のサービスと違い、従業者ごとの研修計画・実施が必要だが、「従業者ごとの研修計画」「個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画」について、通常の事業所全体として策定する研修計画との差別化が図られていないことが多い。「研修計画」を立てたところで安心してしまう傾向があると思われる。

	サービス名	加算名	労力を要している理由
10	小規模多機能型居宅介護等	看取り介護加算	加算要件が多いが、事業者は亡くなった場合に安易に加算の算定をする事例が多く、個々の要件を認識していないことが多く見受けられる。
10	看護小規模多機能型居宅介護	緊急時訪問看護加算	緊急時訪問看護加算の算定に関する条件が「緊急時訪問を行う」から「緊急時訪問を行う体制」になったことだけに着目して、訪問看護サービスを受ける必要がない利用者也当該加算を定できると誤った理解をしていた。
10	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント加算	他職種協働による検討及び介護計画への反映が必要だが、医師等がサービス担当者会議に参加している場合でも、次の計画に活かしていないなど加算の趣旨を理解していない場合が多い。また、地域連携は事業所の地域での活動のみの傾向が強く、利用者の地域活動への参加支援は殆どの事業所で行われていない。
10	小規模多機能型居宅介護	退院・退所加算	退院・退所加算の算定において、病院等の職員との面談は行っているものの、居宅サービス計画の変更を行っていないかった。
10	小規模多機能型居宅介護	中重度者ケア体制加算	・看護師の配置要件が「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上」となっているにも関わらず、専従している看護師が半日しか勤務していない日があり、過誤調整を求める事例があった。
10	小規模多機能型居宅介護	認知症加算	・加算の対象に該当しない状態で算定していたり、逆に該当しているのに算定していない事例が多い (当初に確認した日常生活自立度に変更していることを確認漏れていることが主な原因)
11	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	「重度化した場合における対応の指針」について、入居者または家族に指針の内容を説明し、同意を得なければならないが、別途、指針の同意を得なければいけないという認識がない場合があるため。
11	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師が回復の見込みがないと診断した記録の日付と看取りに関する指針についての同意書の日付と請求内容の不一致がある。
11	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	一部の事業所であるが、加算の基準に適合している場合、すべての利用者に算定している。
11	認知症対応型共同生活	夜間支援体制加算	介護に対する理念の欠如。加算ありきで日中の活動時間設定を短縮する。活動時間の記録の提出を求め

	サービス名	加算名	労力を要している理由
	介護		ても差し障りのないものしか提出せず、認めざるを得ない。
12	居宅介護支援	運営基準減算	介護支援専門員が、そもそも運営基準やケアマネジメントの流れを理解していないため、減算の要件も理解していない。また、理解不十分で誤った解釈をしている介護支援専門員もいる。
12	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算となっているにもかかわらず、初月には一律算定している。
12	居宅介護支援	退院・退所加算	・カンファレンスは「診療報酬の算定方法(平成20年構成労働省告示第59号)別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導量2の注3の要件を満たすもの」であり、このカンファレンス以外のカンファレンスをして、(Ⅰ)ロ、(Ⅱ)ロ、(Ⅲ)の退院退所加算の算定ができないことの認識不足を感じている。又病院側の医療点数を算定するためには、ケアマネが得た情報で居宅サービス計画を作成し、病院に交付し、そのケアプランを病院が保管することによって算定できるものであることの認識不足を感じている。
12	居宅介護支援	特定事業所集中減算	サ高住・有料老人ホーム・シニアハウス等併設の事業所において、同一法人のサービス、ケアマネージャを使うことを前提に契約を進めている事業所が、「利用者の希望を勘案した結果80%を超えた」という理由で減算にあたらないと考えている。また、同様の考え方をしている事業所が、総数のうち1割ほどある。
12	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供を行った日時、方法、内容について記録が残されていないケースが見られる。
13	介護保険施設	栄養マネジメント加算	・低栄養状態のリスクのレベルに応じて、リスクの高い者はおおむね2週間ごと、リスクの低い者はおおむね3月ごとにモニタリングを実施していない。・栄養ケア計画を変更した際に、施設サービス計画を変更していない。
13	介護老人福祉施設・短期入所生活介護	看護体制加算	両サービス併設事業の場合、どちらの事業所の職員なのか明確な区分けができていないことがある。資格要件や勤務時間が足りていないことにより、報酬を返還する事例が発生している。
13	介護保険施設・短期入	看取り介護加算・ターミナ	・入所の際の見取りに関する指針を説明し同意を得ていない(不十分)(※特定・特養のみ) ・看取り

	サービス名	加算名	労力を要している理由
	所	ルケア加算	に関する指針の見直しをしていない、実態と齟齬がある（※特定・特養のみ）。・入所者の介護に係る計画について医師等が説明し、当該計画に同意を得る前から算定。
13	介護保険施設	経口維持加算	算定開始から6か月を経過して以降は、毎月医師又は歯科医師の指示を受けなければいけないが、毎月の指示を忘れていることが多い。
13	介護老人保健施設	退所時等支援等加算	調整や連携、指示を行ったことに関する記録が、不足していることが多い。
13	介護老人保健施設	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリ実施以外の日を算定していた。
13	介護保険施設	日常生活継続支援加算	・（結果として要件は満たしているものの）入所者の状態像にかかる要件（要介護度 or 認知症）について、毎月、正確に計算できていないなど、管理に不備が見受けられる。
13	介護老人保健施設	認知症ケア加算	単位毎に固定した職員を配置することとなっているが、慢性的な人員不足などにより、他の単位の職員による介護が行われている事例が見受けられた。
13	介護老人保健施設	認知症短期集中リハビリテーション加算	加算の要件が多岐に渡り、施設が理解しにくい側面がある。
13	介護保険施設	排せつ支援加算	・要介護状態の軽減が見込まれる判断を医師又は医師と連携した看護師でない者が行っている。・計画上で改善の見込みを評価していない。
13	介護保険施設	療養食加算	減塩食の塩分総量について月平均で6g未満になればよいと判断している事業所が多い。
13	介護保険施設	褥瘡マネジメント加算	新設の加算であるため、基準の確認不足により、リスクの評価や計画書記載の項目が足りていなかったり、計画について利用者の同意を得ていなかったりする事例があった。

問 11 取得確認を通じサービスの充実という意義が実感できる加算とその理由

	サービス名	加算名	意義が実感できる理由
1	共通	介護職員処遇改善加算	問 10 のように認識不足の事業所が大半であるが、中には、加算に見合った昇格システムの公表や職級単位に見合った研修カリキュラムや力量調達目標等、細部に渡るルールが決められ、自己評価や上司の面談など随時見直しもされている事業所もある。
2	共通	サービス提供体制強化加算	事業所の職員の研修、会議、勤続年数、資格保持者の割合等、事業所の事業向上への取り組み具合で取得できる加算のため、職員の当加算に対する意識も高く、研修等により一層のサービスの質の向上も目指したい声も多く聞くことができる。
3	訪問介護	緊急時訪問介護加算	適切に算定される事例では、利用者やその家族の突発的なニーズに応じることで利用者及びその家族にとって有意義な援助につながっている
3	訪問介護	生活機能向上連携加算	利用者自身で生活行為を行えるよう、自立を目指したサービスを提供するという、介護保険の理念に沿うものとする。
3	訪問介護・居宅介護支援	特定事業所加算	加算要件を見ると、意欲がある事業所しか算定できない内容となっており、算定していない事業所と差があると感じる。
4	訪問看護・介護保険施設	ターミナルケア加算	支援経過記録上は家族に寄り添える良い加算と思われる。
4	訪問看護	緊急時訪問看護加算・ターミナルケア加算	加算を算定することで業務上の守備範囲が広がり、機動性が高まっていることが確認できるため。(加算がないと緊急時やターミナル期の対応は難しい。)
5	訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	加算の趣旨としてもあるように、サイクルの中で実施されるサービスによって、質の高いリハビリテーションへとつながるから。
6	通所介護、認知症対応型通所介護	A D L 維持等加算	提供されたサービスを通じた利用者の状態の維持・向上を可視化し評価する仕組みであること。
6	通所介護	個別機能訓練加算	・(Ⅱ)を適切な視点で算定している事業所では、利用者の自立に繋がっていると感じる。・(Ⅰ)と(Ⅱ)の目的の違いを明確に理解した上で、個別機能訓練サービスを提供している事業所では、《身体機能そのもの

	サービス名	加算名	意義が実感できる理由
			の回復⇒身体機能を活用した I A D L 活動や地域活動の維持・促進」の流れが効果的に実施されている。
6	通所介護	個別機能訓練加算	リハビリ特化型デイサービスの需要が増えていることから本加算の重要性は高いと考えており、適切に算定することができれば利用者の状態悪化防止もしくは改善が期待されるため。
6	通所介護	個別機能訓練加算	加算がついたため、理学療法士等の配置を週数日でもしている事業所が増えている。常勤配置の事業所は、サービスの質の向上が図れていると感じる。
6	通所介護・認知症対応型通所介護	口腔機能向上加算	要件に掲げられているプロセスを経て口腔機能向上サービスが提供されているか確認することで、口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者に係る口腔機能の維持・向上に資すると考えられるため。
6	通所介護・通所リハビリテーション	中重度者ケア体制加算	看護職員、介護職員の配置が多く、手厚い介護サービスの提供体制がとれている。
7	通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	リハマネジメントの記録をとおして加算無しの状況との違いがわかり、サービスの充実が実感できる。
7	通所リハビリテーション	栄養改善加算	低栄養のリスクがある利用者を受診や指導につなげられたケースがあった。
9	特定施設入居者生活介護等	看取り介護加算	体制を整え、看取りケア計画を作成し、亡くなったら算定という流れだけでなく、留意事項通知の理解を促すことで、随時同意を得ながら、利用者がその人らしく生き、その人らしい最後を迎えられるような支援につながると考える。
10	小規模多機能型居宅介護	看護職員配置加算	医療行為や緊急時の対応が行われる。
10	小規模多機能型居宅介護等	看取り介護加算	P D C A サイクル等を再認識させることができ、事業者が今後よりよい介護を行えるよう再考する良い機会になると思われる。
10	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント体制強化加算	算定要件の中の「利用者の地域における多様な活動が確保される」という所で、事業所ごとに地域との交流に工夫が見られるため。
10	小規模多機能型居宅介護	訪問体制強化加算	事業所の訪問等を含めた利用者の支援体制の状況を確認することにより、利用者のアセスメント時に、個人因子、環境因子の把握が出来ているか確認ができる。

	サービス名	加算名	意義が実感できる理由
11	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	医療機関等との連携により、日常的に外部の目があり、風通しの良い事業所運営ができる。
11	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	看取り介護を確認することで、事業所と入居者、家族との関わりや医療との連携が取れているか、職員の看取りに対する教育（研修）がされているかなど、利用者がその人らしく生活しながら最期を迎えられるよう、支援しているかを確認できるため。
11	認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算	人員配置が手厚い事業所については、労働環境も良い場合も多く。結果的にサービスの向上につながる人が多いと感じる。
12	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	ケアマネジャーはこれまでも利用者のターミナル期に立ち会っており、その取組を評価されることになり、多くの事業所が取得を希望している。
12	居宅介護支援	退院・退所加算	退院にあたって、医療機関と密に連携を図ることで、必要なサービスの検討や自宅での留意事項等の把握ができ、在宅生活でのサービスの充実に繋がっていると感じられる。
12	居宅介護支援	特定事業所加算	当該加算を取得していることで、事業所の研修において、ケアマネジャー同士が切磋琢磨し合っていたり、困難ケースを積極的に受け入れ、その経験を他のケアマネジャーにフィードバックするという主任ケアマネジャーとしての自覚がヒアリングなどから感じられるため
12	居宅介護支援	特定事業所加算	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等の実施が今年度から新たな要件となっているが、貴重な情報交流の場になっていることや、介護支援専門員としてのスキルアップの機会であることを事業者からのヒアリング等から聞く機会が多いため。
13	介護保険施設	栄養マネジメント加算	ほとんどの施設で実施しており、適切な栄養管理に寄与している。通知で提示されている事務処理手順例及び様式例が具体的であることも本加算の導入が浸透している要因の一つと考えられる。
13	介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	実地指導において、看取り介護加算の終結記録を拝見することが多々ある。その中で、ご家族より感謝の言葉が記された施設に宛てた手紙等を目にすることも少なくない。医療的処置を望まず、住み慣れた施設で最期を迎えたいというニーズは確かに存在している

	サービス名	加算名	意義が実感できる理由
			ように思う。そこに対して、適切な対応をしているからこそ家族からの感謝の言葉を施設が受けるものと解釈している。
13	介護老人福祉施設	口腔衛生管理体制加算	口腔衛生に対する認識は事業所ごとに差が激しい。加算を取得し、口腔ケアに力を入れている事業所では劇的に利用者の状態が改善している事例もある。
13	介護老人福祉施設	在宅・入所相互利用加算	当該加算があれば、本人が住み慣れた環境で生活する希望と不測の事態の時に入所ができ、家族の安心に繋がることから、地域包括支援体制が整っていると判断でき、サービスの充実という加算の意義が実感できると考える。
13	介護保険施設	在宅復帰・在宅療養支援機能加算	在宅復帰やリハビリ等の取組について、点数化により報酬区分が決定される仕組みとなったことで、老健としての取組目標が明確となり、各施設における取組の強化につながっていることがうかがえるため
13	介護老人福祉施設	身体拘束廃止未実施減算	本減算の確認を通して、施設の身体拘束に対する考え方や、処遇の考え方をとらえやすく、指導に結びつきやすいから。
13	介護老人福祉施設	低栄養リスク改善加算	単なる食事の管理だけでなく、嗜好についても踏まえた検討がなされ、高齢者の楽しみである食の面からのサービスの充実がなされていると感じる。
13	介護保険施設	日常生活継続支援加算	地域内で重度の要介護者が安心して利用できる受皿としての機能が確保されているように感じる。
13	介護老人福祉施設	配置医師緊急時対応加算	・費用の裏付けがついたことで、緊急時の連絡体制について主治医と明確・具体的に確認できるようになったこと。（従前は、施設から言い出しにくい部分もあったのではないかな？） ・施設として当該加算を算定していることを利用者及び家族に周知するなかで、あらかじめ緊急時対応について家族や本人の意向が確認しやすいのではないかとと思われる。（加算や施設対応の仕組みとして説明する中で、話を切り出しやすくなっていると思われる。）
13	介護老人福祉施設	夜勤職員配置加算	事故等は人員配置の少ない夜間時間帯に起きることが多いので、夜間時間帯の人員を加配する加算は、入所者及び家族に安心を与えられると思われる。
13	介護保険施設	療養食加算	施設の取得率も高く（特養の9割、老健のすべて）、多くの施設において、管理栄養士又は栄養士の配置により、入所者の心身の状態に応じて栄養管理された食事の提供が行われていることがうかがえるため。

問 12 加算の取得確認のために工夫していること

〔都道府県〕

- ◆ ・実地指導前に事業所台帳システムで加算取得状況を確認する。・要介護度が重い利用者やサービス内容の変更が多い利用者の記録について、「こういった状況の人なのか」「何故そのような経緯になったのか」「(サービス担当者として) 今後どのようなケアが必要だと考えているか」等を聞取りし、記録と発言に整合性が取れていることを確認している。
- ◆ 栄養マネジメント加算、療養食加算等の栄養関係の加算については、管理栄養士も同行し、専門的見地から確認、指導を行っている。
- ◆ 事業所担当者に「加算を算定して行っているケアについての考え方」を説明させ、加算の意義に対する理解度・認識の深さを確認するようにしている。(認識不足の事業所は算定違反をおかしていることが多い。)
- ◆ 市町村から事前に報酬情報を提供してもらい、実地指導時に市町村職員に同席してもらっている。
- ◆ 記録や加算減算状況のチェックについては、安易な体裁取り繕いを避ける目的で、実地指導実施の3か月以上前の記録を中心に確認するようにしている(事前提出資料で出してもらうものが過去3か月分であるため)。

〔政令指定都市〕

- ▽ 基準上では提出まで義務づけられていないが、過誤があった場合に事業所への影響が大きいと思われるものについて、全事業所から確認書類の提出を求めている(居宅介護支援の特定事業所集中減算や、認知症対応型共同生活介護の身体拘束廃止未実施減算で実施(加算ではないが、工夫している事例として記載)。)。
- ▽ 加算の要件を満たしていない様式を使用している又は何枚も様式を使用し手間が多大な場合などは、市で作成した様式を参考に渡している。

〔中核市〕

- 従業者(特定の職種)の常勤専従が義務付けられているサービスについては、同法人が運営するほかのサービスの従業者の配置状況も確認している。
- 各事業所の利用者のうち、加算を算定している利用者を加算の種類に応じて、担当者にて事前に数名選定し、当日確認する記録等を絞って効率的に書類確認ができるよう努めている。
- 留意事項通知の別紙様式や各種加算等自己点検シートをもとに、体制加算／非体制加算それぞれで算定要件をチェックリスト様に整理して実地指導の場に持参し、当該リストに沿う形で機械的に算定要件の適／不適を判断できるようにしている。
- 事前にチェックリストでの状況把握、国保連のデータより算定実績の確認(2年間ほど)を行い、一時点ではなく期間での状況確認を行っている。
- 適正化事業の一環として、年に数回、介護給付算定に係る実施状況を確認するリストを事業所へ送付している。

- 実地指導にて確認すべき事項、視点、根拠等をサービス毎にまとめ、チェック方式化したマニュアルを作成している。

〔一般市〕

- △ ・居宅介護支援の特定事業所加算について、平成 30 年 4 月改定で追加要件となった他法人との共同事例検討会等について、春におおまかな計画として、9 月末までに確定したものを算定している全事業所に提出してもらった。・居宅介護支援の特定事業所加算について、上記以外の要件確認できる書類の提出を求める文書を全事業所に出した（10 月末）。算定している事業所に、提出してもらう予定。・認知症共同生活介護において、平成 30 年 4 月改定で身体拘束等の適正化義務づけられ、市内全事業所に市独自の「身体拘束廃止取組の有無に関する確認書」を提出してもらった。
- △ 1 地域密着型サービスについて。・体制加算の取得状況については、市で管理している事業所台帳や、国保連から届く給付実績で確認している。・利用者ごとに算定の可否を判断する加算・減算（初期加算、送迎減算等）の取得状況については、事業所の事前提出資料で確認している（利用者一覧に介護報酬の項目を設け、利用者ごとに、算定中の加算・減算に○を付けてもらっている。）。2 居宅介護支援について。・適正化支援システムを用いて、事業所単位で取得状況を把握した上で、当日の指導に生かしている（退院・退所加算、入院時情報連携加算、初回加算等）。
- △ ・通所系のサービスにおいて、入浴介助加算の回数を誤って算定するケースが多い。そのため、チェックシートを用いて、入浴記録と照らし合わせることにより、回数の正誤を確認している。・指導の際に、人員班とサービス班に分かれることにより、班ごとに算定要件を確認する加算を分担し、効率的かつ正確に加算の取得状況を確認できるよう工夫している。

問 12 の 2 加算の取得確認のために工夫したいこと

〔都道府県〕

- ◆ 夜勤職員配置加算について、夜勤時間帯（午後 10 時から午前 5 時を含む連続する 16 時間）内における、当該施設の勤務時間帯種別ごとの勤務時間数と勤務回数を算出し、1 日平均夜勤職員数を算出するが、書類整備の方法が施設によって様々であり統一されていないため、確認作業に時間を要する。この確認作業後に、毎日、1 日平均夜勤職員数が夜勤職員基準＋1 以上であることの確認をするため、各施設の書類の整備状況によっては相当の時間を要する場合がある。このため、1 日平均夜勤職員数を算出について、あらかじめこちらで指定した算定表を事前に提出、あるいは実地指導日まで作成してもらうことで、確認時間の短縮ができると考えている。
- ◆ 過誤請求指導については、一定の技能が必要であり、研修等が必要である。

〔政令指定都市〕

- ▽ 指定居宅介護支援事業所の実地指導において、例えば、退院・退所加算の要件等、各種加算の算定要件を理解していない事業所が多いことから、各種加算の算定要件が理解し易い資料・テキストを用意したいと考えている。

〔中核市〕

- サービス種類ごとに発生しやすい加算の傾向を把握する。
- 加算算定に限定した指導（実地に限らず、郵送提出等を含めた）。
- 加算の取得状況の確認手順マニュアルを作成し、初任者でも短時間で的確に確認・指導できるようにする。
- 現在、運営や報酬請求等に係るチェックリストを実地指導時に事前提出資料として配布しているが、ホームページ等に公開することで、加算の算定要件等を広く周知し、加算状況について、事業者の自己精査の資料としたい。
- 事業者が事前にチェックすることができるチェック表の作成及び活用。

〔一般市〕

- △ 認識不足の多い加算については集団指導等を通じて周知していきたい。
- △ ・勤続年数が関係する加算に関しては、在職期間が確認できる書類がなければ、要件を満たしているが現地で確認することができない。しかしながら、在職期間の確認ができる根拠書類を記録として保管することまでは事業所に義務付けられておらず、根拠資料を確認するまでに時間を要することがある。そのため、勤続年数が関係する加算を算定している事業所の指導に行く際には、予め在職証明書、又は在職期間が確認できる書類を準備するように依頼をすることにより、速やかに要件を確認できるよう努める。・サービス提供記録等を電子媒体で保存する事業所が増加しており、指導当日に職員が到着してからデータを出力してもらうと、時間を要することが多々ある。そのため、当日確認する利用者を前日午後、又は当日の出発前に事業所に伝え、必要な書類をあらかじめ準備してもらうよう依頼する。

- △ サービス提供体制強化加算等を算定している事業所は、実地調査とは別に毎年年度末（あるいは事前提出資料）に、従業員配置や利用者の状況について加算要件を満たしていることが確認できるものを提出依頼し、確認する。
- △ 加算を含む給付実績は、指定事務担当課の端末からでしか確認ができないため、実地指導監査担当課の一部職員の端末でも確認できるようにしたい。

問 14 実地指導の効果が高まらない理由

〔都道府県〕

- ◆ ・一回の実地指導で全ての項目を網羅的に確認することは不可能。従って、その年に確認した部分については改善が図られるが、それ以外の部分で要改善のものは残るため、次回以降の指摘となる。従って、指摘件数は低減しない。・指導の前後における定量的変化を評価していない。
- ◆ 実地指導の実効性を高めるために、各自治体の指導状況の把握も必要と考える。「株式会社組織では〇〇の不適切事例が高頻度で発生している」「都心部では△△の不適切事例が高頻度で発生している」「訪問介護では××の不適切事例が高頻度で発生している」などの情報共有（提供）を各行政機関で行うだけでも、効果的な実地指導につながると考える。・運営がきちんとできている事業所とあまりできていない事業所の差が大きいと感じる。それにもかかわらず、「最低でも『6年に1回』の実地指導が望ましい」などと数字が出てきてしまうと、それに囚われ、運営がきちんとできている事業所には過剰な実地指導になり、運営があまりできていない事業所には不足した実地指導になりがちである。
- ◆ 実地指導が6年に1回に対し、介護報酬の改定は3年に1回であるため、指導が追いつかない。・担当職員について、現場経験のない事務職が配置されることが多いため、サービス提供等の記録と法制度との合致（記録や必要記載事項の有無）という視点での指導となっており、利用者へのケアや個別支援計画の内容等業務の改善といった観点からの指導やアドバイスが難しい。
- ◆ 担当者が定期異動等で頻繁に変わったり、実地指導に関する研修が不十分で、実地指導のレベルが一定に保たれない。・指摘件数の報告は行われているが、その結果の分析やフィードバックが少ない。
- ◆ 事業所により実地指導に対する姿勢・対応が違っていると感じる。管理者の考え方が影響している場合もあるので、管理者向けの研修を増やしていくべきと考える。実地指導は指摘を前面に出すだけでは敵対心を持たれてしまい、逆に隠そうとする心理が生まれてしまう可能性があるため、より良くするためにという目線でアドバイス等も交え事業所に寄り添った指導を念頭に置くことにより、指摘事項も真摯に受け止められるのではないかと思います。
- ◆ 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）は、施設数に見合った実地検査の機会が少なく、継続的な指導ができていないと感じる。
- ◆ 介護職員の定着率が低く、過去の指摘事項について、事業所内で蓄積、引継ぎがされていないケースがある。
- ◆ 実務経験の長いスペシャリストが少なく、全体的にスキルが低い傾向にあるのではないかと。実務経験の有無にかかわらず、実地指導関係も含め、そもそも研修が少ないのではないかと。
- ◆ 近年、監査対応のために、計画どおりの実地指導が行えない年が続き、結果として必要な事業所に対して実地指導が十分実施できていない。
- ◆ 実地指導対象事業所数が過大であり、実施効果を地域ごと等で実感できる要素が少なく、また、その効果を短期間で感じることもかなり困難。

- ◆ 報酬改定が頻繁にあるため、新たな加算の要件等を十分に理解していない。・管理者や職員が変わると指導していた事が引き継がれないことが多く、再度同様の指導を行う結果になる。・同一法人で複数の事業所を運営している場合、1つの事業所で指導したことが他の事業所の運営に生かされていないため、同様の指導を複数の事業所に行う結果になる。

〔政令指定都市〕

- ▽ ・あくまで担当者の印象だが、「実地指導は当日を乗り越えてしまえば大丈夫」とか、「指導内容を聞いてメモを取っておけば良い」と言った気概で実地指導を受けている事業所が少なくない。適切な改善に繋がっていない印象がある。・実地指導の際、文書指摘に至らない指摘（口頭のみ）事項について、事業所として、文書指摘がない事を理由に改善の取組を行わない場合が多い。行政指導なので、指摘内容に従う必要はないが、自ら積極的に改善を行っていこうという認識が低いように思われる。
- ▽ 実地指導は是正指導を行った後、改善状況の評価・分析を行うことでその効果を高めることができるが、前述のとおり、施設・事業所数が増加する中で改善状況の評価・分析が十分行うことができないのが現状である。
- ▽ 指摘した項目のみ改善し、主旨を理解していない可能性がある（どの書類を作成しておけば指摘を受けることはないといった知識だけが身につく、指摘逃れ対策に悪用される。）。
- ▽ 行政の改善指示に対し、事業所が行った改善報告が、有用であるかの確認が不十分であると感じる。

〔中核市〕

- 基準を満たしているかの確認に留まり、より良い事業所運営のための助言に至っていない。・法人本部が実地指導の対応をする場合があり、指導内容が現場に届かないことがある。
- 実地指導の間隔が長い（概ね6年に1回）ため、その間二度の報酬改定で制度の変更等があると、改善度合いが不明。
- 本市では、指導権限が県から移譲され、指導を担当する職員の体制が確立されてから日が浅いため、まずは対象となるすべての事業所であまねく実地指導を一巡させることを最優先課題としており、実施した個々の指導の効果を比較検証できる段階までは未だ到達していないのが現状である。
- 現地で指導した事業所は改善できている。また、指摘が多い内容について、集団指導の際に全事業所にお伝えしているが、指摘されていない事業所は「対岸の火事」と捉えているのではないかと。・指摘事項を自分事として捉えられるような仕組みが必要だと考える。
- 事業所が「実地指導対策」を講じることで本来の事業実態に即した指導が行えない。
- 実地指導の対象となる事業所数が多く、また年々増加傾向にあるため、行政の指導件数が追いついていない状況である。そのため、実地指導を行った個別の事業所に対

する効果は実感できるものの、市内全体としての効果については実感しづらいところである。

- 職員の指導能力が乏しい。指導レベルの水準に達するまでには、ある程度の経験値が必要となるが、それらを考慮した計画的な人材育成や人員配置体制が整備されていない。
- 実地指導からしばらく経過した時点で、指摘事項に対する是正改善状況の確認やフォローアップが十分にできていないため（人力的に手薄）。
- ・事業者側に実地指導の意義が十分に伝わっていないため、運営の改善のための良い機会という考えがなく、何か指導指摘をしても「処分を受けるのか」「減算があるのか」といったことばかりを気にして、指導内容そのものに関心が向いていない。また、実地指導の場さえ凌げればよいという考え方が少なからず見受けられ、事業所側が恣意的な解釈を改めない場合もある。多分に自治体側の伝え方の問題もあると思うが、お互い身構えて素直に言葉を交わせる環境にないので、実地指導以前の日頃の関係性から突き詰める必要があると思われる。・事業所のインセンティブに繋がる仕組みがあればとも思うが、実地指導の趣旨に照らして、どこまで柔軟な取組みが可能なのか悩ましい。・本来、基準や要件、通知等に明確に記載されていないことでも、サービス向上につながることは指導の対象とすべきと思うが、根拠がないため難しい。

〔一般市〕

- △ 指導後の改善に時間をかけ丁寧に対応したいが、事業所の職員が忙しいなどの理由で、改善指導に時間をかけられない。指摘した点は修正するが事業所全体の改善に至っていない場合がある。改善を必要とする事業所は、基礎知識が乏しい管理者である場合が多く、理解していただくのに時間を要する。
- △ 運営法人と事業所管理者の連携が取れていないために、指導内容の効果が従業員に及ばないケースがある。
- △ 外部の研修等に参加する意向はあるが、時間的に余裕がなく、事業所内の研修参加に留まる事業者が多いのが現状である。集団指導は、現在1年に3回行っているが、日程が一つしか設けられない場合もあり、日程的に参加できない事業所もあると考えられる。今後集団指導を行う際は、同じ内容の集団指導を複数の時間帯または日程に分けて行うことも有効と考えている。
- △ ・すべての事業者ではないが、法令遵守の意識の希薄さにより、関係法令の遵守が指定要件であることや、「制度管理の適正化とより良いケアの実現」という実地指導の位置づけを理解せず、監査と混同する事業者が存在する。・以前は指摘事項が無いかかわずかであった事業所が、従業員の退職などで適切な業務が行えなくなった事例は、法人の形態に問わず散見される。
- △ 当市では、実地指導は適正化の観点から最も有効な手段と考え、1日1事業所を丁寧に指導します。指導内容は原則文書指摘とし、全ての項目に関して改善報告を求めているため事業所の取組姿勢や、法令順守の意識に大いに変化が見られ、実地指導の効果は高いと考えます。ただし指導対象となる事業所数が増加している状況から同じ

事業所で2回目の実地指導ができていないため、事業所内で指導事項が引き継がれ、その後の指摘事項が減少するなどの効果の把握までは出来ていない状況があります。

- △ 実地指導が効果を上げるためには、指定事務、集団指導もしっかりと行う必要があるが、これまで集団指導に取り組んでいなかったのもので（平成30年度は実施）、今後は合わせて行う必要がある。
- △ 実地指導は書類確認と施設・事業所見学が主となってしまうため、施設・事業所が入所者・利用者等に普段どのようなケアを実施しているかの確認が困難であると思われる。各計画に沿った介護が実践されているか、適切に介護従業者等が入所者・利用者等に関わっているか等を確認したいと思っていたが、確認に限界があり、「よりよいケアの実現」を目指した実地指導の効果が得られているかは不明である。
- △ 実地指導担当職員が、事業計画等、事業者との連携を要する業務を兼務することで、厳しい対応がとりづらい。
- △ 事前に通知して実地指導を行うため、悪質な事業所の場合、指摘を受けないように、当日までに、書類の改ざん等をする事業所があるとの情報も、時にはあり、どこまで、実地指導の効果があるのか不明瞭である。
- △ 市町村における安定した実施体制の確保のしづらさから、属人化している部分もある。国において居宅介護支援以外のサービスごとの指導マニュアルの整備や、県による明確できめ細かな支援があれば、実施体制が強化され効果が高まるとと思われる。

問 16 事務受託法人の活用促進方策

〔都道府県〕

- ◆ 潤沢な予算と監視体制が必要と考える。
- ◆ 活用促進ができる環境にあるかどうかなどを検討するためにも、積極的な情報提供をいただきたい。
- ◆ 自治体の単独予算での委託は難しいため、交付金との補助制度の創設をしてほしい。
- ◆ 「指定都道府県事務受託法人」が実地指導のノウハウを蓄積するまでの間は、これまでの実地指導で特に問題のない事業所等を中心に委託することが望ましい。
- ◆ 東京都では、区市町村指導検査強化促進事業として、指定市町村事務受託法人の活用に係る経費の一部補助を行っている。・区市町村の効率的な検査の一助となるよう、区市町村との担当者連絡会、研修等を通じ、指定市町村事務受託法人の制度を周知している。
- ◆ 法人職員に適切に研修を行うなど、指導の適正性、公平性等を自治体がきちんと管理する必要があると思われる。
- ◆ 事務受託法人自体の中立性を担保するための行政上のコスト（監督等の労力）の負担の問題があり、その支援策を充実するべきと考える。
- ◆ 国による事務受託法人の養成。
- ◆ 事務受託法人制度への理解や当該制度を利用することによるメリットやデメリットなどを学ぶ機会（研修や資料など）があれば、活用に向けた検討が進むと考えられる。
- ◆ 実地指導のスキルを有する人材育成の確保・育成が必要と考える。

〔政令指定都市〕

- ▽ ・事務受託法人の実地指導担当職員等を対象とした公的な研修の実施。・事務受託法人活用による効率化を評価する仕組みの構築。
- ▽ ・補助金の交付など、各自治体へ当該制度を活用させるような方策を検討願いたい。・施設実地指導のガイドラインを国で作成し、各自治体も事務受託法人も共通の基準で指導できるようにする。・事務受託法人による実地指導業務のマニュアルを国に示していただけると、事務受託法人制度の活用促進にもつなげられると考える。
- ▽ 事務受託法人制度活用マニュアルのようなものがあれば、利用を検討しやすくなると思う。
- ▽ 対象法人が限定されており、相手方法人の都合（ノウハウを持つ人員を確保できないなど）により、現在実質的に実地指導業務については委託不可能な状況にある。委託対象法人を拡大し実地指導業務を円滑にすすめるため、事務受託法人要件の緩和等をしていただきたい。
- ▽ 制度の仕組み等の周知（関係各所に対する研修等）。

〔中核市〕

- 社会福祉協議会等の公益性・中立性を担保できる団体に対し、積極的に働きかけてほしい。

- ・実地指導業務の研修体制を確立して実地指導業務担当者を資格化する。・指定を受けている複数の法人から選択できる仕組みがほしい。

〔一般市〕

- △ 事務受託法人を示して欲しい。参考経費を示して欲しい。
- △ 事務受託法人業務委託に係る補助金又は交付金の創設。
- △ 実地指導業務における事務受託法人制度の自治体での導入の手引きなど、当制度の概要や、必要な手続き、法的位置づけなどが記載されたマニュアルの周知があると導入の検討がしやすいと思われる。
- △ 事務を委託した自治体の成功例や、委託の流れなどの情報が欲しい。
- △ 東京都福祉保健財団は、小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護のサービスについても、委託できるようにしていただけたらありがたい。
- △ 集団指導における講師として専門職を派遣する事業をしてほしい。
- △ 事務受託法人制度が機能しているとは思えない。民間法人もOKにするなど、委託先を広げることはいできないか。
- △ 事務受託法人制度の活用促進方策について、好事例集を策定してほしい。
- △ 事業所が抱える問題点を解決した事例などを紹介してほしい。過誤調整を成果ととらえるのではなく、市民にとって良いサービスを提供できる事業者を増加させることが本来の目的と考えるため。
- △ 詳しい内容がわからない。活用事例等が知りたい。

問 17 他機関評価の活用方策

〔都道府県〕

- ◆ 他機関の評価結果の存在を知らなかったため、機関の公表及び、利用している事業所の情報提供。
- ◆ 他機関の評価結果を活用することにより、基準に相当する指導が省略できるなど、指導の効率化が図れるとよい。
- ◆ 当該他機関の評価結果が、指定基準の内容と重複する内容に係る評価結果の占める割合が大きいものであれば、当該他機関の評価結果を踏まえて指導内容を簡略化したり、実施頻度を緩和してもよいと思われる。
- ◆ 安易な活用は無責任であり、他機関への依存ではなく、自治体の能力を向上させる方策を検討すべきである。・他機関の評価結果の活用は最小限にするよう注意喚起すべきである。
- ◆ 福祉サービスの第三者評価結果については、評価項目が運営基準に関係する場合、実地指導に活用出来る部分があるが、実際には個々のサービスの具体的な基準まで網羅しているわけではなく、そのまま実地指導に置き換えることができない。
- ◆ 事業所が監査法人を活用した外部監査を受けやすくして欲しい。
- ◆ 社会福祉法人の第三者評価や会計監査などがあるが、介護保険の指導と重複する部分もあるが一部であること、評価と指導はスタンスが違うことから、どの程度活用できるか検討が必要である。
- ◆ 評価の項目が、実地指導で行う内容と概ね一致していれば実地指導の実施頻度の緩和等の参考にすることは可能と考える。

〔政令指定都市〕

- ▽ 各種基準のうち、事業所や利用者等の個別の事情を考慮する必要がないものや、1つの解釈しかできないようなものなど、機械的に確認できる内容があれば活用も検討できる。
- ▽ ・補助金の交付など、各自治体へ当該制度を活用させるような方策を検討願いたい。・高評価の場合には何らかの恩恵が受けられるような制度設計が望ましい。・検討の上、推進することは有益であると思われる。・評価機関の利用有無や、結果に応じて監査周期を変える。
- ▽ 他機関の評価で、実地指導で確認する項目（運営・人員基準、介護報酬等）についての確認を行えるようにしていただき、実地指導においてはその項目を省略したい。

〔中核市〕

- 評価機関の評価項目が基準等と合致すれば、監査項目の省略や監査サイクルの延長等の考えにつなげてよいと思う。
- 「ISO内部監査」のように、たとえ「中立・公平性が担保できる」と謳われていても、他機関が行う評価はそれらに固有の目的・評価基準に基づいて行われるものであり、それらが必ずしも介護保険法に基づく実地指導における目的・評価基準と一致するわけでもない。他機関の評価結果をあえて実地指導に活用しようとするなら、ま

ずこの彼我の目的・評価基準の相違を念頭に置いた上で、実地指導における目的・評価基準で捉え直す視野を持つ必要があるのではないだろうか。

- 評価を受けるために人員基準や運営基準を事業所が確認する機会が増えるのであれば活用できるのではないか。

〔一般市〕

- △ 認知症対応型共同生活介護の外部評価を実施している場合については、実地指導の運営指導を省略することとしてはどうか。
- △ 専門の評価機関にて（第三者評価機関等）運営関係や報酬関係の実施状況内容の確認調査を行ってもらい、その評価結果を活用できれば、事務の効率化が図れる。
- △ 第三者評価を想定していると思われるが、実地指導への活用については、重点検査項目の特定や当該事業所の強みや傾向を把握する上で有効であると思う。
- △ 他機関の評価がどのように実施しているか、どのようなかたちで連携できるか確立されていないと思われるため、活用方策を市町村等に示していただきたいと感じている。
- △ 他機関の評価結果をもとにすることで、運営基準のなかでも指導すべきところの目安を付けやすくなり、業務の効率化が図れると考える。
- △ 専門性のある機関の評価は参考になると考えるので、監査法人等を活用した外部評価の受審を推奨してもいいのではと思う。

問 21 実地指導の効果を高めるために工夫していること・工夫したいこと

〔都道府県〕

- ◆ 指導・指摘ではなく、事業者自身の気づきを促すような対応に努めている。
- ◆ ・他事業所でおこなわれている好事例を紹介する。・指摘事項と併せて、評価に値する事項についても指導時に伝えている。
- ◆ ・実地指導終了後に質疑応答の時間を設けている（質問が出なくてもFAXで質問を受付けていることを周知している。）。・集団指導を実施する際に、会場のスペースの関係から事業所の参加人員を1名限定としてきたが、山形市の中核市移行に伴い、県所管の事業所数が減るため、複数人の参加を可能とすることを検討している。実施回数を増やすことは難しいため、複数参加にすることにより、各事業所内において参加した職員間で相談ができ、実地指導の効果が高まるのではないかと考える。
- ◆ ・管内の他の実地指導機関(市の介護保険担当課)には年間実施予定表を提供し、日程調整を行っている。・実地指導の際、根拠法令や参考資料を示し、事業所が改善に向けた取組がし易いように手助けをしている。
- ◆ 「文書指摘」の他、以前は「助言」としていた事項について、参考として結果通知書に添付している。これにより、メモを取っていたが紛失したとか、重要度が低いと思いい改善の認識の薄い事項についても気づいてもらうようにした。
- ◆ 福祉サービス専門員（ケアマネ有資格者）の同行を通して、サービスの質の向上に係る助言等を行い、指導内容の理解を促している。
- ◆ 事業所の職員が質問しやすいよう、実地指導の質問や意見については傾聴しながら、適切な回答ができるよう心掛けている。
- ◆ ・集団指導において、前年度サービスごとに多かった指摘事項をあげて説明し、特に理解不足が多かった事項等については、個別にテーマとして取り上げ、基準等を踏まえて解説することにより、実地指導の効果が高まっていると思われる。・全ての事業所について原則2年に1回実施することで、指導内容をコンパクトにして、こまめにチェックする点を重視している。
- ◆ 保険者との合同実施とし、保険者からも同時に指導している。
- ◆ ・市町村指定の事業所併設の場合、合同の実地指導を行う他、必要に応じ市町村の実地指導結果等を聞き、実地指導の参考にしている。・不適切な状況が発生した要因を一緒に考えて、改善の参考にもらっている。

〔政令指定都市〕

- ▽ 集団指導は会場型ではなく、DVDを作成し、それを配布し期間内に事業所内で受講してもらっている。受講確認は、受講報告書により行っている。
- ▽ 実地指導の過年度分の記録の整理。

〔中核市〕

- 今年度、サービスを絞って実施した。毎年度、全ての事業所に対して義務的にやるより、サービスを絞って集中的・効率的に行うことで、自治体・事業者双方にメリットがあると感じた。

- 実地指導の終わりに行う講評の場において、不適切事項や改善が望ましい事項を指摘するだけでなく、指導を行う中で認められた他事業所では見られない運営上の先進的な／優れた取組についても「好事例」として積極的に紹介し、サービスの維持向上に向けたモチベーションの喚起に努めている。
- リスクはあるが、抜き打ち検査を行う。また、抜き打ちを行う等予め集団指導でアナウンスする。
- 集団指導だけでなく、指定時研修においても近年の実地指導での指摘事例について丁寧な解説に努めている。
- 年に一度以上、自己評価表を利用して事業運営の内容のチェックを自ら行うよう、集団指導等で促している。
- 実地指導の結果の公表（事業所名、指導内容）の可否、適否を検討したい。
- 基準を満たしている又は満たしていないだけでなく、時間の許す限り、基準の趣旨等についても説明するように努めている。・資料を市ホームページに掲載し、後日でも確認できるようにしている。

〔一般市〕

- △ 集団指導で実地指導の指摘事例を紹介することは非常に効果があると考えている。
- △ 助言・指導の際には、事業所に参考資料（非常災害計画作成の手引き、運営推進会議のマニュアル、各種研修の案内等）を提供している。
- △ 実地指導の担当に、介護に関する専門的な知識を有する職員（介護支援専門員、介護福祉士等）を配置したい。
- △ 実地指導のまとめ一覧を作成し、指摘事項の多い点や、工夫している部分をまとめ、他事業所に事業所名は出さず、他事業所の事案として説明している。
- △ 講評後には事業所に質問事項の有無について確認をするようにしており、不明な点があれば、速やかに回答することにより、事業所支援に役立つよう努めている。
- △ 実地指導の翌年に再度フォロー調査を実施し、改善状況を確認している。集団指導において実地指導で指摘事項についてチェックリストを作成し、配布している。
- △ 当日およびその後も事業者が保険者に質問ができるような実地指導の雰囲気づくり、関係づくりを心がけている。
- △ あくまでも監査ではなく指導のため、事業所と協力し介護保険施設として質の向上が図れるように事業所の声にも耳を傾けるよう意識している。
- △ 平成30年度から介護支援専門員有資格者を配置している。
- △ 指導の際には、はじめに指導の主旨（監査ではなく指導。より良いサービス提供のためにともに考える場）を伝え、高圧的な態度はとらず、事業者が現状や悩みなどを話しやすいような雰囲気づくりに努めている。

〔都道府県〕

- ◆ ・加算要件を細分化するのは、見た目の実績評価・歳出削減には貢献するが、細分化したものの実績根拠を示すための資料整備とその確認に労力がかかることになり、働き方改革に逆行する成果をもたらす可能性がある。社会全体で見るとマイナスになっている可能性がある。また、働き方改革に逆行する成果となった場合、人材確保にも影響が及ぶと思われるので、なるべく簡単な報酬体系を目指すべき。・同一拠点の場合、介護保険施設の実地指導は社会福祉法人の指導監査、特定施設入居者生活介護事業所の実地指導は有料老人ホームの実地指導と可能な限り同日に実施している。事業所数が増える中で、事業所側及び実地指導を担当する職員の負担軽減のため、実地指導の周期が同一となるよう配慮いただきたい。
- ◆ ・「居宅介護支援実地指導マニュアル」と同様に、他のサービスについては是非ともマニュアル作成をお願いしたい。・法律や制度を理解するための研修（自県での）機会が欲しい。遠隔地（他県）での研修の場合、旅費がないと研修に参加できない。
- ◆ 事業者と指導する行政の双方にとって、解釈・留意事項通知、Q&Aをわかり易く、また、簡単に閲覧できるよう整理・保管してほしい。
- ◆ 事業者の運営状況により、「内容を簡素化した実地指導」と「深く丁寧な実地指導」を併用して、効果的・効率的な実地指導を行いたいと考える。その際に必要な、「簡易な実地指導用の調査票」、深く丁寧な実地指導に使用する「加算チェックリスト」等を整備していただきたい。
- ◆ ・実地指導を受ける側の事業所には配置人員の最低基準があるが、実地指導を実施する自治体側には必要となる人員の最低基準が存在しないため、自治体内の人事部門に適切な配置の要求が困難。・実地指導のスーパーバイザー的な職員（福祉的な視点の見える）の配置も必要ではないか。・監査ではないので、介護サービス事業所における福祉的な思いを認めながら、基準等に適合しない場合、指導していくと良いと思われる。利用者の状況を勘案し、モニタリング（アセスメントを含む）や個別支援計画書の内容を理解できる職員が配置されれば、福祉的な助言をしながら、より良い指導ができると思われる。
- ◆ 指導の質を高めるために研修を増やすか、スペシャリストを養成する必要がある。
- ◆ 実地指導は、各事業所が抱えている問題にアプローチできるので、実地指導後のフォローも含めて丁寧に実施できれば、法令違反の減少やサービスの質の向上に対する効果は非常に高い指導手法と考えている。

〔政令指定都市〕

- ▽ 事業所の専門職（ケアマネジャー、栄養士、理学療法士等）に対して、有益な指導をするには、実地指導に専門職が同行するのが望ましいと思うが、本市では事務職員のみである。実地指導に専門職を充てる体制整備を国で検討していただきたい。
- ▽ 実地指導時のチェックリスト等を各自治体が作成しているのが現状であるが、国が基本となるチェックリストを作成し、各自治体がそれを基にアレンジして使えるようにしてほしい。

〔中核市〕

- 自治体としては、実地指導を行う担当職員の育成を行うことが優先すべき事項だと思う。そのための人員確保のため「介護事業所〇〇〇箇所につき、指導担当を〇名以上配置しなければならない。」など配置しなければならない員数を示してもらいたい。
- ・介護事業所数は年々増加しているが、実地指導を担当する行政職員は増加しない。そのため、指導率を維持するだけでも、実施事業所数が増えるので、行政職員の負担が増えている。実地指導に従事する職員１人あたりが１月あたり行うことができる標準的な出勤回数も検討していただきたい。・現地での個別指導も大切であるが、実地指導の効率化として目指すべき方向性は、「指摘することが無くなる（減る）こと」と考える。そのためには基準の理解について「勘違いやミスを自主的に削減できる」ような予防的な指導やツールを工夫する必要があると考える。・事業所のＩＣＴ化が進んでおりペーパーレスとなりつつある。そのため、実地指導時にＰＣ上で確認することが増えてきた。行政職員がＰＣを操作することもあるが、事業所ごとに使用システムが異なるので、紙に印刷してもらい確認することもある。事業者側が努力していることと逆行することに申し訳なさを感じている。実地指導時に、電子上で効率的に確認できるように、標準フォーマットを整備し、様々なシステムで互換性のあるファイル等を出力できるように制度を整備していただきたい。
- 上記問 22 に関して、新規指定事業所に対する初めての実地指導では、「２」の深い指導が必要と考える。一方で、特段問題のない事業所に対しては、「１」の件数を増やす方法も可能で、一律に方向性を定めることは現実的ではないと考える。
- 理想は、より多くの事業所に実施し、深い指導を行うことであるが、事業所の増加や指導する側の自治体職員の人員不足などで厳しい実情がある。件数を優先させたいのか、内容の深さを優先させたいのか、どちらを望ましいと考えるか国の方針を伺いたい。・全国一律のサービスの質を保つためには、社会福祉法人の指導監査ガイドラインのように、国がサービスごとにチェック項目やチェックシートを作成し、誰でも客観的に同じ基準で実地指導できる体制を整備することが必要と考える。

〔一般市〕

- △ 担当職員の技量や経験年数に所要時間が左右されるため、担当１年目の職員でも無理なく指導できるマニュアルがあると、所要時間が平均化できるのではないかと。
- △ ・実地指導のインターバルを示す場合は、それ以外のタイミングではしなくてよいという解釈にならないような表現にしてほしい。・重点的に見る事項について、市が判断することも必要だと思うが、国から最低限のラインと重点的に見てほしい事項が示されていると指導しやすい。
- △ 厚生労働省主催の実地指導担当職員研修は、もっと早い時期に開催するとより効果的ではないかと感じる。
- △ 人員基準や加算要件などに疑義がある場合、相談できる機関を整えてほしい。県に相談しても保険者の判断での一言で片づけられることが多く、新たな加算などのチェックは手探り状態のことも多い。
- △ 人員不足。専門部署の設置が必要。義務化を。

- △ 各サービス毎の自主点検票のひな型の最新版をご提示願いたい。
- △ 実地指導のための専門機関の活用について制度化してほしい。
- △ 市町村への権限移譲に対して、市職員の人員、専門性の確保が課題である。当市では指定と指導を兼務しているが、指定業務対応（制度改正対応、事業所問合せ・届出対応、運営推進会議対応等）が中心となり、実地指導は二の次となってしまう。また、指定に関する業務は保険者機能強化の方針で増える一方であり、危惧している。もっと、市町村の実情に配慮してほしい。
- △ 県と異なり、市では、他市町で事業を行っている同法人の実地指導の状況が分からない。保険者により見解が異なると言われてしまうこともあるため、近隣市町での情報共有が必要ではないかと思う。
- △ 実地指導の人員体制についての補足です。本市における介護保険の実地指導は、実地指導監査担当課の職員（４名）と介護サービス事業所の指定事務担当課の職員（１０名）が協力する体制となっています。実地指導監査担当課が主導し、実地指導監査担当課の２名に指定事務担当課から１名が随行する形で実地指導を実施しています。この人員体制については、より良い形となるよう議論をしているところです。他市における人員体制について詳しく情報を提供していただけないでしょうか（指定事務と実地指導監査業務を同一課で行っている団体の数や限られた職員で実地指導を行う場合の効率的な組織体制について等）。
- △ 権限移譲により、市単位での実地指導が必要になっているが、人員としては不足している。また、専門的知識を要する内容であるため、人材育成及び確保が難しく、事業所に対してもではあるが、行政職員への指導、講習も必要と感じる。
- △ 実地指導は、確かに事業所指導ではあるが、事前提出資料等の提出時や記載内容等の質問等により、お互いにコミュニケーションが取れる良い機会だと考えている。事業所によっては、今までのサービス提供の状況に不安があり、顔の見える関係で質問等が出来て良かったと喜ばれる事業所もある。また、実地指導で事業所に赴くことにより、利用者の笑顔や、事業所の雰囲気等を確認でき、事業所の周りの環境等の把握もできるので、出来るだけ多く実施したいと思う。しかし、市町村職員は異動があり、新規で担当になった職員にとっては、実地指導は負担になると思われる。そのため、マニュアル等の整備が出来れば良いと思う。
- △ 実地指導において痛感することの一つに、介護人材の不足が挙げられる。事業所に対しての指導内容において原因を拝察するに、人材の入退職が多く引継ぎ等がうまく行われていないことがあり、結果として事務が不明瞭、不完全なままサービスが行われていることがある。介護人材の労働力の質と数の底上げが必要であると考える。

4 事業所アンケートの自由回答の要旨

事業所アンケートの自由回答方式である問 11、問 12、巻末設問の回答内容のうち、代表的な回答は、以下の通りである。なお、介護職員 100 人以上を大規模法人、100 人未満を中小規模法人に区分している。

問 11 取得を評価・称賛してほしい加算とその理由

サービス名	加算名	評価・称賛してほしい理由
共通	介護職員処遇改善加算	介護のみならず、違う職種の処遇改善加算があってもよいと思う。私は、老健職員です。どの担当課も大変です。福祉職=給料高い。そもそもおかしいです。
共通	サービス提供体制強化加算	介護福祉士を多く雇用しているから
訪問介護	特定事業所加算	処遇改善加算と取得内容が変わらないので取得しやすいが、逆に取得していることで、居宅介護支援事業所からは、料金が高くなると敬遠される。そのため、取りにくい。実際の現場では、取得している方がやりにくいこともある。スタッフや事業所のレベルを上げて胸を張れるはずの加算が、居宅からは、儲けとしての評価しか見られないのは悲しいです。残念ですね。
訪問看護	緊急時訪問看護加算	確保が難しくなっている看護師が、訪問看護計画にない突然緊急の訪問に応じられる体制を整えていること
訪問看護	ターミナルケア加算	本人・ご家族への説明や他職種との連携が大変なので、評価してもらいたい。
通所介護	個別機能向上加算Ⅰ・Ⅱ	利用者の身体面の強化、自宅内の把握等時間と人員を増やすため。また、取り組み施設が多くなってほしいため。
通所介護	生活機能連携向上加算	外部との連携に対する評価が、低すぎると思われる。地域ケアをめざしていく中で、医療と介護のつながり強化のためにも、加算増をして積極的に参加できるようにしていくべき。
通所介護	A D L 維持等加算	通所以外のサービスにも言えるが、介護サービスを利用することで状態の持続向上を図るという原点の評価のため
特定施設入居者生活介護	認知症専門ケア加算	点数に対して、研修のハードルが高い。
特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算・看取り介護加算	評価・称賛ではなく、加算は当たり前です。もっと加算金額を上げてほしい。
小規模多機能型居宅介護	個別機能訓練加算	計画的に行った機能訓練を、日別単位でなく、月単位として U P してほしい。
認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算	通常の人員よりも手厚い体制を取っているから
居宅介護支援	入院時情報連携加算	入院先が方々にあり、連携の方法も各々異なるため、加算取得にはかなり労力を要する。
居宅介護支援	退院・退所加算	退院・退所からスムーズな在宅生活につなげるためには、医療機関や施設と密なやり取りが求められるため。
居宅介護支援	特定事業所加算	取ることへの評価をしてほしい。質の高い事業所への差別化。

サービス名	加算名	評価・称賛してほしい理由
介護保険施設	日常生活継続支援加算	ほぼ要介護4、5の方を受け入れている為、医療ニーズも高く、重度化に対応している。その為、受診も多く、夜勤帯での対応もぎりぎりの状態である。
介護保険施設	看取り介護加算	最期を迎える場として選択していただいたので、評価・称賛されるべき。ただ現行では救命措置を取ると看取りにならないということで、加算取得が難しい面がある。

問 12 実地指導の際に算定方法や解釈を教わりたい加算とその理由

サービス名	加算名	算定方法や解釈を教わりたい理由
訪問介護	特定事業所加算	加算取得の条件。取得後の運用における明確な規則（基準）。
通所介護	個別機能訓練加算	人員基準、運営基準、書式が決まっておらず、自治体の対応がバラバラ。
通所介護	生活機能向上連携加算	「PT・OT・ST・Dr. からの助言を受ける体制の構築」の具体的内容（何を持って確認するのか） 「助言を受けた上で」の記録に残す内容
通所介護	栄養改善加算	通所介護における具体的なプログラムの展開方法
通所介護	A D L 維持等加算	行政に聞いても、法の通知程度の説明しかなく、実際の運用については説明できない。他の事業所に聞けとのことですが、新しい加算はどこも手探り状態。
短期入所	個別機能訓練加算	（短期入所という特性の中で） - 対象者の選定 3 か月に一度の居宅訪問のあり方
特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	ケースバイケースにより算定可能なのか解釈が難しい。
特定施設入居者生活介護	認知症専門ケア加算	加算適用要件が厳しく、算定できない。
居宅介護支援	退院・退所加算	カンファレンスに必ず参加しているのに、算定要件が厳しすぎて、算定できない。要件緩和を希望。「カンファレンス」の定義が厳しすぎる。
居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	全般的に、具体例を出して教わりたい。
介護保険施設	褥瘡マネジメント加算	算定までの過程が多く、各部署の負担が大きい。その割に加算額が低く、申請をためらってしまう。
介護保険施設	褥瘡マネジメント加算	褥瘡ケア計画を多職種で作成することになるが、ドクターの署名等、計画に必要なか？コメント欄で良いのか？
介護保険施設	褥瘡マネジメント加算	3 月の考え方。請求する月は3月のうちのいつか。
介護保険施設	排せつ支援加算	排せつに直接関わっているのは介護職員だが、ドクターやナースの判断が必要か？
介護保険施設	排せつ支援加算	評価として「全介助」から「一部介助」が、見込まれる改善とあるが、確実に一部介助とならない限り算定できないのか？

〔社会福祉法人・大規模〕

- ◆ 地域密着型サービスの場合、大会場に全ての地域密着型サービスを集めて主に共通事項を伝えるやり方は、別のサービスにとっては目新しいものがなく、なぜ集められているのかわからない。
- ◆ とても役に立っている。何をポイントに指導しているかが明確に示されるし、その場で意見交換も可能なので、理解度も高まる。

〔社会福祉法人・中小規模〕

- ◆ ・法令や通知を棒読みするだけであれば、ネット配信等でもよいのではないか。・市の介護保険制度の行いたい方向性が不明。市民・高齢者にどうなってほしい、事業所にどういうサービスを提供してほしいといった、市町村の姿勢をはっきりと表明した発言ができるようになってほしい。
- ◆ 一方的に説明があるため、事前にある程度質問を受けつけて、その回答を含めたところでの説明があると、わかりやすいと思われる。
- ◆ 本県の集団指導に参加出席した経験がないので何とも言えないが、別の県では、一事業所辺り1名の出席と制限したので、2名くらいまでは認めても良いのでは。会場の規模にもよるが。また、映像をネット等で配信すれば、出席できない事業所も内容を了知できるのでは。

〔医療法人・大規模〕

- ◆ 各分野に分けて、細かく指導すべき。ただ資料を読んでいるだけで、具体的な質問もできない。WEBでの質問にも、回答されていない。
- ◆ 厚労省から出ている書類の説明で、詳細や聞きたい内容の説明がない。

〔医療法人・規模無回答〕

- ◆ 別に集団でしなくても、書面で済むのではないか。集団指導でも、ただ読むだけに終わっている。

〔株式会社等・大規模〕

- ◆ 新年度の変更内容を強調してほしい。説明のない事項が多くなっている。また、事前に質問を受けつけ、集団指導で答弁してほしい。
- ◆ ・出席が1事業所1名に限られ、管理者しか出席することができない自治体があります。運営法人の担当者も出席できるように参加人数に余裕をもたせたいと考えます。

〔株式会社等・中小規模〕

- ◆ ・お忙しい中、介護事業者のために資料等も用意していただき、感謝しております。・質疑応答の時間がなく、年に一度の開催のため、設けていただきたいと思います。
- ◆ 改正に対して詳しく伝えてくれるので、参加することで理解が深まる。

〔社会福祉法人・大規模〕

- ▽ ・行政の実地指導担当者の個人的見解による指摘をなくしてほしい。・指摘する場合は、「いつ、このような通知が出てこう決まっている」ということを、瞬時に答えていただけるようにしてほしい。行政ごとに見解が異なる「ローカルルール」は、できるだけ撤廃して統一の指導基準というものを作成いただけると、実地指導を受ける側としては安心です。
- ▽ 現状、主に、法令通達に基づいたひとつひとつのサービスについての記録に関して指導を受けているように感じる。もっと大局的な面を考慮して、実際のサービスについて指導をいただきたい。たとえば、以下のような視点。①不正の事前防止、②制度の持続的運用の確保、③サービスの効果の検証度合。

〔社会福祉法人・中小規模〕

- ▽ その年によって厳しさが異なる。担当者によるものなのか、それともあえて強弱をつけているのか、わからない。法律ばかりを前面に出すのではなく、お互いに施設を良くしていこうと感じられる指導がほしい。

〔医療法人・大規模〕

- ▽ ・指導といいながら、教えてくれることはない。指摘され、返還を求められた。
- ▽ 以前の実地指導は、過誤チェックのような指導であつたり、担当職員の態度も高圧的な印象がありましたが、最近（平成24年度以降頃より）指導的・支援的な内容や態度になっていると感じています。3～4年に間が空くこともありましたが、本来なら1年おき（2年に1回）くらいで指導してもらおうと、現場の実践が加算等にきちんと反映できるように思います。その為には人員を増やす必要があるのですが、全体の行政の役割のバランスから考えれば、単純に指導に対する人員を増やすのが良いとも思えません。

〔医療法人・規模無回答〕

- ▽ 勝手に日時を決めないでください！！ 記録のチェックだけではないか？？ それがおかしいと思います。例えば、ケア中（介護の実際）の指導を取り入れる。各職種の現場の動きそのものを見ての指導の方が、よっぽど良いと思います。何でもかんでも印があれば良いとか、サインがあれば良いとか、記録が何チャラだけしか言っていない気がする。
- ▽ 書類作成においてマニュアル（書き方の見本等）があれば良いと思う。

〔株式会社等・大規模〕

- ▽ ・担当者の介護保険制度の理解が低いように思われます（異動等により把握もしづらいのかと思ってます）。当日の担当者からの口答指示があいまいです。・厚生労働省を基軸としていますが、自治体の見解が違い、「自治体を主としてください」といった発言があります。確かにそれもその通りではありますが、根拠の説明を求めると明確

な返答をいただけない時もありました。

- ▽ 口答指摘の際に度を越えた言い方をする方がいるので、配慮してもらいたい。掲示についてや重要事項説明書の文言などの細かい点について、保険者によって指導内容が違いため、本社での管理が複雑になってしまう。
- ▽ ・同じ自治体による実地指導であっても担当者により指導内容が異なり、実地指導の都度、重要事項説明書や運営規定の修正を求められる自治体があります。担当者により指導内容に差ができることのないようにしていただきたいと考えます。・事前提出資料として、利用者の心身状況や生活歴等を別紙として新たに作成し提出を求められる場合があります。アセスメントシートなど既存の帳票でも確認できる事項については、大体を認めていただきたいと考えます。・実地指導時に公に通知されていない自治体独自のローカルルールを示され、遵守できていないとして指導されることがあります。厚生労働省の定める基準、解釈通知によらないローカルルールを定める場合は、実地指導での通知ではなく、条例や集団指導等で予め通知していただきたいと考えます。

〔株式会社等・中小規模〕

- ▽ ・実際の実地指導については、ほぼ、あら探しの様なやり方をしているところがほとんどだと感じる。・受けるケアマネは、意見できる立ち位置ではない。実地指導でいじめのような指摘を受け、辞めていったケアマネも多い。今後ますます人材難が問題になってくるのが、心配。・実地指導で指摘を受けないよう、きれいに書類を作成しているケアマネも。実働が伴わないケアマネを見ると、どうかなと感じる。
- ▽ 非常に有益です。顔を見ながら事業運営が適切になされているかを確認できるのは、良いことだと思います。
- ▽ 担当の係官が人事異動で変わるが、別の部署から何もわからない人が来るので困る。制度はもとより、前任者の解釈も引き継いできてほしい。そもそも厚労省の通知を、専門家でもない役人がそれぞれ解釈せよというのがおかしい。
- ▽ ひとつずつ書類の整理など手間がかかるが、一度受けると「どうしたら忙しい中できちんとできるか」を考えて動くようになり、事業所にも利用者にも良い方向につながっていくと思う。
- ▽ ・その年度に実地指導の対象かどうかに関わらず、全事業所（又は全法人）に、実地指導の具体的内容、特に注意すべき点、今までに指摘が多かった事項などを教えて頂きたい。・実地指導に向けて対策をするにも明確な対策が取りにくい。介護保険のルール上、本当に必要なことは何か、またそれをどのように取り組めばよいか、明確になれば日々の業務を少しでも軽減することができると思う。軽減できた時間をお客様（利用者）の為に、本当に必要なことにあてたり、サ責（及び管理者）の業務時間の軽減（有給休暇の取得促進等）などにあてていきたい。

〔社会福祉法人・大規模〕

- 実地指導で当日準備する書類について、通知に「どのくらいの期間の書類」を準備しておくのか記されていないことが多いので、「当年度分」等記載していただけると助かります。

〔社会福祉法人・中小規模〕

- 共有できるシステム開発をすることで、実地指導も絞り込めるのではないのでしょうか。AI技術も進歩していますから。印や署名なども、タブレット端末等で承認できるようにする等、IT化を進めてほしい。

〔医療法人・大規模〕

- 故意でないものは、指導でいいと思う。故意のものは監査へ切り替えてもいいが。

〔医療法人・規模無回答〕

- 実地指導において、たまに指導とは関係のないことを言う指導員がいるので、モラル的なものの向上を願う。

〔株式会社等・大規模〕

- 実地指導は、適切な介護保険運営として確認いただける機会としてはとてもありがたいです！！制度改正に伴う変更がめまぐるしく、管理する側もとても勉強になる機会です。だからこそ、担当者の知識・理解を求めます。
- 法に則った適正な運営を、目指しております。実地指導も、悪質な問題に対しては厳正に対処いただくべきだと思いますが、よりよいサービスで高齢者の健康寿命の延伸に社会全体で取り組めるような仕組みになればいいなと感じています。
- 自治体・担当者ごとに見解を変えられることをやめていただきたい。自治体も、申請担当と実地指導担当が異なれば、見解が簡単に覆されてしまう。中には、返金につながるケースもある。

〔株式会社等・中小規模〕

- 真の意味で、利用者本位で動いているケアマネもたくさんいる。本来の動きが取れないケアマネが増えてきているから、書類もだんだん増え、その書類を作成するために動きがとりづらくなっている。“本末転倒”、最近、こう思うことが多い。がんばっているケアマネもたくさんいます。ぜひ、本質が評価できるシステム作りを、お願いしたい。

5 ヒアリング結果の概要

以下に、自治体、事務受託法人、事業所を訪問し、実地指導についての現状や課題、意識、意向等について、ヒアリングした概要を記す。

いずれも、あくまで対応者個人としての意見もあり、組織としての統一的な見解ばかりではないことには留意する必要がある。

(箇条書きの印のうち、◇は現状を、◆は課題や意向を示している。)

(1) 自治体

① 栃木県

対応部局：栃木県保健福祉部高齢対策課事業者指導班

団体の特徴：栃木県は、本庁と出先機関である5つの健康福祉センターが役割分担により実地指導を実施し、高い実施率となっている。栄養関連加算の指導を管理栄養士が行うなど独自の取り組みも実施。

調査結果の要点

- ◇本庁で特養と介護療養型医療施設を、出先機関でそれ以外を担当
- ◇特養等は2年に1回、通所は3年に1回、その他は4年に1回のサイクルで実施
- ◇栄養マネジメント加算、療養食加算等を管理栄養士が専門的見地から確認、指導
- ◆本老健事業の検討委員会への参加を通じて市町村支援の重要性を再認識した
- ◆権限移譲による市町村側のメリットがつかみにくい
- ◆将来的には事務受託法人も一つの選択肢
- ◆権限委譲の最大の課題は県と市町村の見解調整
- ◆市町村の集団指導への支援は特段行ってこなかった
- ◆老舗の事業所が新参事業所にノウハウを指導するしくみも一考
- ◆都道府県間のブロックの会議の活用も一案
- ◆調査員のOB再任用は有用
- ◆ケアマネ雇用の仕組みづくりを

② 東京都

対応部局：東京都福祉保健局指導監査部指導第一課

団体の特徴：東京都は、対象事業者数が多く、実地指導実施率を向上させることが難しい。このため、書面検査でのスクリーニング、事務受託法人を活用した区市町村の実地指導実施の促進など、独自の取り組みを進めている。

調査結果の要点

- ◇高齢、障害、児童など全福祉分野の指導検査結果の報告書を毎年度作成し、公開
- ◇全介護事業所（福祉系居宅サービス）を対象とした書面検査で実地指導対象を絞り込んでいる
- ◇区市町村の事務受託法人として東京都福祉保健財団を育成。区市町村が運営部門を、サービス部門を事務受託法人を分担して指導する手法を促進し、区市町村指導検査強

化促進事業として、指定市町村事務受託法人の活用経費の一部補助も実施。これにより、区市町村は居宅介護サービス、介護保険施設の実地指導も都と共同または分担して実施

- ◇事業所ごとの過去3年分の指導検査結果をホームページで公開している
- ◇区市による介護保険施設等の実地指導の実施は、平成25年社会福祉法改正が契機
- ◇介護給付費適正化システムも参考情報源として活用している
- ◆実地指導は事業所育成の視点で実施している
- ◆対象選定のしくみの全国化にはなかなか難しいと思われる
- ◆優先事業所の選定の目安の国からの明示には賛成
- ◆医療は集団指導が手厚い。介護も集団指導の拡充が効果的と思われる
- ◆国からマニュアルを出していただけるなら、網羅的なものを望む
- ◆有料老人ホームやサ高住の実施件数を増やしていきたい
- ◆都独自の考え方・手法の全国化は難しいと思われる

③ 静岡県

対応部局：静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課

団体の特徴：静岡県は、本庁のみで実地指導を行っているが、実施率が高い。人員・運営に関する基準も指導する標準的な方式で実施している。

調査結果の要点

- ◇19名体制で、2年に一度の実地指導を計画通り実施できている
- ◇独自のチェックポイントに沿って指導を行っている
- ◇伊豆半島は2泊3日等でまとめて実地指導を実施している
- ◇居宅介護支援の移譲に際し、研修会、市町への同行などの市町支援を実施している
- ◇市町の担当者も県の実地指導に関与するしくみとしている
- ◆不正のチェックと事業所育成の両立は難しい
- ◆集団指導は参加率も高く、有意義に実施できている
- ◆指導内容の平準化を図るために、本庁のみ方式に移行した
- ◆網羅性を確保するためのインターバルは、6年に一度では長い
- ◆市町村は保険者として居宅介護サービス等の実地指導を行うべき
- ◆結果の公表はあまり考えてこなかった
- ◆事務受託法人の活用は今のところ必要性を感じない
- ◆市町への権限移譲を進めていきたい
- ◆障害分野との合同実施を試みたが現在は行っていない
- ◆あら探しではなく、改善につなげるのが実地指導

④ 岡山県

対応部局：岡山県保健福祉部保健福祉課指導監査室

団体の特徴：岡山県は、出先機関である3つの県民局を中心に実地指導を実施している。

備中県民局管内では、中核市である倉敷市の集団指導に圏域市町事業所が参加する方式を採っている。

調査結果の要点

- ◇倉敷市では、集団指導に圏域市町の事業所職員を受け入れている
- ◇倉敷市の集団指導への圏域市町の事業所職員を受け入れについては、人事交流の効果と市の好意によって生み出された
- ◇本庁、出先機関の事務分掌に市町村の支援担当を位置づけている
- ◇合同実地指導は、市町村からの要請に応じ実施している
- ◇3～4年前に監査マニュアルを作成し、市町村に情報提供した
- ◇訪問系サービスの実地指導は書類を県民局に持参してもらう手法もある
- ◇県庁で市町村職員を含めて実地指導新任者研修を実施している
- ◆民活あるいは公による実地指導を受託できる全国組織があればよい
- ◆指導内容の統一化を進めるためにも指導の全国組織は有効
- ◆障害分野と異なり、介護では広域連携は難しい
- ◆自己点検シートの更新が大変。解釈の統一をはじめ、全国統一化が望ましい
- ◆集団指導・実地指導の重要な意義は事業所育成
- ◆事業所が経営について学ぶ機会を増やしていくことも重要

⑤ 岡山県備中県民局

対応部局：岡山県備中県民局健康福祉部 健康福祉課事業者第一班・長寿社会班

団体の特徴：備中県民局では、圏域の7市3町のうち、中核市である倉敷市、事務処理特例条例により移譲した新見市を除く5市3町の事業所に実地指導を実施している。倉敷市の集団指導に圏域市町が相乗りする調整役となっている。

調査結果の要点

- ◇平成26年度に備中県民局主導で圏域市町の合同集団指導を実施
- ◇翌平成27年度から倉敷市の集団指導に圏域市町が相乗りする方式に移行
- ◇備中県民局が倉敷市と圏域市町の間の調整役となっている
- ◇相乗りする圏域市町は所管事業所との連絡調整と当日の受付事務を実施
- ◇備中県民局では居宅系が2名で半日、施設系が3名で終日という体制で訪問
- ◇監査権限は、行政処分の「命令」までは県民局にあり、それ以上は本庁
- ◇新見市は介護保険法、老人福祉法の指導監査の事務移譲を受けている
- ◇真庭市、高梁市では老人福祉法の指導監査のみ事務移譲を受けた
- ◆他法の類似の指導監査との重複も、事業所の負担になっていると思われる
- ◆指導担当職員の指導技術を的確に引き継いでいくことが重要

⑥ 鹿児島県

対応部局：鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課介護保険室

団体の特徴：鹿児島県は、出先機関である地域振興局・支庁を中心に実地指導を実施している。人員・運営に関する基準も指導する標準的な方式で、離島も有するが、実地指導の実施率が高い。

調査結果の要点

- ◇出先機関とともに 30 名体制で、施設系は 3 年に 1 回、居宅系は 4 年に 1 回実施
- ◇集団指導は、県内 2 か所で、サービス別に実施
- ◇「重点指導調書」の事前提出方式が円滑に行えている
- ◇出先機関の保健師がケアプランのチェックができるしくみ
- ◇出先機関には事務処理規程で権限移譲している
- ◇出先機関は市町村の事務支援も行っている
- ◇市町村に、実地指導、集団指導を行うツールを提供している
- ◆「好事例」とは、「真面目に取り組んでいる事業所」と考える
- ◆国で統一的な標準確認項目のようなものを作ってもらえればありがたい
- ◆県独自の「各種加算等自己点検シートチェック表」の更新を続けることが難しい
- ◆実地指導で「できていると分かっている部分」は省略可能と考える
- ◆出先機関での実施は物理的な距離、意識的な距離の面で有意義

⑦ 大阪市

対応部局：大阪市福祉局高齢者施策部介護保険課指定・指導グループ

団体の特徴：大阪市は、大規模な政令指定都市であり、都道府県と異なり地域密着型サービスや総合事業も対象とすることもあり、実施率向上に苦慮している。平成 29 年度から事務受託法人への委託を開始した。

調査結果の要点

- ◇介護保険の実地指導部門と、老人福祉法の立入調査部門が連携して実施
- ◇平成 29 年 10 月から訪問介護事業所の委託をスタート。5 名体制で指導を実施
- ◇集団指導で指導内容を DVD にして配布している
- ◇解釈を自治体間で統一するための情報交換の会議を府下で実施している
- ◇実施頻度の目標は定めていない
- ◇「主眼事項及び着眼点」も含め網羅的に指導し、項目の重点化は行っていない
- ◇通報案件の対応量が非常に多い
- ◆大規模自治体では、実施率 16.6%を達成するのは困難
- ◆報酬改定の頻度の緩和や加算の種類増の抑制を図ってほしい
- ◆監査を精力的に行っても、実地指導実施率のような数字上の評価のしくみはない
- ◆飴と鞭的な制度があれば事業所の質の向上が見込めるかもしれない
- ◆ICT化は現場では道半ばの状況と感じる
- ◆実地指導を行う職員を育成するシステムも重要
- ◆介護保険畑や指導監査畑を歩んだ役所OBの活用が有効

- ◆大規模自治体が実地指導実施率を上げるための財政支援があると有効
- ◆実地指導の結果、指摘がなかった優良事業所へのインセンティブも有効

⑧ 豊田市

対応部局：豊田市福祉部総務監査課

団体の特徴：豊田市は、実地指導実施率が高い中核市で、市独自の帳票で網羅的に聴取する方式を採っている。平成 30 年度から事務受託法人への委託を開始した。

調査結果の要点

- ◇介護も障害も 3 年に一度をめざしており、実施率が 4 割を超えた年度もあった
- ◇指導指針と実施計画を毎年策定し、市独自の帳票で網羅的に聴取
- ◇愛知県では、名古屋市に続き 2 例目の事務受託法人への委託。豊田市担当は 8 名体制
- ◆事務受託法人実施分の対象は市が選定。指導内容の平準化が課題
- ◆経営形態によって実地指導の手法を差別化することは難しい
- ◆外部監査など他の評価の活用は、見ている項目が違うので難しい
- ◆指導監査所管が 1 本であることは、介護と障害で方式を統一できることがメリット。
一方、別の課が担う事業所指定部門とは連携が取りづらいと覚えることもある
- ◆集団指導の充実が課題
- ◆事業所運営に関する法令等の研修を事業所に義務付けるような制度は有益と考える
- ◆県内程度の範囲で他市町村と指導情報を共有できれば良い
- ◆事業者が自主的にチェックできる機能・制度が重要
- ◆週あたりの標準的な出勤回数を目安なども国に示してほしい
- ◆国が標準フォーマットを作成して ICT 化を進めれば効率化が図れると思われる
- ◆市でも確認項目の削減を検討している

⑨ 倉敷市

対応部局：倉敷市保健福祉局指導監査課

団体の特徴：倉敷市は、実地指導実施率が高い中核市である。また、市の集団指導に圏域市町の事業所も参加する方式で、集団指導を実施している。

調査結果の要点

- ◇正職のみ 11 名で、居宅系 2 名、施設系 3 名の体制で実地指導を実施
- ◇居宅系は 4 ～ 6 年に一度、施設系は 2 年に一度の頻度で実施。実施率約 27%
- ◇県が毎年 5 月に新任指導員向けの研修をサービスごとに実施してくれている
- ◇備中県民局の依頼を受け、集団指導での圏域市町事業所の受入れを実施
- ◇集団指導用資料は、倉敷市用の資料を使っている
- ◆総合事業の指導の対応が課題と感じている
- ◆適切な頻度で行わないと、何か問題があった場合、取返しがつかないと思っている
- ◆事業所側の体制を考えると、他法の指導との合同実施はむしろ非効率のこともある

- ◆一つの会場で開催できる限り、集団指導の圏域市町事業所の受入れに負担感はない。
1 週間限りの事業で、それほど負担も増えないので、現在の形で継続したい。

⑩ 佐世保市

対応部局：佐世保市保健福祉部指導監査課

団体の特徴：佐世保市は、市域が広く、離島も抱える地方都市でありながら実地指導実施率が高い中核市である。また、長崎県、長崎市も実地指導実施率が高い。

調査結果の要点

- ◇6年に1回のペースを守り、調査項目も網羅的なもので実施
- ◇給付実績データを活用しやすい保険者の利点を生かし、指導用ツールを作成
- ◇サービス種別を特化しない2人体制で2組が週2日、現地を訪問
- ◇集団指導は、指摘事項の説明のほか、労基署、消防による説明も実施
- ◆全サービス種に対応するために必要な勉強量に見合った職員体制が必要
- ◆ケアマネジャー等の有資格者の活用を図りたい
- ◆給付状況の確認を担当課と共同で行っている事例を参考にしたい
- ◆社会福祉法人の監査ガイドラインのようなガイドラインを出してほしい
- ◆人員配置を実地指導でチェックする共通の電子ツールがあればよい
- ◆実地指導を行うこと、受けることに何らかのインセンティブ制度があればよい
- ◆実地指導結果の公表の基準例も国から示してほしい
- ◆他監査受審による実地指導の軽減策は現状では疑問である
- ◆総合事業の実地指導はまだ行えていない
- ◆集団指導等に関して圏域内市町村と積極的に連携する取り組みはない

⑪ 那覇市

対応部局：那覇市福祉部チャージがんちゅう課

団体の特徴：那覇市は、事務受託法人に実地指導を委託している数少ない中核市の1つである。

調査結果の要点

- ◇実地指導事務の委託は、市側から法人に依頼したのが端緒
- ◇報酬請求とケアプランのチェックのほか、運営面も含め業務全般を委託
- ◇毎年、70件を委託
- ◇赤本に添った細かな指導員用マニュアルを作成している
- ◇現場では法人から過誤調整のあるなしを伝えないよう依頼している
- ◇毎年度当初に事務受託法人との調整会議を開催
- ◇結果の公表は全く行えていない
- ◆専門性の高い法人に委託でき、メリットを体感している
- ◆那覇市でも、集団指導の充実は課題である
- ◆指導監査部門が各福祉分野で分かれていることの弊害もある

- ◆現事務受託法人は件数増にも対応できると思われる

⑫ 南河内広域事務室

対応部局：南河内広域事務室広域福祉課

団体の特徴：大阪府事務処理特例条例により居宅介護サービス事業所・介護保険施設の指導監査を受託している富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村による広域行政組織である。

調査結果の要点

- ◇6市町村で協定を結び設置した団体。4名が実地指導を担当
- ◇契約行為は、幹事市名で実施
- ◇ケアマネジャーを専門職として雇用している
- ◇集団指導は、大阪府、松原市と共同で実施。資料も府下共通
- ◇介護保険施設は依然、大阪府が実地指導を実施している
- ◆事務処理特例条例による移譲で、事業所と行政の心理的距離が近くなった
- ◆サービスの質向上のための実地指導がモットー
- ◆事務受託法人の活用は、行政との認識のずれが生じないか不安
- ◆権限移譲市会を年3回実施して、法令解釈等の認識の統一化を図っている
- ◆介護保険法第23条を用いて都道府県と市町村が協働で実地指導を行うのが理想
- ◆自治体に実地指導の実施を促すインセンティブがあればよい

（２）事務受託法人

① 公益財団法人東京都福祉保健財団

対応部局：公益財団法人東京都福祉保健財団事業者支援部運営支援室

団体の特徴：当法人は、東京都下の区市町村の実地指導業務の事務受託法人である。他に
さきがけて平成 21 年度から事業を開始し、平成 30 年度からは障害福祉サービス事業
所の実地指導も開始している。

調査結果の要点

- ◇介護部門は 7 名の調査員と 2 名の事務職員の体制。平成 30 年度は 36 区市町から委託を受けている
- ◇今年度から障害福祉サービスの事務受託法人事業を開始。調査員 3 名（事務も兼務）
- ◇小規模多機能型サービスや定期巡回・随時対応型訪問介護看護、短期入所、介護老人保健施設は対象外
- ◇サービス部門の検査に特化
- ◇O J T とミーティングで財団調査員を育成している
- ◇財団と区市町村との連絡会を通じて情報交換を行っている
- ◆調査員には現場での柔軟な対応力が求められる
- ◆国が実地指導マニュアルを整備してほしい
- ◆事業の規模、収支は来年度も横ばいの見通し
- ◆都所管の財団であることから、受託の量や新事業への参入などは、都と連携のうえ検討
- ◆他県での事業展開は検討していない

② 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会

対応部局：公益社団法人かながわ福祉サービス振興会事務局・実地指導課

団体の特徴：当法人は、横浜市をはじめ、神奈川県下の市の実地指導業務を受託している
事務受託法人である。指導員のためのマニュアルを整備し、質の確保を図っている。

調査結果の要点

- ◇20 人体制で、横浜市、大和市、南足柄市、海老名市、綾瀬市の指導を実施
- ◇「指導員マニュアル」と「確認書」を自主作成し実地指導を実施
- ◇実地指導未経験者を想定した指導員マニュアルを作り、指導員に年間 100 時間以上の研修を実施
- ◇横浜市との契約内容（実地指導方法・報告書様式等）の水準で他市とも契約
- ◇法人では優良事業所を認証する事業（「かながわ認証」、「ベスト介護セレクト 20」）を受託実施
- ◇集団指導の受託も行っている
- ◆障害の事務受託法人の指定を受けることも検討している
- ◆事業所育成のための丁寧な指導についてジレンマを感じている
- ◆実地指導のノウハウの I C T 化には賛成。ただし安直な活用に流れる懸念も
- ◆福祉 N P O 的な事務受託法人が増えていくことは難しいと思うが期待する

- ◆一般企業の事業所に民間の専門家が制度等を教えるようなしくみは賛成
- ◆都道府県による市町村指導の強化を望む

③ 一般社団法人福祉評価推進事業団

対応部局：一般社団法人福祉評価推進事業団

団体の特徴：当法人は、名古屋市、豊田市の実地指導業務の事務受託法人である。第三者評価、外部評価、情報公表等の公表等を行っている法人であり、複数の評価・調査機関の連合体組織である。

調査結果の要点

- ◇平成 29 年度から名古屋市の、平成 30 年度から豊田市の実地指導業務を受託開始。
- ◇20 名の調査員が名古屋市を担当、うち 8 名は豊田市を兼務
- ◇開始当初、名古屋市職員を講師に延べ 30 日に及ぶ研修が実施された
- ◇名古屋市に続く豊田市の受託では改めて研修を実施
- ◆実地指導の調査員には高いスキルが要求される
- ◆業務マスターの近道は O J T
- ◆書式の不統一が多くが無駄を生んでいる
- ◆大規模自治体では、事業所の実態を把握できていない
- ◆適切な委託のあり方も国が示すべき
- ◆調査員の資格制度を設け、後輩を教えていくしくみができるとよい
- ◆事務受託法人活用を広げる施策を国主導で行ってほしい
- ◆事務受託法人の全国協議会設立をめざしたい

④ 一般財団法人大阪府地域福祉推進財団

対応部局：一般財団法人大阪府地域福祉推進財団事業者支援課

団体の特徴：当法人は、大阪市の実地指導業務の事務受託法人である。財団では、介護支援専門員実務研修受講試験、介護支援専門員実務研修、介護保険事業所等従業者研修、サービス管理責任者研修などを行っている。

調査結果の要点

- ◇大阪府、大阪市その他府内市町村、民間企業の出資によって平成元年に設立された法人
- ◇平成 23 年度の大阪府の行財政改革による事業の縮小、平成 25 年度の一般財団法人への移行を背景に独立採算の法人として、経営基盤の確立に努めているところ。
- ◇29 年 10 月から大阪市の実地指導業務を受託。対象サービスは訪問介護のみ
- ◆現在、大阪市から訪問介護に限定しての実地指導業務を受託しているが、今後、他のサービスや、他の市町村からも受託するなど業務を拡大していきたい
- ◆実地指導業務を実施するうえでの課題は人材の確保である
- ◆大阪府外から要請があった場合は実施の可能性を検討したい
- ◆実地指導の均質化のためにはマニュアル及び適宜行政との意見交換・確認が必要

◆集団指導の充実が実地指導の負担軽減になるのでは

⑤ N P O 法人介護と福祉の調査機関おきなわ

対応部局：N P O 法人介護と福祉の調査機関おきなわ

団体の特徴：当法人は、那覇市等から実地指導業務を受託している事務受託法人である。

指導員のためのマニュアルを整備し、質の確保を図っている。

調査結果の要点

◇那覇市役所の福祉畑を歩んだ理事長、副理事長が平成 18 年に創設

◇実地指導は 8 名体制で実施し、計画・加算等の指導も行っている

◇指導員用のサービスごとのマニュアルを作成している

◇那覇市以外に、浦添市の実地指導も実施

◇人材は人脈に頼って集めている

◇沖縄県の老人福祉法の有料老人ホームの立入検査も受託している

◆県内なら遠方の自治体であっても実地指導を受託可能

◆時間をかけて理由等を説明する丁寧な訪問調査を実施している

◆離島への交通費は各種調査で負担感を感じる

◆福祉団体として草の根の取り組みを続け、その後、N P O 法人を設立し、行政とのパイプが広がった

◆国が実地指導に期待する水準を示してほしい

◆有料老人ホームの立入検査には県職員も同行し、意識の共有化が図られている

(3) 介護保険サービス事業所・介護保険施設

① 社会福祉法人栄和会

対応部局：社会福祉法人栄和会本部

団体の特徴：当法人は、札幌市内で介護老人福祉施設を中心に複数の介護保険サービス事業所を運営する社会福祉法人である。

調査結果の要点

◇介護保険法・老人福祉法・社会福祉法3法合同で毎年、書面か実地のいずれかの実地指導を受けている状況

◇札幌市は、なるべく法人単位での実施に努めている

- ◆実地指導本来の趣旨に沿った指導を徹底してほしい
- ◆現在は、事業所の取り組みや課題を理解しようとしてくれていると感じる
- ◆札幌市は年間の実地指導日が6月に公表されるため、事業所側も予定を立てやすい
- ◆集団指導は双方向性に欠けていると感じる
- ◆指定更新と実地指導の書類に関する自治体側の連携を望む
- ◆事務受託法人の活用は、指導担当者の主観による指導内容の相違を懸念する
- ◆頻繁に指導があることは事業所側にとっても質を保つために有益
- ◆ケアプランの確認は現場として有難いが、限界も感じる
- ◆前回の指摘事項の改善確認はしっかり引き継がれていると感じる
- ◆特定社会福祉法人は運営指導は簡素化するという方向は考えられる

② Q L C プロデュース株式会社

対応部局：Q L C プロデュース株式会社本社

団体の特徴：当法人は、通所介護事業所をフランチャイズで全国的に運営する株式会社である。法人独自の事業所運営のシステムを開発し、実地指導の結果を反映している。

調査結果の要点

◇本社が研修やWEB媒体等で事業所向けに制度の教育を実施している

◇実地指導は現場の事業所に委ね、現場で対応できないことを本部で対応している

◇関連会社で実地指導にも対応できるよう電算システムを開発・都度改修している

- ◆事業所をくまなく回れる実地指導にしてほしい
- ◆大規模自治体と小規模自治体では実地指導でできることも相当異なると感じる
- ◆現場に対し本部では「実地指導の対応法」ではなく「介護保険制度」を教育している
- ◆集団指導は、実務的な内容を頻繁に実施すべき
- ◆他業界から介護事業所の管理部門に参入した人材への段階別の研修が有益
- ◆人員配置の基準の知識などは管理者以外にも普及を図っていくべき
- ◆制度の知識に関するセルフチェックの仕組みが必要
- ◆集団指導は、個々の職員を育成する視点で行うべき
- ◆集団指導的な内容を学習ソフトにして必須化すればよい
- ◆不正を行うような社風は、職員個人への制度教育の充実でなくしていけるのでは
- ◆システム化された選定で、多頻度で実施すべき

- ◆「実際に訪問すること」以外の手法を開発していくべき

③ 社会医療法人愛仁会

対応部局：社会医療法人愛仁会本部

団体の特徴：当法人グループは、大阪府、兵庫県において、医療機関、介護サービス事業所等を多角的に運営する、職員 5000 人を擁する大規模医療法人グループである。

調査結果の要点

◇大阪府、兵庫県に 200～500 床規模の 5 つの病院を有する社会医療法人愛仁会が法人グループの社会福祉法人愛和会とともに、介護事業所、障害事業所、保育園等を運営

- ◆介護保険が発足してから今まで、法人が受けた実地指導に関して、大きな問題はない
- ◆実地指導により業界を盛り上げるような視点は自治体側にはないと感じる
- ◆事業所の自己点検への指導・支援を強化してほしい。年に一度、事業所側が自己チェックを行う仕組みがあれば有益
- ◆もう少しケアマネの裁量なり、事業所の姿勢なりを信じてほしい
- ◆悩んでいること、困っていること等の相談ができるのは実地指導を受けるメリット
- ◆自治体側も、コスト、アクセス、クオリティの優先度づけを
- ◆加算制度は、足し算引き算ではなく、保険診療の包括支払方式のように掛け算の理念が有益
- ◆実地指導においてもプロセス評価が重要
- ◆実地指導は、サービス向上のヒントをいただける場

④ 医療法人明輝会

対応部局：医療法人明輝会本部

団体の特徴：当法人は、鹿児島市内の限られたエリアで、在宅療養支援診療所を中心に、施設居住系の介護サービス事業所を複数運営する医療法人である。

調査結果の要点

◇実地指導は、法人本部管理部長、事業所の管理者、主任クラスの 3～4 名で対応

- ◆実地指導は、管理者の育成に大きく寄与していると実感している
- ◆担当の指導官によって指導方針、ニュアンスが異なる点は疑問
- ◆鹿児島市は、運営、加算関係とケアプランの指導官が必ずペアで来るので有意義
- ◆集団指導は、技術を身につけるための材料を持ち帰る場
- ◆集団指導の内容を法人の運営にフィードバックしている
- ◆行政には、指導を仰ぐという姿勢で、いろいろな指摘をしてもらいたいと思っている
- ◆鹿児島市の実地指導は双方向性が保たれていると感じる
- ◆サービス利用票等は、全国統一的な電子化が進むとよい
- ◆署名と捺印はセットでなくてもよいと思われる
- ◆鹿児島市では、行政のスケジュールリングに合わせて指導を受ける

6 検討委員会会議録

第 1 回検討委員会

会 議 名 平成 30 年度老人保健健康増進等事業 実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業 第 1 回検討委員会

日 時 平成 30 年 10 月 30 日（火） 午前 10 時から午後 12 時 10 分

会 場 イオンコンパス東京八重洲会議室 Room B

出 席 者 鏡委員（委員長）、石黒委員（副委員長）、郡山委員、吉永委員、稲葉委員、河島委員、塩谷委員、福永委員、川口委員、坪委員、新地委員

欠 席 者 瀬戸委員

オブザーバー 厚生労働省介護保険指導室 山本、塩野、岩本、吉川、徳久
国立長寿医療研究センター 加納、進藤
NTTデータ経営研究所 渡邊
HAM人・社会研究所 阿部

事 務 局 株式会社ウェルビー 青木、今中、佐藤、楠元、矢吹

会議次第

1 開 会・趣旨説明

2 議 事

（１）実地指導の効率性の向上をめぐる現状と課題について

（２）自治体・事業所アンケート案について

（３）論点（案）について

〔資 料〕

資料 1 実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業 運営要項

資料 2 介護保険実地指導の効率性の向上をめぐる現状と課題

資料 3 介護保険実地指導の効率化に関する自治体アンケート票（案）

資料 4 介護保険実地指導の効率化に関する事業所アンケート票（案）

資料 5 効率的・効果的実地指導の研究における主な論点（案）

資料 6 座席表

開会・趣旨説明

- ＊事務局・青木の挨拶により開会
- ＊事務局・今中による配布資料の確認
- ＊オブザーバーである厚生労働省・山本亨介護保険指導室長の挨拶
- ＊事務局・青木の挨拶による資料1の説明
- ＊鏡委員長、石黒副委員長の挨拶

議 事

以後、委員長が議長を務め議事に入る

(1) 実地指導の効率性の向上をめぐる現状と課題について

資料2に基づいて、事務局・今中より「介護保険実地指導の効率性の向上をめぐる現状と課題」についての説明が行われた。

(2) 自治体・事業所アンケート案について

資料3及び4に基づいて、事務局・今中より「介護保険実地指導の効率化に関する自治体アンケート調査」「介護保険実地指導の効率化に関する事業所アンケート調査」の案について説明が行われた。

(3) 論点（案）について

資料5に基づいて、事務局・青木より「効率的・効果的実地指導の研究における主な論点（案）」についての説明があり、引き続き各論点について委員による意見交換が行われた。

[意見交換の概要]

- 論点1「実地指導の効率化を図るため、目的や理念、重視すべき事項についてどのように考えるか」について

河島委員：現地での個別的な指導も大事だと思うが、実地指導の中で問題となるのは事業者とこちらの認識が噛み合っていなかったり、基準に対する勘違いやミスが結構多いことなので、最終的に目指す方向性としては、そのような指摘が減ることなのかなと思う。法律も複雑になっているので、認識のまずいところを減らしていくための予防的な指導ツールを工夫していく必要があると考えている。

稲葉委員：静岡県では事業所の支援育成という観点から毎年度、指導方針を策定し実施している。内容としては、基本的な年度の考え方、重点事項、前年度の主な報酬請求の誤りといったことを項目として起こし、ホームページで公表するとともに事業者にも一斉にメール送信している。静岡県での指導頻度は2年に1回と短く、できるだけ事業者と関わりを持つようにしている。

郡山委員：栃木県では介護保険法の規定のほかに実施要領、実施方針というものを定めている。実地指導自体の目的は事業者のサービスの質の向上と介護報酬請求の適正化が大本で、これを確保した上で効率化を図るには、頻度を重視するか、より深い指導をするのかということとなるが、いずれにしても重視すべき事項において事業者側もすでに分かっているので任せていいという部分を見極めた上で今後の指導項目を決めていく必要があると考えている。

新地委員：鹿児島県では、事業種別に2年サイクルで実地指導を行っている。指導内容の質はいつも一定だが、受ける側の体制として離職率の高い職種なので、非常に管理者の育成に有効であると認識している。当たり前のことを当たり前と思えないような面々で運営している実態もあり、運営の基準、人員の基準、加算等々について、実地指導の準備に携わることで熟知していくという重要なプロセスと考えているので、当法人では30事業ぐらい運営しているが、管理者、中堅職の育成、成長に有効であるとともに、サービスの質の向上、返還がほとんどない実態に近づくので、各管理者に対するアンケートでも、実地指導は嫌けども自分たちの業務を振り返ることができる非常にいい機会ととらえる前向きな意見が多かった。頻度がいろいろな意味で抑止力につながっており助かっている。

坪委員：我々としては実地指導を受けたあと、どうするかが重要。現状の実地指導について少し苦言を申し上げると、いただいた宿題について掘り起こし、何が課題かということディスカッションできるような機会があればいいと思う。指導する側はいろいろな事業所を見ていると思うので、そういう事例の中からの応用というか、我々職員が具体的な解決策を探していけるようなプロセスが必要だと思う。

川口委員：当社は沖縄から北海道まで全国で150店ほど通所介護の運営をしており、年間30通ぐらい実地指導の報告書が上がってくる。ガイドラインはあるが、皆さん内容がバラバラで、ここを指摘するのかという項目にかなり記入されている。当社では効率化した運営システムを独自に作って持っているが、その中の言葉一つまで直してくれとの指摘を受けることも多々あった。実地指導は必要だと思うが、効率化も必要。事前に調査できるものは調査して、現地でやることは最小限にすべきかと思う。運営規程の変換などは郵送処理で済ませべきだと思う。

●論点2「実地指導の項目を一部省略できる一定のルールを定め、効率化を図る等についてどのように考えるか。また、その場合どのような事項が考えられるか」について

福永委員：事業所の接遇などは当然できているものということがあらかじめわかるのであれば、それを前提として一定のルールを定め効率化するのは賛成だ。例えば事業所の標準的確認項目というものを定めた場合、事業所の方でそれが十分に分かっている方についてはうまくいくと思うが、分かっていなければ賛成しかねる。お互いの共通

認識ということであれば賛成できる。重要事項の掲示ということが基準に入っている。昔はサービスが少なかったので、点数、料金を大きな掲示板で利用者に分かるようにしていたが、今はサービスが多岐にわたり、我々も覚えきれないほどの区分になっている。指摘されないよう細かい文字のペーパーで掲示しているが、高齢者が見ても分からないのが実態ではないか。そういう部分では賛成だ。

鏡委員長：事業者が二極化しており、いかに底辺を底上げしていくかが課題だ。

塩谷委員：福永委員の意見に賛成だ。チェックリストのすべての項目が「指摘」になるくらいの事業者もいるなど、事業者の二極化が進んでいる。全国展開しているような大きい法人であれば、過去に指摘に該当しない項目については省略することも考えられるが、一律にある部分を削ってしまうと、よくできていない事業者の理解が進まないと思う。

坪委員：6年に1回実地指導を受けているが、行政のほうで事業所についての過去のデータベースはどれくらい整理しているのか。事業所特性といったような切り口で整理するとある程度のものが見えてくると思うが、そういうものはあるのか。

鏡委員長：ほとんどやっていないのではないかな。

坪委員：項目を絞るとなれば論理的に行わなければならないので、それには過去のデータベースの活用が重要。6年に1回というスパンを短くするとか、1回の事務量を上げるといった相乗効果を考える必要があると思う。

●論点3「実地指導を行う適切な頻度についてどのように考えるか」について

郡山委員：国は6年に1回としているが、栃木県では従前通り居住系は2年に1回、通所系は3年に1回実施している。居住系については報酬や人員など基準が非常に多岐にわたり、利用者も多いということで、ここで勘違いや間違いがあると、利用者を含めて影響が大きいので、サービス別に周期を分けて実施することが今後も必要と考えている。ただ優良事業者など一部については頻度を減らしていくこともやっており、そういったことも併せて考えていく必要がある。

塩谷委員：大阪市では苦情のケースワークが多く、年間2000ほどの苦情が来ている中で実地指導の指導率アップにも力を入れていかなければならない。6年に1回の頻度で行けばいいが、同じ事業者から毎年のように今年はこのサービスの都合がというように言われる。1回の指導ですべてのサービスを見られればいいが、サービスにより事業者側の都合があるので、サービス別に頻度に傾斜をつけてほしいと思う。

川口委員：最長で6年に1度でいいとは考えているが、何をもって優良とするかというところで、当社でも管理者が替わると管理体制が一気に崩れたりすることもある。前回の実地指導の結果が良かったからといって、必ずしもそれが6年間続くかはわからない。事業責任者になるのか管理者になるのか分からないが、そのことがポイントとなる。

鏡委員長：6年に1回となると、自治体の職員も替わる。人により指導内容も違ってくるわけで、そのことも課題だと思う。

●論点4「実地指導の頻度を緩和する事業所を定めることについてどのように考えるか」について

河島委員：指定期間や請求の時効という観点から、6年に1回以上の頻度を延ばすことは考えにくい。第三者評価等の結果を参考にとということについては、実地指導と第三者評価等では視点が違うと思うところがある。実際、豊田市では今年から、第三者評価をやっている事業者の実地指導の委託を始めたが、その事業者からも実地指導と第三者評価等では少し視点が違うという話が聞けた。第三者評価を参考として実地指導の項目を絞るのは難しいと感じている。

福永委員：一定程度優良と認められる事業所について担当者の立場として考えてみた。鹿児島県では居住系は3年に1回、居宅系は4年に1回の頻度で実地指導を実施しており、6年間ではだいたい2回行くところが多い。非常にハードルは高いが、過去2回の実地指導で指摘事項がなく、かつ返還の消滅時効である5年間に過誤調整もしていない事業所については実地指導の頻度を延ばしてもいいと思う。行政機関以外の評価・認証については、河島委員と同じく視点が違うと思う。第三者評価においては評価・改善項目といったものを示すが、それを実地指導の参考にするとすると、改善項目だけに注力し、そこをクリアすればいいと考える事業所が増えることが懸念されるので、事業所全体の質の向上という観点から実施は容易ではないと思う。

稲葉委員：優良の判断の指標として考えられる項目としては、基準の理解、書類の整理状況、運営の姿勢、職員の質、雰囲気といったことが考えられるが、川口委員の発言にあったように、管理者が替われば事業所の雰囲気も変わるということから、1回、2回の評価で判断していいのかという疑問もあるが、判断の指標として考えてもいいと思う。行政以外の評価に基づく頻度の緩和については、評価の根拠、内容を踏まえて判断すべきだが、個人的には現時点で実現の可能性はないと思う。

新地委員：管理者が同じ顔ぶれで実地指導2回以上の経験があり、5年以上を経過して過誤調整がない場合には、事業所の運営が安定しているとみられる。ただ、すべての管理者の名前の届け出があればいいが、法人の代表者名が管理者として書かれている場合もいまだに多い。

石黒副委員長：今、私は介護相談員派遣事業に関わっている。市町村が地域支援事業で一定の研修を受けた介護相談員を派遣すると、相談員は月に2回ぐらい継続的に派遣される。加算のチェックは対象外だが、不適切なケアや身体拘束については、一過性ではなくずっと行っているのも事前に察知している。そういったことを抱き合わせれば、効率性の観点からその点のサービスの質についてはあまり介入しなくても、経済的にミスがないかだけチェックすればいい。ついでに言えば、サービス情報公表制度の中に自己点検シートを使ってどうのということについては、調査をして載せてしまえばいいのではないかな。どんどん増える事業所に対し行政が人力的についていけるかという視点から、合理的にどう手を抜けばいいのかということを考えるべきだと思う。その方策の一つが介護相談員や自己点検シートの活用だ。

鏡委員長：監査、実地指導となるとどうしても構えるところがあるが、普段から出入りしている人によって監査に等しいチェックが行われており、それらを活用する方法があるということではないか。ただそれを具体的な指標として制度の中に盛り込むには少し工夫が必要だと思う。

●論点5「実地指導の計画を定める際、優先して実施すべき事業所を定めることについてどのように考えるか」について

郡山委員：居住系2年に1回、通所系3年に1回以外に、問題があるとして毎年実地指導を実施している事業所もある。明確な要件はなく、年度末、年度初めにいろいろな機関と調整し実施するが、例えば苦情や通報が実名で行われその信憑性が高いと認められたため調査を実施した事業所や、前回以前の実地指導で過誤調整など毎年同じような指摘を受けている事業所については、継続指導法人として毎年指導を実施している。

吉永委員：東京都にはかなり事業所が多く、いかに合理的に実地指導を実施していくかということがテーマとなっている。優先して実施する事業所の選定にあたっては、苦情のあった事業所や、今年度については住宅に併設された訪問介護、通所介護事業所や、区市町村に権限移譲された居宅介護支援事業についても必要な事業所については引き続き都で検査を実施している。実施率は4～5%ほどで、それを引き上げるため、都では補完するような形で運営状況等確認検査という書面検査を実施している。6年に1回の実地指導ができないので、6年に1回程度の指導をするという形で、事業者を説明会という形で呼び出し書面検査を実施している。調査票を提出してもらい、問題があったり確認が必要であれば実地検査を行う。こうして全体に網をかけるような工夫をしている。24年度の営利法人監査が終了し、25年度から今年度まで6年かけて一巡するので、来年度以降もまた工夫して進めていきたい。検討会の中で効率化につながる国の基準などを示してもらえれば有効活用できると思う。

坪委員：現実的には過誤の問題とかになるが、質改善の仕組みが事業所の中にあるかということがポイントになるのではないかな。例えば ISO の認証があるが、これは自分でクオリティのレベルを決めてそれに向けて行うという仕組みなので、外部からの質の評価との整合性をどうとるのが課題となる。第三者評価は質の改善を図るためのものだが、実地指導とは視点が違うので、その整合性を図るための基準を定めて担保されればいいと思う。事業者側からすれば、自由度が高いほうが取り組みやすい。性善説的な考えの中でプロセス改良に結び付けられるようなやり方がヒントになるのではないかな。

●論点 6 「集団指導の手法・内容を工夫することにより実地指導を効率化することはできないか」について

河島委員：豊田市でも今、集団指導の効果的な実施方法を課題にしており、実際に事業者のヒアリングを行っている。現在、午前に居宅系、午後に施設系と分けて 1 日で実施し、かなり多くの事業者を集めているが、この形式では形骸化してしまうところもあり、事業者から行っても意味が無いといった意見もいただいている。一方で、集団指導の中で説明したことができていない事業者もあり、事業者間でレベルの差がある。より効果的なものにするには、サービス種別に分けるなど少し小規模化したり、新しい事業所だけを集めて行うなど、工夫していく必要があると考えている。

塩谷委員：大阪市には事業所が多いので、集団指導は 5 日間にわたり午前、午後に分けて行っている。実質 2 時間ほどの指導の中で管理者だけに指導項目等を渡すと、事業所内で指導内容の展開ができない。短時間内に多くのことを伝えなければならないので、毎年、前年度に指摘の多かった事項を居宅系、有料・サ高住、施設系の各サービス別にまとめた DVD を職員が作成し、当日配布しており、それを事業所内で観終わったという報告と出席の報告をもって集団指導を終了したこととしている。1 年間出席がなかったり、結果の報告がない場合は、事業所内で展開できていないと判断し、実地指導にまわすという対応をとっている。

稲葉委員：静岡県では年間 3 回実施しており、その中で前年どのような指摘が多かったかといったことを示している。特に理解不足が認められる事項や指摘の多かった事項については個別テーマとして取り上げ、基準の位置づけやどういった点に問題があったのかといったことを詳細に説明するための資料を作っている。こういった集団指導の取り組みが実地指導の効率化につながればと期待はしている。

鏡委員長：期待はしているが、効果のほどはなかなか測定しにくい。

坪委員：集団指導を受ける側とはしてはやはり出席するのが大変。ネット配信するとか配布物のようなものでできないかと思う。出席に当たるものとしては、例えばレポートにするとかいろいろやり方があるが、根源的なところとして物理的に 1 箇所を集め

てやる時代なのかと思う。

- 論点 7 「障害者総合支援法、老人福祉法等の他法に基づく指導等との合同実施、地理的に近接した事業に対し連続実施、遠隔地に所在する事業所に対する指導の事例を共有することにより効率化をより図れないか」について

郡山委員：栃木県では、老人福祉法や社会福祉法人の指導監査と合同で実地指導を実施している。さらに予定が合えば、市町村の地域密着型サービスの実地指導とも合同で行っている。合同で行うと情報共有ができるという面で効率化に資しているのではないか。ただ、障害者総合支援法との合同実施が効率化にどのようにつながるかはイメージがわからないので今後の検討課題。

河島委員：豊田市では昨年度から指導方法を集約化し、老人福祉法の施設監査、社会福祉法の施設法人監査に加え、障害者総合支援法に基づく障害者サービスの指導も同じ課で行っている。ヘルパー系のサービスは介護と障害者を一緒にやっている事業所もあるので、同じ職員が両サービスの指導を同時に行うこともあり、その面では効率化につながっていると思う。

吉永委員：東京都では、障害者サービスについては専任の検査部門があり、介護保険の施設系サービスについても専任の部門が担当している。社会福祉法人の指導監査という意味合いでは、障害者サービス、介護施設それぞれの専任部門がそれぞれ同日に実施している。区市町村との関係で見ると、都は介護保険法二十四条に基づいて実地指導、検査を実施し、区市町村は保険者の立場で二十三条に基づいて訪問介護や通所介護の検査をしており、それぞれがそれぞれの考え方で必要な検査を行っている。都の実地指導の際は区市町村にも声をかけて立ち会ってもらい、特に給付関係の面で協力いただいているという連携もしている。連携、合同という面では大所帯ということが影響している。

坪委員：様々な指導、検査をまとめてほしい。

- 論点 8 「事務受託法人の活用を推進する方策について考えられることはないか」について

塩谷委員：大阪市では以前、実地指導の実施率が 10%を下回る状況だったが、平成 24 年度に指定業務委託を取り入れ、その実績を加えることにより 14%台に上がった。市議会から 16%の達成を約束させられていたため、29 年度 10 月から実地指導の事務委託を始め、30 年度は 16%、31 年度は 16.6%達成を目指している。今まで通報がなかった事業者や指摘が少ないと思われる大手の法人については一部業務を委託し、それ以外については職員が担当するという割り振りで効率化を図っている。

河島委員：豊田市では今年度から業務委託を開始。来月からの実働に向けて、今年前半は準備期間として研修等を行ってきた。大阪市と同様、委託の対象は居宅系サービスで過去の指導事例から指摘の少ない事業所を担当してもらう予定。事務委託することで、目標とする指導率は確保していけると期待している一方、今回委託する法人が既に名古屋市の委託を受けており、両市の指導の観点に違いがあることで戸惑ったという実情もあり、今後の課題となっている。指導手法のマニュアル化、指摘基準の統一化が打ち出されていかないと、受託法人側としても複数の自治体の業務を受託していくのが難しいと感じる。愛知県では、市が受託法人を選定した後、知事が指定する流れになっているが、これでは競争になりにくい。今回の豊田市の募集でも1社のみの応募で、新規参入は困難と思われるところがあるので、できればいくつか委託を受けている法人から選択できるような仕組みがあればより広がると思う。

吉永委員：都では、市町村からの要望で、平成21年度から事務受託法人の起ち上げに支援という形で関わらせていただいた。現在、町村では一部、区市では約7割の自治体が事務受託法人を活用しており、サービス面についての検査の際にケアマネの資格を持つ調査員が受託法人から派遣され、自治体の職員1、2名と合同で検査にあたっている。

川口委員：都の財団にはお世話になっている。都の場合、規模が大きいので、教育が行き届いているが、小さい市区町村では2、3人で管理しており、少し問題があると感じる。都が財団の方をしっかりと管理しないと、行き過ぎた指導になってしまうので、管理するほうも、指導するほうもしっかりしていただきたいと思う。事務受託法人制度自体は、できるエリアに関しては基本的に賛成だ。

●論点全体について

石黒副委員長：事務受託法人は、私が厚労省の介護保険指導室長時代の平成18年度の制度改正のときに、増える高齢者で経験豊富な良識のある人にこういう分野で社会貢献してもらうために作った制度。それが自分の経験、主観だけでものを申すと軋轢を起こすわけで、任せっぱなしにはできない。価値観が錯綜する、手間のかかる仕事なんだと改めて難しさを実感している。

厚労省・山本室長：貴重な情報提供をありがとうございます。仕組みの面での効率化、内容の面での効率化の2つをよく整理する必要がある。仕組みの面だけで言えば、来年度からできることもある。他の評価を活用するとか実地指導の項目そのものを省略するといったことについては、慎重に研究しないと簡単には決断できない。それと併せて今、国立長寿医療研究センターで実地指導の標準項目の量を基本的に削減する方向で検討している。内容面でどれだけ省略できるか、それと内容面でもっと深い部分をどれだけ報告書に入れるかなど、仕組みの面、標準項目、さらに内容の面の三段階

で検討しなくてはならないので難しい。ぜひ、もっと忌憚のない意見をいただき、早期に取り込めることについては実現したい。

川口委員：論点５に関して、苦情等があった事業所、前回指導で過誤調整があった事業所の指導に時間がとられて全体の指導ができない自治体があると思うが、そういった事業所の比率がどれくらいあるのか。これが 70～80%を占めるようなら、他はほとんど回れていないのではないか。

塩谷委員：翌月の予定を組む段階で、新規事業所の指導を午前１件、午後１軒の１日２件入れ、あと半分ぐらいの時間を周期的に行かなければならない事業所にあてる。残りはすべて具体的な苦情が得られている事業所で埋まっていく。比率としては 50%ぐらい。

閉 会

- *事務局・青木によるオブザーバーの紹介
- *事務局・今中による今後のスケジュール説明
- *事務局・青木の挨拶により閉会

第 2 回 検 討 委 員 会

会 議 名 平成 30 年度老人保健健康増進等事業 実地指導の効率性の向上に資する
手法等に関する調査研究事業 第 2 回検討委員会

日 時 平成 30 年 12 月 27 日（火） 13 時 30 分から 15 時 35 分

会 場 イオンコンパス東京八重洲会議室 Room B

出 席 者 鏡委員（委員長）、石黒委員（副委員長）、郡山委員、吉永委員、稲葉委員、
河島委員、塩谷委員、福永委員、瀬戸委員、川口委員、坪委員、新地委員

欠 席 者 なし

オブザーバー 厚生労働省介護保険指導室 塩野、徳久
国立長寿医療研究センター 加納、進藤
N T T データ経営研究所 渡邊
豊田市福祉部総務監査課 梅村

事 務 局 株式会社ウエルビー 青木、今中、佐藤、楠元、矢吹

会議次第

1 開 会

- （１）委員長あいさつ
- （２）配布資料の確認、出欠状況の報告

2 議 事

- （１）実地指導の効率性の向上に関する論点整理についての説明
- （２）瀬戸委員のご紹介
- （３）意見交換
- （４）その他

〔資 料〕

資料 1 実地指導の効率性の向上に関する論点整理

資料 2 座席表

開 会

- *事務局・青木のあいさつにより開会
- *鏡委員長のあいさつ
- *事務局・今中による配布資料の確認と出欠状況の報告
- *オブザーバーである豊田市・梅村氏のあいさつ

議 事

以後、委員長が議長を務め議事に入る。

(1) 実地指導の効率性の向上に関する論点整理についての説明

資料1に基づいて、事務局・今中より「実地指導の効率性の向上に関する論点整理」についての説明が行われた。

(2) 瀬戸委員のご紹介

第1回検討会を欠席された瀬戸委員より、自己紹介を兼ねて、自らが役員を務める法人及び施設が直近に受けた法人監査、運営指導の状況報告が行われた。

瀬戸委員：現在、札幌市に拠点を置く社会福祉法人栄和会で法人常務理事、法人事務局長、特養の施設長を兼務している。うちの法人では平成6年に最初の施設を起ち上げ、現在、入所系では特養2か所、ケアハウス、老健を運営している。この12月11、12日に札幌市による法人監査と特養2か所、ケアハウスの運営指導を受けた。札幌市には2年に一度の法人監査を同日程で行い、入所施設はそこで主に見ていただいている。2日間に分けているのは、1日目に特養1か所、2日目に法人本部と特養1か所とケアハウスの検査を受ける。老健の検査だけは違う年度になっている。居宅系サービスの検査はまた別の日に行われていて、いろいろなサービスの中で、例えばある日には地域密着の認知症デいの検査のために来られたりする。札幌市は法人の監査状況として文書指導についてはホームページにすべて載せているので、我々も緊張して受けている。検査で最初にチェックされるのは前回口頭指導された部分や、口頭指導でなくても注意された部分で、ここがまずできているかというところから検査が始まるので、継続して指導を受けているという感じがする。検査の主眼には毎年トレンドがあるようで、今年は社会福祉法人改革を積極的に進めているかチェックされたほか、働き方改革が目玉だったようだ。毎年、加算の取得状況や要件のチェックがかなり厳しいが、今年は報酬改定があった部分についてはある程度チェックされたもののそれほどではなかった。法人改革については、評議員会と理事会の開催日の間が13日しかなかったことで注意を受けた以外は、全体的に褒められた。働き方改革についてはタイムレコーダーと残業時間、有給休暇等のチェックを受けた。札幌市は毎年度、夏頃までに監査実施日程をホームページに公表するので、それに向けて準備をしている。担当職員もけっこういるので相談にものってもらえるし、検査を通じて双方向性のあるやり取りができる。ただ集団指導に関してはいただけない。文書を配ってそれをもって

出席するよういわれるが、当日はそれを読み上げるだけで質問は一切受け付けない。数が多いので各区ごとのサービス種別に3日間ぐらいずつ細かく分けて行われているが、双方向性もなく出席する意味があるのかと思う。それでも、出席した職員としては、話の中身から今年は実地指導の中で働き方改革のことがいろいろチェックされるだろうといった情報収集の場にはなった。

(3) 意見交換

資料1に基づく事務局説明を受けて、各論点について委員による意見交換が行われた。

[意見交換の概要]

●「論点1 目的や理念」について

吉永委員：介護保険施設等実地指導マニュアルは、使う側から見て網羅的になっていない。運営指導、報酬請求に関しては書いてあるとおりだが、人員基準の要件は必須項目であり、報酬請求についても種類が増え、要件が多様化している中で、使う側からすると網羅的に整理してほしい。東京都でいえば、都としても区市町村としても、同じ立場で指導に臨むにあたって参考とし、そこでの情報共有にもつながるものなので、検討しお示しいただきたい。

河島委員：実地指導の目的としては、事業所やサービスの質の改善のほか、給付の適正化も重要。加算や報酬請求の要件がかなり複雑になってきており、指導する側も大変だし、事業者のほうも勘違いにより過誤調整が発生してしまうことも多いので、報酬請求に関する実地指導マニュアルが整備されるといい。

塩谷委員：介護サービスの改善、充実の前に事業所の育成ということを明示していただきたい。公的なものに育成ということが明示されていることで、大阪市が指導するにあたり、こういう根拠でやっているということを対外的に言えるようになる。

坪委員：事業者側からすると、どんなところでどういうことが指導されているのか。例えば加算の解釈とか、そういったことがデータベース化されアーカイブになっていれば効率的だ。この検討会の課題は、膨大化する事務量と効率化のバランスをどうするかということなので、そういう出すべき情報とその出し方を全国レベルで標準化するツールについての議論ができれば、変わってくる。

鏡委員長：例えば職人芸になっている指導を俗人的なレベルでシステム化する。そしてデータをきちんと継続しながら有効活用していくというのは重要な指摘だ。

●「論点2 項目の厳選」について

郡山委員：今回のアンケート調査の中で、事業所の認識不足の多い加算、そうでもない加算というものが明確になっているようなので、こういったことをもとに実際省略で

きる項目を考えていくのも一つの手段。私も実地指導で結構省略している加算もある。

梅村オブザーバー：加算の省略は効率化に有効だが、その確認は何らかの形で行う必要があるので、自己点検ツールを活用すべきだ。確認すべき加算を、実地指導の中で行う項目と事業者のほうで独自に確認してもらう項目に分けた上で、すべてを自治体で確認するのではなく事業者のほうでも確認を進めてもらえばいい。

瀬戸委員：資料に、「外部監査等の受審事業所の指導項目を実地指導時に簡素化できる制度については賛否あり、」とあるが、一定規模の社会福祉法人が外部監査を受けていることをメリットととらえ、そういうことを含めて考えていく必要がある。外部監査を受けて、通常の法人監査も受けてというのは非常にきつい。また、第三者評価は確かに項目が違うということはあるが、現実的に第三者評価は全国的には全然広まっていない。東京都では補助金が出るが、他県では受ければサービスの質の向上にはつながるものの、事業所側のメリットがあまり感じられない。第三者評価が実地指導においてもうまく生かせるようなシステムを作っていただくことも継続して検討する必要がある。

河島委員：方向案として「標準的確認項目の選定」とあるが、これは委員会として標準的確認項目を選定していくということなのか、それともこうした類似的な項目は選定していくが中身については今後も検討していく余地があるということなのか。

事務局・今中：棲み分けとして、標準的確認項目についてはこの委員会では触れない。検討している内容は関連しているが、互いの研究内容についてやりとりすると双方にとって負担となる。

河島委員：標準的確認項目の中身については別の委員会なりで検討していくのか。

事務局・今中：標準的確認項目については、今年度中に国立長寿医療研究センターの老健事業の中で項目を決めるところまでいく予定。あくまで調査研究事業なので、それが制度化される方向であれば厚労省のほうで検討される。そのタイミングがいつかはわからないが、そういう段取りになっている。

坪委員：PDCAが回っているかいけないかということは、我々にとって質の担保として非常に大事なこと。それを評価するためには、いわゆるベンチマーク、それとポジショニングというものが重要だと思っている。介護の世界はそれがなかなかできないが、医療の世界は評価が見える。何かいうとDPC（診療報酬の包括評価）。DPCのいわゆるCI（複雑性指標）とEI（効率性指標）という統計学的指標があるが、それにより自分の事業所の立ち位置が明確にわかる。そういうものがあるとそこから追かけられるが、そういうものが介護ではないので、これはイノベーションして、そういうデータベースに基づいたアウトプットの評価というものをしっかり構築しない

と、人を介してやっている実地指導の効率化の議論は進まないと思う。例えばリハビリであれば、リハ会議の回数、リハビリでやっている内容を記録の中から言語データとして拾って、それを分析することによって、データとして評価するものができる、ある程度のものが評価のしくみの中に入ってくるので、クオリティの許容限界、いわゆる品質管理上の限界に入っていればそんなに問題はないということになる。そこから逸脱しているものに対してどうするかという問題になる。そういうものの考え方に変えていかないと、本質的な議論に進まないのではないかと思う。

鏡委員長：もう少しシステマティックにやってほしいということだが、そうするとどこがやるのか、どこが主導してやるのかという議論になってくる。

●「論点3 頻度と年次計画」について

稲葉委員：本県では2年に1回という短いスパンでやっている中で、頑張っている事業所に対して多少頻度を緩和することは必要だと考え、実際に何項目かの指標をもとにした緩和を行っている。方向性としては、一定の基準で優良事業所を選定して頻度を緩和するということだ。ただ内容の簡素化というところまではできていないので、この場で参考意見があれば聞かせていただきたい。

郡山委員：本県では居住系については2年に1回、居宅系については3年に1回やっているが、頻度については各自治体の状況により変わってくるので、一律に示すのはなかなか難しいかと思う。最低6年に1回ということの継続もありかと思う。数は少ないものの、本県でも毎年、頻度を緩和する事業所を選定している。ただし明確な基準はなく、何年か続けて実地指導で指摘事項がなかったといった要件でなんとなく決まっているので、この場である程度基準を示してもらえればありがたい。前回出た意見で参考になると思ったのは管理者が一定期間続いている事業所というもので、これだけでなくそれ以外の項目と併せて緩和すべき基準とできれば重要なことだと思う。

新地委員：2、3年に1回来ていただいているので効果を実感しているので、6年に1回でも不安な思いがある。2、3年に1回で見直しがされる整備の機会となっているので、これ以上緩和されると、質の担保という面では逆効果。

川口委員：論点2とも関連するが、全体の項目自体を減らすのはリスクがあるという中で、いくつかの項目ごとに分類したテストみたいなものを設けて、ある項目に関して一定の点数をとっている事業所に対してはその項目についての理解が深いと判断し、実地指導の際に省く、というようなやり方も考えられる。6年に1回ということを上限にした中で、自主点検シートを応用したテスト的なものを設けることで、個別に頻度を定めてもいいと思う。

福永委員：県として施設系に3年に1回、居宅系に4年に1回行っているが、優良とみられる事業所に対しても頻度の緩和はしておらず、問題のある事業所には毎年行って

いるところもある。現状、ルールはないが、やるべきことができている事業所については項目を飛ばすなど、現場で内容の簡素化を行っている。おそらく他県でもやっているのではないか。このため、検査する側のレベルを合わせずに省略する項目を決めては、事業者側がかえって混乱する可能性がある。検査官のレベルがマチマチなことで事業者側が対応に困るというマイナス面が出てしまう。

鏡委員長：おそらく各自治体によりローカルルールというか、優良事業所に対する指標化をしていると思う。その内容を提供いただいて調べて見る必要がある。その中で共通するもの、そうでないものが見えてくる。

事務局・今中：非常に有益なことだと思うが、簡単にはできない。やりだしたら本格的にやらなければいけない。32 ページに優良事業所の判断指標について前回出された意見として、「優良の判断の指標として考えられる項目としては、基準の理解、書類の整理状況、運営の姿勢、職員の質、雰囲気といったことが考えられる」というものがある。実際、検査官は雰囲気でわかるのだと思うが、雰囲気を基準として定めるわけにはいかない。理論構築できる基準を吸い上げまとめるのは困難なのではないか。頻度の緩和については、アンケートの中で自由意見として記入している自治体も結構あるので、それをまとめて次回の検討会で紹介する。

●「論点4 集団指導の工夫」について

瀬戸委員：方向案にある「実地指導で指摘の多い事項、算定の誤りの多い加算等を一層わかりやすく説明すること」は非常に大事。わかりやすく説明してくれれば、自分の施設が誤っている場合、それに気づくことができる。事項だけでなく内容をしっかり説明した資料作りをしたほうが、指導の徹底につながる。

稲葉委員：方向案の中に「近隣自治体との合同実施」とあるが、今回のアンケートの中で近隣自治体との合同実施をしている自治体はどのぐらいあったのか。アンケート項目としてあったのか。

事務局・今中：ほとんどなかった。

稲葉委員：本県にも合同実施している自治体はおそらくないが、ここであえて合同実施ということを推奨するのは、どういうメリットがあると考えてのことなのか。事業所の意見も聞きたい。

事務局・今中：合同実施があげられているのは厚労省の意向。メリットとしては規模の面だったり、自治体間の情報共有だったり、県が県内すべての市町村を個別にやることはできないが、郡単位ぐらいならやりやすいといったことになるのではないか。

稲葉委員：県の役割として「合同実施等の調整を行い」というのは、市町村間の実施に

県が入っていくということではなく、県の集団指導に市町村が加わってくる場合の調整ということか。

事務局・今中：ケースはどちらもあると思う。

稲葉委員：どちらにしても県が入っていくことを推進していくということか。

事務局・今中：そうだ。

厚労省・塩野課長補佐：実は、集団指導をやっていない自治体がけっこうある。なぜかといえば、実際の体制が整っていない。少なくともやっていないというのは、事業者、利用者にとって不幸なことというか、不正が発生しやすいということにもなる。効率的に自治体の負担を緩和できるような形でやるとすれば、この方法が考えられ、岡山県でやっている。自治体間やエリアの情報共有にもなるし、こういう方法で集団指導ができれば、やらないよりはいいので、一つの手法として打ち出してはどうかという趣旨で提示した。

事務局・今中：指導監査に限らないが、都道府県の福祉事務所ごとに市町村の支援をしてきた歴史が行政にはある。おそらく岡山県ではそういう形態が実地指導でも残っていて、事業所と管内の市町村と一緒に勉強会をやったりするような関係なのではないか。今、町村より市のほうが多くなった段階で広域の保健所や福祉事務所と都道府県のつながりは昔とは少し違ってきていて、都道府県の支局単位での市町村支援ができるところが少なくなってきたが、そういうつながりを集団指導で生かしていければいいのではないか。

鏡委員長：実地指導というより情報提供と、指摘事項の説明と注意喚起ということではないか。集団指導で実地指導の代替えになるのは、非常に限られた部分でしかない。

新地委員：合同開催の件に関連して、今年から居宅介護支援の指導監督権限が市町村に移譲されたが、給付の適正化に関する解釈で年々ローカルルールが進んでいる。市町村の間にまたがるサービスエリアでは、A市とB市では生活援助の解釈、福祉用具レンタルの給付の示し方などサービス提供の根拠の見出し方や解釈が異なり、現場が混乱している。隣接する市町村が同じ見解で一致した集団指導をやってもらえればいいと思う。

河島委員：集団指導を充実させるには、サービス種別を細かく分けてきめ細やかに行うことが重要ということを豊田市の課題として感じている。現在、集団指導の資料は一冊にまとめているが、そうすると各々のサービスに関連するページが少なく探すのも大変で、見落としも出てくるので、細かいサービス種別の資料というものがなくなると考えている。その中でサービス種別に分けた場合、市によっては1、2事業所し

かないサービスについては他市と合同で行えばいいと思う。

坪委員：今の集団指導に出席しているのは管理者レベル。民間の経営の場において、質を改善していくには経営の意思が大事。こうした中で経営者を含めたマネージャー以上の方々に情報提供するにあたり、今、国として方向性を求めているものは何なのか、それが事業としてこういうところに現れてきているというような脈絡をもって話すことになれば、内容が変わってくる。それによって経営の中身や行動倫理にも関わってくる。集団指導もそういう情報提供の場として考えた場合、今のやり方で良いのかという議論は必要なのではないか。

●「論点5 他制度との関連の整理」について

吉永委員：東京都では、合同というわけではなく、区市町村は介護保険法二十三条に基づいて、都は二十四条に基づいて実地指導を実施している。当然、日程が重複しないよう情報共有した上で実施している。

河島委員：豊田市では昨年度から、老人福祉法に基づく施設監査、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの実地指導も同じ課でやっている。その中で例えば障害者向けのヘルパーと高齢者向けのヘルパー事業を一緒にやっている事業所の場合、一度に指導を行えば、職員さんは共通なので両サービスの勤務表などを一緒に見れるので、そういった意味ではお互いに負担軽減になると思っている。また、特別養護老人ホームのような老人福祉法と介護保険法とで重なる部分があるサービスだと、効率化につながるので、一緒にやっていくことがお互いのために必要と考えている。

福永委員：方向案にある「自治体側、事業所側個々の状況があり、強く推奨することは難しいが」という点には賛成だが、先日、有料老人ホーム併設の介護保険事業所と有料老人ホーム、異なる法制度の事業所の検査を出先機関が実施した。表面上は同時に指導できて効率化されているが、事業所側の管理者が後日ちょっと漏らしたのは、県のほうからこの日に行うと言われて断れなかったと。鹿児島県の事業所は零細が多いので、対応できるメンバーが限られてくる。わかる方数人で対応してもらえれば構わないということで応じたが、実際は両方の指導がよくわからなかった、ただ断れなかったということだった。このような話を耳にしたので、合同で行うことは良いことだとは思いますが、我々としても相手のことを十分考えなければいけないと思っている。

瀬戸委員：こちらとしては一緒にやっていただいたほうがいい。居宅系サービスは別としても、施設系の複数の事業に対して監査指導課と介護保険課の事業所係が一緒になってくれるので、こちらとしても1人で対応できるなど、その点に関してはすごく楽。

厚労省・塩野課長補佐：老人福祉施設の施設長、社会福祉法人の役員を兼務していることで、同時に検査をされると立場上困ることもあるのではないかと。

瀬戸委員：私自身は一緒にやってもらうほうが都合がいいが、立ち合わせると反論するので、最近私は検査に立ち合わせてもらえない。ここ1、2回は立ち会いを控えるよう言われている。

●「論点6 事務受託法人の活用」について

河島委員：事務受託法人の活用に誘導していく、推奨していくという方向については、限られた職員でやっていく限り必要だと思う。ただ、豊田市でも今年度公募してほしいしているが、そもそもやれる法人が凄く少ないと感じている。プロポーザルで条件をつけ募集したが、名古屋市で事務受託法人をやっている法人1社だけ、他からはまったく応募がなかった。まずは事務受託のできる法人、団体を育てていく仕組みがないとなかなか難しいと思う。

梅村オブザーバー：追加の意見になるが、実地指導業務にあたる自治体の職員に異動がある関係で、職員の質の向上ということも課題になっている。どこかで実地指導業務に関する研修会のようなものを実施してもらえればいいと思う。併せてそこに民間企業も参加してもらえれば、実地指導の業務というものを把握することができるので、事務受託法人も増えるのではないかと期待している。

新地委員：異動、異動で行政職員の質が上がらないし、担保するのもなかなか難しいという状況が続いている。それは直営で何も運営していないので、現場に精通したノウハウもないし、その中で質をいっても難しい。そういった中で、今の発言のように合同で共通の場を育みながらそういう団体を作っていくのは有効だと思う。この状況はずっと変わらないので、我々事業者と一緒に育んでいくのが望ましい。

●「論点7 実施体制の構築」について

郡山委員：各自治体の事情があるのでなかなか一律に決めるのは難しいが、方向案にある「介護支援専門員等の専門職の活用」は、こういった形になるか検討の余地はあるものの期待できる。我々一般行政職員が実地指導でケア記録などを見る際、形式的に見ることはできても、2、3年で移動する職員がその内容が妥当かどうかということ判断するのはかなりきつい。専門職の活用といったことを充実してもらえると、非常に効率化が進むと思う。

梅村オブザーバー：方向案にある「専任職員一人当たりの平均担当事業所数」を情報提供してもらえるとすごく助かる。昨年度から総務監査課として介護、障害、老人福祉施設等の監査を5人で担当しており、平均して週3回ぐらい出動している。実地指導で事業者と話をする中では、こちらも気を遣う関係でメンタルをやられてしまう職員も結構いる。その面ではけっこう負担の大きい仕事だと思うので、職員が休まずやっていくためにも負担にならない担当事業所数を示していただければと思う。それに合わせて指導率も変わってくる。6年に1回の頻度となると15～17%ぐらいの指導率

の確保が必要となる中で平均担当事業所数を確保できれば、それに合わせて職員体制が構築できるよう人事当局との交渉も進むのではないかと思います。一方でその辺の因果関係を証明するのはなかなか難しいのが現実なので、それをどのように調節していくかということが今後の課題だ。

鏡委員長：理想としては指導監査専門の職員がいればいいが、一時期に比べて今、自治体の職員数自体が減っている。おそらく皆さんもかつての1.5倍ぐらいの量の仕事をされているのではないかと。組織的にパンパンな状況なので、なかなか新たに専門職を求める環境にはない。そういう中で、アウトソーシングするというのとは一つの方法かと思う。

石黒副委員長：世の中の行政の関心は、人口減少社会をどうするかということにシフトしている。そういう難しい時期が明確に予測されている中で、ここ20年ぐらいは高齢者介護の需要は拡大していくという変な形で課題が進んでいる。一つは、人口減少の中で行政だけが肥大化することではなく絶対スリム化を求められるので、それを見越して論点6の事務受託法人というものを作った。当時提案したのは私だが、生涯現役、1億総活躍といわれる中で、現役を終えた前期高齢者たちが経験を生かしてこういった仕事をするのを担保していくことで、高齢者活躍の場になるだろうということを想定している。そういう経験のある人がずっと業務をしていければ、安定性が出て、新人がコロコロ変わって、行政がコロコロ変わってという役人の勉強のための実地指導にはならなくなるだろうと考えた。また私は、別の老健事業のプロジェクトで身体拘束ゼロの手引きの見直し作業を行っている。その中でいろいろ話を聞いてみると、11項目でなければいいだろうという新たに似たような拘束が数多く発生しているそうだ。鈴をつけてその音で察知するとか、センサーに振り回されてみんな辟易しているとか、不適切なケアがけっこう現場ではびこっている。原点に立ち返れば、アセスメントに始まるケアの有り様ということについても、実地指導において、そもそもどういう考え方をもって、どういう情報処理をしてというところから施設サービス計画を作って、家族を巻き込んでという、こういった総合戦略の中で行政と現場がコラボしていくことだと思う。今日の議論を聞いていると、実地指導の頻度が最低6年に1回ならそんなものかと思う。あまりいじると2年に1回で頑張っているところが人事当局からクレームをつけられてしまう。論点7については、頑張ったところでそうそう裕福な人事課長がいるとは思えないので、増えないと思ったほうがいいし、その厳しさを前提に質の担保をどうしていくか。サービスは抽象的な概念で充実とか言わなくても、適切にやってもらえればいい。その仕組みがきちんとできているかという視点で見ていく。それがなければ育成にはならない。重箱の隅を突つくようでは信頼関係はできていかないし互いの成長にもならない。論点7はきついのので、論点6あたりを念頭において、その環境整備をしていくことが重要だと思う。

鏡委員長：6年に1回となると、自治体の職員も替わる。人により指導内容も違ってくるわけで、そのことも課題だと思う。

厚労省・塩野課長補佐：委員の皆様の自治体や事業所においては、この議論はすでに取り組まれていることをなぞるようなところもあると思うが、この場で改めて意見をいただくことは大変有意義だと思っている。もう１回研究した上で、外向けに文章なりでどういうことが言えるか、積極的に考え取り組んでいきたい。年度末まで引き続きよろしくお願いします。

鏡委員長：さまざまな論点が出たので、もう一度事務局でまとめていただき、もう１回会議があるので、そこでさらに深めていきたいと思う。

（４）その他

＊事務局・青木により、次回の検討会の日程調整について説明と閉会のあいさつがなされた。

閉 会

第 3 回 検 討 委 員 会

会 議 名 平成 30 年度老人保健健康増進等事業 実地指導の効率性の向上に資する
手法等に関する調査研究事業 第 3 回検討委員会

日 時 平成 31 年 3 月 14 日 (木) 11 時から 13 時

会 場 イオンコンパス東京八重洲会議室 Room B

出 席 者 鏡委員 (委員長)、石黒委員 (副委員長)、吉永委員、稲葉委員、河島委員、
塩谷委員、福永委員、瀬戸委員、川口委員、坪委員、新地委員

欠 席 者 郡山委員

オブザーバー 厚生労働省介護保険指導室 塩野、徳久
国立長寿医療研究センター 加納、進藤

事 務 局 株式会社ウエルビー 青木、今中、佐藤、矢吹、吉田

会議次第

1 開 会

- (1) 委員長あいさつ
- (2) 配布資料の確認、出欠状況の報告

2 協議事項・報告事項

- (1) 実地指導における行政文書削減に関する調査研究事業について
- (2) 報告事案について
- (3) 意見交換
- (4) 今後について
- (5) 副委員長あいさつ

[資 料]

- ・実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究報告書〔案〕
- ・主な修正・加筆事項
- ・当法人における介護保険事業所に対する照会等事務 (実地指導) 事業について
～特定非営利活動法人介護と福祉の調査機関おきなわ
- ・実地指導員研修計画～公益社団法人かながわ福祉サービス振興会
- ・座席表

開 会

- ＊事務局・青木のあいさつにより開会
- ＊鏡委員長のあいさつ
- ＊事務局・今中による配布資料の確認と出欠状況の報告

協議事項・報告事項

以後、委員長が議長を務め協議・報告に入る。

（１）実地指導の文書削減に関する調査研究事業について

実地指導の文書削減に関する調査研究事業の進捗状況について、オブザーバーである国立長寿医療センター・進藤氏より説明が行われた。

国立長寿医療研究センター・進藤：実地指導における文書削減に関する調査研究事業は昨年度から引き続き当センターで取り組んでいるもので、昨年度は質問紙調査を中心に行い、今年度は検討委員会を起ち上げ進めている。昨年度の調査研究においては訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援の４つのサービス事業所について、実地指導時に自治体側がどういった文書を求めているか、事業所側としてはどういった文書が求められているのか、両者の側で文書の実態を把握している。結果については当センターのホームページにある報告書を見ていただければと思うが、自治体側のほぼ 100%が求めている文書もあれば、半数ぐらいの自治体が求めていない文書があるということも明らかになった。例えば資産状況に関する文書は社会福祉法人を対象とした指導監査の際に確認されているものだと思うが、民間の居宅介護支援や訪問介護の事業所を対象とした実地調査では求めている自治体もあれば求めていない自治体もあるということが分かった。こういった結果を踏まえて今年度検討委員会を起ち上げ、年間４回、検討委員会を開催した。メンバーは大学の先生と、この検討会のメンバーである稲葉委員や豊田市の藤田委員のほか４名の自治体職員、事業所の職員４名の計 11 名で構成されている。第１回検討委員会では、文書削減とはどこまでの範囲を示すのかということについて検討、第２回ではヒアリング調査の報告を行った。第３回、第４回では実地指導の際の標準確認項目、確認項目の確認に必要な文書等についての意見交換を行い、その結果を踏まえ各自治体でモニタリング調査を行っていただいた上で、標準確認項目案、必要となる文書案というものを作成。それをもとに、今年１月下旬から２月中旬にかけて事業所側の協力のもとで「模擬実地指導」を実施した。最終的には訪問介護、通所介護、介護老人福祉施設、居宅介護支援に、訪問看護、介護老人保健施設、認知症対応型グループホームを加えた７つのサービスについて標準確認項目案、必要となる文書案というものを作成している。現在、報告書の内容を委員に確認していただいているところなので、本日お示しすることはできないが、４月以降に報告書にまとめたものを提示させていただく。

（２）報告書案について

配布資料「実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究報告書〔案〕」及

び「主な修正・加筆事項」について、事務局・今中より説明が行われた。

(3) 意見交換

報告書案についての事務局説明を受けて、各論点について委員による意見交換が行われた。

鏡委員長：全体の事業所数が当初より 1.5 倍に増え、返戻等が毎年 10 億円前後あるということで、ある程度実地指導の効果は出ているが、自治体内での人員確保はなかなか進んでいないのではないかと。昨今の状況として一般的に行革とか組織改編が進められ住民に対する職員数が減っている中で、論点 7 の実地体制の構築ということが大きな課題となっていると思う。各自治体でどのような対応をしているのか。後ほどご意見を聞かせていただきたい。

[意見交換の概要]

●「論点 1 目的や理念」について

石黒副委員長：「サービスの充実」という文言は、ふさわしくないのではないかと。質をどう維持していくかというほうが私のイメージに近い。

塩谷委員：「育成」ということも入れてほしい。

鏡委員長：サービス自体の充実というより、サービスの質を向上させるための改善なのではないかという意見が出されたが。

河島委員：サービスの質の充実・改善という表現なら賛成だ。

瀬戸委員：制度をもっと良くするというようなイメージがあって、質の向上を目指していくということなら分かりやすい。

坪委員：事業者側からすると、双方向性ということは非常に大事。サラッと書いてあるが、実際にやるのは難しい。ハードとしては、ソフトとしてはどういうものがあるのか。第 1 回検討会で指導結果のデータベースの構築をと話したが、なにか具体例があるとイメージしやすい。

鏡委員長：第 1 回検討会では、データベースが整備されていないので、毎回同じようなことを繰り返しやるのは非効率という意見があった。ここに「データベースの整備などの総合的な指導がある」といった内容が入っていると具体的になる。

稲葉委員：サービスの充実というより、サービスの質の向上のための事業所の指導というほうが、目的として妥当だと思う。

鏡委員長：塩谷委員からは、職員の育成がサービスの質の向上の面で重要という話があった。

塩谷委員：職員ではなく、事業所の質の向上という意味で発言した。

鏡委員長：事業所育成と書かれない意図は分かるが、事業者としてはそのことをどうとらえているか。

坪委員：PDCAが回るということが非常に大事であり、我々からすればそういったことを組織の中できちんと進めていくということが大事。上から目線の部分とトップダウンの部分のバランスをどうとるかということが次の世代への方向性のつけ方だと思う。

鏡委員長：権限をもって指導するということで、そういう表現になってしまうのは否めないが、確かに「育成」というとちょっと上から目線という気がするので、調整したほうがいいと思う。

●「論点2 項目の厳選」「論点3 頻度と年次計画」について

河島委員：「法令上の最低基準など、この項目を遵守しないと明白な不正であるという基本的事項の遵守確認は事業者の責務とし、原則として実地指導の調査項目からは省略することを可能とする」という記述が腑に落ちない。最低限これを守らないとだめだということこそ指導で確認すべき。以前にも意見があったように、今まで指摘のなかった事業者については省略を可能にするとか、効率化のためにその事業者が明らかに守っていることを省略してもいいという考え方は分かるが、「原則として」というのは少し強い表現だと思う。省略することが前提なのかと疑問に感じる。豊田市も参加している実地指導文書削減の委員会の報告書案も見せていただいたが、そちらにも同様の記述がことあるものの、「省略することも可能」というような少し柔らかい表現だった。選択できるような書き方のほうがいいと思う。

鏡委員長：表現について具体的な案はあるか。

河島委員：標準的確認項目との関連で、例えば法令上の最低基準というとならず人員基準がイメージされる。最低基準だから守って当然であり、見なくてもいいとなってしまうと実地指導に行く意味がない。最低基準こそ見るべきところだと思う。

事務局・今中：平成18年度まで人員基準は見るべきだったが平成18年度からは見なくてもいいとなった経緯がある。当時厚労省はその部分を事業所の責務としたい旨で廃止したのかもしれないが、実態としてはこの10年、自治体としてはきっちり見てきたという事実があり、このあと厚労省がどう制度として打ち出すかということ次第だと思う。河島委員が「強い表現」とおっしゃるのも理解できるが、事業所の責務とい

うことをしっかり打ち出していくことも大切だと思う。

鏡委員長：「原則として」という表現がかかるのはむしろ「この項目を確認しないと実地指導が成立しないという事項を標準的確認項目として国が選定・提示する。」の部分ではないか。豊田市には豊田市のローカルルールがあるということであれば、「国及び自治体が選定・提示する」という表現にすることで自治体の裁量範囲が増えることになる。「省略することを可能とする」ということ自体は河島委員の意見と相反するものではなく、その主体が国だけではなく自治体もできるということにしておけばいいのではないか。

事務局・青木：河島委員は「原則として」という言葉にこだわっているようだが、この部分は論点3で記されている「過去2回連続で指摘がない事業所の確認内容を簡素化」との関連で考えていただければと思う。

鏡委員長：それでは論点3を含めて意見を出しほしい。

坪委員：優良事業所の選定というのは、例えば実地指導の累積したデータベースに基づいて一定の基準を作りクラス分けするということと考えられる。今後、そのレベルに応じて緩和していくという流れにならないと、行政側の人的資源をどう効率化していくかという議論にもつながっていかない。

鏡委員長：評価活動につながっていくので、実際には指標をどう作るかなど難しい。

河島委員：最低基準など基本的事項の遵守を事業者の責務とするということ自体は理解できる。その上で、調査項目からは省略することができるという記述が論点3でいう優良事業所を対象としての表現であればいいと思う。一律に省略できるととらえられる表現には違和感があるので、そのあたりを明確にしてもらいたい。

鏡委員長：それでは、66ページの文章に「こういう事業者であれば省略が可能」といった表現を加味する方向で修正を。

事務局・今中：「法令上の最低基準など……国が選定・提示する」の一文が長いので、今の議論を踏まえた上で二文に分けて分かりやすく書き改めるので、再度確認してほしい。

鏡委員長：論点3について事業者側からの意見はないか。

瀬戸委員：社会福祉法人の内部監査がきちんと入っているところについても、そこで運営面も見てもらい省略してもらえれば、同じことを何度も聞かれることがないので効率的だ。

新地委員：56 ページの「事業所の認識不足が多い加算」の中で「通所介護の個別機能訓練加算」が突出している。制度的な問題もあるが、指導官レベルで指導内容が異なったり、算定基準の理解がぼやけてくるところがある。論点としての項目に当てはまるかどうか分からないが、事業者側も指導側も一致した基準というか指導内容で整理ができるような内容を追加してほしい。

鏡委員長：論点全体にかかることとして、きちんとした情報提供と理解を促すことが必要だ。論点 1 の中に、「事業者がより分かりやすい説明を加える」といったことを入ればいいのではないか。

●「論点 4 集団指導の工夫」について

稲葉委員：方向案に「実地指導で指摘の多い事項、算定の誤りの多い加算等を一層わかりやすく説明する」とあるが、56 ページの「事業所の認識不足が多い加算」や 61 ページの「算定方法や解釈を教わりたい加算」についてのデータが集団指導においても参考になるので、そのあたりことも含めたほうがいいと思う。

福永委員：方向案に「都道府県は、市区町村への技術的な支援や、合同実施等の調整を行い」とあるが、合同実施の調整ということが引かかる。県の所管部分は県が実施する。中核市はそれぞれで行うが、市町村は地域密着型サービスの所管なので、その集団指導を行う。その技術的な助言や資料の提供などは今もやっているの、そこは構わないが、具体的に合同実施の調整というものを考えた場合、何をやるのかと思う。隣接しているところには一緒にやればいいのではないかと申し上げてはいるが、市町村が主体的に動かなければできない。それを制度として国、県という縦のラインで合同実施の調整をするような元の形に戻るのかと疑問に思う。

鏡委員長：合同実施で効果を上げている自治体はあるか。各自治体でデータベースを作り、それを共有化できればいい。そうすれば、ここは話を聞こうとか、ここは任せるといったことが分かると思う。

福永委員：データの面で言えば、鹿児島県と鹿児島市については集団指導の資料は共有している。県が作ったものを毎年鹿児島市に提供し、そこに鹿児島市が独自の分野を加えており、指導的には中核市と県が共通のレベルにあるということを担保できるよう取り組んでいるが、地域密着型サービスについてとなると県はデータを持ち合わせていない。

石黒副委員長：ここに記されている合同実施等の調整というのは、冒頭の事務局説明にあった、岡山県備中県民局が倉敷市の集団指導に圏域市町が相乗りする調整役となっているというイメージに基づくものなのか。

事務局・今中：そうだ。例えば今までは県が行っていた居宅介護支援の集団指導をこれから市町村で行わなければならないというときに、そこそこの規模の市であれば独自に行うが、小さい町村では難しいという場合、郡単位でどこかの町が幹事町になってというような形で行えればいい。ただし、放っておいてもやらないだろうから県の出先機関などにそういう事を進めていただければいいのではないか。鹿児島県は九州の本島と奄美の2か所で県所管の集団指導を行っていると言っている。たくさんある市町村所管の集団指導については、合同実施を含めて調整をどこまでやるかということが課題となってくるが、市町村支援の一環としてそういう例も考えられるという余地を残していただけるとありがたい。

鏡委員長：まずは都道府県と市町村の間で資料の共有化が必要。あとはこういう視点でやっていくという職員の目合わせが事前にできているといい。自治体側としてそういうことは可能か。

河島委員：愛知県では、介護関係で年に3回ほど県と政令市中核市が集まる会議があり、そこで実地指導でキーとなった情報の共有とか集団指導の話が出る。そういう会議がある都道府県ならやりやすいのではないか。

川口委員：集団指導を実施できない自治体に関してはこの内容に含まれているが、行けない方、欠席者に対するフォローというものが何もなくていいのか。また、論点1との関わりで、目的としてサービスの充実という言葉が出ているが、論点4の集団指導の充実促進の部分では、内容は法令遵守のことだけでサービスの充実ということには触れていない。それは問題ではないのか。

新地委員：中核市だが、集団指導を欠席した優先的に実地指導の順番が早まり個別に指導を受けるといった情報が抑止力になっているので、みんな出席する。正式なお触れは出ていないが、事業所はそういう解釈をしている。

鏡委員長：フォローとして、多くは、見ておくよう後日資料を送るといったものだろうが、新地委員の発言のように、そもそも欠席させない工夫というのにも必要かと思う。川口委員からの2つ目の意見については、法令遵守ということが記載されているので、表現としては特に問題がないように思える。

川口委員：問題点とは言えないが、内容について何かもぞもぞする。ここまで実地指導において法令遵守だけでなくサービスの充実を謳っている中で、集団指導の部分では指摘の多い事項といったことだけに集約していると感じる。「先進的な取組」といった言葉も書かれているが、そのあたりは集団指導ではあまりフォーカスされないのかと思う。

石黒副委員長：アンケートを見ていると、サービスの中身のほうは専門家でもないので

なかなか見られない。だから国語で判断できる運営基準のところをチェックしていると。川口委員からの発言は、それは集団指導でもできるが、例えば身体拘束もどきとか不適切ケアが行われている実態があるとして、そういうことを集団指導で喚起できればいいというような観点からのものと理解した。あるべき姿だと思うが、自治体のほうでそういう実態を把握できていればそうすればいい。むしろそのほうがいい。

鏡委員長：自治体と事業所の間で整理できていくことなので厳格に決めることは難しい。いずれにしてもサービスの向上に繋がる内容になることが重要だ。

河島委員：豊田市では平成 30 年度の法改正に伴う共生型サービスの開始に伴い、障がい福祉課が共生型サービスの指定について説明したり、他にも介護保険とか指導といった分野だけではない部課や組織から人を呼んで話してもらったりしている。そういう取り組みはたぶん他の自治体でもされていると思う。

鏡委員長：サービスの質を測る尺度は、各自治体の中で幅があっていい。基準項目とそれ以外の項目をきちんと整理した上で、優良事業者というところに結びつけていくことが必要だ。

吉永委員：合同実施とは異なるが、都内の区市町村が集団指導を行う場合に、都の検査員が講師として派遣を要請され話をすることがある。一方、派遣を求めず毎年独自に行っている区市町村もある。都としてはどの区市町村の集団指導においても、同じ内容の講義を行う必要があるので、その場での話も指摘の多い事項等の説明になってしまふ。一方、都の講義とは別に、区市町村から事業者に対し伝達事項を連絡するような場ともなっており、区市町村側でいろいろ工夫している印象がある。

鏡委員長：それぞれの自治体の独自性については、都として認めているのか。

吉永委員：それぞれの保険者としての集団指導なので、給付上の判断など特に保険者から伝えるべき内容に対し都が良し悪しの判断をすることはない。また、事業者自らが連絡協議会を起ち上げ、その場に地元の自治体に関わるといった取り組みをしているところもあり、連絡協議会の場に集団指導のコマとして都の職員を派遣させていただくこともある。

鏡委員長：実地指導というより情報提供と。

坪委員：今の議論を含めて 68 ページの方向案で掲げられている充実促進というものは、今あることがベースと思えてしまう。今あることと違う側面がないと変わらない。例えば、会合のターゲットとして経営者層にアプローチする。そうすることで経営の力が働いているような表面には見えない根本的な質の問題を変えていけるのではないかと考えた場合、そこには今あることの充実促進とは違う側面がある。改善と革新の

違い。そういう論点、視点がこの部分については必要だと思う。

事務局・今中：「改革」というような斬新な言葉をここに入れていくのがいいのか。

坪委員：言葉ではなく物事の捉え方の問題だ。

事務局・今中：集団指導の中身を思い切って改革していけるような内容をここに載せていくのは難しい。また、大半の自治体は多くの方に集団指導に出席してもらえよう努めるとする一方で、欠席者へのフォローに対しては否定的だった。そもそも集団指導について議論する機会はこれまであまりなかったと思うので、180度の改革にはならないかもしれないが、この報告書がその端緒となるようここでいただいた議論を踏まえて文面を見直す。福永委員からの意見については、合同実施ありきの方向ではないよう修正する。

●「論点5 他制度との関連の整理」について

瀬戸委員：同時に複数の事業所の指導を行ってもらい、最後に法人に入ってもらったほうが対応しやすい。個別にバラバラに事業所に来られると、ある事業所で問題を指摘された後、別の事業所でそれが見直されているかという、法人としてまだ対応できていなかったりすることもある。同じ法人の事業所があちこちに散らばっていると大変だが、そういうことに配慮してもらえるとありがたい。

新地委員：介護保険の訪問介護と居宅関連の障害福祉サービスは訪問系の同じ事業所がそれぞれ実施しているので、合同で実地指導を行ってくれるとありがたい。人員体制も両サービスで重複した基準で対応している事業所がほとんどなので、効率化が図れると思う。

●「論点6 事務受託法人の活用」について

吉永委員：都における事務受託法人の活用については、これまでかなりの年数、運営が図れている中で、区市町村に対しどこまで支援していけるのかという課題もある。事務受託法人の体制を整え継続していくことにも難しさがあり、それなりの経験を持った調査員を雇用し続けるのが難しいと聞いている。

新地委員：ケアマネジャーの団体の役員をやっているが、先日の会合である都道府県の介護支援専門員の協議会が事務受託法人として実地指導も行っているという話題になった。職能団体ならけっこうノウハウを持った人材が集中する。それでも実地指導担当の人材を継続的に雇用するのは相当大変といわれていたが、職能団体の活用ということも有効だと思う。

事務局・青木：他の都道府県でも介護支援専門員協議会の県支部が事務受託法人に向けて動いていると聞いたことがあるが、それについてなにか情報はあるか。

新地委員：介護支援専門員には4つの法定研修というものが義務付けられており、協議会がこれらの研修の実施機関となると運営が潤うという背景があるが、協議会によっては、なかなかこの認証が取得できないとか、受験者数が少ないといった問題がある。専門職を増やしていくことが協議会の一つの役割だが、並行してこういう業務もやっていければ、職域が広がることにつながるかどうかは分からないが、新たな活躍の場になると思う。非常に少ないが、力のある協議会はどういった取り組みに高い関心を持っている。

事務局・今中：43 ページにあるように、今回のアンケートをもとに全国でどれだけの職員が実地指導に関わっているか推計してみると、およそ 3000 人。それにアンケート未回答の自治体分を概算で加えると、5000 から 6000 人の自治体職員が介護保険の実地指導に関わっている。一方で、37 ページにあるように、自治体職員ではなく実地指導にあたる人はまだ数十人しかいない。警察官だけではマンパワーに限界があるが、民間の駐車監視員の制度により、駐車違反が劇的に減った。実地指導についても民間に委託するには、最終的には行政処分の権限がネックになるが、それとは切り分けて可能な部分を民に委ねればいいのではないか。自治体職員には人事異動がある。培ったノウハウを異動で後任にしっかり伝えることができればいいが、できなければ指導体制に綻びが出る。職人技のようなノウハウの継承を事務受託法人の制度を活用しながらうまくやっていく必要があると思う。現在この制度がしっかり確立されているのは東京都、神奈川県、沖縄県で、愛知県、大阪府は発展途上だ。他県でも、特に政令市などで、この制度をうまく活用してほしい。民間で事業所の指導を担うセクションを育成していくことは有意義だと思う。

鏡委員長：有意義だとは思いますが、問題は組織とその人材をどう確保していくかということで、これがなかなか進まないのは自治体側に問題があるのかもしれない。起ち上げて間もない大阪市ではどういう状況か。

塩谷委員：おかげさまで平成 30 年度は 16.6%以上の実施率を達成できる見込みだ。当初は訪問介護だけと思っていたが、他のサービス種や、大阪市以外の市町村についても事業を増やしていくことを今後検討したいと思っておられるようだ。他の市からも委託についての問い合わせが入っており、今後進んでいくのではないかと考えている。事務受託法人の活用推進に向けた動きは十分にある。

鏡委員長：存在意義と効果については徐々に理解されているということか。

塩谷委員：事業者側には受託先が指導に行くと行政より緩いという印象もあるようで、現場としては市がもっと研修を充実させるなどしなければというところはある。

河島委員：豊田市では、今年度から委託を始めて、とりあえず3年間やっていく。来年

度、障害児の通所サービスの所管権限が県から移譲されてくることで、現在の職員数でやっていることを回すことが難しくなってくる中で、一定程度委託することが必要だと考えている。実施率の面でも、委託することでなんとか目標値を達成できるころではあるので、事務受託法人の活用は必要だと思っている。ただ人材確保は難しい。現在の委託先も人員が少ない中で多忙を極めてやっていただいている。事務受託法人のネットワークという話があったが、全国的な人材育成の仕組みが整っていないと人を増やすことは難しいと思う。

●「論点 7 実施体制の構築」について

瀬戸委員：論点 6 で話のあった介護支援専門員の活用は非常に大事なこと。居宅も施設もケアプランの中身について指導いただくが、一般的なことに終始している感があることもある。これはどうしたらいいかと相談できるような指導であれば望ましい。ケアマネジャーの資格を持つ指導官なら、プランの内容をしっかりと理解した上で改善の助言ができるなど、指導の中に発展性が出てくると思う。追加された論点「研修の充実促進」は非常に有意義。事業所の中だけでやるより地域に広げてやっていけば、必ず質の向上につながる。

鏡委員長：論点 7 をめぐる背景で言及されている地域格差は指導の結果や過誤調整につながってくるが、それを克服するには研修というものがなくなってくるのではないかな。参加いただいている自治体の中で、そういう地域格差に対しなにか工夫をしているところがあれば紹介してほしい。

稲葉委員：県ではないが、今年度の新たな取り組みとして、下田市を中心とした 1 市 5 町で協議会を起ち上げ合同で実地指導を行っている。合同でやってみて構成自治体からやりやすいという意見が出された。実施後に開いた県も参加しての検討会でも非常に有益という意見があったので、来年度も引き続き支援していきたい。

●「論点 1 ～ 7 全体」について

塩谷委員：どの論点で話せばいいか迷っていたが、うちの組織として検討会でぜひ発言して意見を求めてほしいということがある。障害福祉サービスの請求では介護のようにサービス提供票による 1 日あたりのカウントではなく、何時から何時まで支援したのでいくらという請求方法となっている。実地指導時、特にサ高住など多くの事業者がいる中で、現地で「テレッサ」（商品名：複写式の介護・障害福祉サービス実施記録用紙）を見るのは時間がかかるので、障害福祉サービスのようにサービス提供時間で示すような記録に改めれば、時間短縮につながるし、監査などに切り替わった際にもデータとして取れる、という意見が出た。ただ、そうすると事業者サイドの負担が大きくなるので、意見が聞けたらと思う。

鏡委員長：介護の記録のやり方を障害福祉サービスのように見直す必要があるということか。

塩谷委員：事業者側が実際に提供した時間数と計画した時間というものを入力して請求すれば、実地指導の際に「テレッサ」を一枚一枚めくる時間を短縮できるのではないかということだ。事業者側からすれば、これまで「テレッサ」に記入すれば済むところを入力する手間が増えるので現実的ではない方法だとは思いますが、大阪市としてここで意見が聞けたらと思う。

坪委員：言われたことは方法論的なことだが、もう少し根源的なことでないと負担の押しつけになる。例えば、業務全体としてＩＣＴ（情報通信技術）をどう使うかといったことだ。位置情報はＧＰＳ（位置情報計測システム）につながっている。サービス時間は現場でスマホから入力する。そういう仕組みが普及すれば、記録するのもチェックするのも楽になる。現在の状況の中で、ご発言のあった方法を導入するのは、事業所としては基本的に受け入れられないと思う。

鏡委員長：72 ページに7つの論点の方向案がまとめられている。これに本日議論いただいた内容を加えて修正し、最終的な報告案をまとめさせていただく。

（４）今後について

事務局・今中：修正した報告書案を再度メールで送るので、期限までに確認していただきたい。

厚労省・塩野課長補佐：この手法等の調査研究、文書削減の調査研究を今年度に行い、これらを踏まえて来年早期には通知を発出したいと考えている。内容はまだ検討中だが、来週全国の自治体を集めての課長会議が開かれる予定で、その資料の中でも素案段階のすべての研究の内容を記述している。この課長会議で出した資料をベースに行政通知という形で来月に発出したい。これで終わりではなく、引き続き来年度も見直しの検討を進めるなど精力的にやっていきたい。

（５）副委員長あいさつ

石黒副委員長：生煮えの報告書が2つ、厚労省に集積され、しかもそれを早期に行政通知に変換するのは大変だと思う。文書削減とサービスのチェックというのはおそらく二律背反的なところがあるので、立場立場で非常に困ると思う。そうすると介護保険の根源である利用者の尊厳というところに持ってきて、それを確保するためにはどうするかというところに戻ってくると思う。それをキーワードに一丸となって取り組んでいくきっかけになれば、ということを祈念して終わりの言葉としたい。

閉 会

＊事務局・青木により、閉会のあいさつがなされた。

平成 30 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
(老人保健事業推進費等補助金)

実地指導の効率性の向上に資する手法等に関する調査研究事業報告書

平成 31 年 3 月
株式会社ウエルビー

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 9-18-104
電話 : 03-5428-5785 Eメール : info@well-be.net
ホームページ : <http://well-be.net>

印刷・製本 RISEFINITY 株式会社